

平成 21 年度
米国中小企業政策と中小企業の実態
～オバマ政権の取り組みと活躍する中小企業～

2010 年 3 月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目次

はじめに	1
エグゼクティブ・サマリー	2
中小企業の定義	3
第1章 オバマ政権における中小企業政策の方向性	4
1.1 オバマ大統領の中小企業支援の考え方（大統領就任前）	4
1.1.1. 大統領選挙中の公約	4
1.1.2. 議員時代の投票歴	5
1.2 オバマ政権において採用された新中小企業政策	11
1.3 今後の方針	15
第2章 中小企業庁における最近の動向	17
2.1. オバマ大統領による中小企業庁人事	17
2.1.1. 新長官：カレン・ミルズ（Karen Mills）	17
2.1.2. 中小企業庁の新幹部人事	17
2.2. 主要プログラム	19
2.2.1. 資金調達	19
2.2.2. 指導・研修	25
2.2.3. 調達支援	26
2.3. オバマ政権発足後の新しい取り組み	27
第3章 近年の中小企業庁における業績評価・予算	30
3.1. 2008年度業績評価	30
3.2. 2011年度大統領予算案	32
第4章 中小企業庁以外における中小企業支援政策・プログラムの実態	37
4.1. 財務省	37
4.2. 通商代表部	39
4.3. 商務省	39
4.4. SBIR	40
第5章 連邦議会における中小企業政策動向	41
5.1. 議会における主要中小企業関連法案の審議・成立状況	41
5.1.1. 第109議会	41
5.1.2. 第110議会	44
5.1.3. 出所：各種資料をもとに作成第111議会	47
5.2. 中小企業政策を担当する委員会の委員の顔ぶれ	52
5.2.1. 上院中小企業・起業家委員会	53

5.2.2. 下院中小企業委員会	59
5.3. 中小企業・業界関連団体によるロビー活動の動向	69
5.3.1. 全米中小企業協会（NSBA）	69
5.3.2. 全米独立企業連盟（NFIB）	73
5.3.3. 全米女性経営者協会（NAWBO）	75
第6章 米国中小企業が直面する問題点とそれにまつわる政策上の動き（政策案含む）	76
6.1. 景気減速による資金調達をめぐる問題	76
6.1.1. 背景	76
6.1.2. 中小企業庁による中小企業金融支援策への景気対策法の影響	80
6.1.3. 景気対策法の業績・効果	82
6.2. 中小企業からの政府調達	83
6.2.1. 背景	83
6.2.2. 調達機会拡大の取り組み	85
6.3. 高騰するエネルギーコスト	86
6.3.1. 背景	86
6.3.2. 金銭的支援	86
6.3.3. 情報提供	90
6.4. 高騰するヘルスケアコスト	93
6.4.1. 背景	93
6.4.2. 医療制度改革が中小企業にもたらす利点	97
6.4.3. 関連法案	98
6.4.4. 連邦・州レベルでのヘルスケアコストに対する税控除措置	102
6.4.5. 州政府による中小企業向け保険料補助	106
第7章 中小企業の活躍する市場と成功事例	108
7.1. 米国中小企業が活躍する市場の動向	108
7.2. 中小企業庁の支援を受けて活躍している企業	111
7.3. 最近注目されている中小企業	114
7.4. VC の支援で IPO を達成した企業	124
7.5. ソーシャルアントレプレナー	135
第8章 米国中小企業の実態（データ）	138
8.1. 米国における中小企業の位置づけ	138
8.1.1. 米国の企業総数に占める中小企業の割合	138
8.1.2. 米国企業の従業員規模別年間売上の内訳	140

8.1.3.	米国企業の従業員規模別給与額推移	141
8.2.	米国経済における中小企業の貢献度	142
8.2.1.	米国企業の従業員規模別実質雇用数の推移	143
8.2.2.	米国企業の業種別実質新規雇用数	145
8.3.	米国中小企業における輸出の実態	146

図表目次

図 1 中小企業庁によるローンプログラム内訳.....	20
図 2 ローン・プログラムの融資規模の推移（2004～2011 年度）	34
図 3 証券化された 7(a) 保証ローンのセカンダリー・マーケットにおける取引額（2008 年 1 月～2009 年 9 月）	38
図 4 住宅資産の裁量的資金化によるキャッシュアウトと住宅価格.....	77
図 5 商工融資貸付基準強化を認めた銀行の割合の推移（1990～2008 年）	78
図 6 7(a) ローン保証及び 504 公認開発公社ローン・プログラムによる融資総額の動き	79
図 7 7(a) ローン保証プログラム及び 504 公認開発公社ローン・プログラムによる承認額	83
図 8 エネルギー債券（CREBs、QECBs）の仕組み.....	88
図 9 国民総生産（GDP）に占める医療費の国際比較（2006 年）	94
図 10 GDP に占めるヘルスケア関連支出の推移（1980～2040 年）	95
図 11 企業規模別に見る雇用主による健康保険支給率（2008 年）	96
図 12 ヘルスケアコストによる中小企業の収益損失額（2009～2018 年）	97
図 13 オバマ大統領支持率の推移.....	101
図 14 四半期ごとに見る新規株式公開市場動向（2006～2009 年）	125
図 15 IPO 以降の株価推移	128
図 16 IPO 以降の発行済み株式数推移	128
図 17 IPO 以降の株価推移（株価単位：米ドル）	130
図 18 IPO 以降の株価・発行済み株式数推移（株価単位：米ドル）	132
図 19 IPO 以降の株価・発行済み株式数推移（株価単位：米ドル）	134
図 20 米国企業の従業員規模別分布（2006 年）	138
図 21 米国企業の企業規模別売上総額分布（2002 年）	141
図 22 米国中小企業による輸出額（2002～2007 年）	146
図 23 米国の輸出額及び中小企業による輸出シェア	147
図 24 大規模・中小企業による米国輸出商品.....	148
図 25 輸出に占める製造業、卸売、その他の割合（中小企業）	148
図 26 米国企業の輸出相手国.....	149
表 1 第 109 議会における主な中小企業関連法とオバマ氏の投票.....	6
表 2 第 110 議会における中小企業関連主要法.....	9
表 3 オバマ政権下の中小企業政策—各種資金調達状況の改善、減税措置、調達強化..	11

表 4 中小企業庁の新幹部人事.....	18
表 5 7(a)ローン保証プログラムの種類.....	21
表 6 E200 プログラム対象都市拡大（2009 年 11 月）	28
表 7 2008 年度戦略目標 1 プログラム業績評価	30
表 8 中小企業庁における 2011 年度予算案.....	33
表 9 ローン・プログラムの融資規模.....	34
表 10 主要プログラムに掛かる拠出.....	35
表 11 第 109 議会において成立した主な中小企業関連法.....	41
表 12 第 110 議会における中小企業関連主要法.....	45
表 13 2009 年中小企業雇用創出及び資本調達法案内容	51
表 14 110 議会と 111 議会における上院中小企業起業家委員会メンバーの変遷	52
表 15 110 議会と 111 議会における下院中小企業委員会メンバーの変遷	53
表 16 全米中小企業協会 111 議会政策提言.....	70
表 17 全米中小企業協会の 111 議会における重要法案への姿勢.....	71
表 18 全米独立企業連盟 111 議会優先政策提言	74
表 19 全米女性経営者協会 優先政策提言.....	75
表 20 民間金融機関による中小企業庁ローン・プログラムを通じた中小企業向け融資状況	79
表 21 景気対策法による中小企業庁プログラムの強化内容.....	80
表 22 景気対策法による中小企業庁への資金拠出内訳.....	81
表 23 連邦政府調達枠における中小企業調達額割合の目標値.....	83
表 24 連邦政府調達枠における中小企業調達額割合（2006 年度～2008 年度実績） ...	84
表 25 中小企業庁及び商務省による調達機会拡大のための取り組み.....	85
表 26 連邦政府によるエネルギー関連の税額控除措置.....	87
表 27 連邦政府によるエネルギー関連支援策（税控除以外）	88
表 28 中小企業に特化したエネルギーコスト補助金プログラム.....	89
表 29 従業員 1 人当たりの医療保険料（2009 年）	97
表 30 医療制度改革が中小企業にもたらす利点.....	98
表 31 上下両院における医療制度改革法案比較表.....	99
表 32 下院法案による中小企業への税控除効果.....	100
表 33 上院法案による中小企業への税控除効果.....	100
表 34 州のヘルスケア関連税控除プログラム.....	102
表 35 州政府による中小企業向け保険料補助プログラム.....	106

表 36 米国の従業員規模別企業社数（1997～2006 年）	138
表 37 米国企業の従業員規模別雇用者数(1997～2006 年)	139
表 38 米国の産業別雇用者数（2006 年）	140
表 39 米国企業の従業員規模別給与総額推移（1997～2006 年）	141
表 40 米国の従業員数別開業、廃業数（1996～2006 年）	142
表 41 米国における雇用数増減の要因と企業規模別内訳でみた推移（1996～2006 年）	144
表 42 米国企業の業種別実質新規雇用創出数（2005～2006 年）	145

はじめに

2009年1月20日、米国で初の黒人大統領が誕生した。2007年の住宅ローンバブル崩壊、そして2008年夏のサブプライムローン問題を発端とする金融危機、そして米国経済のメルトダウンからの再生の命運を米国はオバマ大統領の手に託した。

それから一年間、オバマ政権は大手金融機関の救済、セカンダリー・マーケットを含む金融市場の立て直し、エネルギー環境政策、医療制度改革と次々に大きな政策課題に取り組んで来た。しかし、肝心の雇用は、史上最大規模の景気浮揚策を打ち出してもまだ危機的な状態が続いている。支持率の低下にさいなまれている。

2009年10月1日には上院の安定多数を失い、2010秋の中間選挙の見通しも暗いといわれている。その中で雇用回復がオバマ政権において最も差し迫った課題となっている。

このような状況の中、オバマ政権の中小企業に対する期待がこれまで以上に高まってきている。発足当時からオバマ大統領は、極めて熱心に中小企業の経済支援のための施策を展開してきた。中小企業を雇用やイノベーション創出の鍵として捉える同政権は、中小企業向け金融支援の拡充、税制、医療、人材育成、輸出支援、連邦調達、技術開発支援といった様々なメカニズムを通じた中小企業支援を手厚く行う施策を展開してきた。

雇用対策が最優先課題となっている今、雇用創出の担い手として中小企業の役割はますます重要になると予想される。事実、1990～1991年、2000～2001年の米国経済低迷期の後、3年間に渡って見られた雇用回復のほとんどは、従業員20人以下の中小企業における雇用の増加によって達成されている。今後、オバマ政権による雇用対策が強化されるに伴い、中小企業施策もより一層拡充されているものと予想される。

本調査は、独立行政法人日本貿易振興機構を通じ、ジェトロ・ニューヨーク・センターの協力を得て実施した。本報告書が、米国における中小企業及び中小企業政策を包括的に検証・分析し、日本における中小企業施策立案に資することができれば幸甚である。

2010年3月
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
国際統括室

エグゼクティブ・サマリー

本報告書は八つの章で構成されている。第一章では、新政権における中小企業政策の基盤となるオバマ大統領の中小企業関連の公約、オバマ大統領の上院議員時代の主要法案の投票結果を整理し、その後、新政権において新しく採用された中小企業政策や、現在までに実施された各種プログラムおよびイニシアティブを解説し、今後の方針について分析する。

第二章では、中小企業庁（SBA : Small Business Administration）の最近の動向として、新長官のカレン・ミルズ氏や新幹部を含めた中小企業庁人事を説明した後、資金調達、指導・研修、調達支援、といった中小企業庁3大主要プログラムを検証する。

第三章では、中小企業庁の業績評価・予算を取り上げる。まず、2008年度の業績評価結果をまとめ、続いてオバマ政権で特に拡大された信用保証・金融支援プログラムに関する2009年度・2010年の中小企業庁予算を検証する。

第四章では、中小企業庁以外の省庁における中小企業支援政策・プログラムとして、財務省、通商代表部、商務省、省庁横断型制度であるSBIRプログラム（Small Business Innovation Research Program、中小企業革新リサーチプログラム）/STTR（Small Business Technology Transfer Program、中小企業技術移転プログラム）を取り上げる。

第五章では、連邦議会における中小企業政策動向を解説する。まず、第109議会、第110議会、第111議会において審議された法案、成立した法律をまとめている。次に、上院・下院の中小企業政策を担当する委員会の議員メンバーを紹介し、最後に、中小企業関連団体の活動を解説する。

第六章では、米国の中小企業が直面する問題点とそれに伴う政策上の動きを取り上げる。現在、中小企業は、資金調達、連邦調達、高騰するエネルギーコストやヘルスコストの対応などの問題に直面しており、景気対策での施策内容を含め、オバマ政権の政策上の対応策を検証する。

第七章では、中小企業が最近活躍の場を、従来のIT・バイオ・ナノといった産業から、環境・エネルギー、ヘルスケア、宇宙産業と言った分野にも広げている点に着目して中小企業のこれらの分野での成功事例を紹介する。具体的には、中小企業庁から支援を受けて活躍している企業、格式ある賞を受賞するなど最近注目されている企業、新規株式公開を達成、もしくは目前まできている企業を対象としている。さらに、世界的に台頭しているソーシャルアントレプレナー（社会起業家）と呼ばれている企業や団体を紹介する。

第八章は、米国経済における中小企業の位置付けや貢献度、輸出の実態などをデータで検証する。米国における中小企業の位置づけは、企業総数における中小企業の割合、従業員規模別年間売り上げ、従業員規模別給与額の推移で表している。中小企業の貢献度では、従業員規模別、または業種別に実質雇用増減を表すデータを用いている。最後に、中小企業の輸出の実態をデータで分析している。

本報告書は、新政権下において大きな変化を迎える米国の中小企業施策の動向をまとめるとともに、不況下においてもダイナミックに活動する米国中小企業の事例を取り上げ、日本における中小企業施策の立案と実施、および中小企業支援に携わる方々の参考に資することを目的とした。

中小企業の定義

米国における中小企業の支援を行う連邦機関である中小企業庁（Small Business Administration）は、「中小企業」の定義を、以下の要件を満たし、かつ一定の数的要件を満たすものとしている¹。

- 営利活動を営むために組織された会社である
- 米国に拠点を設けている
- 主に米国で営業活動を行っているか、納税または米国製品・物質・人材の活用を通して米国経済に重要な貢献をしている
- 企業として独立性を維持している
- 当該企業の事業分野において、全米レベルで市場支配的地位にない

中小企業の数的要件としては以下の基準が一般的に使われている²。

- 製造業・鉱業は従業員数 500 名以下
- 卸売業は、従業員数 100 名以下
- 小売・サービス業は年間売上 700 万ドル以下
- 一般建築・土木業は年間売上 3,350 万ドル以下
- 特殊工事業は年間売上 1,400 万ドル以下
- 農畜産業は年間売上 75 万ドル以下

また、上記の基準の中とは別に、連邦政府が実施する統計や調査では業種に関わらず「従業員数 500 名以下」と定義されることが多い。本報告書においても、原則、従業員数 500 名以下の企業を中小企業として扱っている。

¹ SBA. “FAQs” . <http://www.sba.gov/contractingopportunities/officials/size/faq/index.html>

² 同上。

第1章 オバマ政権における中小企業政策の方向性

本章では、オバマ新政権における中小企業政策の方向性を、オバマ大統領の中小企業支援の考え方やオバマ政権が発足した後に新しく立ち上げられた中小企業政策を中心にまとめる。

1.1 オバマ大統領の中小企業支援の考え方（大統領就任前）

1.1.1. 大統領選挙中の公約

オバマ大統領は、大統領選挙中に中小企業関連の公約として以下の 12 のイニシアチブを掲げていた³。中小企業を対象とした各種税控除の導入、ヘルスケアコストの削減、資本調達の改善、イノベーションおよび開発活動への投資など、具体的な中小企業支援の課題が打ち出されている。

- **中小企業を対象に、新しい医療保険料に対する税控除を導入し、ヘルスケアコストの引き下げを図る**：中小企業は米国経済の雇用成長のカギを握るもの、近年のヘルスケアコストの高騰が中小企業の競争力の上昇を阻んでいる。このような現状に鑑み、従業員に医療保険を支給する中小企業における医療保険料の一部（最大 50%）に対して税控除を行う。また、公的医療保険プログラムを導入し、中小企業が低コスト、高品質の医療保険を従業員向けに購入できるようにする。
- **中小企業及びベンチャー企業を対象にキャピタルゲイン課税を免除し、その他の課税緩和策を取り行う**：エネルギーコストとヘルスケアコストが急騰する中、増大する中小企業事業主の負担を削減すべく、中小企業およびベンチャー企業を対象にキャピタルゲインに対する課税を免除し、イノベーションと雇用創出を奨励する。
- **中小企業を対象とした融資プログラムの拡充を図る**：中小企業の資本調達を容易にすべく、中小企業庁が実施する各種ローンプログラム⁴を拡大する。併せて、中小企業庁のローンプログラムに参加する金融機関のネットワークを広げるとともに、ローン承認プロセスの簡素化を図る。
- **イノベーションおよびハイテク産業における雇用の創出を支援する**：基礎研究の連邦予算を倍増し、エネルギー資源の多様化を図る。また、ブロードバンド網整備の拡大や、R&D 支出に対する税控除の恒久化を図る事で、中小企業のイノベーション活動と安定した雇用の創出に向けた投資を可能にする。
- **官民ビジネス・インキュベーターの全米ネットワークを作る**：官民セクターにおけるビジネス・インキュベーターの全米ネットワークを構築し、ベンチャー企業の支援を図る。また、年間 2 億 5,000 万ドルを投入し、苦境に面している地域⁵の活性化のため、当該地域のインキュベーターの数と規模を増大させる。
- **女性が経営する中小企業に投資する**：女性が経営する企業の投資活動を奨励するため、クリントン政権時代に法制化したものの、ブッシュ政権下では実施されなかった「女性が

³ BarackObama.com、“Barack Obama and Joe Biden’s Plan For Small Business”：
<http://www.barackobama.com/pdf/SmallBusinessFINAL.pdf>

⁴ 中小企業庁による小口の短期融資プログラム。詳細は後掲。

⁵ 具体的にどのような苦境に面した地域であるかについては言及されていない。

経営する企業向けの調達プログラム（Women Owned Business contracting program）」を開始する。

- **マイノリティが所有する企業の資本調達を増加させる**：他の中小企業と比較してもマイノリティ所有の企業はベンチャーキャピタルからの資本注入が極端に少ない。また、近年は、中小企業庁が認可する中小企業投資会社（SBIC: Small Business Investment Company）⁶からのマイノリティ企業への金融支援も大幅に減少している。これらの状況を改善すべく、資本調達を支援する中小企業庁の中小企業投資会社プログラムを強化する。
- **通信産業における中小企業経営を推進する**：連邦通信委員会（FCC: Federal Communications Commission）が、新たな企業の通信事業への参入を容易にすることを目的とした「1996年通信法（Telecommunications Act of 1996）」⁷の見直し作業⁸を開始するのに先立ち、マイノリティ企業、女性経営企業、中小企業によるメディア所有問題⁹について直ちに取り組む。
- **ハリケーン・カトリーナの被害を受けた地域の企業を支援する**：ハリケーン・カトリーナの被害を受けた地域において、社会的・経済的に不利な状況下に置かれた個人経営の中小企業の再生・再建活動を支援するために、省庁横断的にこれらの企業からの政府調達の目標値を引き上げる。
- **燃料価格の高騰に対する緊急支援**：石油、天然ガス、プロパン、キロシン等の暖房用燃料の大幅な価格上昇によって深刻な経済的打撃を受ける可能性がある中小企業を対象に、中小企業庁の災害ローンの利用を認める。
- **地方の中小企業を支援する**：地方の中小企業に対して研修及び技術支援を提供する。また、地方の中小企業が設備投資を行う際、5万ドルを上限に、投資額の20%相当の税額控除を行う。
- **デジタル・インクルージョンの推進**：全米の無線ネットワークの改善、次世代技術の推進、税制上の優遇やローンプログラムにおけるインセンティブの導入など、包括的なアプローチを通じて、全米各地におけるブロードバンドの普及を促進する。

1.1.2. 議員時代の投票歴

オバマ大統領は第109議会（会期：2005年1月3日～2007年1月3日）、第110議会（会期は2007年1月4日～2009年1月3日。但し、11月4日の大統領選に勝利したため、11月16日付で辞職）でイリノイ州選出の上院議員として活動した。上記の大統領選挙戦中の公約にもあるように、オバマ大統領は中小企業施策に積極的であり、議員時代にも多くの中小企業関連法案の法制化を支持してきた。下表1と表2に、第109議会と第110議会において成立した主要な中小企業法案に対するオバマ上院議員（当時）の投票歴をまとめている。

なお第110議会では、大統領選挙準備のためオバマ議員（当時）の投票歴には棄権が多く見られる。大統領に立候補した議員による第110議会の棄権率は軒並み高く、オバマ氏の棄権率

⁶ 中小企業庁が民間のベンチャーファンドに資金を提供し、資金を受け取った機関が中小企業に対して融資などをを行うメカニズム。詳細は後掲。

⁷ FCC. “Telecommunications Act of 1996” <http://www.fcc.gov/telecom.html>

⁸ 通信法において、通信業界の競合状況などを定期的に見直すことが規定されている。

⁹ TV局などの所有者が男性や欧州系の人種に集中している問題。Free Press. “Out of The Picture 2007: Minority & Female TV Station Ownership in the United States”. <http://www.freepress.net/files/otp2007.pdf>

は 46.3%、共和党大統領候補であったジョン・マケイン上院議員（John McCain、アリゾナ州選出）の棄権率は 63.9%となっている¹⁰。

表 1 第 109 議会における主な中小企業関連法とオバマ氏の投票

分野	法律	概要	オバマ議員 (当時) の投票
年金	2006 年年金保護法 (Pension Protection Act of 2006、P. L. 109-280) ¹¹	中小規模の雇用主が米年金給付保証公社に支払う保険料の上限額を設定	賛成 ¹²
調達	米国陸上交通長期法 (SAFETEA-LU: Safe, Accountable, Flexible, Efficient Transportation Equity Act: A Legacy for Users、P. L. 109-59)	高速道路信託基金の一部を中小企業支援に利用	賛成 ¹³
	2005 年防衛・対テログローバル戦争・津波救済に関する緊急補正歳出予算法 (Emergency Supplemental Appropriations Act for Defense, the Global War on Terror, and Tsunami Relief, 2005、P. L. 109-13) ¹⁴	エネルギー省による中小企業への委託の実態を測定するための手法設定を開始	賛成 ¹⁵
	2006 年内務省・環境・関連省庁歳出法 (Department of the Interior, Environment, and Related Agencies Appropriations Act, 2006、P. L. 109-54) ¹⁶	歳出法で定められた予算の執行にあたって、小規模/零細企業から調達することを農務省と内務省に対して奨励	賛成 ¹⁷

¹⁰ ワシントンポスト、110 議会投票記録: <http://projects.washingtonpost.com/congress/110/senate/vote-missers/>

¹¹ Public Law 109-280 全文: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1280.109

¹² 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より:

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=2&vote=00230

¹³ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より:

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00125

¹⁴ Public Law 109-13 全文: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1013.109

¹⁵ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より:

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00117

¹⁶ http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1054.109

¹⁷ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より:

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00168

分野	法律	概要	オバマ議員 (当時) の投票
経済・中小企業	2006年運輸省・財務省・住宅都市開発庁・司法省・コロンビア特別区・その他独立系官庁歳出予算法 (Transportation, Treasury, Housing and Urban Development, the Judiciary, the District of Columbia, and Independent Agencies Appropriations Act, 2006、P. L. 109-115)	連邦政府機関の出張手続きシステム、「eTravel システム」について、下請調達額のうち最低 23%を中小企業に割当てる	賛成 ¹⁸
	郵便改革法 (Postal Accountability and Enhancement Act、P. L. 109-435) ¹⁹	郵便公社に対して中小企業との元請及び下請契約状況に関する報告を義務付ける	賛成 ²⁰
	2005年米航空宇宙局認可法 (National Aeronautics and Space Administration Authorization Act of 2005、P. L. 109-155)	NASA の中小企業からの調達件数及び契約額を適切な範囲で増加	賛成 ²¹
	2006年退役軍人給付金・ヘルスケア・IT 法 (Veterans Benefits, Health Care, and Information Technology Act of 2006、P. L. 109-461)	退役軍人省に対して、退役軍人が経営する中小企業からの調達目標件数を毎年度設定することを義務付ける	賛成 ²²
エネルギー	エネルギー政策法 (Energy Policy Act of 2005、P. L. 109-58) ²³	省エネ・再生可能エネルギーの導入・製造に関して中小企業を支援	賛成 ²⁴

¹⁸上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00264

¹⁹ Public Law 109-435 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1435.109

²⁰ Library of Congress Thomas による Postal Accountability and Enhancement Act (H. R. 6407) の法案情報より

2006年12月9日全会一致により可決。

²¹ Library of Congress Thomas による National Aeronautics and Space Administration Authorization Act of 2005 (S. 1281) の法案情報より

2006年9月28日全会一致により可決。

²² Library of Congress Thomas による Veterans Benefits, Health Care, and Information Technology Act of 2006 (S. 3421) の法案情報より

2006年9月26日全会一致により可決。

²³ Public Law 109-58 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ058.109

²⁴上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00158

分野	法律	概要	オバマ議員 (当時) の投票
災害支援	中小企業庁による災害支援ローン・プログラムその他のための 2006 年度補正予算法 (Making supplemental appropriations for fiscal year 2006 for the Small Business Administration's disaster loans program, and for other purposes. P. L. 109-174) ²⁵	災害支援ローン・プログラムに対して、7 億 1,200 万ドルの予算を追加	賛成 ²⁶
	2006 年マグナソン－スティーブンズ魚類保全・管理再授權法 (Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Reauthorization Act of 2006、P. L. 109-479) ²⁷	メキシコ湾地域の中小企業に対するハリケーン被害支援	賛成 ²⁸
消費者保護	2005 年破産濫用防止および消費者保護法 (Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act of 2005、P. L. 109-8)	中小企業による倒産手続きを厳格化	反対 ²⁹ (米国市民によるクレジットカード負債の返済がより困難になるという理由 ³⁰ 。)
国際貿易	2006 年輸出入銀行再授權法 (Export-Import Bank Reauthorization Act of 2006、P. L. 109-438)	輸出入銀行による中小企業支援機能を強化	賛成 ³¹

²⁵ Public Law 109-174 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1174.109

²⁶ Library of Congress Thomas による Veterans Benefits, Health Care, and Information Technology Act of 2006 (S. 3421) の法案情報より

²⁷ Public Law 109-479 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ479.109

²⁸ Library of Congress Thomas による Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Reauthorization Act of 2006 (H. R. 5946) の法案情報より。2006 年 12 月 7 日全会一致により可決。

²⁹ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00044

共和党議員は一律賛成、民主党議員の約半数が賛成と反対に分裂した。ちなみに当時デラウェア州選出上院議員だった現副大統領のバイデン氏は賛成派に回っていたが、デラウェア州ウィルミントン市は全米で多くのクレジットカード会社が本部を置く金融都市として知られる。

³⁰ “Obama/Biden -- Left And Lefter” . http://ljilja.info/m_ViewAll.aspx?sp_id=586

³¹ Library of Congress Thomas による Export-Import Bank Reauthorization Act of 2006 (S. 3938) の法案情報より。

2006 年 9 月 30 日全会一致により可決。

分野	法律	概要	オバマ議員 (当時) の投票
その他	2006年科学関連省庁・国務・司法・商務各省歳出法 (Science, State, Justice, Commerce, and Related Agencies Appropriations Act, 2006、P. L. 109-108) ³²	地方自治体や大学等、中小企業を支援する団体や機関に助成金を交付	賛成 ³³

出所：各種資料をもとに作成

表2 第110議会における中小企業関連主要法

分野	法律	概要	オバマ議員 (当時) の投票
調達	2008年予備兵及び退役軍人による中小企業再授權並びに機会強化法 (Military Reservist and Veteran Small Business Reauthorization and Opportunity Act of 2008、P. L. 110-186)	退役軍人が経営する企業及び中小企業を対象とした連邦政府調達を強化	賛成 ³⁴
	FY2008年国防再授權法 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2008、P. L. 110-181)	中小企業の連邦政府調達目標の指標に、「ハワイ州出身者やアラスカ州出身者が経営する中小企業」を追加	棄権 (2008年1月22日) ³⁵
	2008年退役軍人年金改善法 (Veterans' Benefits Improvement Act of 2008、P. L. 110-389)	退役軍人省における退役軍人の経営する中小企業からの調達を強化	賛成 ³⁶

³² Public Law 109-108 全文：http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ108.109

³³ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より：

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00235

³⁴ Library of Congress Thomas による Military Reservist and Veteran Small Business Reauthorization and Opportunity Act of 2008 (H.R. 4253) の法案情報より。2007年1月31日全会一致により可決。

³⁵ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より：

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=2&vote=00001

³⁶ Library of Congress Thomas による Veterans' Benefits Improvement Act of 2008 (S. 3023) の法案情報より。

2008年9月27日全会一致により可決。

分野	法律	概要	オバマ議員 (当時) の投票
エネルギー	2007年エネルギー自立・安全保障法 (Energy Independence and Security Act of 2007 : EISA、P. L. 110-140)	省エネ製品や技術の開発、投資、調達を支援するためのローンや助成金プログラムを中小企業庁が実施	賛成（2007年6月21日） ³⁷ 棄権（2007年12月13日） ³⁸
省エネ・災害支援	2008年農業法 (Food, Conservation, and Energy Act of 2008、P. L. 110-234)	農家や農村部の中小企業における省エネ及び再生可能エネルギー開発を推進	棄権（2007年12月14日、2008年5月15日、同21日） ³⁹
災害支援	2008年農業法 (Food, Conservation, and Energy Act of 2008、P. L. 110-246) ⁴⁰	中小企業災害支援ローン・プログラムを改正し、経済的損害災害ローンを民間非営利機関へ適用	棄権（2008年6月5日） ⁴¹
災害支援	2008年9月30日に終了する年度 (2007年度) 国土安全保障省予算及びその他目的のための法律 (Making appropriations for the Department of Homeland Security for the fiscal year ending September 30, 2008, and for other purposes. 、P. L. 110-329)	中小企業庁への緊急補正予算の割り当てを規定	棄権（2008年9月27日） ⁴²

³⁷ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=1&vote=00226

³⁸ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=1&vote=00430

³⁹ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=1&vote=00434

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=2&vote=00130

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=2&vote=00140

⁴⁰ 「2008年農業法 (Food, Conservation, and Energy Act of 2008)」と呼ばれる法律が2件あるが、内容は異なっている。

⁴¹ 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=2&vote=00144

⁴² 上院点呼投票 (Roll Call) 記録より :

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=2&vote=00208

分野	法律	概要	オバマ議員 (当時) の投票
	2008年9月30日に終了する年度（2007年度）軍関連施設建設、退役軍人省、その他関連省庁予算並びにその他目的のための法律（Making appropriations for military construction, the Department of Veterans Affairs, and related agencies for the fiscal year ending September 30, 2008, and for other purposes.、P. L. 110-140）	中小企業庁の災害支援ローン・プログラムへの補正予算の割り当てを規定	賛成 ⁴³
その他	米国競争力法（America COMPETES Act、P. L. 110-69）	米国標準技術局が実施する製造拡張パートナーシップの諮問機関のメンバーに中小製造事業者を参加させることを規定	賛成 ⁴⁴

出所：各種資料をもとに作成

1.2 オバマ政権において採用された新中小企業政策

オバマ政権における中小企業政策として、中小企業の資金調達、連邦政府調達、減税措置などの資金的支援や、輸出振興、エネルギー消費やヘルスケアに掛かるコスト削減のための取り組みなど、多種多様なプログラムやイニシアチブが関係省庁の主導及び連携の下行われている。以下に、資金面での支援策及び輸出振興策について紹介する⁴⁵。

＜資金的支援＞

オバマ政権発足以来、財務省・中小企業庁主導の中小企業政策として、各種資金調達環境の改善、減税措置、調達強化に関する施策が展開されている（表3参照）。

表3 オバマ政権下の中小企業政策 — 各種資金調達状況の改善、減税措置、調達強化

分野	政策の概要	担当省庁
資金調達環境の	中小企業庁が従来から行ってきた各種ローン保証プログラムの強化。	中小企業庁（6.1.2を参照）

⁴³ 上院点呼投票（Roll Call）記録より：

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=110&session=2&vote=00162

⁴⁴ Library of Congress Thomasによる America COMPETES Act (H. R. 2272) の法案情報より。2007年7月19日全会一致により可決。

⁴⁵ エネルギー及びヘルスケアにおける取り組みは6章参照。

分野	政策の概要	担当省庁
改善	セカンダリー・マーケットの流動性回復に向け、「ターム物資産担保証券貸出制度 (TALF: Term Asset-Backed Securities Loan Facility)」 ⁴⁶ を用いて中小企業庁保証担保証券を直接購入。 「不良資産救済プログラム (Troubled Assets Relief Program: TARP)」 ⁴⁷ による救済措置を受けた大手 22 社の金融機関に対し、中小企業を対象とした融資状況の報告を 2010 年から義務づける。	財務省 (4.1 を参照)
	中小企業への融資を更に増加させるべく、中小企業庁による融資保証保証率・額を引き上げる。また、一般の金融機関からの融資が困難な企業に対して融資を行うコミュニティ開発金融機関 (CDFIs: Community Development Financial Institutions) に低コストで資本を提供するための取り組みを行う。	財務省 (4.1 を参照)
	中小企業への融資を更に増加させるべく、中小企業庁による融資保証保証率・額を引き上げる。また、一般の金融機関からの融資が困難な企業に対して融資を行うコミュニティ開発金融機関 (CDFIs: Community Development Financial Institutions) に低コストで資本を提供するための取り組みを行う。	中小企業庁及び 財務省 (6.1.2 を参照)
減税	中小企業の特別減価償却の適用延長。	財務省内国歳入庁
	欠損金の繰戻還付期間を 5 年間に延長。	同上
	中小企業関連の株を購入し、5 年間売却しなかった投資家に対して、当該株の売却益の 75%をキャピタルゲイン課税の対象外とする。	同上
	予定納税額 (estimated tax) 課税率を通常は前年度納税額の 110%の所、90%に引き下げ。	同上
調達	景気対策法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009) で定められた連邦政府調達予算のうち、26.7% は中小企業に割り当てる。	省庁横断的
	連邦政府調達における中小企業 (元請業者) による受注割合目標を達成するため、商務省と中小企業庁が先導して実施する取り組みである「ステイクホルダー・アウトリーチ・イニシアチブ (SOI: Stakeholders Outreach Initiative)」の実施。	商務省・中小企業庁 (6.2.2 を参照)

出所：財務省⁴⁸

⁴⁶ TALF は、2008 年 11 月 24 日、連邦準備制度理事会の全会一致決議により、連邦準備法セクション 13(3) (Section 13(3) of the Federal Reserve Act: 12 U.S.C. § 343)に基づき設立された。資産担保証券 (Asset Back Securities: ABS) の発行を促進し、ABS 市場環境を改善する事により、消費者及び中小企業の与信ニーズに応え、金融市場支援を行う。

出所：連銀 “Report Pursuant to Section 129 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Term Asset-Backed Securities Loan Facility” :

<http://www.federalreserve.gov/monetarypolicy/files/129talf.pdf>

⁴⁷ TARP は 2008 年緊急経済安定化法 (EESA: Emergency Economic Stabilization Act of 2008) の下、米国金融システムの立て直しを目的として設立された。当初は不良資産の買取を目的としていたが、経営の悪化した企業に対する公的資金投入を行っている。

出所：FinancialStability.gov、“What is EESA?” :

<http://www.financialstability.gov/roadtostability/programs.htm>; <http://www.portfolio.com/news-markets/top-5/2008/12/10/TARP-Hearing/>

⁴⁸ FinancialStability.gov (2009 年 11 月 18 日) “Treasury, SBA host small business financing

オバマ政権が発足時から執行してきた中小企業政策は、中小企業の資本調達の環境の回復を第一にを目指したものとなっており、中小企業庁による各種信用保証・金融支援プログラムの強化と、財務省主導による減税措置などが並行して進められてきた。中小企業庁のプログラム強化に関しては、景気対策法により、中小企業庁ローン・プログラムの予算・融資保証額（率）等の引き上げや、「ARC ローン・プログラム (America's Recovery Capital Loan Program)」⁴⁹の新設などが挙げられる⁵⁰。また、財務省主導の金融政策に関しては、①2009年2月に発表された金融安定化計画の下、セカンダリー・マーケットの凍結解除に向けた中小企業庁ローン担保証券の財務省による直接購入、②景気対策法に基づく包括的減税措置の二つが両輪となり、中小企業の資本流動性の回復を図ってきた。

＜輸出振興策＞

輸出主導による米国経済の成長を重視するオバマ政権の下⁵¹、米国通商代表部（USTR : United States Trade Representative）は、2009年10月、中小企業の輸出に関するニーズにより効果的に対応するべく、米国国際貿易委員会（ITC: International Trade Commission）に対し、米国中小企業の貿易に関する調査を要請した。この調査は以下の3つの手順で進められる⁵²。

- ① 米国中小企業の輸出品目と輸出先に関するデータを取りまとめる
- ② 米国中小企業の輸出実績と他の主要貿易相手国の中小企業の実績を比較する
- ③ 中小企業によるサービスの輸出に関するデータや、大企業と中小企業の違い、貿易障壁について分析、取りまとめる

2010年1月19日、上記の第1段階目の報告書となる、「中小企業と米国輸出（Small and Medium Sized Enterprises:Overview of Participation in U.S. Exports）」が発表されている⁵³。最終段階の報告書は2010年10月までに完成する予定となっている⁵⁴。

通商代表部による輸出振興の取り組みの背景には、財・サービス両面の輸出を成長させると共に、米国内での雇用を拡大するために、米国経済や雇用創出の基幹である中小企業を支援する事が通商代表部の責務だという考え方がある。通商代表部は、中小企業による輸出の現状やニーズ⁵⁵を把握し、他国との貿易協定締結の際に、中小企業に有益となる交渉を行う姿勢を見

forum” : http://www.financialstability.gov/latest/tg_11182009.html

⁴⁹ 中小企業の業務安定化を目的に、中小企業庁が民間金融機関を通じて融資を行う。詳細は後掲。

⁵⁰ 景気対策法による中小企業庁プログラムの強化については6.1.2を参照。

⁵¹ ホワイトハウス（2009年11月2日）“Remarks by the President during the meeting of the President's Economic Recovery Advisory Board” :

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-during-meeting-presidents-economic-recovery-advisory-board>

⁵² 通商代表部によるITCへの要請状 http://www.ustr.gov/webfm_send/1395

⁵³ 米国国際貿易委員会（ITC）（2009年1月19日）中小企業と米国輸出（Small and Medium Sized Enterprises:Overview of Participation in U.S. Exports）：

<http://www.usitc.gov/publications/332/pub4125.pdf> 報告書の内容は8.3でも紹介している。

⁵⁴ 通商代表部によるITCへの要請状 http://www.ustr.gov/webfm_send/1395

⁵⁵ 2010年1月21日に通商代表部が主催した中小企業輸出振興に伴う雇用促進に関する会議では、中小企業関係者から、各国における手続きの統一・簡易化を願う声が多く聞かれた。

せている⁵⁶。これを実現させるために、2010年1月21日には、「中小企業・市場アクセス・産業競争力担当通商代表補佐官（Assistant United States Trade Representative for Small Business, Market Access, and Industrial Competitiveness）」の役職を新設し、通商代表部の通商政策が中小輸出事業者の課題に対応し、中小企業の輸出を促進するものになるよう監督するという役割を課している⁵⁷。更に、商務省（Department of Commerce）や中小企業庁など、中小企業の輸出支援を行っている関連省庁との連携強化にも取り組むとしている⁵⁸。

一方商務省は、経済成長の原動力は中小企業であり、起業5年以内の若い企業が米国における雇用の大半を賄っているとして、中小企業の支援に積極的である⁵⁹。中小企業に対する輸出支援も商務省の活動の一部であり、全米190箇所におけるオフィスを通して、中小企業に対して輸出に関する助言や情報の提供及び輸出できそうな国の市場調査を行っている。しかし、これらの支援を受けるには輸出を希望する中小企業が自発的に商務省に問い合わせなければならず、同省は輸出に関心のない中小企業にも輸出の可能性を検討してもらうことが重要な課題であるとみなしている⁶⁰。

更に中小企業庁も、輸出を行う中小企業の数を増やすこと、及び、輸出を行っている中小企業1社あたりの輸出国の数を増やすことが重要であるとして、以下の4段階からなる輸出振興戦略を打ち出している⁶¹。

- ① 輸出可能な中小企業を特定する（企業が中小企業庁に問い合わせるのを待つのではなく、多様なメディアを通してキャンペーンを実施するなど中小企業庁から呼びかける）
- ② 輸出を実現するための助言や技術支援を提供する
- ③ 通商代表部や商務省と協力し、個々の中小企業と海外市場のつながりを確立する
- ④ 輸出に関する資金支援を行う

このようにオバマ政権の下で複数の連邦省庁が中小企業の輸出振興政策を展開しているが、議会においても輸出振興に関する動きがある。2009年12月9日、上院中小企業・企業家委員

⁵⁶ 通商代表部によるプレスリリース（2009年10月6日）“Kirk Unveils New USTR Initiative on Small-and Medium-Sized Businesses”：
<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2009/october/kirk-unveils-new-ustr-initiative-small-and-medium->

⁵⁷ <http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2010/january/ustr-announces-designation-assistant-united-states>

⁵⁸ 通商代表部によるプレスリリース（2009年10月6日）“Kirk Unveils New USTR Initiative on Small-and Medium-Sized Businesses”：
<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2009/october/kirk-unveils-new-ustr-initiative-small-and-medium->

⁵⁹ 通商代表部が主催した中小企業輸出振興に伴う雇用促進に関する会議（2010年1月21日）におけるデニス・ハイタワー商務副長官（Dennis Hightower, Deputy Secretary of Commerce）のコメントより。

⁶⁰ 通商代表部が主催した中小企業輸出振興に伴う雇用促進に関する会議（2010年1月21日）におけるロシェル・リップシツ貿易振興担当商務補佐官（Rochelle Lipsitz, Acting Assistant Secretary of Commerce for Trade Promotion）のコメントより。

⁶¹ 通商代表部が主催した中小企業輸出振興に伴う雇用促進に関する会議（2010年1月21日）におけるカレン・ミルズ中小企業庁長官（Karen Mills, Administrator of the U.S. Small Business Administration）のコメントより。

会委員長のメアリー・ランドリュー上院議員 (Mary Landrieu, 民主党、ルイジアナ州) と筆頭委員 (Ranking Member) オリンピア・J・スノウ上院議員 (Olympia J. Snowe、共和党、メイン州) は、米国の中小企業による事業拡大、雇用創出、並びに国際市場における競争強化を目的に、「2009 年中小企業輸出強化・国際貿易法案 (Small Business Export Enhancement and International Trade Act 、S. 2862)」及び「中小企業通商代表法案 (Small Business Trade Representation Act 、S. 2861)」を上院委員会に提出している (5.1.3 参照)⁶²。

1.3 今後の方針

最近オバマ大統領が発表した中小企業支援の方針として、2009年10月21日に打ち出された資金調達強化策と、2009年12月8日に発表された追加景気対策の一環としての中小企業支援策がある。以下に両者の内容をまとめる。

<資金調達強化策>

2009年10月21日、オバマ大統領は、景気対策法施行後、一週間当たりの中小企業庁保証による融資額の平均が（景気対策法以前の水準比で）70%増加し、中小企業庁関連証券を取り扱うセカンダリー・マーケット取引も今回の景気低迷前の水準まで回復したほか、景気対策法施行後、中小企業庁は130億ドル相当の融資保証を達成したことを明らかにした。一方、中小企業の業務状況の安定化にはまだ時間がかかるとして、資金調達強化の継続支援と雇用創出支援に向けて以下の方針を発表している⁶³。

- **コミュニティ開発金融機関に対する融資支援を強化**：中小企業への融資拡大計画を提出したコミュニティ開発金融機関⁶⁴に対して、低コストで資本を提供する事により、中小企業のクレジット調達の改善を図る。
- **中小企業融資上限額の引き上げを法制化**：以下のローン引き上げを行う。
 - 中小企業庁の主幹プログラムである7(a)ローン保証プログラム及び504公認開発公社ローン・プログラム⁶⁵における融資上限額の引き上げ
 - 7(a)ローンの保証上限額を200万ドルから500万ドルへ引き上げる
 - 504プログラムに関して、現状の200万ドル上限から、事業拡大目的のローンであれば500万ドルへ、製造業の企業に対し550万ドルへ引き上げる
 - マイクロローン・プログラムの融資上限額を3万5,000ドルから5万ドルへ引き上げる
- **財務省と中小企業庁による「中小企業融資会議 (Treasury-SBA Small Business**

⁶² NewsChannel15 掲載記事 (2009 年 12 月 10 日) “Snowe, Landrieu Introduce Legislation to Bolster Small Business Participation in International Trade” :

<http://www.newschannel15.com/Global/story.asp?S=11657740> ; Library of Congress Thomas による Small Business Export Enhancement and International Trade Act (S. 2862) 及び Small Business Trade Representation Act (S. 2861) の法案情報。

⁶³ ホワイトハウス、“President Obama Announces New Efforts to Improve Access to Credit for Small Businesses” : http://www.whitehouse.gov/assets/documents/small_business_final.pdf

⁶⁴ 一般的の金融機関からの融資が困難な企業に対して融資を行う。

⁶⁵ ローンプログラムの詳細は次章を参照。

Lending Conference)」の開催：各種の規制を担当する連邦機関、議員、民間金融機関、中小企業を集め、中小企業の資金調達問題を改善するための対策を検討する。更に、財務省は、中小企業庁及び議会と連携し、中小企業を対象とした融資促進のためのプログラム策定に取り組む。

＜追加景気対策＞

2009年12月8日、オバマ大統領は雇用対策を中心とした追加景気対策を発表した。その中で、中小企業の投資拡大、雇用創出及び資金調達強化支援策として以下の項目を提案している⁶⁶。

- 不況に苦しむ中小企業を中心に減税を実施
- 中小企業に対する投資活動によるキャピタルゲインに対する課税を、1年間免除（現状は景気対策法に基づき75%の減税）
- 固定資産の一括損金算入上限額を25万ドルに引き上げる措置を2010年末まで延長⁶⁷
- 景気対策法によって適用されていた特別減価償却（bonus depreciation tax incentive、機械・器具などの取得原価の50%償却することが出来る）の期間を延長
- 雇用を創出した企業への短期的な減税措置を導入
- 景気対策法により施行された中小企業庁主要プログラムの手数料の減免及び保証額の引き上げ期間を2010年末まで延長⁶⁸
- TARP余剰金を雇用対策に活用⁶⁹

⁶⁶ ホワイトハウス、“President Obama Announces Proposals to Accelerate Job Growth and Lay the Foundation for Robust Economic Growth”：
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/president-obama-announces-proposals-accelerate-job-growth-and-lay-foundation-robust>

⁶⁷ 2009年12月1日に提出された「中小企業特別償却恒久化法案（S. 2822）」では同措置を恒久化することが定められている。

⁶⁸ 2009年12月10日に提出された「2009年中小企業雇用創出及び資本調達法案（S. 2869）」においても同様の延長措置が規定されている。

⁶⁹ 2009年12月16日に下院を通過した「雇用創出対策法案（H.R. 2847）」においても同様の措置が規定されている。

第2章 中小企業庁における最近の動向

2.1. オバマ大統領による中小企業庁人事

2.1.1. 新長官：カレン・ミルズ (Karen Mills)

オバマ大統領は 2008 年 12 月 19 日、カレン・ミルズ氏 (Karen Mills) を第 23 代中小企業庁長官に任命した。同長官は就任発表時に、中小企業は米国経済の「心臓」であり、中小企業、並びにグリーン事業の立ち上げこそが、米国の雇用を創出し国家の競争力を維持する⁷⁰と発言し、中小企業のニーズに敏感に対応する舵取りを誓った。ミルズ氏は 2008 年 12 月 19 日にオバマ大統領に指名され、議会承認プロセスを経て 2009 年 4 月 6 日に中小企業庁長官に就任している⁷¹。

ミルズ長官の主な実績は以下の通り⁷²。

- ハーバード大学 (Harvard University) で経営学修士号 (MBA : Master of Business Administration) を取得。
- マッキンゼー・アンド・カンパニー (McKinsey & Co.) にて、米国と欧州でコンサルティングの経験を積んだほか、ゼネラル・フーズ (General Foods) で製品マネジメントを行った実績も持つ。
- 1983 年以来、経営者およびベンチャーキャピタリストとして活動。イノベーション、経済開発、雇用創出を促すための中小企業政策の熱心な提唱者として知られる。
- 1993 年からは、民間エクイティ投資アドバイザー企業である MMP グループの社長として、消費財、食品、流通、織維、産業部品産業における企業への投資活動を牽引。
- 1999 年から 2007 年には、ニューヨークを拠点とする VC であるソレア・キャピタル Solera Capital の共同創設者並びに常務取締役 (managing director) を務める。
- 2007 年にはメイン州知事の指名により、同州の経済政策において州知事に助言を行なう「競争力・経済評議会 (Council on Competitiveness and the Economy)」⁷³の議長に就任。メイン州の都市部および地域開発のイニシアチブに取り組む。

2.1.2. 中小企業庁の新幹部人事

カレン・ミルズ新中小企業庁長官以外の中小企業庁主要幹部を下表 4 にまとめる。幹部には、オバマ大統領の大統領選挙キャンペーンの関係者や、マッキンゼー・アンド・カンパニー等の民間出身者、元中小企業庁幹部など多様な経歴を持つ人材が採用されている。なお 2010

⁷⁰ ワシントンポスト紙掲載記事 (2008 年 12 月 19 日) “Obama Taps Venture Capitalist to Head Small Business Administration” :

<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2008/12/19/AR2008121902112.html>

⁷¹ <http://www.sba.gov/aboutsba/administrator/index.html>

⁷² 中小企業庁ウェブサイト：<http://www.sba.gov/aboutsba/administrator/index.html>

勤務した期間については脚注直前のワシントンポスト掲載記事を参照。

⁷³ “Governor Creates Council on Competitiveness” . <http://mobile.maine.gov/news/?sid=45567>

年2月現在、中小企業庁副長官は任命されていない⁷⁴。

表4 中小企業庁の新幹部人事

氏名	役職	略歴
アナ・M・マ (Ana M. Ma)	主席補佐官 (Chief of Staff)	ラウル・グリジャルバ下院議院 (Raul Grijalva、アリゾナ州選出民主党) の主席弁護士を務めた。
エリック・R・ザルニコワ (Eric R. Zarnikow)	資金調達担当長官補 (Associate Administrator, Office of Capital Access)	ブッシュ政権下から同じ職責を継続。
ジェス・B・ノックス (Jess B. Knox)	現場作業担当長官補 (Associate Administrator, Office of Field Operations)	2008年の大統領選では、ジョン・エドワード氏 (John Edwards) の国家政策次長 (Deputy National Political Director) を務めるなど、キャンペーン支援の実績が豊富。
ペニー・K・ピケット (Penny K. Pickett)	起業開発担当長官補 (Associate Administrator, Office of Entrepreneurial Development)	ワシントンDCの技術系企業に対する事業環境の強化支援を目的とする「ワシントンDC技術委員会 (Washington D.C. Technology Council)」の代表を務めた。
ジェイムズ・リベラ (James Rivera)	災害支援担当長官補 (Associate Administrator, Office of Disaster Assistance)	1989年より中小企業庁の災害支援ローン担当者として勤務。
ジョセフ・G・ジョーダン (Joseph G. Jordan)	政府調達及びビジネス開発担当長官補 (Associate Administrator of Government Contracting and Business Development)	マッキンゼー・アンド・カンパニーにて、購入・サプライマネジメントの戦略開発を担当。
メーガン・バーディック (Meaghan Burdick)	ホワイトハウス担当官 (White House Liaison)	オバマ大統領の選挙キャンペーン時はマーケティング担当ディレクター (Director of Direct Marketing) として貢献。
キンバリー・A・ペイサー (Kimberly A. Peyser)	長官信任補佐官 (Confidential Assistant to the Administrator.)	2008年民主党全国大会委員会 (Democratic National Convention Committee) やバージニア州におけるオバマ大統領キャンペーンに従事。

⁷⁴ SBA. “Senior Staff”. <http://sba.gov/aboutsba/staff/index.html>

氏名	役職	略歴
スバーシュ・S・イアー (Subash S. Iyer)	長官特別補佐官 (Special Assistant to the Administrator)	マッキンゼー・アンド・カンパニーでビジネスアナリストとしてフォーチュン 500 企業の戦略決定及び経営改善分析に従事。
サラ・D・リップスコウム (Sara D. Lipscomb)	法律顧問 (General Counsel)	中小企業や PE ファンドの法務コンサルタントとして、法規制遵守やリスク管理を監督。米商品先物取引委員会 (CFTC: Commodity Futures Trading Commission) において委員長顧問、法律顧問補佐として従事した経験も持つ。
ジンジャー・E・リュー (Ginger E. Lew)	長官顧問 (Counselor to the Administrator)、国家経済会議 リエゾン (Liaison to the National Economic Council)	クリントン政権下では、中小企業庁副長官 (Deputy Administrator) を務めた。

出所：中小企業庁 Web サイト他各種資料をもとに作成

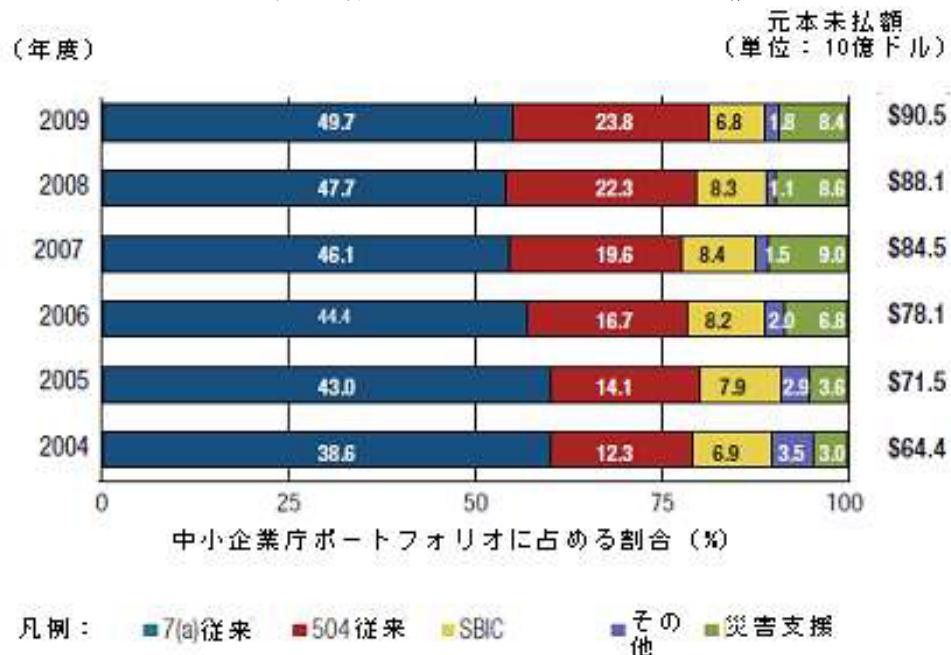
2.2. 主要プログラム

中小企業庁による主要なプログラムは、①資本調達、②指導・研修、③調達の 3 分野に大別することができる。以下に各分野における同庁の取り組みを紹介する。

2.2.1. 資金調達

中小企業庁は、民間金融機関が中小企業に融資する際の信用保証を中心に、中小企業のための金融支援プログラムを実施している。中でも「7(a) ローン保証プログラム (7(a) Loan Guaranty Program)」及び、「504 公認開発公社ローン・プログラム (504/Certified Development Company Loan Program)」は、同庁によるプログラムを利用した直接・間接融資の元金残高全体の 75%超を占める基幹プログラムとなっている（図 1 参照）。

図 1 中小企業庁によるローンプログラム内訳



凡例： ■7(a)従来 ■504従来 ■SBIC ■その他 ■災害支援

出所：中小企業庁⁷⁵

注：各プログラムの詳細は後掲

以下に、中小企業庁による各種の資金調達支援プログラムの概要をまとめた。

① 7(a)ローン保証プログラム

7 (a) ローン保証プログラム⁷⁶は、民間金融機関の通常の審査では借入れが難しい中小企業に対し、中小企業庁がローンに対する保証を提供するプログラムである。同プログラムは、多様なローンの使途を認めていることから柔軟性が高く、中小企業庁が運営する金融支援プログラムの中でも最も多く利用されている⁷⁷。

7(a) ローン保証プログラムには、基本プログラムと、「エクスプレス・プログラム (Express Program)」、「輸出ローン・プログラム (Export Loan Program)」、「農村部融資機関アドバンテージ・プログラム (Rural Lender Advantage Program)」、「特別目的ローン・プログラム (Special Purpose Loans Program)」が設定されており、基本プログラム以外はそれぞれ更に細かく分類されたローンプログラムを抱えている。これらのプログラムの概要を表 5 にまとめている。

⁷⁵ 中小企業庁、2009 年度財政報告書 (FY2009 Annual Financial Report) :

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/mgmt_discussion_analysis.pdf

(p. 21)

⁷⁶ 1953 年中小企業法 (Small Business Act of 1953) 第 7 条 (a) で定められていることから「7 (a) ローン・プログラム」と呼ばれている。

⁷⁷ 中小企業庁、“7(a) Loan Program” :

<http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/7alp/index.html>

表 5 7(a) ローン保証プログラムの種類

7(a) ローン保証基本プログラム	
最大 15 万ドルのローンに対しては最大 85%、15 万ドル以上のローンに対しては最大 75% の保証を付与する。保証が適用される融資額上限は 200 万ドルで ⁷⁸ 、返済期間は 10~25 年間 ⁷⁹ 。	
エクスプレス・プログラム (Express Program) ⁸⁰	
<ul style="list-style-type: none"> • SBA エクスプレス・プログラム (SBA Express) 	
最大 35 万ドルのローンに対し、中小企業庁が最大 50% の信用保証を付与するもので、中小企業庁による審査時間は 36 時間となっている ⁸¹ 。	
<ul style="list-style-type: none"> • コミュニティエクスプレス・プログラム (Community Express) ⁸² 	
中小企業庁の定義する「歴史的に事業が根付かなかった地域 (Historically Underutilized Business Zones : HUBZones) 又はコミュニティ再投資法 (Community Reinvestment Act) により「極めて荒廃した (distressed)」とされる地域に所在する中小企業を対象に、2008 年 10 月 1 日に立ち上げられたパイロットプログラム。これらの地域における新事業の立ち上げを推進すべく、中小企業庁は最大 25 万ドルの融資に対し保証を提供する (SBA エクスプレス・プログラムと同様に、中小企業庁による審査時間は通常 36 時間)。また、技術支援を重視しており、このプログラムを利用する金融機関から融資を受けた中小企業は、「中小企業ビジネス開発センター (SBDC : Small Business Development Centers、後掲)」などの中小企業庁による指導・研修プログラムのサービスを利用できる。	
<ul style="list-style-type: none"> • パトリオットエクスプレス・プログラム (Patriot Express) ⁸³ 	
経営者の 51%以上が退役軍人又は軍関係者である中小企業を対象としたプログラムで、最大 50 万ドルのローンに対し、7(a) プログラムの標準保証率に準じて保証を付与するプログラム (SBA エクスプレス・プログラムと同様に、中小企業庁による審査時間は通常 36 時間)。	
輸出ローン・プログラム (Export Loan Programs)	
<ul style="list-style-type: none"> • 輸出エクスプレス・プログラム (Export Express) ⁸⁴ 	

⁷⁸ 中小企業庁、“7(a) Loan Program – Terms and Conditions”：

http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/7alp/FINANCIAL_GLP_7A_TERMS.html Loan Amounts の部分。

⁷⁹ 中小企業庁、“7(a) Loan Program – Terms and Conditions”：

http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/7alp/FINANCIAL_GLP_7A_TERMS.html Maturity Terms の部分。

⁸⁰ 中小企業庁、“Express Program”：

http://www.sba.gov/financialassistance/prospective lenders/7a/ep/FA_PL_7ALOAN_SBAEXPRESS.html

⁸¹ このプログラムのみ、7(a) ローン保証プログラムの中で、景気対策法による融資保証率引き上げの対象外とされている。中小企業庁、“Express Program”：

http://www.sba.gov/financialassistance/prospective lenders/7a/ep/FA_PL_7ALOAN_SBAEXPRESS.html ; 7(a) Loan Program – Terms and Conditions”：

http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/7alp/FINANCIAL_GLP_7A_TERMS.html

⁸² 中小企業庁、“Community Express”：

http://www.sba.gov/financialassistance/prospective lenders/7a/ep/FA_PL_7ALOAN_COMMEXPRESS.html

⁸³ 中小企業庁、“Patriot Express”：

http://www.sba.gov/financialassistance/prospective lenders/7a/ep/FA_PL_7ALOAN_PATRIOTEXPRESS.html

海外市場への参入または拡大を目指す中小企業のためのプログラム。中小輸出事業者に対して融資を行う民間金融機関が少ないことを受けて、中小企業庁が、25万ドルまでのローンなどに対して、最大90%の保証を付与する（中小企業庁による審査時間は24時間）。これに加え、中小企業庁の米国輸出支援センター（SBA's U.S. Export Assistance Centers）⁸⁵が輸出事業に必要なマーケティングや事業計画の策定に関する支援も提供する。

• **輸出資金支援プログラム（EWCP: Export Working Capital Program）⁸⁶**

既に輸出を行っており、輸出事業を継続するための資金を必要とする中小企業を対象に、中小企業庁と、米国の公的輸出信用機関である「輸出入銀行（Export-Import Bank）」⁸⁷が共同で最大90%のローン保証を行う。

• **国際貿易ローン・プログラム（International Trade Loan Program）⁸⁸**

既に輸出入事業を行っているか新しく輸出事業を開始しようとする中小企業、もしくは、競合する輸入品によって事業に打撃を受けている企業を対象にローン保証を付与する。

農村部融資機関アドバンテージ・プログラム（Rural Lender Advantage Program）⁸⁹

過疎化が進み高い失業率にあえぐ地域の経済開発を推進するため、農村部に所在する小規模の金融機関が融資を行う際、最大35万ドルのローンを保証する。また、15万ドル以内のローンの申請手続きを簡素化したり、複数のローンに対する一括審査を行うなど、手続きの簡素化を図っている。また、金融機関向けの研修も行っている。

特別目的ローン・プログラム（Special Purpose Loans Program）⁹⁰

• **コミュニティ調整・投資プログラム（Community Adjustment and Investment Program: CAIP）**

北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）によって、直接的または間接的に経済打撃を受けた地域に所在する中小企業支援を目的とする。このような地域に所在し、7(a)ローン保証基本プログラムの審査を通過した中小企業に対して、米国・メキシコ両政府が運営する金融機関である「北アメリカ開発銀行（North American Development Bank）」は、ローン保証において中小企業庁が課する手数料を民間金融機関や中小企業に代わって支払う。

• **CAPライン・ローン・プログラム（CAPLines）⁹¹**

⁸⁴ 中小企業庁、“Export Express”：

http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/7alp/EXPORT_EXPRESS_7A-LOAN-PROGRAM.html

⁸⁵ 中小企業庁、“Your Local SBA U.S. Export Assistance Center”：

<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/internationaltrade/useac/index.html>

⁸⁶ 中小企業庁、“Export Working Capital Program (EWCP)”：

http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/7alp/EXP_WORK_CAPITAL_7A-LOAN-PROG.html

⁸⁷ 米国企業による貿易に関する金融支援を行う。<http://www.exim.gov/about/mission.cfm>

⁸⁸ 中小企業庁、“International Trade Loan Program”：

http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/7alp/INTNL_TRADELOAN_PROG_7A-LOAN.html

⁸⁹ 中小企業庁、“Rural Lender Advantage Program”：

<http://www.sba.gov/financialassistance/prospective lenders/7a/rlap/index.html>

⁹⁰ 中小企業庁、“Special Purpose Loans Program”：

<http://www.sba.gov/financialassistance/prospective lenders/7a/splp/index.html>

⁹¹ 中小企業庁、“Finance Start-Up”：

http://www.sba.gov/smallbusinessplanner/start/financesstartup/SERV_CAPLINES.html

<p>短期的・一時的に運転資金が必要な中小企業を対象としたプログラム。季節要因 (Seasonal Line : 時期によって商品・サービスへの需要が異なる中小企業に対して、ピーク時に臨時雇用などを行うための融資を保証)、契約 (Contract Line : ある委託事業に直接かかる人件費や材料費を賄うための融資保証)、建設業者 (Builders Line : 建物の建築・改築を請け負う中小企業に対して、直接かかる人件費や材料費を賄うための融資保証)、資産ベース (Standard Asset-Based Line : 長期の融資を受けるための信用基準を満たさない中小企業に対して、資産を担保に短期の融資を保証)、少額資産ベース (Small Asset-Based Line : 資産ベースと同様だが、中小企業庁が保証する融資額は 20 万ドルまで) の 5 種類が設定されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 従業員信託金ローン・プログラム (Employee Trusts) <p>7 (a) ローン保証プログラムで借り入れた資金を、持株会を通して自社株で社員の退職金を積み立てる「従業員持株制度 (Employee Stock Ownership Plans)」⁹²に使用することができるプログラム。対象となる従業員持株制度は、内国歳入庁が管轄する「従業員持株制度 (ESOP=Employer Stock Ownership Plan)」、あるいは労働省が管轄する「従業員退職者所得保障法 (ERISA=Employee Retirement Income Security Act)」の規定に準拠し、中小企業が後援する制度でなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 汚染防止ローン・プログラム Pollution Control <p>汚染を防止する施設（固定資産に限る）の計画、設計、建築に使途を限定したローン保証プログラム。該当施設はリサイクル活動など、環境汚染を防止、削減、緩和、制御出来るものでなければならない。</p>

なお景気対策法の下で保証額の引き上げ、手数料の免除、中小企業基準拡大措置の適用、追加予算支給など、7 (a) ローン保証プログラムを強化する政策が実施されている（6.1.2 参照）。

② 504 公認開発公社ローン・プログラム⁹³

504 公認開発公社ローン・プログラムは、地域やコミュニティの経済発展を促進することを目的として設置されている民間非営利の公認開発公社を通じて、中小企業に長期固定金利の融資を行うプログラム。中小企業の事業拡大や近代化による固定資産の増強及び、雇用の創出・維持を目的としており、中小企業が新しい機材を購入したり施設を改築するための資金について、以下の形で融資を行っている⁹⁴。

- 民間金融機関による融資（中小企業が必要とする資金の 50%まで）
- 公認開発公社による融資（同 40%。中小企業庁が 100%保証）

同プログラムから融資を受ける中小企業は、機材購入などに必要な資金の 10%は自身で負担しなければならない。現在、中小企業庁が認定する非営利の公認開発公社は全米に約 270 社存在している⁹⁵。

⁹² <http://www.sec.gov/answers/esops.htm>

⁹³ 中小企業庁、“CDC/504 loan program”：

<http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/CDC504lp/index.html>

⁹⁴ 中小企業庁、“CDC/504 Loan Program”：

<http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/CDC504lp/index.html>

⁹⁵ 中小企業庁、“CDC/504 Loan Program”：

<http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/CDC504lp/index.html>

③ マイクロローン・プログラム

マイクロローン・プログラムは、中小企業や非営利の保育所に対して小口の短期融資を行うもの。当該融資は中小企業庁が認定する非営利の地域金融機関（マイクロレンダー）⁹⁶が仲介する。融資を希望する中小企業は、該当するマイクロレンダーに融資を直接申請する。同プログラムでの融資額は一社あたり最大3万5,000ドル、平均融資額は1万3,000ドルと少額である⁹⁷。

④ 中小企業投資会社（SBIC）プログラム⁹⁸

中小企業投資会社（SBIC：Small Business Investment Company）プログラムは、起業家や中小企業がVCからの投資を受けやすくすることを目的に1958年に設立されている。中小企業庁の承認を受けて立ち上げられた中小企業投資会社は、中小企業庁からのローン保証にもとづき、ベンチャー企業や中小企業に投資を行う。中小企業投資会社は、中小企業庁から承認を受けた民間機関などが運営するが、中小企業庁は中小企業会社を規制する役割を担っている⁹⁹。

⑤ ARCローン・プログラム

ARCローン・プログラム（America's Recovery Capital Loan Program）は、景気対策法の下で新設されたプログラム。成長の可能性があるものの、目下の経済状況により経営難に陥った中小企業の事業安定化支援を目的とした、一時的な金融支援措置。中小企業が既存の負債を借り換える際、中小企業庁が最大3万5,000ドルの融資に対して、100%の保証を行う。また、同プログラムを利用するための手数料は発生しない¹⁰⁰。

中小企業庁によると、2009年10月時点で3,000件近く、合計9,000万ドル程度の融資に対する保証が行われている。参加金融機関は700に達しており、同庁は最終的に1万件の融資保証が行われる見込んでいる¹⁰¹。

⑥ 保証書保証プログラム¹⁰²

中小企業庁による保証書保証プログラム（Surety Bond Guarantee Program）では、保証書（surety bond）¹⁰³を入手出来ない中小企業に対し、中小企業庁が保証を行う。これらの企業が保証書で定められた契約を履行できなかった場合には、中小企業庁が損失額の70～90%を保証する¹⁰⁴。

⁹⁶ マイクロレンダーはコミュニティに根差した非営利の金融機関である。

中小企業庁、“Finance Start-Up”：

http://www.sba.gov/smallbusinessplanner/start/financesstartup/SERV_LT_MICRO.html

⁹⁷ 中小企業庁、“Micro-Loan Program”（従来のマイクロローン・プログラム情報）：

<http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/mlp/index.html>

⁹⁸ 中小企業庁、“Investment Division”：<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/inv/index.html>

⁹⁹ 中小企業庁、“SBA's Investment Program”（中小企業投資会社（SBIC）プログラム）：

<http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/vc/sbainvp/index.html>；

http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/inv/esf/inv_sbic_financing.html

¹⁰⁰ 中小企業庁、“ARC Loan Program Frequently Asked Questions for Borrowers”：

http://www.sba.gov/ids/groups/public/documents/sba_homepage/rec_arclloan_faq_borrowers.pdf

¹⁰¹ 中小企業庁による上院中小企業委員会への報告（2009年10月6日）“Recovery Act Update”：

http://sbc.senate.gov/public/?a=Files.Serve&File_id=5ce7947a-ec6c-41c0-95f4-fcaa89a2e9b9 (p.2)

¹⁰² 中小企業庁、“Bonding Program”：<http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/surety/>

¹⁰³ 保証書とは、企業などの債務・責務を第3者が保証するすることを示す契約のこと。

¹⁰⁴ 中小企業庁、“SBA's Surety Bond Guarantee Program Raises Ceiling to \$5 million”：

⑦ 災害支援ローン・プログラム¹⁰⁵

災害支援ローン・プログラム（Disaster Assistance Loans）は、経済的災害ローン以外で、災害宣言が出された地域の個人¹⁰⁶と、企業（規模は問わない）に対し、中小企業庁が融資を行う金融支援プログラムである。同プログラムは、被災内容などにより最大で 200 万ドルに上る 4 種類のローン（個人向け 2 種、企業向け 2 種）を提供している。以下は企業向けのローンである¹⁰⁷。

- **事業者向け物理的災害ローン（Business Physical Disaster Loans）**：中小企業に限らず全ての民間営利・非営利企業に対し、不動産、機械、装置、備品、在庫品の修理あるいは取替えや、リース物件の修復のために、最大 200 万ドルの融資を行うプログラム
- **中小企業向け経済的損害ローン（Economic Injury Disaster Loans for Small Business）**：物理的損害の有無にかかわらず深刻な経済的損害に苦しむ中小企業並びに民間非営利団体全般に対し、最大 200 万ドルを上限に財政支援を行うプログラム。災害によって経済的損害を直接被った中小企業が運転資金を維持できるようにすることを目的としているが、売上損失や歳入損失には適用されない

⑧ プライム（PRIME）・プログラム

プライム・プログラム（新興零細企業向けプログラム、PRIME：Program for Investment in Micro-entrepreneurs）は、技術支援（Technical Assistance Grant）、能力強化（Capacity Building Grant）、研究・開発（Research and Development Grant）、自由目的（Discretionary Grant）の 4 種の助成金を、新興零細企業向けに給付するプログラムである。助成金プログラム全体で、技術支援に 75%、能力開発に 15%、研究・開発或いはその他の目的に 10%を配分する事となっている。また助成金総額の半分以上は、インディアン居留地在住者を含む重度低所得者を対象に給付されることになっている¹⁰⁸。2009 年度には、大学など 58 団体がこのプログラムから助成金を受け取っている¹⁰⁹。

2.2.2. 指導・研修

① 中小企業開発センター

中小企業開発センター（SBDC：Small Business Development Centers）は、中小企業や起業家を対象に、研修・カウンセリングの形式で企業経営に必要なノウハウを提供する拠点である。

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/sba_rcvry_act_surety_bonds.pdf (p. 1)

¹⁰⁵ 中小企業庁、“For Businesses of All Sizes”：

<http://www.sba.gov/services/disasterassistance/businessesofallsizes/index.html>

¹⁰⁶ ビジネスと直接無関係な持家保有者や賃貸をする者も含む

¹⁰⁷ 中小企業庁、“Disaster Assistance Loan Program”：

http://www.sba.gov/financialassistance/borrowers/guaranteed/dalp/FINANCIAL_B_GLP_DALP_OVERVIEW.htm

1

¹⁰⁸ 中小企業庁、“PRIME Program”：

<http://www.sba.gov/financialassistance/prospective lenders/prime/index.html>

¹⁰⁹ 中小企業庁、“SBA PRIME Grantees (by State) Fiscal Year 2009”：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/serv_fa_l_prime_sba-prime_2009.pdf

中小企業開発センターは現在、全米 50 州及びワシントン DC、グアム、プエルトリコ、サモア、バージン諸島に合計 63 箇所¹¹⁰設置されており、その傘下に 1,100 箇所のサービスセンターが点在している¹¹¹。支援分野は、財務、マーケティング、生産管理、エンジニアリング、技術支援、国際貿易、連邦調達、地域の経済発展など、多岐に亘る¹¹²。

法曹界、金融界、学術界や業界団体などから専門家がボランティアでサービスを提供するほか、専門性が高い分野のコンサルタントやエンジニア（有償）も配備している¹¹³。同センターの運営資金のうち、中小企業庁の負担は最大 50% であり、残りは州・地方政府、州政府運営の経済開発センター、州立・私立大学、その他教育機関などが賄っている¹¹⁴。

② 中小企業研修ネットワーク

中小企業研修ネットワーク（SBTN : Small Business Training Network）は、起業や中小企業経営に関する研修コースをオンラインで提供するインターネットベースの研修センター。中小企業庁の起業家開発室（Office of Entrepreneurial Development）が中心となって運営している。同庁の金融支援プログラム紹介を始め、会計、事業計画、起業情報、経営、政府調達、マーケティング・広告等のコースが提供されている¹¹⁵。

③ 女性事業センター・プログラム

中小企業庁の女性事業主局（OWBO : Office of Women's Business Ownership）が全米 50 州に設置した女性事業センターによる活動を監督している。女性事業センターや起業家による経営・技術支援を通じて、特に経済的又は社会的に弱い立場にあるとされる女性の起業や事業拡大に関する包括的な研修・カウンセリングを、多様な言語によって提供している¹¹⁶。

2.2.3. 調達支援

省庁横断型調達目標値プログラム

連邦政府省庁における民間企業からの調達額は、年間 4,250 億ドル以上の巨大市場である¹¹⁷。

¹¹⁰ テキサス州には 4 箇所、カリフォルニア州には 6 箇所設置されている。

出所：・中小企業庁、“Small Business Development Center FY/CY 2010 Program Announcement For Renewal of the Cooperative Agreement for Current Recipient Organizations”：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_program_office/sbdc_program_announcement_2010.pdf (p. 4)

・全米の SBDC 所在地：<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/sbdc/sbdclocator/index.html>

¹¹¹ 中小企業庁、“The Office of Small Business Development Centers”：

<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/sbdc/aboutus/index.html> The Office of Small Business Development Centers の部分。

¹¹² 同上。What the Program Does の部分。

¹¹³ 中小企業庁、“The Office of Small Business Development Centers”：

<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/sbdc/aboutus/index.html> The Office of Small Business Development Centers の部分。

¹¹⁴ 同上。Funding の部分。

¹¹⁵ <http://www.sba.gov/training/index.html>

¹¹⁶ 中小企業庁、“Office of Women's Business Ownership Entrepreneurial Development”：

<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/onlinewbc/index.html>

¹¹⁷ 中小企業庁、“Contracting Opportunities”（調達機会に関するページ）：

<http://www.sba.gov/contractingopportunities/index.html>

中小企業庁は、連邦政府が発注する事業の一部を中小企業へ割当てるための支援プログラムとして、「省庁横断型調達目標値プログラム（Government-wide Procurement Preference Goaling Program）」を設け、連邦政府からの調達額全体の 23%が中小企業に割り当てられるように求めている（詳細は 6.2.1 を参照）¹¹⁸。

2.3. オバマ政権発足後の新しい取り組み

ここでは、オバマ政権発足後に、中小企業庁が新設・拡大したプログラムや中小企業庁による新たな提案内容のうち、ローン保証などの金融支援プログラムの拡大や政府調達に関する中小企業支援の増強以外の取り組みを紹介する（金融支援プログラム及び政府調達については第 6 章参照）。

- **中小企業コミュニティサイトの立ち上げ**：中小企業庁は 2009 年 3 月、中小企業事業主や産業専門家、政府関係者が企業経営に関する情報を共有する場となるウェブサイト (<http://Community.Business.gov>) を立ち上げた。中小企業事業主が、複雑な政策・規制や、ビジネスの機会などに関する情報を効果的に収集できるようにするために目的で、参加者は、①起業・登記、②自営・在宅ビジネス、③ローン、補助金、④税、⑤政府調達、⑥その他ビジネス上の問題に関する質問を自由に行うことができるとともに、特定の問題に関する議論を行うフォーラムに参加することができる¹¹⁹。
- **IEEE-USA との連携**：2009 年 6 月、中小企業庁は、電気・電子分野における世界最大の学会である「電気電子技術者協会（IEEE : Institute of Electrical and Electronics Engineers）」の傘下で米国会員に関する権益や政策に関する支援活動を行う機関である IEEE-USA と、中小企業支援について連携するための覚書を締結した。中小企業庁は、同庁のプログラムやサービスなどに関する情報を IEEE-USA と共有するほか、IEEE-USA が主催する行事に支援（資金や講演者などのリソース）を提供することを決定している¹²⁰。また、IEE-USA は、中小企業開発センター（SBDC）、女性のためのビジネスセンター、中小企業に対するカウンセリングサービスを提供する非営利団体の「スコア（SCORE Counselors to America's Small Business）」と協力し、各団体のプログラムやイベント、及びボランティアの機会に関する情報等を会員に提供する予定である¹²¹。
- **「中小企業の定義」の拡大修正を提案**：中小企業庁は 2009 年 10 月、中小企業を定義する場合の基準となる企業規模基準の包括修正を提案した。中小企業庁による多様な支援策をより多くの中小企業に提供できるようにして、近年の産業・市場構造及びビジネスモデルの変化に対応することを目的としている¹²²。この提案では、71 種（うち

¹¹⁸ 中小企業庁、“Goaling Program”（省庁横断型の調達目標値プログラム）：
<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/goals/index.html>

¹¹⁹ <http://Community.Business.gov> ; <http://community.business.gov/bsng/local/faq.html>

¹²⁰ IEEE-USA ニュースリリース（2009 年 6 月 23 日）“IEEE-USA and Small Business Administration Partner to Assist High-Tech Entrepreneurs”：
<http://www.ieeeusa.org/communications/releases/2009/062309.asp>

¹²¹ 同上。

¹²² 中小企業庁ニュースリリース（2009 年 10 月 26 日）“SBA Proposes Revision of Size Standards To Expand Opportunities for Small Businesses”：
http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/news_release_09-74.pdf

3分の2は小売販売の分野が、残り3分の1は宿泊、食品サービス、その他サービス産業）の事業に従事する企業の規模に関する基準拡大が検討されている¹²³。

- 8(a) ビジネス開発プログラム（8(a) Business Development program）の改善を提案：社会的・経済的に不利な立場にある中小企業の競争力を育成することを目的とし、これらの中小企業に対して、研修や連邦政府からの調達機会の紹介などを行うプログラムである8(a)ビジネス開発プログラムを強化するための改正を提案。具体的には、同プログラムの参加基準となる「経済的に不利な立場（Economic Disadvantage）」の定義を明確化したり、同プログラムが提供するメンター制度において、プログラムに参加する中小企業が、自社の事業計画に直接関係のある支援を受けられるようにするなどの提案が行われている¹²⁴。
- E200 イニシアチブ・プログラム（Emerging 200 Initiative Program）の拡大：中小企業庁は2009年11月、中小企業事業主を対象とした経営者研修イニシアチブ¹²⁵として、資本調達や政府調達に関する研修など、事業拡大戦略の開発に重点を置く短期集中カリキュラムであるE200 イニシアチブ・プログラム¹²⁶の対象拡大と支援強化を発表した（表6参照）¹²⁷。これはオバマ大統領が同11月5日、先住民居留地在住者の8割が失業状態にあり、先住民の4分の1が貧困に苦しむ実情を認識し、先住民に対する支援を推進することを公約したこと¹²⁸を受けて決定されたものである。なお、中小企業庁の発表によると、これまでに同プログラムを利用した企業の半数以上が収益増加を経験し、3分の2が新たに雇用を創出している。さらに研修に参加した企業による連邦政府調達額の合計が130万ドルを超えるなど¹²⁹、プログラムは高い効果を上げている。

表6 E200 プログラム対象都市拡大（2009年11月）

都市部市場（Urban Markets）	先住民コミュニティ（Native American Communities）
フロリダ州ジャクソンビル市	コロラド州デンバー市
テキサス州ダラス市	ニューメキシコ州アルバカーキー市
ジョージア州アトランタ市	ニューメキシコ州ギャラップ市
アイオワ州デモイン市	オレゴン州ポートランド市
マサチューセッツ州ボストン市	ウィスコンシン州ミルウォーキー市
メリーランド州ボルチモア市	アリゾナ州タクソン市
ミシガン州デトロイト市	アリゾナ州フェニックス市
ペンシルバニア州フィラデルフィア市	オクラホマ州オクラホマ市

¹²³ 同上。

¹²⁴ 中小企業庁ニュースリリース（2009年10月28日）“SBA Proposes New Regulations to Strengthen the 8(a) Business Development Program for Small Businesses”：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/news_release_09-75.pdf

¹²⁵ 中小企業庁ニュースリリース（2009年11月12日）“SBA Expands ‘e200’ Initiative to More Cities, Adds Focus on Native American Business Owners”：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/news_release_09-79.pdf (p.1)

¹²⁶ 中小企業庁、“E200”：<http://www.sba.gov/e200/index.html>

¹²⁷ 同上。 (p.1)

¹²⁸ 同上。 (p.1)

¹²⁹ 中小企業庁ニュースリリース（2009年11月12日）“SBA Expands ‘e200’ Initiative to More Cities, Adds Focus on Native American Business Owners” (p.1)

テネシー州メンフィス市
イリノイ州シカゴ市

オ克拉ホマ州タルサ市
カリフォルニア州サンタアナ市
ワシントン州シアトル市
ルイジアナ州ニューオリンズ市

出所：中小企業庁¹³⁰

¹³⁰ 同上。 (p. 2)
尚、各事務局のウェブサイトはこちらから：
<http://www.sba.gov/e200/participatingdistrictofficewebsites/index.html>

第3章 近年の中小企業庁における業績評価・予算

3.1. 2008年度業績評価

本節では、2008年度（2007年10月1日～2008年9月30日）の中小企業庁の業績のうち、特に現政権で中小企業庁が強化した各種プログラムの当時の成果を中心に概観する。

2009年1月16日に中小企業庁が下院に提出した2008年度年次業績報告書（FY 2008 Annual Performance Report）をもとに、同年度における中小企業庁の主要な支援プログラムの業績を表7にまとめる¹³¹。

表7 2008年度戦略目標1プログラム業績評価

プログラム	2008年度目標	2008年度実績	目標との差異
金融支援			
7(a) ローン保証プログラム (ローン件数)	99,494件	64,514件	-35%
504公認開発公社ローン・プログラム (ローン件数)	11,185件	8,630件	-23%
マイクロローン・プログラム (ローン件数)	2,500件	2,682件	7%
中小企業投資会社プログラム (支援した中小企業の数)	1,770社	1,905社	8%
国際貿易プログラム (ローン件数)	2,975件	3,090件	4%
災害支援プログラム (ローン件数)	N/A	15,128件	N/A
保証書保証プログラム (保証書保証数)	6,000	6,055	1%
経営・技術支援			
中小企業開発センター(SBDC) (中小企業立ち上げ数)	6,000社	12,730社	112%
女性事業センター・プログラム (中小企業立ち上げ数)	618社	727社	18%
調達支援			
HUBZone（年間調達額）	85億ドル	N/A	N/A

出所：中小企業庁¹³²

¹³¹ 中小企業庁、2008年度年次業績報告書（FY 2008 Annual Performance Report）：

http://www.sba.gov/ide/groups/public/documents/sba_homepage/serv_abtsba_2008_apr_001-040.pdf

¹³² 中小企業庁、2008年度年次業績報告書（FY 2008 Annual Performance Report）(pp. 1~40)：

http://www.sba.gov/ide/groups/public/documents/sba_homepage/serv_abtsba_2008_apr_001-040.pdf

各プログラムに関する情報を抜粋し、まとめた。

表 7 の各プログラムの成果を以下にまとめる。

7(a) ローン保証プログラム（目標と実績の差異：-35%）

2008 年秋以降の景気悪化により、融資の承認が減少し、目標値を 35% 下回った¹³³。低調な融資実績を受け、民間金融機関に中小企業庁のローン保証プログラムの存在を広報したり、ローンプロセスを簡素化し、通常の条件の下では民間から融資を受けることができないような中小企業を中心に、事業や従業員数の維持・拡大に向けて資金調達が必要な中小企業が融資を受けることができるような取り組みを進めている¹³⁴。

504 公認開発公社ローン・プログラム（目標と実績の差異：-23%）

7(a) ローン保証プログラムと同様に、不況の影響を受けて目標値を 23% 下回る結果となった¹³⁵。その他の業績としては、既に 7(a) ローン保証プログラムには普及している、中小企業庁と民間金融機関との直接電子インターフェースである ETran システムが 504 公認開発公社ローン・プログラムにも導入された¹³⁶。ETran システムを利用することで、借り手である中小企業においてはローン申請のプロセスが促進され、ローン許可・不可の結果がすぐに分かるというメリットがある。また、中小企業庁においても、ローン申請やローン付与の全体の状況を把握できるという利点がある。

マイクロローン・プログラム（目標と実績の差異：7%）

2008 年 9 月上旬までの業績は芳しくなく、2007 年度の融資件数を下回っていたが、金融危機が表面化するにつれ、銀行からの融資が望めなくなった中小企業が同プログラムを利用するようになつたため、融資件数は最終的に目標値を 7% 上回った¹³⁷。

中小企業投資会社（SBIC）プログラム（目標と実績の差異：8%）

約 2,000 社に対し 220 億ドル超の資本調達を支援した。中小企業庁による適切なリスク管理を保持し、投資家が同プログラムに参加しやすくなるように、同庁は、データ管理機能の強化などプログラム運営の改善にも取り組んだ¹³⁸。

国際貿易プログラム（目標と実績の差異：4%）

2008 年度の融資件数は目標値を 4% 上回る 3,090 件を数えた¹³⁹。また、貸し手となる民間金融機関 3,200 社に対する研修、同 2,800 社に対するカウンセリングを実施したほか、中小企業 6,300 社に対する研修、同 4,500 社に対するカウンセリングも行った¹⁴⁰。

災害支援プログラム（目標と実績の差異：目標値なし）

毎年約 10 億ドルの災害支援融資を行うプログラム¹⁴¹。2008 年度は、約 5 万件のローン申請の

¹³³ 同上。（p. 15）Variance Explanation の部分。

¹³⁴ 同上。（p. 16）FY 2008 Accomplishments の部分。

¹³⁵ 同上。（p. 17）Variance Explanation の部分。

¹³⁶ 同上。（p. 18）FY 2008 Accomplishments の部分。

¹³⁷ 同上。（p. 19）FY 2008 Accomplishments の部分。

¹³⁸ 同上。（p. 21）FY 2008 Accomplishments の部分。

¹³⁹ 同上。（p. 22）表（International Trade）中、Loans Funded (#) (FY 2008 Actual) の部分。

¹⁴⁰ 同上。（p. 22）FY 2008 Accomplishments の部分。

¹⁴¹ 中小企業庁、2008 年度年次業績報告書（FY 2008 Annual Performance Report）(pp. 41~76) :

うち、合計 1 万 5,128 件、総額 8 億 2,584 万 100 ドルの融資を提供した¹⁴²。

保証書保証プログラム（目標と実績の差異：1%）

6,055 件の保証書保証を実施した。中小企業庁はこれにより、約 5,075 の新規雇用が実現したと予測している¹⁴³。また、当該プログラム実施において中小企業庁と保証書発行金融業界の関係を強化することを目指したイニシアティブが複数終了している。このイニシアティブは、①効果・効率性を高めるためのプログラム内容変更案の策定、②同プログラムに参加する中小企業の特徴・市場規模や、中小企業及保証書発行金融企業の同プログラム参加に至る要因などを分析した調査報告書の作成、③中小企業庁地方支部におけるベストプラクティスの普及を狙ったプログラム実施ガイド（Field Office Operating Guide）の作成の 3 点である¹⁴⁴。

中小企業開発センター（SBDC）（目標と実績の差異：112%）

SBDC を通じた支援により、2008 年度には、目標（6,000 社）を大きく上回る 1 万 2,730 社の企業が立ち上げられた¹⁴⁵。また 2008 年度には、全米各地の中小企業開発センターがより効果的に中小企業を支援できるよう、「ビジネスカウンセラー認定プロセス（business counselor certification process）」を開始している（2010 年度に完了予定）¹⁴⁶。

女性事業センター・プログラム（目標と実績の差異：18%）

全米 113 か所に設置されている女性事業センターの活動を通じ、2008 年度には目標（618 社）を 18% 上回る 727 社の中小企業が、女性によって立ち上げられた¹⁴⁷。また、2008 年度に同プログラムの支援を受けた中小企業数は 16 万社近くに上り、支援目標を 19% 上回っている¹⁴⁸。

HUB ゾーンプログラム（目標と実績の差異：N/A）

2008 年度末までに HUB ゾーン¹⁴⁹企業に認定された中小企業は 1 万 772 社に上る。同プログラムは効果が疑問視されていることもあり、HUB ゾーン指定地域の見直しを行ったり、HUB プログラムの経済効果を測定する手法を策定するなど、改善に向けた取り組みが行われた¹⁵⁰。

3.2. 2011 年度大統領予算案

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/serv_abtsba_2008_apr_041-076.pdf

(p. 1) Disaster Assistance の部分。

¹⁴² 同上。(p. 3) FY 2008 Accomplishments の部分。

¹⁴³ 中小企業庁、2008 年度年次業績報告書（FY 2008 Annual Performance Report）(pp. 1~40) :

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/serv_abtsba_2008_apr_001-040.pdf

(p. 24) FY 2008 Accomplishments の部分。

¹⁴⁴ 同上。(p. 24) FY 2008 Accomplishments の部分。

¹⁴⁵ 同上。(p. 25) 表 (SBDC) 中 SB Created (#) (FY2008 Actual) の部分。

¹⁴⁶ 同上。(p. 26) FY 2008 Accomplishments の部分。

¹⁴⁷ 同上。(p. 28) 表 (WBC) 中 SB Created (#) (FY2008 Actual) の部分。

¹⁴⁸ 同上。(p. 28) 表 (WBC) 中 SB Assisted (#) (FY2008 Actual) の部分。

¹⁴⁹ HUB ゾーン： HUBZone=Historically Underutilized Business Zone、歴史的に事業が根付かなかった未開の地。1997 年中小企業改正法にて導入された概念で、①平均所帯別収入額が州内平均の 80% 未満、②失業率が州内平均失業率の 1.4 倍、③アメリカ先住民居住地区、のうち 1 つの条件を満たした地域を指す。

http://www.sba.gov/hubzone/faq/HUBZONE_FAQ_AREAS.html

¹⁵⁰ 同上。(p. 39) FY 2008 Accomplishments の部分。

<概要>

2010年2月1日、オバマ大統領は連邦政府の2011年度（2010年10月1日～2011年9月30日）の予算教書を発表した。中小企業庁には、前年度比（確定）¹⁵¹20.7%（1億7,017万ドル）増となる9億9,419万ドルが配分されている。うち3億2,615万ドルは7(a)ローン保証・プログラムなどの信用保証・金融支援プログラムへ、2億300万ドルは災害支援ローン・プログラムへ充当された（表8参照）¹⁵²。

表8 中小企業庁における2011年度予算案

（単位：万ドル）

	2009年度 実績	2010年度 確定	2011年度 要求額	2010年度比 増減
給与・経費	45,550	49,244	44,604	▲4,640
信用保証・金融支援プログラム				
運営費	13,848	13,500	15,700	400
ローン補助金	250	8,300	16,915	8,615
災害支援ローン・プログラム				
運営費	0	7,659	2,0300	12,641
ローン補助金	0	169	0	▲169
監査費用	1,675	1,630	1,800	170
保証書保証プログラム	200	100	100	0
合計	61,523	82,402	99,419	17,017

出所：中小企業庁¹⁵³

主要なローン・プログラムやローン保証の予算規模を下表9にまとめる。2004年度以降の推移を見ると、景気対策法により2009年度から2010年度にかけて大半のプログラムが強化されており、2011年度の予算案は2010年度と同等の規模を維持する意図があることが伺える（図2参照）。

¹⁵¹ ローン・プログラムの保証率引き上げや手数料免除などのための予算を配分した景気対策法及び、これらの措置を継続するための追加予算が配分された「2010年国防総省歳出法」による拠出は含まれていない。これらの拠出については6.1.2を参照。

¹⁵² 中小企業庁、2011年度予算根拠資料(FY 2011 Congressional Budget Justification)：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/fy_2011_cbj_09_apr.pdf

¹⁵³ 中小企業庁、2011年度予算根拠資料(FY 2011 Congressional Budget Justification)：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/fy_2011_cbj_09_apr.pdf

表 9 ローン・プログラムの融資規模

(単位：億ドル)

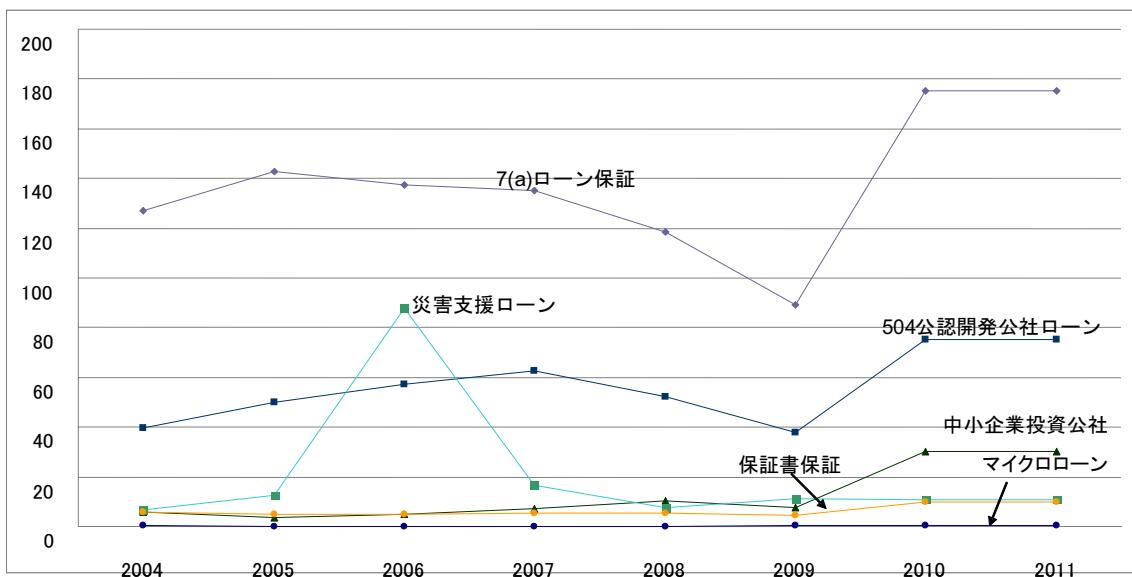
プログラム	2009 年度 実績	2010 年度 確定	2011 年度 要求額
7 (a) ローン保証	89.23	175.00	553.10 (注)
504 公認開発公社ローン	37.90	75.00	75.00
中小企業投資公社	7.87	30.00	30.00
マイクロローン	0.38	0.25	0.25
保証書保証プログラム	4.62	10.00	10.00
災害支援ローン	11.30	11.00	11.00

出所：中小企業庁¹⁵⁴

注：2011 年度より算出法が変更されている。2010 年度までの算出法では約 175 億ドル。

図 2 ローン・プログラムの融資規模の推移（2004～2011 年度）

(単位：億ドル)



出所：中小企業庁による予算情報をもとに作成

注：推移を見る目的のため、2011 年度の 7 (a) ローン保証の融資規模は 2010 年度までの算出法による数値を採用した。

また中小企業庁における主要プログラムの実施による拠出額（予定）¹⁵⁵をみると、ローン・プログラムでは、7 (a) ローン保証と災害支援ローンに、技術支援では中小企業開発センター

¹⁵⁴ 中小企業庁、2011 年度予算根拠資料(FY 2011 Congressional Budget Justification)：http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/fy_2011_cbj_09_apr.pdf¹⁵⁵ 人件費や光熱費などの間接費も含む。

に多くのリソースが費やされている（表 10 参照）。

表 10 主要プログラムに掛かる拠出

（単位：万ドル）

プログラム	2009 年度 実績	2010 年度 確定	2011 年度 要求額
7 (a) ローン保証	9,076	10,057	11,051
504 公認開発公社ローン	3,189	3,605	4,033
中小企業投資会社	1,917	1,975	2,195
マイクロローン	2,990	3,544	1,927
保証書保証プログラム	490	551	574
災害支援ローン	31,217	25,261	24,293
中小企業開発センター	13,002	12,943	13,014
中小企業研修ネットワーク	43	59	60
女性事業センター	2,217	2,353	2,396
HUB ゾーン調達	1,294	1,165	1,210

出所：中小企業庁

＜優先課題＞

上記の予算案は以下の戦略的優先分野の遂行を強化するものとなっている¹⁵⁶。

- 企業の成長と雇用創出
 - 中小企業庁による貸付ネットワーク及び各種のローン・プログラムを通して、中小企業の資金調達を拡大する
 - 連邦政府内の協力の下、連邦政府の調達目標を達成する
 - 全米各地に所在する中小企業庁の拠点などを通して、中小企業に対して、カウンセリングや起業家教育、研修の機会を提供する
 - 企業、住宅保有者、住宅賃貸者に対して災害支援を提供する
 - 新規・既存プログラムを通して、急成長を遂げる可能性を持つ中小企業を支援し、イノベーションを雇用につなげる
- 中小企業が今世紀に直面する課題に対応できるような組織作り
 - 中小企業庁の基幹プログラムを強化し、中小企業が利用しやすく、かつ効果的なものとする
 - 中小企業庁の人材育成と技術インフラに投資する
 - 中小企業庁プログラムの監督機能を改善する
- 中小企業の声を代弁
 - 連邦省庁間の連携を主導し、中小企業を対象としたプログラム・リソース・サービス

¹⁵⁶ 中小企業庁、2011 年度予算根拠資料(FY 2011 Congressional Budget Justification)：
http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/fy_2011_cbj_09_apr.pdf

- を強化するとともに、中小企業が事業を展開しやすい環境を整備する
- マイノリティ、女性、退役軍人が所有する中小企業をはじめ、中小企業コミュニティに関する理解を深める
- 実体経済の中小企業及び、急成長が期待される中小企業を擁護する

これらの中でも特に重要度の高い課題について、中小企業庁は 2011 年度の具体的な達成目標を以下のように定めている¹⁵⁷。

- 2011 年度末（2011 年 9 月 30 日）までに 7 (a) ローン保証プログラムに参加する民間金融企業の数を 3,000 機関にまで増やす（2008 年度・2009 年度における参加機関の平均数の 15% 増）
- 中小企業からの連邦政府の調達を増やし、調達目標を達成する。また、下請けを対象とした目標設定に取り組む
- 災害支援ローンプログラムにおいて、住宅に関するローン申請の 85%を受付から 14 日間以内に、事業に関するローン申請の 85%を受付から 18 日以内に処理する
- SBIR の改善のために以下の取り組みを行う
 - SBIR に関するデータ収集・報告システム及び、業績を測定する指標を改善する SBIR の乱用に関する包括的なモニタリング体制を導入する
 - 既に SBIR の支援を受けた企業の技術等の実用化を向上させる

¹⁵⁷ 中小企業庁、2011 年度予算根拠資料(FY 2011 Congressional Budget Justification)：
http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/fy_2011_cbj_09_apr.pdf

第4章 中小企業庁以外における中小企業支援政策・プログラムの実態

本章では、オバマ政権発足後、中小企業庁以外の連邦政府機関において注目される中小企業支援政策やプログラムについて紹介する。

4.1. 財務省

オバマ政権下の財務省による中小企業支援政策は金融市場への取り組みを中心としている。ティモシー・ゲイツナー (Timothy Geithner) 財務長官は 2009 年 2 月 10 日、米国の経済状況を改善するための、6 つの骨子を含む包括的な金融安定化計画¹⁵⁸を発表した。その中で「消費者及び企業融資イニシアチブ (Consumer & Business Lending Initiative)」、及び、「中小企業及びコミュニティ融資イニシアチブ (Small Business and Community Lending Initiative)」が中小企業問題に対応している。

「消費者及び企業融資イニシアチブ」は中小企業に特化したプログラムではないが、中小企業の企業活動にも影響するものである。これは、「長期資産担保証券貸出制度 (TALF: Term Asset-Backed Securities Loan Facility)」¹⁵⁹を活用し、連銀と協力して、民間の投資家にローン担保証券購入のための資金を提供することで、セカンダリー・マーケットの流動性の確保を目指す取り組みである¹⁶⁰。

一方「中小企業及びコミュニティ融資イニシアチブ」は、中小企業庁による融資額の落ちこみに歯止めをかけようとするものであり¹⁶¹、中小企業庁のローンを取引するセカンダリー・マーケットの活性に向けて、AAA 格付けの中小企業庁ローン購入をファイナンシングする、中小企業庁のローン保証率を 75%から 90%に引き上げる、7(a) ローン保証プログラム及び 504 公認開発公社ローン・プログラムの手数料を減額するなどが盛り込まれている（景気対策法によつて同様の立法措置が採られている）。

この金融安定化計画発表から一週間後の 2009 年 2 月 17 日、景気対策法が成立した。以下は中でも財務省に実施責任のある中小企業支援策を示している¹⁶²。

¹⁵⁸ Financialstability.gov、“Fact Sheet Financial Stability Plan”：
<http://www.financialstability.gov/docs/fact-sheet.pdf>

¹⁵⁹ TALF は、2008 年 11 月 24 日、連邦準備制度理事会の全会一致決議により、連邦準備法セクション 13(3) (Section 13(3) of the Federal Reserve Act: 12 U.S.C. § 343)に基づき設立された。資産担保証券 (Asset Back Securities: ABS) の発行を促進し、ABS 市場環境を改善する事により、消費者及び中小企業の与信ニーズに応え、金融市場支援を行う。

出所：連銀 “Report Pursuant to Section 129 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Term Asset-Backed Securities Loan Facility”：

<http://www.federalreserve.gov/monetarypolicy/files/129talff.pdf>

¹⁶⁰ Financialstability.gov、“Fact Sheet Financial Stability Plan” (pp. 3-4)

¹⁶¹ 同上。(pp. 6-7)。2.1.2. 参照。

¹⁶² Financialstability.gov、“Fact Sheet: Unlocking Credit for Small Businesses”：
<http://www.financialstability.gov/roadtostability/unlockingCreditforSmallBusinesses.html>

- セカンダリー・マーケットの信用を回復させ、融資状況を改善させるため、財務省が中小企業庁が保証する 7(a) ローン担保証券や 504 公認開発公社ローン担保証券を最大 150 億ドルで直接買い取り、セカンダリー・マーケットを正常に機能させつつ、資金流動性増大を図る
- すべての銀行に対して、中小企業への融資状況を四半期ごとに報告することを義務付ける（従来は年に 1 度）。特に金融安定化計画に基づく支援を受けている、資産規模上位 21 位以内の銀行については、毎月中小企業への融資状況を報告することを義務づける。併せて、すべての金融機関へ中小企業向け融資の拡大努力を呼びかける 2009 年 11 月 18 日に出された財務省と中小企業庁による共同声明¹⁶³によると、セカンダリー・マーケットにおける 2009 年 1 月のブローカー・ディーラ間月間取引量は 8,590 万ドルであったが、同年 5 月から 10 月における月間平均取引額は 3 億 4,400 万ドルまで回復し、金融危機前の水準を超えるほどになった¹⁶⁴。

また、上記の財務省による取り組みに加え、中小企業庁による一連のローン保証プログラム強化（6.1.2 参照）が功を奏し、セカンダリー・マーケットにおける中小企業庁のローン担保証券の取引額もほぼ回復したと言える（図 3 参照）。

図 3 証券化された 7(a) 保証ローンのセカンダリー・マーケットにおける取引額
(2008 年 1 月～2009 年 9 月)



¹⁶³ Financialstability.gov (2009 年 11 月 18 日) “Treasury, SBA host small business financing forum” : http://www.financialstability.gov/latest/tg_11182009.html

¹⁶⁴ 同上。Secondary Markets Have Recovered の部分。

¹⁶⁵ 同上。 (p. 21) Chart VII

4.2. 通商代表部

大統領府直下の通商代表部 (USTR: Office of the United States Trade Representative) では、中小企業を米国経済の中心と捉え、又、米国輸出量の最大の担い手と位置付けている。関税障壁を引き下げる事が中小企業の輸出入拡大に資するとし、世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) における交渉や、二国間貿易協定を通じた産業製品を対象とした関税撤廃など、関税削減に向けて動いている¹⁶⁶。

また、中小企業が円滑に輸出入事業に従事出来るように、WTO を通じた税関手続きの一貫性を図る貿易規制の強化や、取引国における非合理な認可や検品の撤廃、知的財産権の保護、インターネットによる商業機会拡大に向けた貿易協定の整備にも取り組んでいる¹⁶⁷。

その他、米国の貿易政策形成の際に中小企業やマイノリティ企業の問題を考慮すべく、商務省と連携し、産業貿易アドバイザリー委員会 (ITACs: Industry Trade Advisory Committees) を運営するほか、中小企業を含む貿易に関する経済分野から選ばれた 45 人以下の委員から構成される貿易政策及び交渉に関する大統領諮問委員会 (ACTPN: President's Advisory Committee on Trade Policy and Negotiations) を組織し、米国貿易政策及び協定について検証する場を設けている¹⁶⁸。

なお、通商代表部は中小企業による輸出を振興させることを目的に、2010 年 1 月 21 日に、「中小企業・市場アクセス・産業競争力担当通商代表補佐官 (Assistant United States Trade Representative for Small Business, Market Access, and Industrial Competitiveness)」を新設している（通商代表部による輸出振興の取り組みの詳細は 1.2 参照）。

4.3. 商務省

商務省は、経済成長の原動力として雇用創出の源として中小企業の重要性を認識しており¹⁶⁹、以下のような支援を行っている。

- 中小企業に対する輸出支援：全米 190 箇所に拠点を配置し、中小企業に対して輸出に関する助言や情報を提供したり、輸出の可能性がある国の市場調査を行うなどの支援を行っている（1.2 参照）
- 中小企業による連邦政府調達強化：女性や退役軍人、マイノリティが経営する企業からの政府調達強化について中小企業庁との連携によるステイクホルダー・アウトリーチ・イニシアチブを開始した（6.2.2 参照）

¹⁶⁶ 通商代表部、“Small Business”：<http://www.ustr.gov/trade-topics/small-business> Tariffs の部分

¹⁶⁷ 同上。Customs Valuation/Standards の部分。

¹⁶⁸ 同上。President's Advisory Committee on Trade Policy and Negotiations の部分。

¹⁶⁹ 通商代表部が主催した中小企業輸出振興に伴う雇用促進に関する会議（2010 年 1 月 21 日）における Dennis Hightower 商務副長官 (Dennis Hightower, Deputy Secretary of Commerce) のコメントより。

4.4. SBIR

「中小企業技術革新制度（SBIR : Small Business Innovation Research）」は、11省庁（農務省、商務省、国防省、教育相、保健福祉省、国土安全保障省、運輸省、環境保護庁、NASA、全米科学財団）にわたって実施されている省庁横断型プログラムである。米国中小企業（米国民が事業主であり、かつ、営利企業に限る¹⁷⁰⁾ のハイテク技術や革新的な事業が、連邦政府の研究開発活動に関わることで、連邦省庁は中小企業の先端技術取り入れ、中小企業は、技術の製品化を加速することを狙いとする。1982年の根拠法である「中小企業技術革新開発法（Small Business Innovation Development Act）」成立¹⁷¹以来、中小企業庁技術局（Office of Technology）が運営状況を監督している。同庁は参加省庁の報告を取りまとめ、毎年議会に報告する義務がある¹⁷²。各省庁のR&D予算うち、SBIRに2.5%が割り当てられ、中小企業による革新的な研究活動の支援に使われる仕組みとなっている。支援を希望する中小企業は、各省庁に直接応募し、省庁が申請者の中から採択者を決定している¹⁷³。

SBIRについては、2008年から2009年にかけて、各省庁が割り当てる予算の割合の拡大や、VCもSBIR資金にアクセスできるようにするなどの制度改革が議会で議論されていた。しかし、SBIR予算の一部にVC資金のアクセスを可能にすることを認めた下院と、SBIRはVCの利益のためではなく中小企業支援のための制度とし、VCの参画を認めなかった上院の間で折り合いがつかず¹⁷⁴、2010年2月現在もSBIR制度の内容に変化はないままとなっている。

¹⁷⁰ 中小企業庁、“SBIR-STTR”：

http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/sbir/sbirstir/SBIR_SBIR_DESCRIPTION.html

¹⁷¹ 同上。

¹⁷² 中小企業庁、“Office of Technology – SBIR/STTR”：

<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/sbir/index.html>

¹⁷³ NIH, “Research Opportunities Reserved for Small Business: Small Business Innovation Research (SBIR) Program/ Small Business Technology Transfer (STTR) Program”

¹⁷⁴ 2010年1月22日に実施された上院中小企業・起業委員会議員スタッフのジョン・ハイ氏とのインタビュー；http://olpa.od.nih.gov/tracking/111/senate_bills/session1/s-1233.asp；S. 1233全文：http://sbc.senate.gov/public/?a=Files.Serve&File_id=ff17e487-36ea-463f-8980-e95ebc36936f

第5章 連邦議会における中小企業政策動向

本章では、連邦議会での中小企業政策動向として、近年の議会における中小企業関連法案の審議・成立状況及び、中小企業政策を担当する委員会の議員メンバーを紹介する。

5.1. 議会における主要中小企業関連法案の審議・成立状況

5.1.1. 第109議会

第109議会（2005～2006年）では、中小企業を対象とした連邦政府の調達を強化することを目的とした法案の成立が目立つ（表11参照）。当時も中小企業におけるヘルスケア及びエネルギーコストの負担は問題視されていたが、これらの問題解決を目指した「健康保険市場近代化及び値下げ法（Health Insurance Marketplace Modernization and Affordability Act of 2006）」及び、「2005年中小企業及び農家のためのエネルギー緊急救済法案（Small Business and Farm Energy Emergency Relief Act of 2005）」はどちらも審議未了のまま廃案となっている。

表11 第109議会において成立した主な中小企業関連法

分野	法律	概要
年金	2006年年金保護法（Pension Protection Act of 2006、P.L. 109-280） ¹⁷⁵	中小規模の雇用主が米年金給付保証公社（The Pension Benefit Guaranty Corporation）に支払う保険料の上限額を設定 ¹⁷⁶
調達	米国陸上交通長期法（SAFETEA-LU: Safe, Accountable, Flexible, Efficient Transportation Equity Act: A Legacy for Users、P.L. 109-59）	高速道路信託基金(Highway Trust Fund)の一部を、（人種や教育機会などにより）社会的・経済的に不利な状況にある個人により経営されている中小企業を通じて利用する事を義務付ける ¹⁷⁷ 。

¹⁷⁵ Public Law 109-280 全文：http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ280.109

¹⁷⁶ Library of Congress Thomasによる To amend the Fair Labor Standards Act of 1938 to provide for an increase in the Federal minimum wage. (H.R. 2) の法案情報より

¹⁷⁷ Library of Congress Thomasによる Safe, Accountable, Flexible, Efficient Transportation Equity Act: A Legacy for Users: SAFETEA-LU (H.R. 3) の法案情報より

分野	法律	概要
	2005 年防衛・対テログローバル戦争・津波救済に関する緊急補正歳出予算法 (Emergency Supplemental Appropriations Act for Defense, the Global War on Terror, and Tsunami Relief, 2005、P. L. 109-13) ¹⁷⁸	エネルギー省による中小企業への委託の実態を測定するための手法設定に当たって、新たに中小企業庁との間に覚書を締結することを義務付ける ¹⁷⁹ 。
	2006 年内務省・環境・関連省庁歳出法 (Department of the Interior, Environment, and Related Agencies Appropriations Act, 2006、P. L. 109-54) ¹⁸⁰	歳出法で定められた予算の執行にあたって、小規模/零細企業から調達することを農務省と内務省に対して奨励 ¹⁸¹ 。
	2006 年運輸省・財務省・住宅都市開発庁・司法省・コロンビア特別区・その他独立系官庁歳出予算法 (Transportation, Treasury, Housing and Urban Development, the Judiciary, the District of Columbia, and Independent Agencies Appropriations Act, 2006、P. L. 109-115)	連邦政府機関の出張手続きシステム、「eTravel システム」について、下請調達額のうち最低 23%を中小企業に割てる ¹⁸² 。
	郵便改革法 (Postal Accountability and Enhancement Act、P. L. 109-435) ¹⁸³	郵便公社に対して、法律発効後 1 年以内に、女性が経営する企業、マイノリティが経営する企業、中小企業との元請及び下請契約状況に関する報告を大統領及び議会に行うことを義務付ける ¹⁸⁴ 。

¹⁷⁸ Public Law 109-13 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ103.109.pdf

¹⁷⁹ Library of Congress Thomas による Emergency Supplemental Appropriations Act for Defense, the Global War on Terror, and Tsunami Relief, 2005 (H. R. 1268) の法案情報より

¹⁸⁰ Department of the Interior, Environment, and Related Agencies Appropriations Act, 2006 の法案情報より http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1054.109

¹⁸¹ Library of Congress Thomas による Department of the Interior, Environment, and Related Agencies Appropriations Act, 2006 (H. R. 2361) の法案情報より

¹⁸² Library of Congress Thomas による Transportation, Treasury, Housing and Urban Development, the Judiciary, the District of Columbia, and Independent Agencies Appropriations Act, 2006 (H. R. 3058) の法案情報より

¹⁸³ Public Law 109-435 全文 :

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1435.109

¹⁸⁴ Public Law 109-435 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1435.109

分野	法律	概要
	2005 年米航空宇宙局認可法 (National Aeronautics and Space Administration Authorization Act of 2005、P. L. 109-155)	中小企業庁と連携し、中小企業からの調達件数及び契約額を適切な範囲で増加させることを NASA に指示 ¹⁸⁵ 。
	2006 年退役軍人給付金・ヘルスケア・IT 法 (Veterans Benefits, Health Care, and Information Technology Act of 2006、P. L. 109-461)	退役軍人省に対して、退役軍人が経営する中小企業からの調達目標件数を毎年度設定することを義務付ける ¹⁸⁶ 。
エネルギー	エネルギー政策法 (Energy Policy Act of 2005、P. L. 109-58) ¹⁸⁷	連邦政府の中小企業向け省エネプログラムの改正、エネルギー省が実施する中小企業を対象とした再生可能エネルギーシステム導入費用のリバートプログラムの設定、一定の要件を満たすバイオ製品製造中小企業に対する農務省による補助金の設定等 ¹⁸⁸ 。
災害支援	中小企業庁による災害支援ローン・プログラムその他のための 2006 年度補正予算法 (Making supplemental appropriations for fiscal year 2006 for the Small Business Administration's disaster loans program, and for other purposes. P. L. 109-174) ¹⁸⁹	災害支援ローン・プログラムに対して、7 億 1,200 万ドルの予算を追加 ¹⁹⁰ 。
	2006 年マグナソン－スティーブンズ魚類保全・管理再授權法 (Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Reauthorization Act of 2006、P. L. 109-479) ¹⁹¹	メキシコ湾で漁業を営む企業を対象としたハリケーン被害支援プログラムを商務省が実施する。このための予算の一部をアラバマ州、ルイジアナ州、フロリダ州、ミシシッピ州、テキサス州の中小企業支援に充当 ¹⁹² 。

¹⁸⁵ Library of Congress Thomas による National Aeronautics and Space Administration Authorization Act of 2005 (S. 1281) の法案情報より

¹⁸⁶ Library of Congress Thomas による Veterans Benefits, Health Care, and Information Technology Act of 2006 (S. 3421) の法案情報より

¹⁸⁷ Public Law 109-58 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1058.109

¹⁸⁸ Library of Congress Thomas による Energy Policy Act of 2005 (H. R. 6) の法案情報より

¹⁸⁹ Public Law 109-174 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1174.109

¹⁹⁰ Public Law 109-174 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1174.109

¹⁹¹ Public Law 109-479 全文 : http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1479.109

分野	法律	概要
消費者保護	2005 年破産濫用防止および消費者保護法 (Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act of 2005、P. L. 109-8)	中小企業による倒産手続きを厳格化（中小企業における書類提出や報告義務を追加） ¹⁹³ 。
国際貿易	2006 年輸出入銀行再授權法 (Export-Import Bank Reauthorization Act of 2006、P. L. 109-438)	輸出入銀行内に中小企業担当部署を設置し、中小企業支援機能を強化（セクション 6、14、19、20 等） ¹⁹⁴ 。
その他	2006 年科学関連省庁・国務・司法・商務各省歳出法 (Science, State, Justice, Commerce, and Related Agencies Appropriations Act, 2006、P. L. 109-108) ¹⁹⁵	地方自治体や大学等、中小企業を支援する団体や機関を対象とした助成金を交付する予算を中小企業庁に割当てる。具体的には、レッドランズ大学 (University of Redlands) における「中小企業支援のためのセンター」設立（100 万ドル）やニューヨーク州シラキューズ市による中小企業コミュニティ支援プログラム（15 万ドル）など。

出所：各種資料をもとに作成

5.1.2. 第 110 議会

第 110 議会（2007～2008 年）において成立した主要な中小企業関連の法律を下表 12 にまとめる。中小企業を対象とした省エネ支援強化策（後掲）を定めた「2007 年エネルギー自立・安全保障法（EISA）」を除くと、中小企業支援に特化した法律はあまり見られない。なお、2010 年 2 月 2 日にオバマ大統領が中小企業融資への一部転用を議会に呼びかけた TARP の設立を規定した、「2008 年緊急経済安定化法（EESA）」も第 110 議会で成立している。

¹⁹² Library of Congress Thomas による Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Reauthorization Act of 2006 (H. R. 5946) の法案情報より。

¹⁹³ 同法は個人・法人による倒産手続きを厳格化することを目的としている。なお中小企業に負債している個人・機関が倒産した場合、同法により当該中小企業による債権回収は容易となっている。Library of Congress Thomas による Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act of 2005 (P. L. 109-8) の法案情報 http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1008.109.pdf; Joshua Menard. “Seeing Red”. <http://www.allbusiness.com/business-planning/908621-1.html>

¹⁹⁴ Library of Congress Thomas による Export-Import Bank Reauthorization Act of 2006 (S. 3938) の法案情報より。http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_public_laws&docid=f:publ1008.109.pdf

¹⁹⁵ Public Law 109-108 全文：http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h2862enr.txt.pdf

表 12 第 110 議会における中小企業関連主要法

分野	法律	概要
調達	2008 年予備兵及び退役軍人による中小企業再授權並びに機会強化法 (Military Reservist and Veteran Small Business Reauthorization and Opportunity Act of 2008、P. L. 110-186)	省庁横断型タスクフォースを設置するなど、省庁全体を通して退役軍人が経営する企業及び中小企業を対象とした連邦政府調達を強化 ¹⁹⁶ 。
	FY2008 年国防再授權法 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2008、P. L. 110-181)	中小企業の連邦政府調達目標の指標に、「ハワイ州出身者やアラスカ州出身者が経営する中小企業」を追加。国防総省における SBIR プログラムを再授權 ¹⁹⁷ 。
	2008 年退役軍人年金改善法 (Veterans' Benefits Improvement Act of 2008、P. L. 110-389)	退役軍人省が退役軍人の経営する中小企業からの調達を強化 ¹⁹⁸ 。
エネルギー	2007 年エネルギー自立・安全保障法 (Energy Independence and Security Act of 2007 : EISA、P. L. 110-140)	省エネ建造物や設備、装置、技術等の開発、投資、調達を支援するためのローンや助成金プログラムを中小企業庁が実施する ¹⁹⁹ 。
省エネ・災害支援	2008 年農業法 (Food, Conservation, and Energy Act of 2008、P. L. 110-234)	農務省がエネルギー省と連携し、農家や農村部の中小企業に省エネ及び再生可能エネルギー開発を推進する「米国農村エネルギー対策プログラム (Rural Energy for America Program)」を実施。また、中小企業庁に対しては、災害支援プログラムを指揮監督する職務の設置や、緊急災害支援ローン支給プログラムの新設を規定 ²⁰⁰ 。

¹⁹⁶ Library of Congress Thomas による Military Reservist and Veteran Small Business Reauthorization and Opportunity Act of 2008 (H. R. 4253) の法案情報より。

¹⁹⁷ Library of Congress Thomas による National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2008 (H. R. 4986) の法案情報より。

¹⁹⁸ Library of Congress Thomas による Veterans' Benefits Improvement Act of 2008 (S. 3023) の法案情報より。

¹⁹⁹ Library of Congress Thomas による Energy Independence and Security Act of 2007 (H. R. 6) の法案情報より。 http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_public_laws&docid=f:publ110.110.pdf

²⁰⁰ Library of Congress Thomas による Food, Conservation, and Energy Act of 2008 (H. R. 2419) の法案情報より。

分野	法律	概要
災害支援	2008年農業法 (Food, Conservation, and Energy Act of 2008、P.L. 110-246) ²⁰¹	中小企業災害支援ローン・プログラムを改正。経済的損害災害ローン (economic injury disaster loans) の民間非営利機関への適用や、中小企業庁が連邦緊急事態管理庁 (FEMA: Federal Emergency Management Agency) との連携の下で災害支援プログラムを実施することなどを規定 ²⁰² 。
	2008年9月30日に終了する年度 (2007年度) 国土安全保障省予算及びその他目的のための法律 (Making appropriations for the Department of Homeland Security for the fiscal year ending September 30, 2008, and for other purposes.、P.L. 110-329)	中小企業庁への緊急補正予算の割り当てを規定 ²⁰³ 。
	2008年9月30日に終了する年度 (2007年度) 軍関連施設建設、退役軍人省、その他関連省庁予算並びにその他目的のための法律 (Making appropriations for military construction, the Department of Veterans Affairs, and related agencies for the fiscal year ending September 30, 2008, and for other purposes.、P.L. 110-140)	中小企業庁の災害支援ローン・プログラムへの補正予算の割り当てを規定 ²⁰⁴
その他	米国競争力法 (America COMPETES Act、P.L. 110-69)	米国標準技術局 (NIST: National Institute of Standards and Technology) が実施する製造拡張パートナーシップ (Manufacturing Extension Partnership) の諮問機関のメンバー10人のうち、5人は米国中小製造事業者の代表によって選出することを規定 ²⁰⁵ 。

²⁰¹ 「2008年農業法 (Food, Conservation, and Energy Act of 2008)」と呼ばれる法律が2件あるが、内容は異なっている。

²⁰² Library of Congress ThomasによるFood, Conservation, and Energy Act of 2008 (H.R. 6124) の法案情報より。

²⁰³ Library of Congress ThomasによるMaking appropriations for the Department of Homeland Security for the fiscal year ending September 30, 2008, and for other purposes. (H.R. 2638) の法案情報より。

²⁰⁴ Library of Congress ThomasによるMaking appropriations for military construction, the Department of Veterans Affairs, and related agencies for the fiscal year ending September 30, 2008, and for other purposes. (H.R. 2642) の法案情報より。

²⁰⁵ Library of Congress ThomasによるAmerica COMPETES Act (H.R. 2272) の法案情報より。

5.1.3. 出所：各種資料をもとに作成第 111 議会

オバマ政権を迎える、2009 年 1 月に開始した第 111 議会（2010 年末まで）では、中小企業の資金調達支援や輸出振興を目的とした法案や、ヘルスケア改革など多様な法案が審議されている。ここでは、中小企業に関連が深いものとして以下の 13 の法律・法案の概要を紹介する。

1. 景気対策法 (The American Recovery and Reinvestment Act of 2009)
2. クレジットカード改革法 (Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act of 2009)
3. 2009 年 SBIR/STTR 再授權法案(SBIR/STTR Reauthorization Act of 2009)
4. 2009 年中小企業財政投資法案 (Small Business Financing and Investment Act of 2009)
5. 2009 年中小企業庁災害支援改革法案 (Small Business Administration Disaster Recovery and Reform Act of 2009)
6. 中小企業特別償却恒久化法案 (Small Business Expensing Permanency Act)
7. 2009 年中小企業輸出強化・国際貿易法案 (Small Business Export Enhancement and International Trade Act of 2009)
8. 中小企業通商代表法案 (Small Business Trade Representation Act)
9. 雇用創出対策法案 (Jobs for Main Street Act)
10. 2009 年中小企業雇用創出及び資本調達法案 (Small Business Job Creation and Access to Capital Act of 2009)
11. 2010 年度包括歳出法 (FY2010 Consolidated Appropriations Act)
12. 国防総省歳出法 (Department of Defense Appropriation Act)
13. 医療制度改革法案 (下院案 : Affordable Health Care for America Act、上院案 : Patient Protection and Affordable Care Act)

これらの法律・法案のほか、2009 年 12 月 8 日にオバマ大統領によって発表された追加景気対策案の中で、ゼロキャピタル課税や中小企業の新規雇用促進に向けた減税策について言及がされたことから²⁰⁶、今後 111 議会ではこれらの施策に関する法案が審議される可能性もある。

1. 景気対策法 (P.L. 111-5) : 2009 年 2 月 17 日に成立

中小企業庁によるローン保証プログラムの手数料減免、同庁によるローン保証率の引き上げ (75~85%→90%)、セカンダリー・マーケット保証局の設立等、中小企業庁の役割及びプログラム拡充及び、中小企業を対象とした減税措置（予定納税額の減額や純営業損失繰越の拡大）を規定している²⁰⁷。

²⁰⁶ ホワイトハウス、“President Obama Announces Proposals to Accelerate Job Growth and Lay the Foundation for Robust Economic Growth” :

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/president-obama-announces-proposals-accelerate-job-growth-and-lay-foundation-robust>

²⁰⁷ • Library of Congress Thomas による Making supplemental appropriations for job preservation and creation, infrastructure investment, energy efficiency and science, assistance to the unemployed, and State and local fiscal stabilization, for fiscal year ending September 30, 2009, and for other purposes. (H.R.1) の法案情報より。

• 景気再策法全文 : <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin>

2. クレジットカード改革法 (P.L. 111-24) : 2009年5月22日に成立

クレジットカード会社に対して、金利や手数料変更等を行う場合、変更開始の45日前までには文書によってカード保有者に報告することを義務付けるなど²⁰⁸、消費者による理解が困難な課金に関する規制を厳格化した。また連銀理事会に対して、従業員数50名以下の中小企業によるクレジットカードの利用、並びに、このような中小企業を対象としたクレジットカード市場について調査を行い、議会に報告することを義務付けている²⁰⁹。更に、中小企業庁に対し、国土安全保障省と連携し、中小企業によるクレジットカード使用に関するデータの喪失等を防ぐためにITセキュリティ問題に取り組むことを目的とした、「中小企業情報セキュリティタスクフォース (Small Business Information Security Task Force)」の設置を求めている²¹⁰。

3. 2009年SBIR/STTR延長法 (P.L. 111-84、2010年度国防予算法の一部) : 2009年10月28日に成立

中小企業における技術革新活動の促進を目的とした省庁横断型プログラムである「中小企業技術革新制度 (SBIR: Small Business Innovation Research)」²¹¹及び「中小企業技術移転制度 (STTR: Small Business Technology Transfer)」²¹²の延長。

4. 2009年中小企業財政投資法案 (H.R. 3854) : 2009年10月29日に下院を通過

中小企業庁による資本調達プログラムの内容の包括的見直しを行い、中小企業を対象とした手頃な融資・投資を実施するための予算として毎年440億ドルを計上する内容になっている。この法案によって、中小企業庁の融資上限額が引き上げられると同時に、「早期段階投資プログラム (Early-Stage Investment Program)」を新設し、中小企業庁からの融資に加えて民間からの資金を呼び込み創業間もない企業への投資を行う²¹³。更に同法案では、地域の民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業に対する融資支援策として「資金補強プログラム (Capital Backstop Program)」を中小企業庁に新設することも定めている。このプログラムでは、中小企業庁が中小企業からの融資申請を受け、全米の金融機関から当該企業に融資可能

[bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_public_laws&docid=f:publ105.111.pdf](http://www.congress.gov/111/cong_public_laws&docid=f:publ105.111.pdf)

²⁰⁸ Library of Congress ThomasによるCredit CARD Act of 2009 (H.R. 627) の法案情報より。

²⁰⁹ 同上。

²¹⁰ 同上。

尚、この点に関する類似法案 A bill to establish the Small Business Information Security Task Force to address information security concerns relating to credit card data and other proprietary information (S. 1070) が5月に上院中小企業・起業家委員会に送付されていた点付記する。

出所: Library of Congress ThomasによるA bill to establish the Small Business Information Security Task Force to address information security concerns relating to credit card data and other proprietary information (S. 1070) の法案情報より。

²¹¹ 11省庁が、中小企業が持つ画期的なアイディアに対してR&D費を助成するプログラム。

²¹² 5省庁が、非営利機関と協力して研究所における研究成果の実用化に取り組む中小企業に助成金を提供するプログラム。

²¹³ 下院中小企業委員会 (2009年10月29日) “House Approves Legislation Expanding Small Business Access to Capital” : <http://www.house.gov/smbiz/PressReleases/2009/pr-10-29-09-hr3854.html>

な金融機関を探しだす。融資する金融機関が見つからなかった場合は、中小企業庁が直接融資を行うことができるという内容になっている²¹⁴。

5. 2009年中小企業庁災害支援改革法案 (S. 2731) : 2009年11月5日に上院委員会へ提出

2008年農業法（2008 Farm Bill）で設定された、中小企業庁が災害時におけるつなぎ融資の保証を行う災害支援プログラム²¹⁵の保証上限を15万ドルから25万ドルに引き上げるほか、中小企業庁の災害住宅支援ローンの上限額を4万ドルから8万ドルに、優先住宅の修理等の上限額を20万ドルから40万ドルに引き上げるなど、中小企業庁による災害支援プログラム強化を図る法案となっている²¹⁶。

6. 中小企業特別償却恒久化法案 (S. 2822) : 2009年12月1日に上院委員会へ提出

中小企業の減税措置として、固定資産の一括損金算入上限額を25万ドルに恒久化する法案²¹⁷。オバマ大統領も、2009年12月8日に発表した追加景気対策に関する提言において、同様の措置を呼びかけている²¹⁸。

7. 2009年中小企業輸出強化・国際貿易法案 (S. 2862) : 2009年12月9日に上院委員会へ提出

ランドリュー上院議員とスノウ上院議員による2つの中小企業貿易支援法案の1つ²¹⁹。中小企業庁に「国際貿易担当長官補（Associate Administrator for International Trade）」を新たに任命することを定めている。また、商務省長官、通商代表部、輸出入銀行、海外民間投資

²¹⁴ “Legislative Digest: Small Business Financing and Investment Act of 2009” .

<http://www.gop.gov/bill/111/1/hr3854>

²¹⁵ “Small Business Disaster Assistance in Final Farm Bill” .

<http://sbc.senate.gov/press/record.cfm?id=297705>

²¹⁶ 上院中小企業・起業家委員会発表資料 “Small Business Administration Disaster Recovery and Reform Act of 2009” :

http://sbc.senate.gov/public/index.cfm?a=Files.Serve&File_id=6bf857cc-300c-4fbe-95ea-fca057bb0d24

²¹⁷ 固定資産の一括損金算入に関しては、ブッシュ政権時代、2008年景気刺激法（Economic Stimulus Act of 2008）によって、2008年に取得された固定資産について一括損金算入上限額を一時的に12万8,000ドルから25万ドルに引き上げられていた。景気対策法によって、引き上げの1年間の延長措置が施されたが、2010年には当該上限額が約13万3,000ドル、2011年には2万5,000ドルと段階的に引き下げられることになっていた。オリンピア・スノウ上院議員によるプレスリリース（2009年12月2日）“Snowe, Landrieu Introduce Legislation to Make Permanent Critical Small Business Tax Deduction”

²¹⁸ ホワイトハウス、“President Obama Announces Proposals to Accelerate Job Growth and Lay the Foundation for Robust Economic Growth” :

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/president-obama-announces-proposals-accelerate-job-growth-and-lay-foundation-robust>

²¹⁹ NewsChannel15掲載記事（2009年12月10日）“Snowe, Landrieu Introduce Legislation to Bolster Small Business Participation in International Trade” :

Library of Congress ThomasによるSmall Business Export Enhancement and International Trade Act (S. 2862) 及びSmall Business Trade Representation Act (S. 2861) の法案情報。

公社（Overseas Private Investment Corporation）²²⁰などの連邦政府機関や州政府・地方自治体などによる輸出推進プログラムと継続的な連携の下でファイナンス、適応支援等のプログラムを行うことや、国際貿易ローン（International Trade Loan）または輸出資金支援プログラム（Export Working Capital Program）（2.2.1 参照）の融資額上限を 25 万ドルから 50 万ドルに引き上げも規定されている。更に、輸出に従事する中小企業数及び中小企業による輸出量の増大を図ることを目的とした「州貿易・輸出促進補助金プログラム（State Trade and Export Promotion Grant Program、STEP）²²¹」の立ち上げなども盛り込まれている²²²。

8. 2009 年中小企業通商代表法案（S. 2861）：2009 年 12 月 9 日に上院委員会へ提出

ランドリュー上院議員とスノウ上院議員が、米国の中小企業による事業拡大、雇用創出、そして国際市場における競争を目標に作成した 2 本の法案の 1 つ²²³。米国通商代表部に「中小企業担当通商代表補（Assistant United States Trade Representative for Small Business）」を新設し、中小企業庁と連携の上、中小企業の貿易障壁の除去へ向けた取り組みを行うことを規定している²²⁴。

9. 雇用創出対策法案（H. R. 2847）：2009 年 12 月 16 日に下院を通過

2008 年緊急経済安定化法（EESA）によって設置された TARP の余剰金（返済金も含む）を、融資増強に流用し、実態経済における雇用創出の拡大を目指した法案²²⁵。オバマ大統領も、2009 年 12 月 8 日に発表した追加景気対策に関する提言において、同様の措置を呼びかけている²²⁶。

²²⁰ 海外民間投資公社は、民間企業の海外投資活動を保証・融資を通じて支援する連邦政府機関である。

海外民間投資公社ウェブサイト：<http://www.opic.gov/about-us>

²²¹ スノウ上院議員によるプレスリリース（2009 年 12 月 17 日）“Committee Passes Snowe Bill To Increase Small Business Exporting”：

http://snowe.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=PressRoom.PressReleases&ContentRecord_id=9ecab987-802a-23ad-41dc-9f2b621a865a

²²² • NewsChannel15 掲載記事（2009 年 12 月 10 日）“Snowe, Landrieu Introduce Legislation to Bolster Small Business Participation in International Trade”。

• Library of Congress Thomas による Small Business Export Enhancement and International Trade Act（S. 2862）の法案情報。

²²³ NewsChannel15 掲載記事（2009 年 12 月 10 日）“Snowe, Landrieu Introduce Legislation to Bolster Small Business Participation in International Trade”：

<http://www.newschannel15.com/Global/story.asp?S=11657740>

Library of Congress Thomas による Small Business Export Enhancement and International Trade Act（S. 2862）及び Small Business Trade Representation Act（S. 2861）の法案情報。

²²⁴ Library of Congress Thomas による Small Business Trade Representation Act（S. 2861）の法案情報。

²²⁵ 下院議長ウェブサイトのプレスリリース（2009 年 12 月 16 日）“Pelosi Floor Speech on the Jobs for Main Street Act”：<http://www.speaker.gov/newsroom/pressreleases?id=1477>；ロイター掲載記事（2009 年 12 月 3 日）“Use bank bailout funds for jobs package: Pelosi”：

<http://www.reuters.com/article/idUSTRE5B162E20091204>

²²⁶ ホワイトハウス、“President Obama Announces Proposals to Accelerate Job Growth and Lay the Foundation for Robust Economic Growth”：

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/president-obama-announces-proposals-accelerate-job-growth-and-lay-foundation-robust>

10. 2009 年中小企業雇用創出及び資本調達法案 (S. 2869) : 2009 年 12 月 10 日上院委員会へ提出

ランドリュー上院議員とスノウ上院議員が提出した法案で、景気対策法に基づく中小企業庁のローンプログラムの手数料減免と保証限度額引き上げの期間を 1 年延長する事を盛り込んだ法案。両議員は、154 万人とされる米国の失業者の再雇用の機会を創出する重要な法案と位置づけており、この法案により中小企業は総額 185 億ドルの融資機会を新たに獲得出来ると見積もっている²²⁷。詳細は下表 13 の通り。

表 13 2009 年中小企業雇用創出及び資本調達法案内容

• 7(a) ローン保証上限額を 200 万ドルから 500 万ドルに引き上げる
• 504 ローン保証上限額を 150 万ドルから 550 万ドルに引き上げる
• 短期の商業用不動産ローンを長期の定率ローンに切り替える際に、504 ローンプログラムを利用する事を許可
• 7(a) ローンの保証額上限の引き上げ (90%まで) 期限、及び、7(a) ローンと 504 ローンの手数料の減免期限を 2010 年 12 月 31 日までに延長
• マイクロローン上限額を 3 万 5 千ドルから 5 万ドルに引き上げる。また、融資を仲介する非営利金融機関の融資総額の上限を 350 万ドルから 500 万ドルに引き上げる
• 中小企業庁は、地域別に中小企業向けの融資を行っている金融機関の情報を掲載したウェブサイトを作成

出所：上院中小企業・企業家委員会²²⁸

なお、下院中小企業委員会にも類似法案 (H. R. 4302) が 2009 年 12 月 14 日に提出されている²²⁹。

11. 2010 年度包括歳出予算法 (P. L. 111-117) : 2009 年 12 月 16 日成立

2010 年度の中小企業庁予算として 2009 年度予算比 2 億 1,200 万ドル (35%) 増の 8 億 2,400 万ドルを充当。うち、中小企業を対象とした新規融資に 280 億ドル、マイクロローン・プログラムによる新規融資に 2,500 万ドル、技術支援に 2,200 万ドル、中小企業ビジネス開発センター (SBDC) に 1 億 1,300 万ドル、低収入の中小企業事業主に対する技術支援費用として PRIME プログラムに 800 万ドルが配分されている。また、財務省によるコミュニティ開発金融機関ファンド (CDFIs Fund) に 2 億 4,700 万ドル (前年度比倍増) を割当てているほか、米国標準技術局 (NIST) への予算において、米国中小企業の世界市場における競争力を高める事を目標とする製造業拡大パートナーシップ (MEP: Manufacturing Extension Partnerships) プログラ

²²⁷ 上院中小企業・起業家委員会によるプレスリリース (2009 年 12 月 10 日) “Landrieu, Snowe Introduce Bill to Create Jobs and Increase Small Business Lending” :

http://sbc.senate.gov/public/index.cfm?p=PressReleases&ContentRecord_id=0886c24b-85f4-4fae-861e-3a4466bdfce4

²²⁸ 同上。

²²⁹ Library of Congress Thomas による To increase loan limits for small business concerns, to provide for low interest refinancing for small business concerns, and for other purposes. (H. R. 4302) の法案情報より。

ムへ 1 億 2,500 万ドルの充当を決定した²³⁰。

12. 国防総省歳出法 (P. L. 111-118) : 2009 年 12 月 19 日成立

景気対策法に基づき手当された、中小企業庁の信用保証プログラムの特例用の予算 3 億 7,500 万ドルは 2009 年 11 月末には枯渇した。そのため、7(a)ローン保証プログラムに関する融資保証率の引き上げ (75~85%→90%) 及び手数料の減免を継続するため、本法により 1 億 2,500 万ドルの追加予算が配分された。

13. 医療制度改革法案：下院案 (H. R. 3962) は 2009 年 11 月 7 日に下院を通過、上院案 (H. R. 3590) は 2009 年 12 月 24 日に上院を通過

保険会社には既往症の有無に関わらず加入希望者全員に保険を提供する事を義務付けたり、保険内容のある程度の標準化や保険料の低減を目指した公的医療保険市場（エクスチェンジ）の創設を盛り込んだ包括的な医療制度改革法案。企業は雇用者のための医療保険費を負担することが義務付けられるが、中小企業は、保険料の一部が税控除として認められることになっていいる²³¹。

5.2. 中小企業政策を担当する委員会の委員の顔ぶれ

連邦議会においても、下院は全数、また上院は一部について議員選挙が行われ、2009 年 1 月を持って新議会が発足した。このため、中小企業関連委員会のメンバーに大幅な変更が見られており、上院中小企業起業家委員会は 19 名中 4 名が、下院中小企業委員会は 29 名中 19 名が新メンバーとなっている（表 14、表 15 参照）。

表 14 110 議会と 111 議会における上院中小企業起業家委員会メンバーの変遷

²³⁰ 下院議長ウェブサイト、「FY 2010 Consolidated Appropriations Act」：
<http://www.speaker.gov/newsroom/legislation?id=0349>

²³¹ ROBB MANDELBAUM. “What the Senate’s Health Bill Means for Small Business” .
<http://boss.blogs.nytimes.com/2009/12/23/what-the-senates-health-bill-means-for-small-business/>

110議会 上院中小企業起業家委員会
(Senate Committee on Small Business and Entrepreneurship)

民主(9)/独立(1)	共和(9)
Chair: John F. Kerry (MA) Carl Levin (MI) Tom Harkin (IA) Joseph I. Lieberman (CT) Mary L. Landrieu (LA) Maria Cantwell (WA) Evan Bayh (IN) Mark L. Pryor (AR) Benjamin L. Cardin (MD) <i>Jon Tester (MT)</i>	Ranking Member: Olympia J. Snowe (ME) Christopher S. Bond (MO) <i>Norm Coleman (MN)</i> David Vitter (LA) <i>Elizabeth Dole (NC)</i> John Thune (SD) <i>Bob Coker (TN)</i> Michael B. Enzi (WY) Johnny Isakson (GA)

111議会 上院中小企業起業家委員会
(Senate Committee on Small Business and Entrepreneurship)

民主(11)	共和(8)
Chair: Mary L. Landrieu (LA) John F. Kerry (MA) Carl Levin (MI) Tom Harkin (IA) Joseph I. Lieberman (CT) Maria Cantwell (WA) Evan Bayh (IN) Mark L. Pryor (AR) Benjamin L. Cardin (MD) <i>Jeanne Shaheen (NH)</i> <i>Kay Hagan (NC)</i>	Ranking Member: Olympia J. Snowe (ME) Christopher S. Bond (MO) David Vitter (LA) John Thune (SD) Michael B. Enzi (WY) Johnny Isakson (GA) <i>Roger Wicker (MS)</i> <i>Republican Leadership Designee (TBD)</i>

表 15 110 議会と 111 議会における下院中小企業委員会メンバーの変遷

110議会 下院中小企業委員会 (House Committee on Small Business)

民主(18)	共和(15)
Chair: Nydia Velázquez (NY) Juanita Millender-McDonald (CA) Daniel Lipinski (IL) <i>Eni F.H. Faleomavaega, (Del. AS)</i> Donna Christensen, (Del. VI) Danny Davis (IL) Madeleine Bordallo (Del. GU) <i>Raúl Grijalva (AZ)</i> Mike Michaud (ME) Linda Sánchez (CA) John Barrow (GA) Melissa Bean (IL) Gwen Moore (WI) William Jefferson (LA) 4議席空席	Ranking Member: Steve Chabot (OH) <i>Donald Manzullo (IL)</i> Roscoe Bartlett (MD) Sam Graves (MO) Todd Akin (MO) Bill Shuster (PA) Marilyn Musgrave (CO) Steve King (IA) <i>Thaddeus McCotter (MI)</i> Ric Keller (FL) Ted Poe (TX) Jeff Fortenberry (NE) Lynn Westmoreland (GA) Louie Gohmert (TX) 1議席空席

111議会 下院中小企業委員会 (House Committee on Small Business)

民主(17)	共和(12)
Chair: Nydia Velázquez (NY) <i>Dennis Moore (KS)</i> <i>Heath Shuler (NC)</i> <i>Kathy Dahlkemper (PA)</i> <i>Kuri Schrader (OR)</i> <i>Ann Kirkpatrick (AZ)</i> <i>Glenn Nye (VA)</i> Mike Michaud (ME) Melissa Bean (IL) Daniel Lipinski (IL) <i>Jason Altmire (PA)</i> <i>Yvette Clarke (NY)</i> <i>Brad Ellsworth (IN)</i> Joe Sestak (PA) <i>Bobby Bright (AL)</i> <i>Parker Griffith (AL)</i> <i>Deborah Halvorson (IL)</i>	Ranking Member: Sam Graves (MO) Roscoe Bartlett (MD) Todd Akin (MO) Steve King (IA) Lynn Westmoreland (GA) Louie Gohmert (TX) <i>Mary Fallin (OK)</i> <i>Vern Buchanan (FL)</i> <i>Blaine Luetkemeyer (MO)</i> <i>Aaron Schock (IL)</i> <i>Glenn Thompson (PA)</i> <i>Mike Coffman (CO)</i>

出所：上院中小企業起業家委員会²³²、下院中小企業委員会²³³のウェブサイトなどを元に作成
注：青字は 111 議会で該当委員会に残留しなかったメンバー、赤字は 111 議会からの新規メンバ

以下に、各委員会における議員メンバーの略歴をまとめる。

5.2.1. 上院中小企業・起業家委員会

<委員長：マリー・ランドリュー (Mary Landrieu、ルイジアナ州選出民主党) >

ランドリュー議員は、上院議員に就任する以前はルイジアナ州議会議員を 8 年間務めていた。1996 年に米国議会上院議員に当選し、現在、中小企業委員会の他に、予算委員会 (Appropriations Committee)、天然資源委員会 (Natural Resources Committees) に所属し

²³² 上院中小企業起業家委員会ウェブサイト：<http://sbc.senate.gov/>

²³³ 下院中小企業委員会ウェブサイト：<http://www.house.gov/smbiz/>

ている。ハリケーン・カトリーナやハリケーン・リタなどの自然災害が起こった際には、復興プロジェクトを速やかに開始すべく注力したことで知られる²³⁴。具体的には、これらのハリケーンによる損害を受けた地域を対象に、中小企業庁の経済損失災害ローン（Economic Injury Disaster Loans）予算を2,500万ドル確保する等、自然災害による中小企業の復興支援に貢献した²³⁵。

中小企業問題では、米国経済が世界市場で競争力を維持出来る様、全ての中小企業が資本調達、連邦政府調達、低コストで質の高い健康保険を得られる様な政策実現を中心に据えている²³⁶。また、上院中小企業・起業家委員会の委員長に就任した直後には、カーク通商代表に対して中小企業担当通商代表補（Assistant U.S. Trade Representative）のポストの新設を打診する等、中小企業の貿易問題も重要課題に位置付け取り組んでいる²³⁷。このほか、中小企業庁のローン・プログラムの手数料減免や融資保証額の引き上げ、連邦政府調達機会の拡大などにも取り組んでおり、オバマ新政権下の中小企業問題に関する2009年の成果に大きく貢献している²³⁸。

ランドリュー議員は2009年以来、同じく女性上院議員である共和党筆頭委員スノウ上院議員と共に、超党派の連携を積極的に繰り広げている²³⁹。

²³⁴ メアリー・ランドリュー上院議員のウェブサイト、“Biography”：
<http://landrieu.senate.gov/about/bio.cfm>

²³⁵ 同上。

²³⁶ メアリー・ランドリュー上院議員のウェブサイト、“Small Business”

²³⁷ 同上。

²³⁸ 同上。

²³⁹ メアリー・ランドリュー上院議員のウェブサイト、“Small Business”：
<http://landrieu.senate.gov/issues/smallbiz.cfm>

<委員メンバー>

議員名	略歴
民主党	
ジョン・F・ケリー (John F. Kerry、マサチューセッツ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 上院外交問題委員会 (Senate Foreign Relations Committee) 委員長、コミュニケーション、技術、インターネット小委員会 (Communication, Technology, and Internet Subcommittee) の委員長も兼任²⁴⁰。 中小企業委員会には 22 年間従事し²⁴¹、第 107 議会 (2001~2003 年) 及び第 110 議会では委員長も務めた²⁴²。 中小企業の資本調達機会増大、自由貿易市場、革新的技術を扱う企業の育成、女性経営者、退役軍人、マイノリティ経営者による中小企業の政府調達拡大のために尽力した実績を持ち、中小企業庁のマイクロローン・プログラムの創設及び改善にも従事した²⁴³。 外交委員会には 19 年間在籍しており²⁴⁴、外交問題では議会で中心的な役割を果たしている²⁴⁵。 2003 年には、大統領選の民主党候補に指名される²⁴⁶。
カール・レビン (Carl Levin、ミシガン州選出) ²⁴⁷	<ul style="list-style-type: none"> 米国製造業イニシアチブを提唱し、米国製造業の海外における競争の障壁除去に貢献。 上院自動車コーカス及び時上院自動車部品タスクフォースの共同議長 (co-chair of the Senate Auto Caucus and the Senate Auto Parts Task Force) として、海外市場が米国製品に市場開放するための取り組みに従事。最先端自動車技術開発における政府一産業間の連携を実現するプログラムを長年提唱している。
トム・ハーキン (Tom Harkin、アイオワ州選出) ²⁴⁸	<ul style="list-style-type: none"> 1974 年に、当時は共和党色の強い選挙区における下院選挙で当選。1984 年には上院選挙に勝利。 米国障害者法 (Americans with Disabilities Act: ADA) の作成に携わったのを初めとし、数多くの医療研究や制度の法案作成に従事。上院健康教育労働年金委員会 (HELP: Senate Health, Education, Labor and Pension Committee) の委員として活動していたが、2009 年 9 月、ケネディー上院議員の死去により、委員長就任。 農業分野では、1975 年に農業委員会 (Agriculture Committee) の委員を務める。

²⁴⁰ ジョン・ケリー上院議員所属委員会 : <http://kerry.senate.gov/about/committee.cfm>

²⁴¹ ジョン・ケリー上院議員による成果について : <http://kerry.senate.gov/about/accomplishments.cfm>

²⁴² 上院中小企業起業家委員会ウェブサイトより : <http://sbc.senate.gov/public/index.cfm?p=History>

²⁴³ ジョン・ケリー上院議員による成果について : <http://kerry.senate.gov/about/accomplishments.cfm>

²⁴⁴ ジョン・ケリー上院議員による成果について : <http://kerry.senate.gov/about/accomplishments.cfm>

²⁴⁵ 同上。

²⁴⁶ ジョン・ケリー上院議員のバイオグラフィー : <http://kerry.senate.gov/about/biography.cfm>

²⁴⁷ カール・レビン上院議員の紹介 : <http://levin.senate.gov/about/>

²⁴⁸ トム・ハーキン上院議員の紹介 : <http://harkin.senate.gov/about/>

議員名	略歴
マリア・カントウェル (Maria Cantwell、ワシントン州選出) <small>249</small>	<ul style="list-style-type: none"> ワシントン州のハイテク産業で成功し、何百もの高給職を生み出す会社作りに取り組む。中産階級に向けた減税政策の推進者。 外国企業による不公平な貿易状況を指摘し、ワシントン州の航空宇宙産業の雇用保護に取り組む。 米国のエネルギー独立、ヘルスケア改革に向けて活動。北極圏野生生物保護区 (Arctic National Wildlife Refuge) における石油採掘活動を阻止した実績もある。
エバン・ベイ (Evan Bayh、インディアナ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の成長を通じた雇用創出、米国労働者の不公正な貿易取引からの保護などを実現するための法案に携わる。 現在、上院銀行・住宅・都市問題委員会 (Senate Committee for Banking, Housing, and Urban Affairs) において証券・国際貿易・金融小委員会 (the chairman of the Subcommittee on Security and International Trade and Finance) の委員長²⁵⁰、並びに、金融機関小委員会 (Financial Institutions Subcommittee)、証券・保険・投資小委員会 (Securities, Insurance and Investment Subcommittee) の委員を務める²⁵¹等、合計 6 つの上院委員会に従事²⁵²している。 2010 年の中間選挙には出馬しない予定。
マーク・プライヤー (Mark L. Pryor、アリゾナ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業を守る立場から、遺産税 (estate tax) 問題の解決など税制の近代化に取り組む重要性を主張。現在、遺産税控除額を 500 万ドル（夫婦の場合 1,000 万ドル）に引き上げるために超党派で活動中。 中小企業を対象とした減税による新規雇用機会の創出を支持し、また、従業員に健康保険を提供する中小企業への税控除を支持²⁵³。 上院商務科学運輸委員会 (Senate Commerce, Science, and Transportation Committee) 委員、消費者問題小委員会委員長 (Chairman of the Subcommittee on Consumer Affairs) 等、計 6 つの委員会に所属²⁵⁴。

²⁴⁹ マリア・カントウェル上院議員の紹介：<http://cantwell.senate.gov/maria/>

²⁵⁰ エバン・ベイ上院議員のバイオグラフィー：<http://bayh.senate.gov/about/biography/>

²⁵¹ エバン・ベイ上院議員の所属委員会：<http://bayh.senate.gov/about/committees/>

²⁵² エバン・ベイ上院議員のバイオグラフィー：<http://bayh.senate.gov/about/biography/>

²⁵³ マーク・プライヤー上院議員の経済問題への取り組みについて：

<http://pryor.senate.gov/issues/economic.cfm>

²⁵⁴ マーク・プライヤー上院議員の紹介：<http://pryor.senate.gov/about/>

議員名	略歴
ベンジャミン・カーディン (Ben L. Cardin、メリーランド州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 議会初当選の 1987 年以来、ヘルスケア、退職者への社会保障、環境問題を牽引。 外交問題委員会 (Foreign Relations Committee)、司法委員会 (Judiciary Committee) 等 5 つの委員会で活動している。 超党派による問題解決の実績では定評がある。 中小企業庁の保証書保証プログラムの保証枠を 200 万ドルから 500 万ドルに引き上げる景気対策法の修正条項²⁵⁵、中小企業庁予算額を 25% 増す条項²⁵⁶の実現に貢献。 中小企業庁の 7(a) 及び 504 ローンプログラム強化、マイクロローン・プログラムの増資を支持するほか、SBIR/STTR の強化にも積極的²⁵⁷。
共和党	
オリンピア・スノウ (Olympia J. Snowe、メイン州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 上院中小企業・起業家委員会の筆頭委員。 議会両院に選出された米国史上 4 人目の女性議員。 主要問題の解決に向けて、超党派の同意を作る姿勢から、議会の稳健派リーダーの一人として名を馳せており、現在も上院で「コモン・グラウンド連合 (Common Ground Coalition)」と呼ばれる民主・共和両党議員の意思疎通と協力関係構築を目的としたフォーラムにおいて共同議長として民主党上院議員ランドリューと共に活躍している。 ヘルスケア、女性の権利、社会福祉、国家安全保障等多様な問題に携わり、金融委員会 (Senate Finance Committee)、ヘルスケア小委員会 (Subcommittee on Health Care)、商務・科学・運輸委員会 (Senate Committee on Commerce, Science and Transportation) 等の委員としても活躍²⁵⁸。
クリストファー・S・ボンド (Christopher S. Bond、ミズーリ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 法律事務所で弁護士として活躍し、司法長官補 (Assistant Attorney General) を務めた実績も持つ。 1980 年に弱冠 33 歳でミズーリ州知事に選出され、二期を務める。 軍事力強化の推進論者で、東南アジアの状況に精通しているほか、米国の諜報活動の改革に従事。 米国経済安定のため、雇用機会の国外流出を防ぐ規制作りに取り組み、ミズーリ州を軍事設備の製造やバイオ・ライフサイエンス施設の中心地にすべく活動している²⁵⁹。 2010 年の中間選挙には出馬しない予定²⁶⁰。

²⁵⁵ ベンジャミン・カーディン上院議員の紹介：<http://cardin.senate.gov/about/index.cfm>

²⁵⁶ ベンジャミン・カーディン上院議員による中小企業問題への取り組み：

<http://cardin.senate.gov/issues/sb.cfm?code=SB>

²⁵⁷ 同上。

²⁵⁸ オリンピア・スノウ上院議員のバイオグラフィー：

<http://snowe.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=AboutSenatorSnowe.Biography>

²⁵⁹ クリストファー・S・ボンド上院議員のバイオグラフィー：

<http://bond.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=AboutSenatorBond.Biography>

²⁶⁰ MSNBC.com 掲載記事 (2009 年 1 月 8 日) “Bond won't run for re-election”：

<http://firstread.msnbc.msn.com/archive/2009/01/08/1736983.aspx>

議員名	略歴
デービッド・ビター (David Vitter、ルイジアナ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 上院中小企業・起業家委員会の他に銀行・住宅・都市開発委員会 (Committee on Banking, Housing and Urban Development)、商務・科学・運輸委員会 (Committee on Commerce, Science and Transportation) 等に従事し、雇用、インフラ、各州の経済開発問題に集中的に取り組んでいる²⁶¹。 中小企業問題においては、中小企業のヘルスケアコスト負担の削減、相続税 (death tax)²⁶²の税率引き下げ等を支持²⁶³。
ジョン・スーン (John Thune、サウスダコタ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> レーガン政権時代、中小企業庁に勤務。 1996年下院初当選、2004年上院初当選。 商務・科学・運輸委員会 (Commerce, Science & Transportation Committee) 等に所属²⁶⁴。 中小企業問題では減税策を重視²⁶⁵。
マイケル・B・エンジ (Michael B. Enzi、ワイオミング州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 1997年初当選以来、上院健康・教育・労働・年金委員会 (Senate Health, Education, Labor and Pensions Committee)において、ヘルスケアや年金関連法案に取り組んできた。 銀行委員会 (Senate Banking Committee) に所属していた2002年には、企業行動や財務報告に関する重要な超党派による法律である「サーベンス・オクスリー法、Sarbanes-Oxley Act」の制定に大きく貢献。また、「2003年信用取引の公正・適正化法(the Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003)」の金融リテラシー (financial literacy) と個人情報窃盗 (identity theft) の条項を策定したなどの実績もある。 議員当選前には、中小企業の経営者だった経験もある²⁶⁶。
ジョン・イーサクソン (Johnny Isakson、ジョージア州)	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営の中小規模の不動産会社を60年代後半に立ち上げた元ビジネスマン。 2001年の減税法案通過に貢献²⁶⁷。 中小企業問題に関しては、“欧州流”の雇用者義務 (European-style employer mandates) に反対の立場を取る。 健康・教育・労働・年金委員会 (Senate Health, Education, Labor, and Pensions Committee) の雇用労働安全小委員会 (Employment and Workplace Safety Subcommittee) にも所属²⁶⁸。

²⁶¹ デービッド・ビター上院議員のバイオグラフィー :

<http://vitter.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=About.Biography>

²⁶² 反対派による遺産税 (estate tax) の別称。

²⁶³ デービッド・ビター上院議員による中小企業問題への取り組み :

http://www.vitter.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=IssueStatements.View&Issue_id=76c392b5-40e6-4f73-a5df-441e7904a15f&CFID=20051049&CFTOKEN=80438074

²⁶⁴ ジョン・スーン上院議員のバイオグラフィー :

<http://thune.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Biography.Home>

²⁶⁵ ジョン・スーン上院議員のウェブサイト “Jobs and Economic Growth” :

http://thune.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Issues.Detail&Issue_id=1edb647e-1541-4921-8dd7-a080c9890d2e

²⁶⁶ マイケル・B・エンジ上院議員のバイオグラフィー :

<http://enzi.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=AboutSenatorEnzi.SenatorsBio>

議員名	略歴
ロジャー・ウィッカー (Roger Wicker、ミシシッピ州)	<ul style="list-style-type: none"> 外交問題委員会 (Foreign Relations Committee)、商務・科学・運輸委員会 (Commerce, Science & Transportation Committee) 等に所属。 製造業振興に熱心で、全米製造業者協会 (NAM: National Association of Manufacturers) からは製造業を米国経済の軸として認識したとして、2006 年に NAM 製造業エクセレンス賞 (NAM'S Award for Manufacturing Excellence) を受賞²⁶⁹。
ジェームズ・リッシュ (James Risch、アイダホ州)	<ul style="list-style-type: none"> アイダホ州議会議員として 11 期を務めた後に、同州知事に就任。 中小企業の経営経験を持つ。 2008 年 11 月上院初当選。 外交問題委員会等計 6 つの上院委員会にて活動²⁷⁰。
無所属	
ジョセフ・I・リーバーマン (Joseph I. Lieberman、コネチカット州選出) ²⁷¹	<ul style="list-style-type: none"> 民主党系の無所属議員。 1970 年からコネチカット州上院議員を 10 年間務め、1983~88 年には、コネチカット州第 21 代司法長官を務める。 1988 年、米国議会上院に初当選。安全保障問題では議会で最も影響力のある人物の一人として知られ、国土安全保障政府問題委員会委員長及び同少数派筆頭委員 (Chairman and former Ranking Member of the Homeland Security and Governmental Affairs Committee) として、国土安全保障省 (Department of Homeland Security) 設立に向けた上院法案作成を牽引し、防衛費増額及び 21 世紀の現状に見合った米軍再編成の急先鋒として活躍。 国内政策面では経済政策を重視し、ビジネスの成長、イノベーション推進、米国製品の市場拡大等、多角的に取り組む。社会政策では、大学教育を受ける機会の拡充の他、ヘルスケア問題の拡充に向け活動。選挙資金改革の熱心な提唱者でもある。 2000 年の民主党副大統領候補。

出所：各種資料をもとに作成

5.2.2. 下院中小企業委員会

<委員長：ニディア・M・ベラスケス (Nydia M. Velázquez、ニューヨーク州選出民主党) >

ベラスケス議員は下院議員当選後 9 期目を務めている。議会ヒスパニック・コーカス（ヒスパニック系議員連盟、Congressional Hispanic Caucus）の議長も務めるほか、金融委員会 (Financial Service Committee) にも所属している。1998 年、ヒスパニック系の女性議員と

²⁶⁷ ジョン・イサークソン上院議員のバイオグラフィー：<http://isakson.senate.gov/bio.html>

²⁶⁸ ジョン・イサークソン上院議員のウェブサイト “Johnny Isakson’s Position Statement on Jobs and the Workplace”：<http://isakson.senate.gov/jobs.html>

²⁶⁹ ロジャー・ウィッカー上院議員のバイオグラフィー：

<http://wicker.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=AboutRoger.Biography>

²⁷⁰ ジェームズ・リッシュ上院議員のバイオグラフィー：

<http://risch.senate.gov/public/index.cfm?p=Biography>

²⁷¹ ジョセフ・リーバーマン上院議員の紹介：<http://lieberman.senate.gov/about/>

しては初めて中小企業委員会筆頭委員に任命され、2006 年以降、下院中小企業委員会委員長を務めている²⁷²。

連邦政府のプログラムや調達状況を監督する中小企業委員会においてベラスケス議員は、税制、資本調達、連邦政府調達機会、貿易、技術、ヘルスケア、年金改革等に取り組んでいる²⁷³。中小企業に関する課題の解決に熱心に取り組むことでも知られており、例えば、2001 年同時テロ事件後、災害支援ローンを申請したニューヨーク州の中小企業の半数以上に融資が下りなかつた事実を取り上げ、2003 年に会計検査院 (GAO、当時) に調査を依頼したり、2005 年 12 月には、連邦緊急事態管理庁 (FEMA) の推薦があつたローン申請の 82%が却下されているとして中小企業庁を批判している²⁷⁴。また、筆頭委員時代には政府調達に関するスコアカード評価制度の導入に貢献した実績も持つ²⁷⁵。

このほか、マイノリティ企業を長年積極的に支援してきた姿勢も評価されており、ヒスピニック系のビジネス雑誌により 2003 年ウーマン・オブ・ザ・イヤーに選ばれた²⁷⁶。

＜委員メンバー＞

議員	略歴
民主党	
デニス・ムーア (Dennis Moore、 カンザス州選出)	<ul style="list-style-type: none">• カンザス州司法長官補 (Assistant Attorney General) を務めた後、個人弁護士として活躍。• 現在下院議員 6 期目。• メディケア制度の薬代の引き下げ努力を牽引。中道派コーカス (Center Aisle Caucus) に所属²⁷⁷。• 110 議会において、中小企業投資拡大法案 (Small Business Investment Expansion Act)、中小企業公平調達法案 (Small Business Fairness in Contracting Act)、中小企業調達プログラム改善法案 (Small Business Contracting Program Improvements Act)、中小企業融資改善法案 (Small Business Lending Improvements Act) 等を支持²⁷⁸。

²⁷² ニディア・M・ベラスケス上院議員のウェブサイト、“Biography”：
<http://www.house.gov/velazquez/about/bio.html>

²⁷³ 同上。

²⁷⁴ ニューヨークタイムズ、“Nydia M. Velazquez”：

http://topics.nytimes.com/topics/reference/timestopics/people/v/nidia_m_velazquez/index.html

²⁷⁵ 同上。

²⁷⁶ ニディア・M・ベラスケス上院議員のウェブサイト、“Biography”

²⁷⁷ デニス・ムーア下院議員の紹介：<http://moore.house.gov/index.cfm?sectionid=3§iontree=3>

²⁷⁸ デニス・ムーア下院議員の経済問題への取り組み：

<http://moore.house.gov/index.cfm?sectionid=30§iontree=6, 30>

議員	略歴
ヒース・シューラー(Heath Shuler、ノースカロライナ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 不動産関連の企業を立ち上げ成功させた経験を持つ。 農村部開発・起業・貿易小委員会 (House Subcommittee on Rural Development, Entrepreneurship and Trade) では委員長を務める²⁷⁹。 110議会では「中小企業省エネ化法案 (Small Energy Efficient Business Act : SEEBA)」を議会に提出 中小企業庁プログラムの起業家開発 (entrepreneurial development) プログラム強化を目指す「2009年起業を通じた雇用創出法案 (Job Creation Through Entrepreneurship Act of 2009)」を提出したほか、「中小企業チョイス法案 (Small Business CHOICE Act of 2009)」には共同提出者として関与²⁸⁰。
キャシー・ダルケンパー(Kathy Dahlkemper、ペンシルバニア州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 造園事務所を経営した経験を持つ。 2008年11月選出。現在第一期目。 農業委員会 (Committee on Agriculture)、科学技術委員会 (Committee on Science and Technology) にも従事する一方、中小企業委員会の小委員会である規制・ヘルスケア小委員会 (Chairwoman on the Subcommittee on Regulations and Health Care) の委員長も務める。²⁸¹。 2009年6月24日、中小企業庁に医療関係者によるIT技術導入支援を行う融資保証プログラムを新たに設ける、「中小企業医療IT融資法 (Small Business Health Information Technology Financing Act)」を提出した²⁸²。
カート・シュレーダー(Kurt Schrader、オレゴン州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 獣医を務めた経験があり、農業の知識を持つ。 オレゴン州議会議員など公共政策に30年以上携わってきた。 2008年選出。中小企業金融・税小委員会委員長 (Chairman of the House Small Business Subcommittee on Finance and Tax) であり、農業委員会 (House Committee on Agriculture) にも所属²⁸³。

²⁷⁹ ヒース・シューラー下院議員のバイオグラフィー：<http://shuler.house.gov/about/bio.shtml>

²⁸⁰ ヒース・シューラー下院議員の中小企業問題への取り組み：<http://shuler.house.gov/legis/small-businesses.shtml>

²⁸¹ キャシー・ダルケンパー下院議員のバイオグラフィー：

http://www.dahlkemper.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=71&Itemid=21

²⁸² キャシー・ダルケンパー下院議員のウェブサイト（2009年8月21日）“Small Business Health Information Technology Financing Act”：

http://www.dahlkemper.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=110&Itemid=48

²⁸³ カート・シュレーダー下院議員のバイオグラフィー：

<http://schrader.house.gov/index.cfm?sectionid=3§iontree=3>

議員	略歴
アン・カークパトリック(Ann Kirkpatrick、アリゾナ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業を経営した経験を持つだけでなく、検察官や教師、コミュニティリーダーなど多彩な実績を持つ。 2004年アリゾナ州議員選出。 2008年11月米国議会下院議員当選。 国土安全保障委員会(Committee on Homeland Security)、退役軍人委員会(Committee on Veterans' Affairs)の委員も務める²⁸⁴。 地元アリゾナ州にも大きく関係するインフラ事業における雇用創出機会の重要性をアピール²⁸⁵。 新規中小企業の減税強化²⁸⁶を提案する「中小企業形成及び雇用創出法案(Small Business Formation and Job Creation Act)」の共同提出者。
グレン・ナイ(Glenn Nye、バージニア州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 外交官として、シンガポールとの知的財産権協定締結交渉を担当した他、アフガニスタン、中東、ヨルダン川西岸地区、ガザ地区、イラクなどでの国際経験が豊かである。 中小企業の連邦政府調達を取り扱う中小企業委員会の調達及び技術小委員会(Small Business Subcommittee on Contracting and Technology)の委員長であり、その他軍事委員会(House Armed Services Committee)、退役軍人委員会(House Veterans Affairs Committee)にも所属²⁸⁷。
マイク・ミショー(Mike Michaud、メイン州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 元メイン州議会議員。 2003年1月より下院議員として活動。 運輸インフラ委員会(Committee on Transportation and Infrastructure)、退役軍人委員会(House Veterans Affairs Committee)にも所属²⁸⁸。 メイン州の97%のビジネスが中小企業であり、また自身もその経営者だった経験から、資本調達、ヘルスケアの選択肢の拡大、事業及び雇用拡大における障壁を取り除くための政策作りを目指す²⁸⁹。

²⁸⁴ アン・カークパトリック下院議員のバイオグラフィー：

http://kirkpatrick.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=2&Itemid=37

²⁸⁵ アン・カークパトリック下院議員のウェブサイト“Jumpstarting Our Economy and Creating New Jobs”：
http://kirkpatrick.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=134&Itemid=6

²⁸⁶ フランク・クラトビル下院議員(Frank Kratovil、メリーランド州選出)のウェブサイト(2009年3月17日)“Congressmen Kratovil and Lee Introduce Bi-Partisan Legislation Aimed at Helping Small Businesses and Jump Starting the Economy”：

<http://kratovil.house.gov/index.cfm?sectionid=22&parentid=21§iontree=21, 22&itemid=83>

²⁸⁷ グレン・ナイ下院議員のバイオグラフィー：

<http://nye.house.gov/index.cfm?sectionid=3§iontree=3>

²⁸⁸ マイク・ミショー下院議員のバイオグラフィー：

http://www.michaud.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=18&Itemid=26

²⁸⁹ マイク・ミショー下院議員の中小企業問題への取り組み：

http://www.michaud.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=42&Itemid=61

議員	略歴
メリッサ・ビーン(Melissa Bean、イリノイ州)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2005 年選出以来 3 期目。 ● 金融サービス委員会 (House Financial Services Committee)、税・財務・税小委員会 (Subcommittee on Tax, Finance and Tax)、規制・ヘルスケア小委員会 (Subcommittee on Regulations and Healthcare) 等に所属。 ● 起業家としての 20 年の経験を有し、健康保険のアクセス増大、意義のある減税政策を掲げている²⁹⁰。
ダニエル・リピンスキー(Daniel Lipinski、イリノイ州)	<ul style="list-style-type: none"> ● 運輸インフラ委員会 (Committee on Transportation and Infrastructure)、科学技術委員会 (Committee on Science and Technology) にも所属。 ● 中小企業委員会では規制ヘルスケア小委員会 (Subcommittee on Regulations and Healthcare) に所属。ヘルスケアの改革、社会保障やメディケアの強化、労働者保護、輸送部門やインフラ部門の強化を目指す²⁹¹。
ジェイソン・アルトマイアー (Jason Altmire、ペンシルバニア州選出)	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルスケア、中小企業、退役軍人問題の推進者²⁹²。 ● 中小企業調査・監視小委員会委員長 (Chairman of the Small Business Subcommittee on Investigations and Oversight) を務める。 ● 中小企業問題では減税、退役軍人向けの起業支援拡大、中小企業対象の無利息融資プログラム新設に貢献²⁹³。
イベット・クラーク (Yvette Clarke、ニューヨーク州選出)	<ul style="list-style-type: none"> ● 元ニューヨーク市議会 (New York City Council) 議員。 ● 2006 年 11 月下院当選。 ● 教育労働委員会 (House Education and Labor Committee)、国土安全保障委員会 (House Homeland Security Committee) にも所属。 ● コミュニティオーガナイザーなどの草の根活動の経験を生かし、人情味溢れる政策を自負²⁹⁴。 ● 中小企業法を改正し、マイノリティ、退役軍人、女性が事業主である中小企業を対象としたメンターシップ及び支援プログラムの設立を目指す法案 (H. R. 3771) の提出者²⁹⁵。

²⁹⁰ メリッサ・ビーン下院議員の紹介 : http://www.house.gov/bean/bean_about.shtml

²⁹¹ ダニエル・リピンスキー下院議員のバイオグラフィー : http://www.lipinski.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=13&Itemid=3

²⁹² ジェイソン・アルトマイアー下院議員のバイオグラフィー : http://www.altmire.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=12&Itemid=57

²⁹³ ジェイソン・アルトマイアー下院議員の中小企業問題への取り組み : http://www.altmire.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=247&Itemid=41

²⁹⁴ イベット・クラーク下院議員の紹介 : <http://clarke.house.gov/about/>

²⁹⁵ イベット・クラーク下院議員による法案 : <http://clarke.house.gov/legis/my-legislation.shtml>

議員	略歴
ブラッド・エルズワース (Brad Ellsworth、インディアナ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 連邦捜査局国立警察学校 (FBI National Academy) 卒業後、1984年バンダーバーグ郡司法官に選出され二期を務める。 軍事委員会 (Committee on Armed Services)、農業委員会 (Committee on Agriculture) にも所属。 民主党財政規律派議員連盟 (Blue Dog Coalition) メンバー²⁹⁶。 中小企業を対象とした各種規制の緩和、中小企業業界団体保険 (Small Business Health Plan) による健康保険負担額の削減、中小企業庁の機能強化を推進²⁹⁷。第111議会では、マイクロローン・プログラムを仲介する民間金融機関に対して、借り手である中小企業の情報を信用調査所に提供することを定めた「中小企業マイクロローン拡大法 (Small Business Microlending Expansion Act of 2009、H.R. 3737、2009年11月7日に下院通過)²⁹⁸及び、玩具の中古品販売者に対して、鉛含有量や表示方法において消費者製品安全法 (Consumer Product Safety Act) を遵守していない玩具の販売を認める「中小企業のために消費者製品法を修正する法案 (To amend the Consumer Product Safety Act to provide regulatory relief to small and family-owned businesses、H.R. 1465、提出後下院での審議待ち)²⁹⁹を提出している。
ジョー・セスタック (Joe Sestak、ペンシルベニア州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 31年間海軍に所属し、アフガニスタンでの戦闘作戦やイラク戦争に向けた前駆作戦 (precursor operations) を指揮。 クリントン政権では国家安全保障委員会の国防政策担当ディレクター (Director for Defense Policy on the National Security Council) を務めた³⁰⁰。 中小企業も含めた景気回復に向け、失業対策と信用回復に向けた積極的な経済刺激策を重視。住宅市場安定化のための包括的対策を行い、TARP 及び金融安定化計画 (Financial Stability Plan) の効果的な実施による金融機関の安定化を図り、連銀主導の市場流動性供給を実現する事を支持³⁰¹。

²⁹⁶ ブラッド・エルズワース下院議員の紹介 :

http://www.ellsworth.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=73&Itemid=58

²⁹⁷ ブラッド・エルズワース下院議員の中小企業問題への取り組み :

http://www.ellsworth.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=33&Itemid=57

²⁹⁸ Library of Congress Thomas による Small Business Microlending Expansion Act of 2009、H.R. 3737 の法案情報より。

²⁹⁹ Library of Congress Thomas による To amend the Consumer Product Safety Act to provide regulatory relief to small and family-owned businesses、H.R. 1465 の法案情報より。

³⁰⁰ ジョー・セスタッ�下院議員のバイオグラフィー :

http://sestak.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=13&Itemid=2

³⁰¹ ジョー・セスタッ�下院議員の経済問題への取り組み :

http://sestak.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=5&Itemid=31

議員	略歴
ボビー・ブライト (Bobby Bright、アラバマ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 16年間アラバマ州モンゴメリーモンゴメリー市の市長を務める。 軍事委員会 (Armed Services Committee) にも所属。 民主党財政規律派議員連盟 (Blue Dog Coalition) メンバー³⁰²。 中小企業問題では、減価償却費の損金算入限度額 (expensing limits) を引き上げ、大規模な購入に対する特別減価償却 (bonus depreciation for large purchases) を認める法案を提案し、その内容は景気対策法に反映された³⁰³。
パーカー・グリフィス (Parker Griffith、アラバマ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 元医師であり元中小企業事業主。 アラバマ州議會議員を務めた経験を持つ。 ヘルスケア、減税、子供の早期教育プログラム拡大に注力。癌の早期発見・治療のパイオニアとしてアラバマ州初の総合癌センターを設立。医療保険を持たない患者を無料又は費用を減額して治療する活動も行った。 2008年下院初当選。以来運輸・インフラ委員会 (Committee on Transportation & Infrastructure)、科学技術委員会 (Committee on Science & Technology) 等3つの委員会に所属³⁰⁴。 中小企業委員会では調達・技術小委員会 (Subcommittee on Contracting and Technology)、規制・ヘルスケア・貿易小委員会 (Subcommittee on Regulations, Healthcare and Trade)、調査・監視小委員会 (Subcommittee on Investigations & Oversight) に所属³⁰⁵。
デボラ・ハルボーソン (Deborah Halvorson、イリノイ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の経営に14年間従事。 1996年以来イリノイ州議會議員として活躍し、イリノイ州史上初の女性州議会多数派リーダー (State Senate Majority Leader) を務める。州議會議員時代は中国や東欧を含む世界各国を貿易団の団員または団長として何度も訪問し、イリノイ州の中小企業の推進に注力した。 2008年11月下院初当選。下院では他に農業委員会 (Committee on Agriculture)、退役軍人委員会 (Committee on Veterans' Affairs) に所属³⁰⁶。 中小企業問題では、(内国歳入法、IRC) 179条損金算入限度額 (Section 179 expensing limits) の引き上げ、純損失 (Net Operating Loss) の繰戻期間 (carry back period) の2年から5年への延長、最低代替税 (Alternative Minimum Tax: AMT) の緩和、中小企業庁による融資手数料の減額や保証額の引き上げ等中小企業庁融資プログラムの強化等を支持³⁰⁷。

³⁰² ボビー・ブライト下院議員のバイオグラフィー :

http://www.bright.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=16&Itemid=58

³⁰³ ボビー・ブライト下院議員の中小企業問題への取り組み :

http://www.bright.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=165&Itemid=84

³⁰⁴ パーカー・グリフィス下院議員 のバイオグラフィー :

<http://griffith.house.gov/index.cfm?sectionid=132§iontree=66, 132>

³⁰⁵ パーカー・グリフィス下院議員 の所属委員会 :

<http://griffith.house.gov/index.cfm?sectionid=129§iontree=66, 129>

³⁰⁶ デボラ・ハルボーソン下院議員の紹介 :

議員	略歴
共和党	
サム・グレーブ (Sam Graves、ミズーリ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 下院中小企業委員会の筆頭委員。 農業委員会 (Committee on Agriculture)、運輸・インフラ委員会 (Committee on Transportation and Infrastructure) にも所属³⁰⁸。 オバマ政権による医療制度改革案には、中小企業事業主の負担を増大させるものとして反対姿勢を見せる³⁰⁹。 中小企業貿易に関しては自由貿易政策を支持しており³¹⁰、税問題に関しては基本的にブッシュ政権時代の 2001 年、2003 年の減税政策の延長を支持するほか³¹¹、相続税 (death tax) の廃止³¹²を訴えている。
ロスコー・バートレット (Roscoe Bartlett、メリーランド州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 科学者として、NASA や軍隊の R&D プログラムで 20 年間以上働いた経験を持つ。 10 年間中小企業を経営した経験を持つ。 1992 年に下院初当選。 軍事委員会 (Armed Services Committee) では軍事委員会小委員会の筆頭委員 (Ranking Member of the House Armed Services Subcommittee) として活躍し、科学技術委員会 (Science and Technology Committee) にも所属。 中小企業委員会では調達・技術小委員会 (Subcommittee on Contracting and Technology) に所属³¹³。中小企業庁の HUB ゾーンプログラム強化のために HUB ゾーン議員連盟 (HUBZone Caucus) を結成³¹⁴する等、中小企業の連邦政府調達機会の拡大に注力。

http://halvorson.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=48&Itemid=97

³⁰⁷ デボラ・ハルボーソン下院議員の中小企業問題への取り組み :

http://halvorson.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=127&Itemid=71

³⁰⁸ サム・グレーブ下院議員の紹介 : <http://www.house.gov/graves/biography.shtml>

³⁰⁹ 下院共和党による中小企業問題のウェブサイトのプレスリリース (2009 年 11 月 6 日) “H. R. 3962 Fails Small Businesses”

<http://republicans.smbiz.house.gov/News/DocumentSingle.aspx?DocumentID=153506>

³¹⁰ 下院共和党による中小企業の貿易問題への取り組み :

<http://republicans.smbiz.house.gov/Issues/Issue/?IssueID=8234>

³¹¹ 下院共和党による中小企業の税問題への取り組み :

<http://republicans.smbiz.house.gov/Issues/Issue/?IssueID=5407>

³¹² 下院共和党による中小企業問題のウェブサイトのプレスリリース (2009 年 12 月 3 日) “House-Passed Estate Tax Bill would Harm Small Business” :

<http://republicans.smbiz.house.gov/News/DocumentSingle.aspx?DocumentID=158209>

³¹³ ロスコー・バートレット下院議員のバイオグラフィー : <http://bartlett.house.gov/Biography/>

³¹⁴ ロスコー・バートレット下院議員による中小企業問題への取り組み :

<http://bartlett.house.gov/Issues/Issue/?IssueID=2059>

議員	略歴
Todd Akin (Todd Akin、 ミズーリ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> • 109議会において中小企業委員会の規制改革と監視小委員会 (Small Business Subcommittee on Regulatory Reform and Oversight) の委員長を務め、規制緩和に取り組んだ実績を持つ。 • 110議会においては、中小企業委員会の調査・監視小委員会 (Oversight and Investigations subcommittee) の筆頭委員を務めた³¹⁵。 • 現在は、中小企業委員会の調達・技術小委員会 (Subcommittees on Contracting and Technology) に所属³¹⁶。その他、軍事委員会 (Committee on Armed Services)、科学・技術委員会 (Committee on Science and Technology) にも所属³¹⁷。
Steve King (Steve King、アイオワ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> • 1975年に立ち上げた建設関係の中小企業を28年経営。 • 元アイオワ州議会議員。 • 2002年下院議員に選出³¹⁸。 • 中小企業委員会では、財務・税小委員会 (Subcommittee on Finance and Tax)、規制・ヘルスケア小委員会 (Subcommittee on Regulations and Healthcare)、農村部開発・起業・貿易小委員会 (Subcommittee on Rural Development, Entrepreneurship, and Trade) に所属。 • 他、農業委員会 (Committee on Agriculture)、司法委員会 (House Judiciary Committee) に所属³¹⁹。
Lynn Westmoreland (Lynn Westmoreland、ジョージア州選出)	<ul style="list-style-type: none"> • ジョージア州の州議会議員を12年間勤める。 • 中小企業委員会では規制・ヘルスケア・貿易小委員会の筆頭委員 (Ranking Member of the Subcommittee on Regulations, Health Care, and Trade) を務め、中小企業庁問題を担当する調査・監視小委員会 (Subcommittee on Investigations and Oversight) にも所属。 • 他に、運輸・インフラ委員会 (Transportation and Infrastructure Committee)、政府改革委員会 (Committee on Government Oversight and Reform) に所属³²⁰。
Louie Gohmert (Louie Gohmert、テキサス州選出)	<ul style="list-style-type: none"> • テキサス州スマス郡で地方裁判所判事 (District Judge) に三度選出された他、第12巡回控訴裁判所裁判長 (Chief Justice of the 12th Court of Appeals) を一期務めた経歴を持つ。 • 司法委員会 (Judiciary Committee)、天然資源委員会 (Natural Resources Committee) にも所属。 • 現政権の政策を経済の社会主義化と批判³²¹。

³¹⁵ Todd Akin下院議員のバイオグラフィー：<http://akin.house.gov/bio.shtml>

³¹⁶ Todd Akin下院議員の所属委員会：<http://akin.house.gov/committees.shtml>

³¹⁷ 同上。

³¹⁸ Steve King下院議員のバイオグラフィー：

<http://steveking.house.gov/index.cfm?FuseAction=AboutSteve.Biography>

³¹⁹ Steve King下院議員の所属委員会：

<http://steveking.house.gov/index.cfm?FuseAction=AboutSteve.CommitteeAssignments>

³²⁰ Lynn Westmoreland下院議員のバイオグラフィー：<http://westmoreland.house.gov/Biography/>

³²¹ Louie Gohmert下院議員のバイオグラフィー：

<http://gohmert.house.gov/index.cfm?sectionid=2§iontree=2>

議員	略歴
メアリー・ファリン (Mary Fallin、オクラホマ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> • オ克拉ホマ州州議会議員を二期務める。 • 1995 年にオ克拉ホマ州初の共和党副州知事に就任し、以来 12 年間にわたって経済開発、教育、ヘルスケア、政府改革に積極的に取り組んだ事で知られる。 • 2006 年 11 月下院当選。 • 中小企業委員会以外に、運輸・インフラ委員会 (Committee on Transportation and Infrastructure)、軍事委員会 (Committee on Armed Services) にも所属。 • 2009 年からは女性問題議員連盟の共同議長 (Co-Chairwoman of the Congressional Caucus on Women's Issues) を務める。 • 共和党政策委員会 (Republican Policy Committee) では中小企業問題委員長 (Small Business Chairman) を務める³²²。中小企業に特化する事なく広くビジネスを対象とした減税策の導入による経済刺激政策を支持³²³。
バーン・ブキヤナン (Vern Buchanan、フロリダ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> • フロリダ商工会 (Florida Chamber of Commerce) 及びサラソタ商工会 (Sarasota Chamber of Commerce) の会長を務めた経験がある。 • 下院議員としては二期目。 • 運輸・インフラ委員会 (Committee on Transportation and Infrastructure)、退役軍人委員会 (Veterans' Affairs Committee) にも所属。 • 中小企業委員会では金融・税小委員会 (Subcommittee on Finance and Tax) の筆頭委員を務める。³²⁴ 中小企業問題では、中小企業団体保険 (SBHPs) 又は業界団体健康保険 (AHPs)、減税を推進³²⁵。
ブレイン・ルトケメイヤー (Blaine Luetkemeyer、ミズーリ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行、保険関係の中小企業を経営し、160 エーカーの農場も経営した経験がある。 • 1999 年から 2005 年までミズーリ州議会議員を務める。 • 2008 年 11 月より下院議員を務める。 • 中小企業委員会では農村開発・起業・貿易小委員会 (Subcommittee on Rural Development, Entrepreneurship and Trade) の筆頭委員の他、財務・税小委員会 (Subcommittee on Finance and Tax) の委員を務める。 • 農業委員会 (Agriculture Committee)、政府改革委員会 (Oversight and Government Reform Committee) にも所属³²⁶。

³²² メアリー・ファリン下院議員のバイオグラフィー :

<http://fallin.house.gov/index.cfm?sectionid=2§iontree=2>

³²³ メアリー・ファリン下院議員のウェブサイト “Reviving our Economy” :

<http://fallin.house.gov/index.cfm?sectionid=61§iontree=5, 61>

³²⁴ バーン・ブキヤナン下院議員の紹介 :

http://buchanan.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=3960&Itemid=141

³²⁵ バーン・ブキヤナン下院議員の中小企業問題への取り組み :

http://buchanan.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=3965&Itemid=155

³²⁶ ブレイン・ルトケメイヤー下院議員のバイオグラフィー :

<http://luetkemeyer.house.gov/index.cfm?sectionid=2§iontree=2>

議員	略歴
アーロン・ショック (Aaron Schock、イリノイ州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 前イリノイ州議会議員。 下院議員としては最年少（28歳）。 中小企業委員会では調達・技術小委員会の筆頭委員（Ranking Member of the Contracting and Technology Subcommittee）を務める³²⁷。 50名以下の従業員を抱える中小企業に対して、6ヶ月間の給与税免除期間を付与することを定めた「救済法案（RELIEF Act）」の共同提案者。また、「中小企業センター近代化法案（Small Business Centers Modernization Act）」も提出³²⁸。 運輸・インフラ委員会（Committee on Transportation and Infrastructure）、政府改革委員会（Oversight and Government Reform Committee）にも所属³²⁹。
グレン・トンプソン (Glenn Thompson、ペンシルベニア州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 28年間医療関係の仕事に従事した経験を持つ。 2008年11月下院当選。 現在、中小企業委員会の他に、農業委員会（Agriculture Committee）、教育・労働委員会（Committee on Education and Labor）に所属³³⁰。
マイク・コフマン (Mike Coffman、コロラド州選出)	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模の資産管理企業を起業・経営した経歴を持つ。 元海軍兵。 1988年よりコロラド州議会議員として務めるが、1990年の州議会議員再選直後に湾岸戦争に従軍し、1994年に同議会に復帰。コロラド州財務長官（Treasury Secretary）を務めたが2005年には再度イラクに従軍している。2006年に帰還後には、州務長官（Secretary of State）に任命され2008年まで務めた。 現在中小企業委員会の他、軍事委員会（Armed Services Committee）、天然資源委員会（Natural Resources Committee）に所属³³¹。

出所：各種資料をもとに作成

5.3. 中小企業・業界関連団体によるロビー活動の動向

5.3.1. 全米中小企業協会（NSBA）

全米中小企業協会（NSBA: National Small Business Association）³³²は、1937年に設立された全米で最も歴史のある中小企業団体で、会員企業は15万社を数える。弁護士でオハイオ

³²⁷ アーロン・ショック下院議員のバイオグラフィー：<http://schock.house.gov/Biography/>

³²⁸ アーロン・ショック下院議員のウェブサイト“Jobs and the Economy”：

<http://schock.house.gov/Issues/Issue/?IssueID=4726>

³²⁹ アーロン・ショック下院議員のバイオグラフィー：<http://schock.house.gov/Biography/>

³³⁰ グレン・トンプソン下院議員のバイオグラフィー：<http://thompson.house.gov/about/index.shtml>

³³¹ マイク・コフマン下院議員の紹介：

http://coffman.house.gov/index.php?option=com_content&view=article&id=52&Itemid=2

³³² 全米中小企業協会（NSBA: National Small Business Association）、“History”：

<http://www.nsba.biz/history.html>

州弁護士協会会長（President of the Ohio State Bar Association）を務めた³³³経験のある、ビジネスや労使問題を専門とするキース・アシュムス氏（Keith Ashmus）が会長職（Chairman）に就任した。なお、代表職（President）は、1997年以降トッド・マクラッケン氏（Todd McCracken）が務めている³³⁴。

会員に対しては、イベントやニュースレター等を通じて最新情報を提供³³⁵し、あらゆるキャリアレベル向けの研修教材を販売³³⁶している。その他3年間保険料据え置きのNSBA健康保険、オマハ相互生命保険（Mutual of Omaha Insurance Co.）が運営する確定拠出年金の401(k)プランの会員割引、MagnetMail（E-mailやファックスの大量送信サービス）の利用割引、オフィス備品の購入割引等のサービスを提供している³³⁷。

全米中小企業協会では2009年12月に、連邦議会の第111議会（2009年1月3日～2011年1月3日）に向けて同協会が重視する政策提言を発表した。政策提言の内容は以下の通り。

表16 全米中小企業協会111議会政策提言

分野	内容
経済発展 ³³⁸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の債権問題への取り組み実施 ・ クレジットカード会社による不当な商慣行の規制強化 ・ 中小企業庁の役割・予算の拡大 ・ SBIRプログラムの根拠法改定によるプログラム長期延長 ・ 連邦政府の調達について、より公平で重要な役割を中小企業に与える大統領令（executive order）を発行し、調達目標値23%を達成する
エネルギー環境 ³³⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省庁の規制により中小企業が受ける負担を特定するプロセスを確立 ・ 中小企業の負担軽減のため、規制問題に関しては中小企業庁広報局の独立した役割を強化 ・ エナジースタープログラム予算のうち中小企業へのアウトリーチ枠を増大 ・ グリーン・テクノロジーを開発する中小企業への支援や、中小企業の省エネ化、また、再生可能エネルギーによるエネルギー保障の動きを支援する活動を強化

³³³ Frantz Ward LLP、Keith A. Ashmus プロフィール：<http://www.frantzward.com/Attorneys/Attorney-Details.aspx?id=3>

³³⁴ 全米中小企業協会（2006年7月23日）“Biography of NSBA President Todd McCracken”：http://www.nsba.biz/content/printer_100.shtml

³³⁵ 全米中小企業協会、“Member Benefits”：<http://www.nsba.biz/benefits.html>

³³⁶ 全米中小企業協会、“Welcome to the NSBA Online Book Store!”：<http://www.axzopress.com/Stores/>

³³⁷ 全米中小企業協会、“Member Only Programs”：<http://www.nsba.biz/benefits.html>

³³⁸ 全米中小企業協会、“The First 100 Days - Economic Development”：<http://www.nsba.biz/startsmall/ed.html>

³³⁹ 全米中小企業協会、“The First 100 Days - Energy, Environmental, and Regulatory Issues”：<http://www.nsba.biz/startsmall/eeri.html>

税制 ³⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブッシュ政権が提案した納税手続きについて、実際の効果を検証の上、再検討すると共に、最近採用されたクレジットカード領収書の報告義務を廃止 ・ 医療保険への支出に対する自営業者税（Self-Employment tax on health insurance）を廃止 ・ インフレ調整済み税控除を恒久化する遺産税改革を実施 ・ 法人及びパススルー事業体（pass-through entities）³⁴¹の最高限界税率（top marginal tax rates）³⁴²を平等化
ヘルスケアと労働力 ³⁴³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算情勢が許す限り迅速に医療コストの低減、医療保険の質の改善、国民皆保険を達成するヘルスケア制度の確立に向けて取り組む ・ 強制休暇（mandatory leave）義務やペイ・エクイティ（pay equity、同一価値労働同一賃金）規制等、雇用規制（workforce regulations）の導入前に、それらが中小企業に新たに課す費用負担を中小企業特有のニーズを考慮して再検証する ・ 移民法遵守によって中小企業が被る負担を軽減 ・ 被雇用者が自分の意思で自由に労働組合に加盟・離脱することを認める自由選択法案（Employee Free Choice Act）に反対

出所：全米中小企業協会

なお、111議会における中小企業関連の重要な法案に対する全米中小企業協会の姿勢は下記の通りである：

表 17 全米中小企業協会の111議会における重要法案への姿勢

医療制度改革法案 (Affordable Health Care for America Act、H.R. 3962) (下院通過法案) (Patient Protection and Affordable Care Act、H.R. 3590) (上院通過法案)
全米中小企業協会は両院に対し法案統合作業に向けたコメントを提出しており、その中で両法案に共通する問題として医療費抑制策が不十分だとしている。一方で、既往症に基づく査定の廃止を両院法案共盛り込んでいる点を支持している。また、一定レベル以上の

³⁴⁰ 全米中小企業協会、“The First 100 Days – Tax Policy”：<http://www.nsba.biz/startsmall/tp.html>

³⁴¹ パススルー事業体とは、個人事業主（Sole proprietorships）、パートナーシップ（partnership）、有限会社（LLC: Limited Liability Company）、S法人（S Corporation）の事を指し、これら事業体は所得税課税対象とならず、事業主が個人所得税に収益を算入する形となる（二重課税の回避）。

出所：・LLCs Education Center、“LLC Glossary/Pass-Through (LLC)”：<http://www.legalzoom.com/l1c-glossary/l1c-pass-through-entity.html>

・About.com、“Pass-through Taxes”；<http://biztaxlaw.about.com/od/glossary/a/passthroughtax.htm>

³⁴² 最高限界税率とは、標準課税所得水準を超える収入に対する最高課税率を指す。

出所：OECD、“The income taxes people really pay”：

http://www.oecdobserver.org/news/fullstory.php?aid=77/The_income_taxes_people_really_pay.html

³⁴³ 全米中小企業協会、“The First 100 Days – Health Care and Workforce Issues”：

<http://www.nsba.biz/startsmall/hawi.html>

<p>内容の医療保険を手頃な価格で購入することができる米国医療保険エクスチェンジ (National Health Insurance Exchange) 制度に関しては創設を支持するものの、運営メカニズムに関して課題が残るとした。その他、公的医療保険制度 (public option) に関しては慎重な姿勢を示し、医療機器や保険会社に対する課税には反対を表明した³⁴⁴。</p>
<p>従業員自由選択法案 (通称カードチェック法案) (EFCA: Employee Free Choice Act, H. R. 1409, S. 560)</p> <p>本法案において提案されているカードチェック方式では、組合結成を意図する側にとって効率良く同意票を集め事が出来る事から労働組合結成を短時間で容易に実現することが可能となる。同協会は中小企業事業主にとっては、労働組合との交渉など契約面等で大きなリスクに直面する可能性が出てくるとして反対³⁴⁵している。</p>
<p>全国労働関係法改正法案 (RESPECT Act: Re-Empowerment of Skilled and Professional Employees and Construction Tradeworkers , H. R. 1644, S. 969)</p> <p>本法案では全国労働関係法 (NLRA: National Labor Relations Act) の下では組合員の対象から除外されていたスーパーバイザー (supervisors) の職責から「他の従業員の指揮監督義務」を失くして、「雇用、配置換え、停職、解雇、リコール、昇進等に労働時間の大部分を費やす労働者」であると再定義して組合活動への参加を認めている。同協会は「中小企業のスーパーバイザーは数多くの職務を抱えており、労働時間の大部分を特定職務に費やすことは稀であるため、スーパーバイザーとして規定される労働者がいなくなってしまう」として反対³⁴⁶。</p>
<p>2009年SBIR/STTR再授權法案 (SBIR/STTR Reauthorization Act of 2009, H. R. 2965)</p> <p>中小企業の技術革新活動の促進のために複数省庁が実施している SBIR プログラムの延長と強化を規定した法案を支持。なお、NSBA は、SBIR プログラムに関してフェーズ 3 (商業化段階) への支援強化を支持する一方で、当該プログラムの対象となる企業規模の拡大や非営利団体への適用については反対している³⁴⁷。</p>
<p>2009年中小企業雇用創出及び資本調達法案 (Small Business Job Creation and Access to Capital Act of 2009, S. 2869)</p> <p>同法案では、中小企業庁による融資保証額を最大 550 万ドルにまで増額し、景気対策法の下でもうすぐ期限切れとなる手数料の減免と保証率の引き上げ (increased guarantee) の期間を 1 年延長することが盛り込まれている。同法案の起草者であるランドリュー上院議員とスノウ上院議員は、この法案が成立した場合、中小企業は総額 185 億ドルの融資機会を新たに獲得出来ると見積もっており³⁴⁸ (5.1.3 参照)、NSBA は、当該法案を支持してい</p>

³⁴⁴ 全米中小企業協会から下院議長及び上院院内総務へ宛てた書簡 (2009 年 1 月 7 日) :

http://www.nsba.biz/docs/nsba_comments_on_house_senate_merger_final.pdf

³⁴⁵ 全米中小企業協会、“Employee Free Choice Act or ‘Card check’” :

<http://www.nsba.biz/flpw.shtml>

全米中小企業協会から保険・教育・労働・年金委員会委員長へ宛てた書簡 (2009 年 3 月 10 日) :

http://www.nsba.biz/docs/09Comments_EFCAIntroduction.pdf

³⁴⁶ 全米中小企業協会、“RESPECT Act” : <http://www.nsba.biz/flpw.shtml>

³⁴⁷ 全米中小企業協会、“SBIR Reauthorization, Expansion, and Strengthening” :

<http://www.nsba.biz/sbir.shtml>

³⁴⁸ 上院中小企業・起業家委員会によるプレスリリース (2009 年 12 月 10 日) “Landrieu, Snowe Introduce Bill to Create Jobs and Increase Small Business Lending” :

http://sbc.senate.gov/public/index.cfm?p=PressReleases&ContentRecord_id=0886c24b-85f4-4fae-861e-

る³⁴⁹。

**クレジットカード・アカウンタビリティ及び責任ディスクロージャー法
(Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act of 2009 又は
Credit CARD Act of 2009、Public Law No: 111-24、H.R. 627)**

クレジットカード会社の商慣行に関する規制の厳格化を図る法律（5.1.3 参照）で、NSBA は法案支持を表明³⁵⁰。

5.3.2. 全米独立企業連盟 (NFIB)

1943 年に設立された全米独立企業連盟 (NFIB: National Federation of Independent Business)³⁵¹は、連邦・州議会に対して強い影響力を持つ全米最大の中小企業支援団体であり、フォーチュン誌にも全米トップクラスの影響力を持つロビー団体と評価されている³⁵²。同連盟は現在、全米 50 州の州都及びワシントン DC に事務所を構えているが、会員数は 2006 年の 60 万名をピークに現在はその半数近くの 35 万名に減少している³⁵³。会員企業の産業構成は、多い順にサービス業、小売業、建設業、製造業であり、農業、卸売業と続く。会員企業の 50% 強が従業員 5 人以下、65%程度が従業員 10 人以下の小規模企業である。

下部組織として、司法の場で中小企業を擁護するための NFIB 中小企業司法支援センター (NFIB Small Business Legal Center)³⁵⁴、学生に対し中小企業や起業に関する啓蒙教育活動を行う NFIB 若手起業家財団 (NFIB Young Entrepreneur Foundation)³⁵⁵、政策関係者、中小企業事業主、学者や一般向けに経済調査サービスを提供する NFIB 調査財団 (NFIB Research Foundation)³⁵⁶がある。

3a4466bdfce4

³⁴⁹ 全米中小企業協会、“Access to Capital”：

<http://www.nsba.biz/accesstocapital.shtml>

全米中小企業協会から上院中小企業・起業家委員会委員長へ宛てた書簡（2009 年 12 月 16 日）：

http://www.nsba.biz/docs/nsba_support_s_2869_12_09.pdf

³⁵⁰ 全米中小企業協会による下院金融サービス委員会 (U.S. House Committee on Financial Services) での証言（2009 年 3 月 19 日）：http://www.nsba.biz/docs/09HR627_McCrackenTestimony.pdf (p. 7)

³⁵¹ 全米独立企業連盟、“About NFIB”：<http://www.nfib.com/about-nfib/>

³⁵² 全米独立企業連盟、“Overview”：<http://www.nfib.com/about-nfib/what-is-nfib-/overview/>

³⁵³ この点に関しては、メンバーカウントの数え方をより明確にし、これまでの大目に数えてきたやり方をやめたことと、ネットビジネスの普及によって経営が悪化または破産に追い込まれた中小企業が増加したことを、その二大理由としている。

出所：Institute for Local Self-Reliance（2009 年 9 月 3 日）“Does the NFIB Really Represent the Interests of Independent Businesses?”：

<http://www.newrules.org/retail/news/does-nfib-really-represent-interests-independent-businesses>

³⁵⁴ 全米独立企業連盟司法支援センター：<http://www.nfib.com/small-business-legal-center/about-the-legal-center/>

³⁵⁵ 全米独立企業連盟若手起業家財団：<http://www.nfib.com/young-entrepreneur-foundation/about-yef/goals/>

³⁵⁶ 全米独立企業連盟調査財団：<http://www.nfib.com/research-foundation/about-the-research-foundation/>

尚、調査財団では例えば中小企業経済動向調査 (Small Business Economic Trends) を 1974 年から四半期毎に、1986 年以降は毎月実施しており、報告書は毎月第 2 火曜日に発表される。

出所：全米独立企業連盟（2009 年 12 月）中小企業経済動向調査：

<http://www.nfib.com/research-foundation/small-business-economic-trends/>

会員になると、雇用問題法律ホットラインによる無料相談が受けられる³⁵⁷他、大手クレジットカード手数料割引³⁵⁸、給与支払手数料の割引³⁵⁹、健康保険³⁶⁰、労働者災害補償金³⁶¹等の各種割引サービスの受給資格を得る。

111議会における優先政策提言として以下を挙げている：

表 18 全米独立企業連盟 111議会優先政策提言

・ ヘルスケアを利用し易いものにする。
・ 内国歳入法を簡略化し、減税を実現する。
・ 無駄な連邦歳出を削減する。
・ 新たな労働義務 (labor mandates) を阻止する。

出所：全米独立企業連盟³⁶²

ヘルスケアに関しては中小企業の医療保険負担額の高騰に危機意識を持ち、民間だけでなく政府プランの導入にも理解を示しているが、最近議会で審議されていた関連法案 (Patient Protection and Affordable Care Act、H. R. 3590) では、中小企業主の費用負担がむしろ悪化するとして反対の立場を取り続けた³⁶³。

雇用創出に関しては、2009年12月に提言を発表し、雇用創出に重要な点が消費者の購買促進による中小企業の売上増加であるという点を政府が再認識する事、ヘルスケア改革に盛り込まれている様な中小企業のコスト負担増に繋がる政策の取りやめ、給与税 (payroll tax) 削減や新規立ち上げ企業の完全な免税等減税に取り組む事、セカンダリー・マーケットの正常化努力と債務不履行率 60%である中小企業府融資プログラムの見直しを図る等、様々な検討事項を挙げている³⁶⁴。

その他、労使問題に関しては、従業員自由選択法案 (EFCA、通称カードチェック法案) および³⁶⁵、最低賃金の引き上げに反対する³⁶⁶旨を発表している。

³⁵⁷ 全米独立企業連盟、“Call with Employment Questions”：<http://www.nfib.com/small-business-legal-center/>

³⁵⁸ 全米独立企業連盟、“Solveras Payment Solutions”：<http://www.nfib.com/member-benefits/nfib-business-partners/business-products-and-services/solveras-payment-solutions/>

³⁵⁹ 全米独立企業連盟、“Payroll Processing”：<http://www.nfib.com/member-benefits/payroll-processing/>

³⁶⁰ 全米独立企業連盟、“Health Benefits”：<http://www.nfib.com/member-benefits/health-benefits/>

³⁶¹ 全米独立企業連盟、“Worker’s compensation”：<http://www.nfib.com/member-benefits/worker%20%99s-compensation/>

³⁶² 全米独立企業連盟、“Small Business Resource Guide 111th Congress”：
<http://www.nfib.com/Portals/0/PDF/A11Users/IssuesElections/NFIB-Resource-Guide-111th-Congress.pdf>
(p. 2)

³⁶³ 全米独立企業連盟から上院議員（指名なし）宛てに発出された書簡（2009年12月21日）“Key Vote Letter to the Senate Regarding H.R. 3590”：

http://www.nfib.com/issues-elections/issues-elections-item/cmsid/50386/?WT.ac=BB-IE-1m_healthcare

³⁶⁴ 全米独立企業連盟（2009年12月）“NFIB Recommendation for Job Growth”：

<http://www.nfib.com/Portals/0/PDF/A11Users/research/studies/Job-Growth-Recommendations-NFIB.pdf>

³⁶⁵ 全米独立企業連盟 “Card-Check Agreements Bad for Employees and Small Business”：

<http://www.nfib.com/issues-elections/issues-elections-item/cmsid/48840/v/1/>

³⁶⁶ 全米独立企業連盟 “Federal Minimum Wage”：<http://www.nfib.com/issues-elections/issues-elections-item/cmsid/240/>

5.3.3. 全米女性経営者協会 (NAWBO)

全米女性経営者協会 (National Association of Women Business Owners : NAWBO) は、1975年に設立された女性起業家を支援する業界団体である。現在全米 80 か所に支部を設置し、会員数は 7,000 名を誇る³⁶⁷。会員の経営する企業のうち 16%が 11 人以上を雇用している。会員の平均操業年数は 9.7 年³⁶⁸。全米女性経営者協会は、会員の利益を創造する能力の強化と経済発展の推進、ビジネス文化における革新的かつ効果的な変化の創造、政策への影響力の保持などをミッションに掲げている³⁶⁹。

会員には、会員同士のネットワーキング活動に活用出来る会員名簿の使用³⁷⁰権が付与され、週二回発行のニュースレター (NAWBO SmartBrief) を購読出来る他³⁷¹、経費節減に役立つ各種サービスの割引³⁷²等の利点がある。

以下は、全米女性経営者協会が現時点で掲げる政策提言である。

表 19 全米女性経営者協会 優先政策提言

健康保険料の軽減 ³⁷³	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 安価な医療保険の実現 ▪ 医療費の削減 ▪ 自ら選択した医療保険プランの下、質の高い予防医療および急性・慢性疾患治療を実現
女性中小企業への連邦政府調達割合目標値の達成 ³⁷⁴	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 女性が経営する中小企業への連邦政府調達割合目標値 5%を支持 ▪ 女性が経営する中小企業への優先調達を四分野に限定せず、全産業に適用 ▪ 大口契約化による調達先の寡占化を回避（連邦政府によるバンドリング行為の反対）
公正な税制 ³⁷⁵	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全ての中小企業への公正な税制を推進 ▪ 業務上の食費・交際費について、年間最大 1 万ドルまで全額控除（現在の控除率は 50%） ▪ 遺産税 (estate tax) の改正

出所：全米女性経営者協会ウェブサイトより作成³⁷⁶

³⁶⁷ 全米女性経営者協会、“About Us”：http://nawbo.org/section_2.cfm

³⁶⁸ 全米女性経営者協会、“NAWBO Member Profile”：http://nawbo.org/section_105.cfm

³⁶⁹ 全米女性経営者協会、“Vision and Mission”：http://nawbo.org/section_23.cfm

³⁷⁰ 全米女性経営者協会、“Member Directory”：http://nawbo.org/section_126.cfm

³⁷¹ 全米女性経営者協会、“NAWBO SmartBrief”：http://nawbo.org/section_129.cfm

尚、このサービスは会員以外でも E-mail 登録すれば無料で購読可能である。

出所：全米女性経営者協会、http://www.smartbrief.com/nawbo/index.jsp?campaign=signup_box

³⁷² 全米女性経営者協会、“Member-Only Benefits”：http://nawbo.org/section_123.cfm

例えば、米国の宅配・運輸サービス会社の UPS や生命保険会社のガーディアン生命保険会社等がは NAWBO 会員割引を提供している。

出所： UPS、“Corporate Patron – UPS”：http://nawbo.org/content_3890.cfm

“Corporate Patron – Guardian Life Insurance Company of America”：

http://nawbo.org/content_3882.cfm

³⁷³ 全米女性経営者協会、“Affordable Health Care”：http://nawbo.org//content_321.cfm

³⁷⁴ 全米女性経営者協会、“Government Procurement for Women-Owned Businesses”：

http://nawbo.org//content_760.cfm

³⁷⁵ 全米女性経営者協会、“Fair and Equitable Tax Treatment”：http://nawbo.org//content_322.cfm

第6章 米国中小企業が直面する問題点とそれにまつわる政策上の動き（政策案含む）

6.1. 景気減速による資金調達をめぐる問題

本節では、米国中小企業が直面する資金調達をめぐる問題を概観した後、景気対策法の下で行われた中小企業庁の各種ローン保証プログラムの強化内容や中小企業を対象とした連邦政府の調達強化についてまとめる。

6.1.1. 背景

以下に、中小企業における資金調達の課題として、①住宅ローン借り換えによるキャッシュアウト、②民間金融機関による中小企業への融資、及び、③中小企業庁による金融支援についてまとめる。

住宅ローン借り換えによる現金引き出し

多くの中小企業は、立ち上げ時の資金調達を事業主個人の投資に頼っているが、住宅バブルの頃、中小企業事業主は、住宅ローンの借り換え時に追加融資を受け取り、それを現金で引き出す（キャッシュアウト）ことで、経営資金に充当していた。しかしながら、住宅価格の下落により、このような住宅資産を用いた現金引き出しが資金調達源として期待出来なくなってしまっている³⁷⁷。図4にあるように、住宅ローン借り換えによる現金引き出しは2006年度から減少し始めており³⁷⁸、2007年度に更に急落、2008年半ばまで下落の一途を辿った事が分かる。

³⁷⁶ 全米女性経営者協会、“Policies and Positions”：http://nawbo.org/section_104.cfm

³⁷⁷ 財務省（2009年11月18日）“Report to the President: Small Business Financing Forum”：<http://www.financialstability.gov/docs/Small%20Business%20Financing%20Forum%20Report%20FINAL.PDF>
(p. 45)

³⁷⁸ ロイター掲載記事（2009年2月6日）“Cash-out refis slip in Q4 2006, seen down in 2007”：<http://www.reuters.com/article/idUSN0623750720070206>

図 4 住宅資産の裁量的資金化によるキャッシュアウトと住宅価格



出所：財務省³⁷⁹

このように住宅資産を活用した資金調達が困難となった現状を受けて、クレジットカードによる資金調達に依存する中小企業事業主が増えている。全米で最も歴史のある中小企業団体である「全米中小企業協会(NSBA: National Small Business Association)」が中小企業事業主を対象に実施したアンケート調査である「2009年度中小企業クレジットカード調査(2009 Small Business Credit Card Survey)」によると、2008年12月には回答者の49%が過去12ヶ月間クレジットカードを資金調達源として利用した事があると答えたが、2009年4月には、この割合は59%にまで増加している³⁸⁰。

民間金融機関による中小企業への融資

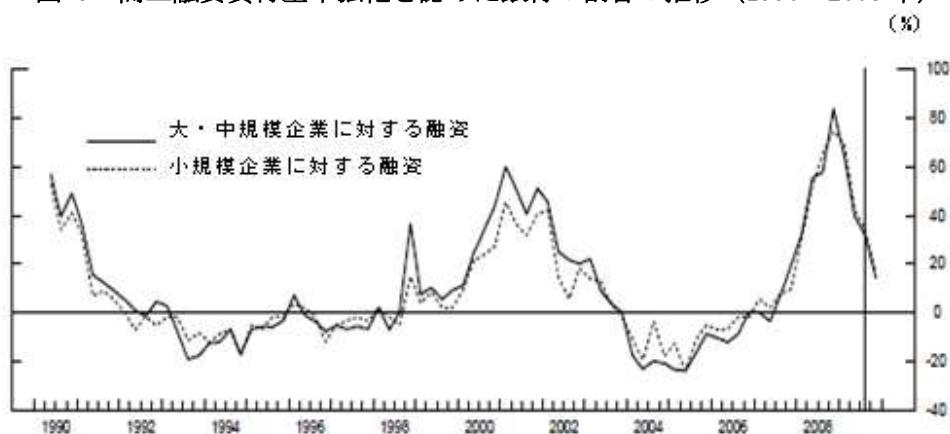
2007年以降、民間金融機関は商工融資貸付基準を強化している（図5参照）。金融機関の65%以上が中小企業に対する貸付基準を厳格化しているとの指摘もあり³⁸¹、中小企業が民間金融機関からの融資を受けるための環境が加速度的に悪化し、不況下において事業拡大や新規雇用が出来ない中小企業の実態が伺える。

³⁷⁹財務省（2009年11月18日）“Report to the President: Small Business Financing Forum”（p.45）

³⁸⁰全米中小企業協会、「2009 Small Business Credit Card Survey」：
<http://www.nsba.biz/docs/09CCSurvey.pdf> (p. 3)

³⁸¹連銀、「Measures of Supply and Demand for Commercial and Industrial Loans, by Size of Firm Seeking Loan」

図 5 商工融資貸付基準強化を認めた銀行の割合の推移（1990～2008年）



出所：連邦準備制度理事会³⁸²

注：グラフの数値は、貸付基準を「強化した」と回答した金融機関の数（Aとする）と、「強化していない」と回答した金融機関数（Bとする）を、 $[(A-B)/(A+B) \times 100]$ の算式に当てはめて計算されている。マイナス値は、「強化していない」と回答した金融機関数が「強化した」と回答した機関数を上回ったケース。

中小企業庁による金融支援

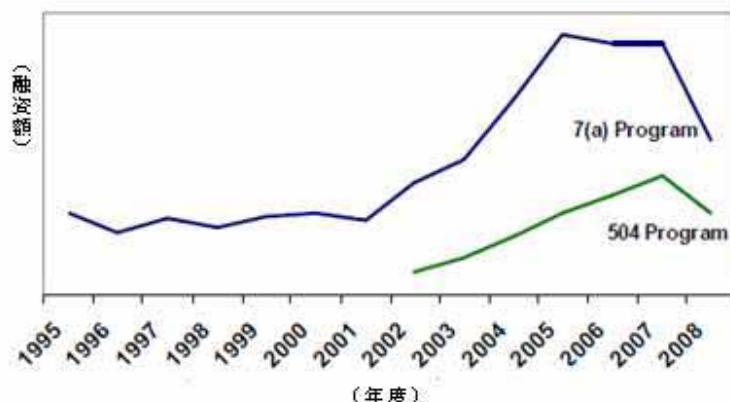
住宅ローン借り換えによる現金引き出しや民間金融機関からの融資が厳しくなる中、2008年の金融危機以降、7(a)ローン保証や504公認開発公社ローンなど、中小企業庁による基幹プログラムの利用も著しく減少している。2008年10月28日に下院中小企業委員会(House Committee on Small Business)によって発表された報告書「中小企業経済予測：現状評価と成長への挑戦（Small Business Economic Outlook: Assessing Current Conditions and Challenges to Growth）」によると、7(a)ローン保証融資件数は前年度比3万件減、融資保証総額も前年度比で11%（金額にして16億4,000万ドル）減という、同プログラム開始以来最悪の落ち込みを記録した。同庁による504公認開発公社ローン・プログラムに関しても同様に、融資総額は前年度比16%減を示した（図6参照）³⁸³。これは、本来民間金融機関による融資減を補完する役目を持つ政府による融資及び融資保証プログラムが、景気後退によって銀行の融資姿勢を緩和するには至らなかったことを示唆している。

³⁸² 連銀、“Measures of Supply and Demand for Commercial and Industrial Loans, by Size of Firm Seeking Loan” (p.1) の Net Percentage of Domestic Respondents Tightening Standards for Commercial and Industrial Loans

³⁸³ 110議会米国下院中小企業委員会、“Small Business Economic Outlook: Assessing Current Conditions and Challenges to Growth” :

<http://www.house.gov/smbiz/Reports/Small%20Business%20Economic%20outlook%20-%20Report%20by%20House%20Small%20Business%20Committee.pdf> (p. 10)

図 6 7(a) ローン保証及び 504 公認開発公社ローン・プログラムによる融資総額の動き



出所：下院中小企業委員会³⁸⁴

注：融資額の数値データは記載されていない。

実際に、表 20 からは、2009 年度に中小企業庁プログラムを通じた民間大手金融機関による中小企業向け融資が前年度に比べ急激に落ち込んでいることが分かる。

表 20 民間金融機関による中小企業庁ローン・プログラムを通じた中小企業向け融資状況

金融機関名	2008 年度 (単位： 百万ドル)	2009 年度 (単位： 百万ドル)	前年度比 (%)
CIT Small Business Lending	669.8	92.8	-86%
Wells Fargo & Co.	583.4	605	4%
U. S. Bank	443.5	249.5	-44%
JP Morgan Chase & Co.	394	116.9	-70%
Wachovia Bank	392.1	137.3	-65%
Popular North America	330.4	70.4	-79%
TD Banknorth	193.2	131.5	-32%
Comerica Inc.	185.2	16.7	-91%
UPS Capital Business Credit	176.4	42.8	-76%
Temecula Valley Bank	157.5	0	-100%

出所：CNN³⁸⁵

なお、景気対策法の下で中小企業庁が中小企業への金融支援拡大を行った結果、2009 年度

³⁸⁴ 同上。(p. 10) Figure 2

³⁸⁵ CNNMoney.com 掲載記事 (2009 年 9 月 27 日) “The last bank left standing for small businesses” : http://money.cnn.com/2009/09/25/smallbusiness/sba_lending_wells_fargo/

尚、Wells Fargo & Co. は従来から中小企業庁のプログラム利用の多かった Wachovia Bank を 2008 年後半に吸収している。

末の時点での融資保証額は前年度比 0.8%増の 622 億ドルであり、融資残高総額も前年度比 2.7%増 905 億ドルと³⁸⁶、同庁による支援には回復の兆しが見られている（後掲）。

以上概観したように、米国の中小企業を取り巻く融資環境及び資金調達の現状は、住宅バブルの崩壊によるキャッシュアウトの減少、民間金融機関による融資審査基準の強化、中小企業庁の支援プログラム利用の減少と、様々な要因が絡み合っている。次節では、このような状況を改善するべく打ち出された施策をまとめることとする。

6.1.2. 中小企業庁による中小企業金融支援策への景気対策法の影響

2009 年 2 月 17 日にオバマ大統領の署名によって成立した景気対策法は、金融危機の打撃にあえぐ中小企業向けに、税控除措置や融資機会を拡大することを定めている。具体的には、中小企業が融資を受け易くする一方で、貸し手には中小企業を対象とした貸付に対するインセンティブを与えるほか、クレジット市場の流動性回復を目指した方策を規定している³⁸⁷。

景気対策法による景気対策法における中小企業庁プログラムの強化内容と中小企業庁へ拠出された資金の使途の内訳を下表 21 と表 22 にまとめる。

表 21 景気対策法による中小企業庁プログラムの強化内容

プログラム・分野	内容
ローンプログラムの手数料	2010 年 9 月 30 日まで 7(a) 及び 504 ローン手数料の一時減免を認めると。ただし、減免総額が 2 億 9,900 万ドルに達した場合はその時点で措置を打ち切る。
7(a) ローン保証プログラム	7(a) ローン保証プログラムのうち適切と判断された融資に対して、中小企業庁による最大 90% の保証を認める。実施期間は景気対策法施行後 12 カ月間以内、または、予算が枯渇するまでとする。
	(証券化された) 7(a) ローンを取引するセカンダリー・マーケットで活動する事業者に対する融資を行う。実施期間は景気対策法施行後 2 年以内とする。
504 公認開発公社ローン・プログラム	既存のローンから新規の 504 ローンへの借りかえを認める。また、504 ローンの融資保証額を 5 万ドルから 6 万 5,000 ドルに引き上げる。
	504 ローン・プログラムのうち、第 3 者（投資家）に売却されたものについて、中小企業庁によるセカンダリー・マーケット保証を許可する。実施期間は景気対策法施行後 2 年以内とする。
マイクロローン・プログラム	仲介役となる非営利金融機関を通して、中小企業庁が小口の融資を中小企業に行うプログラムに対して 5,000 万ドル、技術支援補助金に 2,400 万ドルの追加予算措置を行う。

³⁸⁶ 中小企業庁、2009 年度財政報告書（p. 9）

³⁸⁷ 中小企業庁、景気対策法に関するページ：http://www.sba.gov/recovery/REC_LEARN_PROGRAMS.html

プログラム・分野	内容
中小企業投資会社	中小企業投資会社 (SBIC: Small Business Investment Company) による投資に対して中小企業庁が保証する額を引き上げる。
ARC ローン・プログラム (新規)	既にローンを抱え、目下の財政難に苦しむ中小企業を対象に、既存ローンの借りかえを目的としたローン保証プログラム、「ARC ローン・プログラム (America's Recovery Capital Loan Program)」を中小企業庁に設立する。保証上限は 3 万 5,000 ドル。プログラムの実施期間は 2010 年 9 月 30 日までとしている。
保証書保証	保証書に対する保証限度額（従来は上限200万ドル）を、官民セクターによって発注された事業については最大500万ドルまで、連邦調達担当官によって承認された案件については最大1,000万ドルまで保証を認める。保証限度額引き上げ措置は2010年9月30日まで有効。

出所：政府説明責任局³⁸⁸その他の資料をもとに作成

表 22 景気対策法による中小企業庁への資金拠出内訳

使用目的	予算
7(a) ローン保証プログラム及び 504 公認開発公社ローン・プログラムの手数料減免	2 億 9,900 万 ドル
7(a) ローン保証プログラム保証額引き上げ	7,600 万 ドル
仲介金融機関へのマイクロローン (Microloan) 貸付	600 万 ドル
マイクロローン・プログラムの技術支援	2,400 万 ドル
業務安定化 (ARC) ローン	2 億 5,500 万 ドル
保証書保証プログラム回転基金 (revolving fund)	1,500 万 ドル
技術面改善費用	2,000 万 ドル
一般管理費 (administrative expenses)	2,500 万 ドル
監査官 (Inspector General)	1,000 万 ドル
セカンダリー・マーケット融資局 (Secondary Market Lending Authority)	0
セカンダリー・マーケット保証局 (Secondary Market Guarantee Authority)	0
合計	7 億 3,000 万 ドル

³⁸⁸ 政府説明責任局、 “Small Business Administration’s Implementation of Administrative Provisions in the American Recovery and Reinvestment Act of 2009” : <http://www.gao.gov/new.items/d09507r.pdf> (p. 7)Table 2、(p. 8) Table 3

出所：中小企業庁³⁸⁹

なお上記の条項のうち、7(a)ローン保証プログラムに関する融資保証率の最大 90%への引き上げ及び手数料の減免については、2010年9月30日、もしくは同日以前にそれぞれの措置を実施するための予算（表 22 参照）が枯渇するまで有効とされていた（表 21 参照）。ところが、これらの予算（合計 3 億 7,500 万ドル）が 2009 年 11 月末には消化されてしまったため、2009 年 12 月 19 日に成立した「国防総省歳出法（Department of Defense Appropriation Act, H. R. 3326）」によって、これらの措置を 2010 年 2 月 28 日まで延長するとともに、新たに合計 1 億 2,500 万ドルが追加手当されている³⁹⁰。

6.1.3. 景気対策法の業績・効果

上記の通り、中小企業庁は、中小企業による資金確保を容易にするための様々な取り組みを行ってきた。2009 年 11 月に発表された 2009 年度中小企業庁財政報告書³⁹¹では、同庁による主な成果が以下のようにまとめられている³⁹²。

- 中小企業庁による融資事業の立て直し：2009 年 9 月の 1 カ月で 7(a) ローン保証プログラム及び 504 公認開発公社ローン・プログラムを通して行われたローン承認の合計額は 19 億 2,000 万ドルと過去 2 年間において最高額となった（図 7 参照）。2009 年度だけでも 5 万件の融資を実現している。
- 資本調達機会の増大：景気対策法成立後、2008 年 10 月以来 1,200 の民間金融機関が同庁の融資プログラムに復帰した。
- 災害支援リソースの最適化努力を継続：中小企業庁は大災害に備え、人員強化に取り組んでいる。災害支援ローンに関しては審査時間を短縮し、中小企業庁災害支援プログラムのアウトリーチ活動を強化した。

³⁸⁹ 中小企業庁（2009 年 5 月 15 日）“U.S. Small Business Administration Recovery Act Agency Plan”：
http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/sba_recovery_act_plan.pdf (p. 2)

³⁹⁰ 共和党、“H. R. 3326 Conference Report”：

<http://www.gop.gov/bill/111/1/hr3326conferencereport>

ウォールストリートジャーナル掲載記事（2009 年 12 月 21 日）“Stimulus Relief Extended for SBA Loans”：<http://online.wsj.com/article/SB10001424052748704304504574610463068307636.html>

³⁹¹ 中小企業庁、2009 年度財政報告書メインページ：

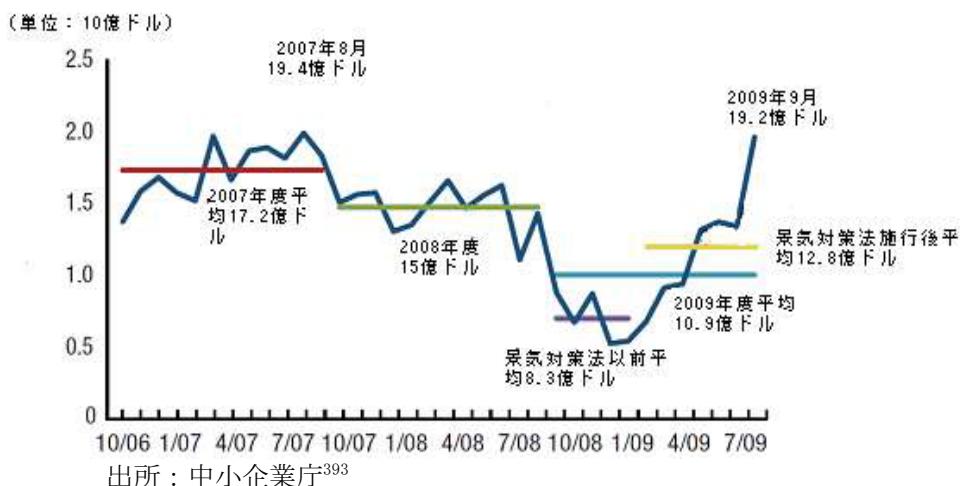
http://www.sba.gov/aboutsba/budgetsplans/SERV_ABTSBA_BUDGET_2009AFR.html

³⁹² 中小企業庁、2009 年度財政報告書：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/mgmt_discussion_analysis.pdf

(p. 5) Message from the Administrator の部分。

図 7 7(a) ローン保証プログラム及び 504 公認開発公社ローン・プログラムによる承認額



6.2. 中小企業からの政府調達

本節では、中小企業からの政府調達事情の背景と、オバマ政権による調達機会拡大の取り組みをまとめます。

6.2.1. 背景

2章において紹介したように、中小企業庁では、4,250 億ドル以上に上る³⁹⁴連邦政府からの調達プロジェクト（調達額）の一部を中小企業へ割当てるため、連邦省庁に対する省庁横断型の調達目標値プログラム（Government-wide Procurement Preference Goaling Program）を設けている。現在、中小企業庁が定めている中小企業の調達額割合の目標値は、以下のとおりである³⁹⁵。

表 23 連邦政府調達枠における中小企業調達額割合の目標値

中小企業分類	目標値
中小企業	元請業者の調達額割合が連邦省庁全体の 23%

³⁹³ 中小企業庁、2009 年度財政報告書：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/mgmt_discussion_analysis.pdf
(p.22)

尚、2009 年度中小企業庁財政報告書はファイル容量が大きいためか、4 つに分割してあるので注意。

メインページ：http://www.sba.gov/aboutsba/budgetsplans/SERV_ABTSBA_BUDGET_2009AFR.html

³⁹⁴ 中小企業庁、“Contracting Opportunities”（調達機会に関するページ）：
<http://www.sba.gov/contractingopportunities/index.html>

³⁹⁵ 中小企業庁、“Goaling Program”（省庁横断型の調達目標値プログラム）：
<http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/goals/index.html>

中小企業分類	目標値
障害者所有の中小企業	連邦省庁全体の 5%
女性所有の中小企業	連邦省庁全体の 5%
HUB ゾーン ³⁹⁶ 中小企業	元受業者の調達額割合が連邦省庁全体の 3%
退役軍人所有の中小企業	連邦省庁全体の 3%

出所：中小企業庁³⁹⁷

中小企業からの調達割合の目標値は、あくまでも「努力目標」であり、中小企業庁は毎年、連邦政府省庁と目標値の達成度合いなどについて話し合い、省庁別に目標値を設定する³⁹⁸。

中小企業の実際の調達案件受注実績をみると、これらの目標値が必ずしも達成されているとは限らないことがわかる。下表 24 にも挙げた中小企業による実際の受注割合をみると、例えば 2008 年度で目標値を達成しているのは、障害者所有中小企業の 6.76%（目標値 5%）だけである。中小企業全体、女性所有の中小企業、HUB ゾーン中小企業、兵役にて負傷した退役軍人が所有する中小企業は、2006 年度から 2008 年度まで一度も目標値に達成していない（表 24 参照）。

表 24 連邦政府調達枠における中小企業調達額割合（2006 年度～2008 年度実績）

（金額単位：億 ドル）

中小企業全体	2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	調達額	調達割合	調達額	調達割合	調達額	調達割合
	776.7	22.83%	832.7	22.00%	933.0	21.50%
障害者所有	229.9	6.76%	249.0	6.58%	293.2	6.76%
女性所有	116.1	3.41%	129.2	3.41%	147.3	3.40%
HUB ゾーン	71.6	2.11%	84.6	2.24%	101.5	2.34%
退役軍人所有	29.5	0.87%	38.1	1.01%	64.5	1.49%

出所：中小企業庁³⁹⁹

³⁹⁶ HUB ゾーン： HUBZone=Historically Underutilized Business Zone、歴史的に事業が根付かなかった未開の地。1997 年中小企業改正法にて導入された概念で、①平均所帯別収入額が州内平均の 80% 未満、②失業率が州内平均失業率の 1.4 倍、③アメリカ先住民居住地区、のうち 1 つの条件を満たした地域を指す。

http://www.sba.gov/hubzone/faq/HUBZONE_FAQ_AREAS.html

³⁹⁷ 中小企業庁、“Statutory Goals”（省庁横断型の調達目標値）：

http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/goals/SBGR_2006_STATUTORY_GOALS.html

³⁹⁸ worldlawdirect.com 掲載記事（2008 年 7 月 3 日）“SBA: Procurement Opportunities by U.S. Small Business Administration”：

<http://www.worldlawdirect.com/article/2977/sba-procurement-opportunities.html> Negotiating and Establishing Goals

³⁹⁹ 中小企業庁、連邦政府調達における中小企業受注割合データ：

2007 年度、2008 年度：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/goals_08_gov_wide.pdf

2006 年度：

http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/gov_wide_assessment08.pdf

6.2.2. 調達機会拡大の取り組み

2009年7月30日、オバマ大統領は中小企業による調達について、特に女性や退役軍人、マイノリティなどが所有する企業への連邦政府事業の調達強化に真剣に取り組む必要性との認識の下、中小企業庁と商務省に対して、中小企業（元請業者）による受注割合目標値の23%を達成するための連邦政府省庁全体の取り組みを先導させることを発表した。具体的な取り組みとしてオバマ大統領は、2009年10月末までに下表25で定めた取り組みを行うことを中小企業庁と商務省に求めている⁴⁰⁰。

表25 中小企業庁及び商務省による調達機会拡大のための取り組み

連邦政府機関の調達担当官は、景気対策法の下で新たに立ち上げられた案件も含め、中小企業に対して連邦政府の調達機会に関する情報提供の場を200回以上設ける。
中小企業庁及び商務省は、各省庁の調達担当官が毎年の調達目標を達成出来る様、省庁横断的なアウトリーチ並びに研修活動を行う。
商務長官と中小企業庁長官自らマイノリティ、女性、退役軍人を含む全米の中小企業関係者に向けた啓発を行い、イベントの場などにおいて中小企業による調達を奨励する。

出所：中小企業庁⁴⁰¹

オバマ大統領による上記の指示に対して、商務省長官ゲーリー・ロック（Gary Locke）は、「過去40年間に、マイノリティが経営する中小企業数は30万社から400万社に増加しており、マイノリティが経営する中小企業の成功が米国経済の再生にとって重要である⁴⁰²」と発言し、積極的な姿勢を示している。オバマ大統領の指示を受けたこれらの取り組みは「ステイクホルダー・アウトリーチ・イニシアチブ（SOI: Stakeholders Outreach Initiative）」と名付けられ、商務省では、マイノリティの起業と成長支援を目的とする「商務省マイノリティ企業開発局（MBDA : Minority Business Development Agency）」⁴⁰³、中小企業庁では、中小企業による連邦政府からの調達の促進を目的とする「連邦調達局（Office of Government Contracting）」⁴⁰⁴がSOIを担当することになっている⁴⁰⁵。商務省マイノリティ企業開発局はこのイニシアチブに関して、総額9,000万ドルを全米7か所のマイノリティ・ビジネスセンター（Minority Business Centers）に予算配分している⁴⁰⁶。

⁴⁰⁰ 小中企業庁ニュースリリース（2009年8月18日） “Obama Administration Announces Efforts to Increase Access to Contracting Opportunities for Minority-Owned, Small Businesses”：
http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/news_release_09-58.pdf (p.2)

⁴⁰¹ 同上。

⁴⁰² 小中企業庁ニュースリリース（2009年8月18日） “Obama Administration Announces Efforts to Increase Access to Contracting Opportunities for Minority-Owned, Small Businesses”：
http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/news_release_09-58.pdf (p.2)

⁴⁰³ http://www.mbda.gov/?section_id=2

⁴⁰⁴ <http://www.sba.gov/aboutsba/sbaprograms/gc/index.html>

⁴⁰⁵ 商務省マイノリティビジネス開発局（U.S. Department of Commerce Minority Business Development Agency）：<http://www.mbda.gov/documents/pdf/FACTSheetStakeholderOutreachInitiative.pdf>

⁴⁰⁶ 商務省マイノリティビジネス開発局プレスリリース（2009年10月7日） “MBDA Allocates Nearly \$1 Million to Minority Business Centers to Increase Minority Businesses’ Access to Recovery Act Contracting”

このイニシアチブの成果として、2009年9月4日時点で景気対策法関連の政府調達額25億ドルのうちの23.1%が中小企業から調達された。また、同14.1%がマイノリティ所有の中小企業、10.6%が障害者所有の中小企業、4.1%が女性所有の中小企業、3.0%が退役軍人所有の中小企業、6.4%がHUBゾーンの中小企業に発注された⁴⁰⁷。なお、景気対策法の施行後100日の時点で、中小企業からの政府契約総額は4億6,865万5,066ドル、200日の時点では19億8,772万6,888ドルに達しているという⁴⁰⁸。

6.3. 高騰するエネルギーコスト

6.3.1. 背景

2008年4月の中小企業庁発表によると、中小製造業及び中小建設業の電力コストは、企業全体の平均値に比べ35%高い一方で、大企業（従業員1,000名以上）の電力コストは全体の平均値に比べ17%低いことが明らかになっている⁴⁰⁹。これは、大企業と比べて資金力のない中小企業では省エネ機器・設備導入が遅れていることが理由のひとつとして挙げられる。このようにエネルギーコストの負担が高い中小企業の救済を目的に、2007年12月に成立した「2007年エネルギー自立及び安全保障法（EISA）」によって、中小企業に対する金銭的支援策として、省エネ建築物・設備・装置に関する技術開発、投資、調達を支援するローンの実施、助成金提供、債券発行の支援といった内容を盛り込んだ「中小企業エネルギープログラム（Small Business Energy Programs）」が整備された⁴¹⁰。また、景気対策法によっても環境保護庁やエネルギー省の関連プログラムに新たな資金が注入されている。

以下、中小企業におけるエネルギーコスト問題に対する連邦政府の支援策として、税額控除などの金銭的プログラム及び、省エネなどに関する情報提供の取り組みについてまとめる。

6.3.2. 金銭的支援

連邦政府によるエネルギーコストへの金銭的支援（税額控除やローンプログラム）の大半は中小企業には特化しておらず、大企業も含めた企業全般や個人を対象としている。中小企業に特化した支援策は、主に中小企業庁が実施している。以下に、中小企業に特化していない支援策（表26・表27）及び、中小企業のみを対象としたプログラム（表28）をまとめる。

Opportunities” : http://www.mbda.gov/?section_id=12&bucket_id=844&content_id=6447&well=entire_page
マイノリティセンターは、アリゾナ州、ノースダコタ州、ルイジアナ州、ノースカロライナ州、カリフォルニア州、ミシガン州、ペンシルベニア州に所在する。

⁴⁰⁷ 商務省マイノリティビジネス開発局（U.S. Department of Commerce Minority Business Development Agency）：<http://www.mbda.gov/documents/pdf/FACTSheetStakeholderOutreachInitiative.pdf>

⁴⁰⁸ ホワイトハウス副大統領オフィス（Office of the Vice President）（2009年9月3日）Vice President Biden Announces Meeting or Exceeding of All Ten Recovery Roadmap 200th Day Commitments：
http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Vice-President-Biden-Announces-Meeting-or-Exceeding-of-All-Ten-Recovery-Roadmap-200th-Day-Commitments/ Contracts awarded to small businesses

⁴⁰⁹ 中小企業庁、Small Business Research Summary（2008年4月）“Characterization and Analysis of Small Business Energy Costs”：<http://www.sba.gov/advo/research/rs322.pdf> (p. 2)

⁴¹⁰ EISA：http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_public_laws&docid=f:publ1140.110.pdf (p. 1764)

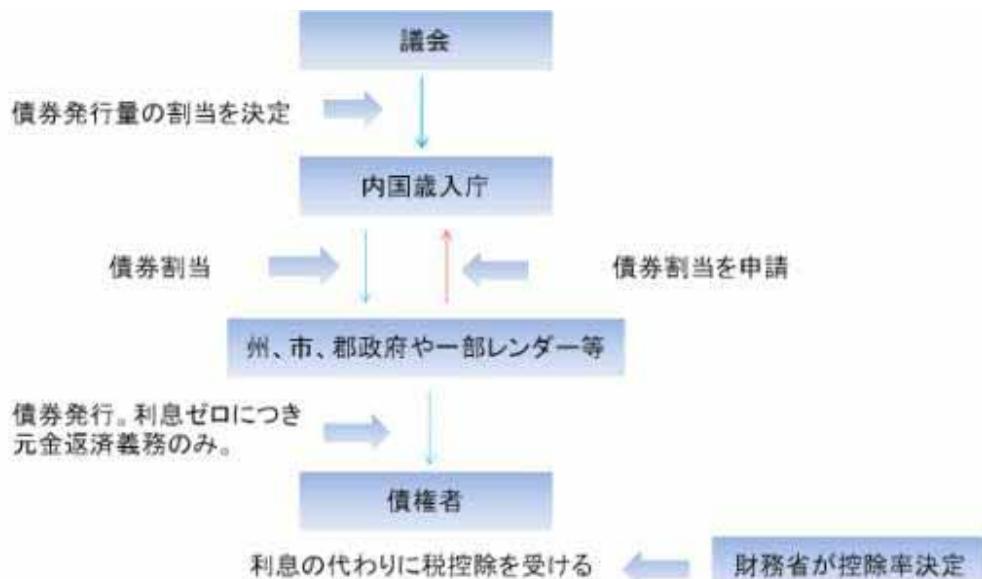
表 26 連邦政府によるエネルギー関連の税額控除措置

事業エネルギー投資税控除 Business Energy Investment Tax Credit (ITC) 2016 年 12 月 31 日までに設置された省エネ対策システム（太陽光、地熱、風力、バイオマス使用のもの、燃料電池、マイクロタービン等）の導入費用の 10~30%を税控除対象とする。
製造業対象省エネ機器税控除 Energy-Efficient Appliance Tax Credit for Manufacturers 省エネ対応の程度に準じ、洗濯機、食洗機、冷凍・冷蔵庫について一台あたり 45~250 ドルの税控除を行う。尚、これら機器は 2007 年度エナジースター基準をクリアしている事が条件となる。
省エネ新築住宅税控除 Energy-Efficient New Homes Tax Credit for Home Builders 省エネ対策を施した住宅を新築した者に対し、省エネの程度に準じ 1,000 ~2,000 ドルの税控除を認める。
再生可能電力発電税控除 Renewable Electricity Production Tax Credit (PTC) 適格とされるエネルギー資源（埋立地発生ガス、風力、バイオマス、水力、地熱、都市生活ゴミ、潮力、波力、海洋温度等）から発電される電力について、キロワットアワー単位 (per-kilowatt-hour) で税控除額を定めている。
クリーン再生可能エネルギー債券 Clean Renewable Energy Bonds (CREBs) クリーン再生可能エネルギー債券は、地方の電力協同組合 (electric cooperatives) や州政府、地方自治体を対象として、再生可能エネルギー事業の資金調達を目的に発行されるものである。(理論的には) 利息 0%の債券であり、債務側にとっては元本返済だけが義務づけられ、債権者側にとっては債権購入額の一部が税控除対象となる点が魅力である。税控除率は連邦財務省が決定する。以前 8 億ドルとされていた債券発行最大額 (allowable bond volume) は、景気対策法により 16 億ドルが追加された事により、3 倍の 24 億ドルまでの発行が可能となっている。対象技術は表 32 における再生可能電力発電税控除 (PTC) と基本的に同様とされる。
適格エネルギー保全債券 Qualified Energy Conservation Bonds (QECBs) 上記クリーン再生可能エネルギー債券 (CREBs) と同様に、理論的には利息 0%の債券を発行する事により、エネルギー事業向けの資金調達を可能とするものである。景気対策法により、以前 8 億ドルとされていた許容債券発行最大額 (allowable bond volume) が 32 億ドルと 4 倍に引き上げられた。債権者は財務省が毎日決定する税控除率 (tax credit rate) に基づき税控除を受けられるが、エネルギー保全債券債権者は財務省設定率の 70%しか税控除対象とはならない等、CREBs との間に違いが見られる。

出所：DSIRE

なお、上表に挙げたエネルギー債券は、下図のような仕組みとなっている。

図 8 エネルギー債券 (CREBs、QECBs) の仕組み



出所：DSIRE⁴¹¹を元に作成

表 27 連邦政府によるエネルギー関連支援策（税控除以外）

連邦住宅局又は退役軍人省による省エネ住宅ローン

Energy-Efficient Mortgages

省エネ担保 (Energy Efficient Mortgages : EEM) は、新築又は既存の住宅において再生可能エネルギー技術導入を含む多様な省エネ対策を講じるために利用されているが、ローン保証は、連邦住宅局 (FHA: Federal Housing Authority) 又は退役軍人省によるプログラム (Veterans Affairs programs) を通じて行われている。

エネルギー省によるローン保証プログラム

U. S. Department of Energy - Loan Guarantee Program

技術革新ローン保証プログラム (Innovative Technology Loan Guarantee Program)

2005 年エネルギー政策法 (Energy Policy Act of 2005) を根拠法として開始された本プログラムは、大気汚染物質または温室効果ガス排出を回避、削減、または隔離する事業、又は、保証が決定した時点の米国で利用出来る商業技術に比べ大きな改善が見られる技術 (新規も含む) を対象とするローン保証プログラムで、ローン保証額は 100 億ドル以上とされる。2009 年 7 月にエネルギー省は革新的な省エネ技術、再生可能エネルギー技術、最先端送配電技術を採用した事業への参加者を募集し、総額 85 億ドルのローン保証を開始した。

暫定的ローン保証プログラム (Temporary Loan Guarantee Program)

景気対策法により当該プログラムに対して 60 億ドルの追加予算措置が講じられ、また、電力または地熱を発電する再生可能エネルギー事業、関連部品を製造する施設、配電システム、革新的なバイオ燃料事業が新たに対象分野として追加された。

⁴¹¹ DSIRE、“Clean Renewable Energy Bonds (CREBs)” 及び “Qualified Energy Conservation Bonds (QECBs) ”

エネルギー省によるエナジースター認定製品リベートプログラム

エナジースター (Energy Star) はエネルギー省と環境庁による省庁横断型連携プログラムとして、1992 年以来大企業を念頭に置き開始されたが、その後中小企業を対象とした取り組みも強化し、無料で金銭的支援情報、プログラム成功事例、専門家情報、エナジースター認定製品（製品区分に分類）等の多様な情報を提供している。エナジースターは米国で最も成功している官民協力の事例としても知られている。小売業者、製造業者、電力会社を巻き込み、建物の設備面から構造までの全体を見据えた省エネ対策を実現すべく、省エネ活動を推進し、消費者に対して具体的な省エネ対策法を教育している。本プログラムには、2008 年までに 1 万 5,000 以上のパートナーが参加し、温室効果ガスの排出量 43MMTCE(100 万炭素換算トン) の削減(自動車 2,900 万台による年間排出ガス量に相当)、電気料金 190 億ドル分の節減に成功している。また、オバマ政権下での省エネ政策の波に乗り、このプログラムの知名度は米国人のうち 75% が認知するまでに浸透している。エナジースター認定の製品購入数は同年度にして約 5 億 5,000 万製品に上り、2000 年以来の累積製品購入数は 25 億点以上を数える。連邦・州・地方政府レベルでエナジースター認定製品購入に関するリベートプログラムが実施・予定されているほか、景気対策法の下、このエナジースター・リベートプログラムに対して約 3 億ドルが支給された。

農務省による米国農村部エネルギープログラムローン保証

USDA - Rural Energy for America Program (REAP) Loan Guarantees

省エネ対策を目的とした補助金 (grant) 支給やローン保証の提供、並びに、エネルギー査定 (energy audits) や再生可能エネルギー技術開発支援向け補助金支給を通して、農業生産者及び農村部の中小企業を対象とした支援を行うものである。対象事業は、風力、太陽光、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギー事業や、バイオマス・風力・太陽光・地熱資源を使った水生産事業を含む。

出所：DSIRE、エナジースターのウェブサイトを基に作成

表 28 中小企業に特化したエネルギーコスト補助金プログラム

中小企業庁による省エネクリーンテクノロジー支援プログラム

2010年1月1日 начаты были в рамках программы поддержки малого бизнеса в сфере энергетики (Office of Small Business Development Centers) в США. Помощь в виде субсидий предоставляется для реализации проектов по снижению энергопотребления в производственных помещениях и зданиях. Время реализации проектов может составлять от 12 до 24 месяцев. Субсидии предоставляются в размере 50% от затрат на реализацию проекта. Максимальный размер субсидии составляет 125,000 долларов США. Критерии отбора проектов включают в себя: наличие перспективного бизнес-плана, наличие соответствующего оборудования и технологий, наличие квалифицированных кадров, наличие финансовых ресурсов для реализации проекта, наличие соответствующих лицензий и разрешений.

中小企業庁による 504 公認開発公社ローンの適用拡大

従来の中小企業庁による 504 公認開発公社ローンの適用条件に、EISA によって以下のように省エネ関係の適用例が追加され、ローン対象が拡大することとなった。

- エネルギー消費量を 10%削減するような、断熱材、電燈、改良 HVAC、省エネ窓等を含む省エネ技術を利用する設備の購入、建設、追加導入（最大 400 万ドル）
- 再生可能エネルギーを利用して発電する（自社が使用するエネルギーを一部同エネルギーを利用した発電で補っていれば良い）中小企業の、不動産購入又は建設事業（最大 400 万ドル）
- 「エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ（LEED: Leadership in Energy and Environmental Design）」基準、並びに、「グリーンビルディング認定協会（GBCI: Green Building Certificate Institute）」によって定義される持続可能な設計を導入したグリーンビルディングの建設。（最大 200 万ドル）

出所：中小企業庁、米国上院中小企業・起業家委員会のウェブサイト等を基に作成

6.3.3. 情報提供

中小企業に対するエネルギー消費量の削減に関する情報提供としては環境保護庁（Environmental Protection Agency : EPA）が積極的に取り組んでいるが、中小企業庁やエネルギー省も情報提供を行っている。これらの省庁の取り組みを以下にまとめる。

①EPA による取り組み

EPA は、中小企業を対象に情報を提供することを目的に、①中小企業環境ウェブサイト、②中小企業ゲートウェイを運営している。また、中小企業のみを対象としたものではないが、③エナジースター⁴¹²の取り組みの一環としてエネルギー消費量を削減するための情報提供も実施している。

◆中小企業環境ウェブサイト

中小企業支援取り組みの一環として、EPA では、中小企業環境ウェブサイト（Small Business Environmental Home Page）⁴¹³を運営している。掲載内容は下記のように整理されている。

- 環境コンプライアンス⁴¹⁴：新たな規制の施行、規制関連の速報、主要な環境法規制の要約、各州によるコンプライアンスに関する情報、各州が実施する環境環境関連の支援プログラム、連邦政府のコンプライアンスに関する情報、各法律による環境報告要件及びチェックリスト、持続可能なビジネス、環境制御技術、中小企業イニシアチブなど 17 項目に渡る情報を網羅。

⁴¹² エネルギー省と環境庁による省エネ促進プログラム。同プログラムが省エネ効果を認めた家電機器は、「Energy Star」のラベルを表示することができる。

⁴¹³ 中小企業環境ウェブサイト、メインページ：<http://www.smallbiz-enviroweb.org/>

⁴¹⁴ 中小企業環境ウェブサイト、「Environmental Compliance Home」：<http://www.smallbiz-enviroweb.org/Compliance/default.aspx>

- 産業セクター⁴¹⁵：企業や大学、地方政府などに対して連邦政府による環境規制を遵守するための支援を行うコンプライアンス支援センター（compliance assistance centers）に関する情報や、各産業向けの情報ソースへのリンク、各産業に関連する出版物やファクトシート、中小企業による環境関連のベストマネジメント例の紹介など10項目の情報を紹介。
- マルチメディア⁴¹⁶：EPA の中小企業オンブズマン（small business ombudsman : SBO）や中小企業環境支援プログラム（small business environmental assistance program : SBEAP）への業務支援として、中小企業環境支援に関するマルチメディア環境支援ファクトシート⁴¹⁷、リソースガイド等を掲載。
- リソース⁴¹⁸：連邦政府、州政府、業界団体が発行する出版物及びファクトシートを検索できるデータベース、EPA による中小企業関連の出版物リスト、主要中小企業関連ウェブサイト及び出版物リスト、持続可能なビジネス情報、金銭的支援に関する情報など10項目にわたる情報を紹介（一部の情報は「産業セクタ」と重複）。
- 業績測定⁴¹⁹：コンプライアンスの遵守状況や環境への取り組みについての成果測定方法を各州から募り、掲載しているほか、業績測定の理論モデル、その他業務測定に関する情報を掲載。
- 情報共有⁴²⁰：政府の動きに関する最新情報、イベント情報、成功例紹介、各州のニュースレター等についての情報を掲載。

◆中小企業ゲートウェイ⁴²¹

中小企業ゲートウェイ（Small Business Gateway）は、中小企業における環境マネジメントに関する情報収集のポータルサイトの機能を果たしている。このゲートウェイでは、環境マネジメント分野で中小企業向けとされる金銭的支援プログラムや、規制遵守、主にコスト節減に注力した技術的支援プログラムについて、以下の情報を紹介している。

- 一般情報⁴²²：EPA、商務省、中小企業庁等、ごく一般的な中小企業に関わる環境政策や規制情報等を紹介。
- 環境支援、技術支援⁴²³：EPA の SBO、中小企業研修、流域アカデミー（EPA Watershed Academy）に関する情報、リスク管理および化学物質事故対策プログラムの内容、農薬

⁴¹⁵ 中小企業環境ウェブサイト、“Industry Sectors Home”：<http://www.smallbiz-enviroweb.org/Industry/default.aspx>

⁴¹⁶ 中小企業環境ウェブサイト、“Multimedia Home”：<http://www.smallbiz-enviroweb.org/Multimedia/default.aspx>

⁴¹⁷ EPA の SBO/SBEAP が自由に使用できる様、いくつかの規制に関するファクトシートを作成している。

⁴¹⁸ 中小企業環境ウェブサイト、“Resources Home”：<http://www.smallbiz-enviroweb.org/Resources/default.aspx>

⁴¹⁹ 中小企業環境ウェブサイト、“Performance Measurement Home”：<http://www.smallbiz-enviroweb.org/Measurement/default.aspx>

⁴²⁰ 中小企業環境ウェブサイト、“National Steering Committee (NSC) Home”：<http://www.smallbiz-enviroweb.org/sba/sba.html>

⁴²¹ 環境保護庁中小企業ゲートウェイ、メインページ：<http://www.epa.gov/smallbusiness/>

⁴²² 環境保護庁中小企業ゲートウェイ、“General Information”：<http://www.epa.gov/smallbusiness/geninfo.htm>

⁴²³ 環境保護庁中小企業ゲートウェイ、“Assistance, Help and Training”：<http://www.epa.gov/smallbusiness/help.htm>

や農業従事者向けの安全対策に関する情報、コンプライアンス支援、汚染防止に関する情報、その他有害廃棄物マニュアル等出版物を掲載。

- 環境関連情報⁴²⁴：各州の環境問題の専門家や環境関連の公的機関に関する情報を掲載。州ごとに専門家や関係機関、さらに9つの産業別（農業、自動車サービス、科学、地方自治体、金属材表面加工、塗装・めっき、プリント配線板、印刷、運輸）のコンプライアンス情報および環境汚染防止情報の専門家の検索が可能。
- 環境規制法⁴²⁵：環境問題全般に関する法律、規制、法案等が検索可能。
- 財政支援情報⁴²⁶：EPAによるSBIRおよびその他助成金情報を掲載。後掲のエネルギー省との連携によるエナジースター関連の金銭的支援や、州別の金銭的支援プログラムなどへのリンクを掲載。

◆エナジースター

エナジースター（Energy Star）はエネルギー省との省庁間連携プログラムとして、1992年以降、主に大手製造業を念頭に置き実施されている⁴²⁷。連邦政府レベルだけでなく、州・地方政府レベルでもエナジースター認定製品の購入に関する税控除やリベートプログラムが実施されて（または実施が予定されて）おり⁴²⁸、同プログラムのWebサイトでは省エネ製品メーカーや消費者向けに、消費税（sales tax）控除やリベート等の最新情報を検索出来るページを設けている⁴²⁹。また、同サイト内のファイナンスリソースディレクトリ（Financial Resources Directory）では、州別、支援サービス別に、各地方の金融機関によるローン、省エネ製品情報、コンサルティングサービスの紹介、税控除等の情報を提供している⁴³⁰。さらに、エナジースターが提供する情報やサービスを利用したこれまでの成功例についても州別に閲覧可能となっているほか、設備の新規購入のための融資やリース、省エネ化対策へのインセンティブ、等を、公的機関・民間企業の別に関わらず、州別に一覧表にして提供している。

②中小企業庁による取り組み

⁴²⁴ 環境保護庁中小企業ゲートウェイ、“Environmental Contacts and Experts”：
<http://www.epa.gov/smallbusiness/experts.htm>

尚、より詳しい州別環境関連各種機関のリストはこちら：<http://www.epa.gov/epahome/state.htm>

⁴²⁵ 環境保護庁中小企業ゲートウェイ、“Environmental Regulations and Laws”：
<http://www.epa.gov/smallbusiness/regs.htm>

⁴²⁶ 環境保護庁中小企業ゲートウェイ、“The Bottom Line: Saving and Finding Money”：
<http://www.epa.gov/smallbusiness/money.htm>

⁴²⁷ Energystar.gov、“About Energy Star”：http://www.energystar.gov/index.cfm?c=about.ab_index
エナジースターの開始当初の対象企業について：2009年3月にワシントンコアが行った全米中小企業協会（NSBA）への直接聞き取り調査より。NSBA側：Mr. Kyle Kempf, Senior Director of Government Affairs

⁴²⁸ エネルギー省、“Approved Energy Efficient Appliance Rebate Programs”（エナジースターによるリベート、税控除、ファイナンスプログラム情報の州別検索）：
<http://www.energysavers.gov/financial/70022.html>

⁴²⁹ エネルギー省、“Special Offers and Rebates from Energy Star Partners”（エナジースター参加企業によるリベート情報）：http://www.energystar.gov/index.cfm?fuseaction=rebate.rebate_locator

⁴³⁰ エネルギー省、“Energy Star Small Business – Financial Resources Directory”（エナジースター中小企業ファイナンス、製品、サービスリ出所ディレクトリ）：
http://www.energystar.gov/index.cfm?c=sb_join_sb_financeproducts

中小企業庁は環境・省エネ問題への取り組みとして、上記エナジースターに関する中小企業向けの情報を同庁のウェブサイトで提供している⁴³¹。

③エネルギー省による取り組み

エネルギー省でエナジースターを担当する「エネルギー効率及び再生可能エネルギー局 (Office of Energy Efficiency & Renewable Energy: EERE)」は、エナジーセーバー (Energy Savers) と称する省エネに関する総合的な情報サイトを設けている。このサイトには、中小企業専用のページもあり、経費節減につながる省エネ情報が得られるサイトへのリンクが掲載されている⁴³²。

6.4. 高騰するヘルスケアコスト

6.4.1. 背景

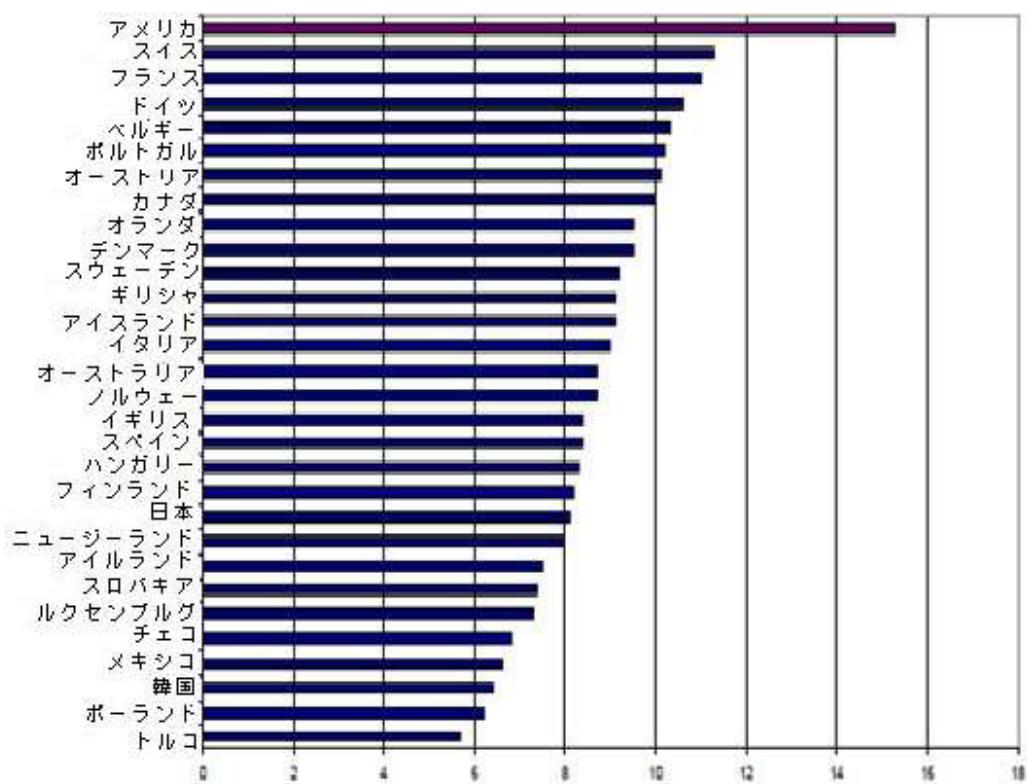
図 9 は 2006 年に国内総生産 (GDP) に占める医療費の割合を諸外国と比較したグラフであるが、これを見ると、米国は第 21 位の日本（負担割合約 8%）を大きく引き離し、第 2 位のイス (11.3%) と比較しても 3% 程の差をつけ、15.3% という世界最悪の医療費負担にあえぐ現実が浮き彫りとなっている。また、この状況は現状のヘルスケア制度のままでは、今後さらに悪化すると予測されており、GDP に占めるヘルスケアコストの割合は、2030 年には 28%、2040 年には 34% までに到達する⁴³³と見られている（図 10 参照）。

⁴³¹ 中小企業庁、“Energy Star”：<http://www.sba.gov/energy/>

⁴³² エネルギー省、“Energy Savers for Small Businesses”：
http://www.energysavers.gov/your_workplace/small_businesses/index.cfm/mytopic=30008

⁴³³ 大統領経済諮問委員会 (Executive Office of the President Council of Economic Advisers) (2009 年 6 月) 医療制度改革の経済的側面 (The Economic Case for Health Care Reform)：
http://www.whitehouse.gov/assets/documents/CEA_Health_Care_Report.pdf (p. 7) II. A. Health Care Spending as a Share of GDP の部分。

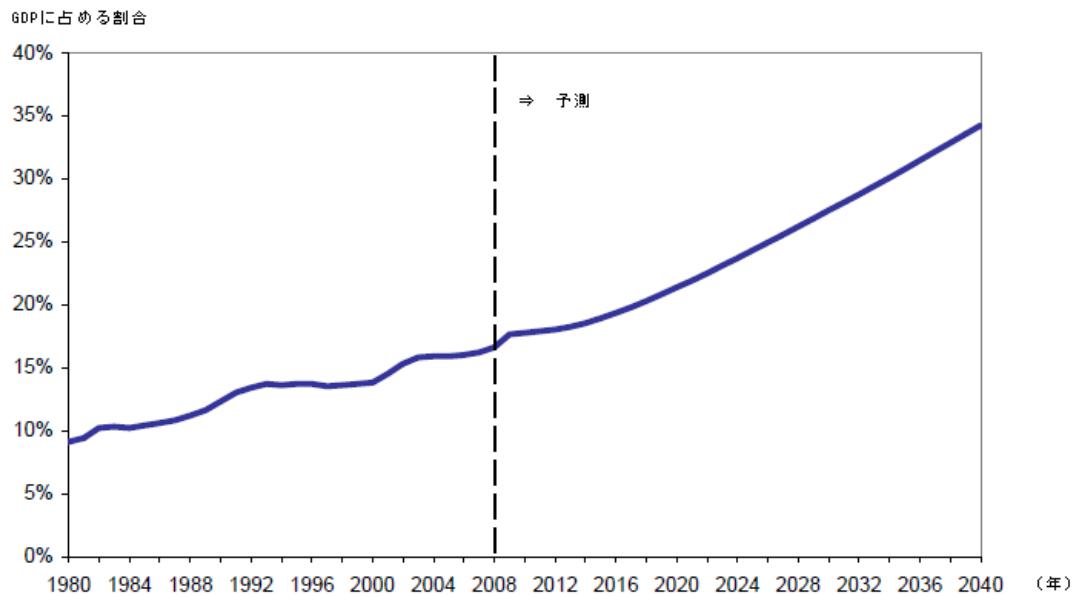
図 9 国民総生産（GDP）に占める医療費の国際比較（2006 年）



出所：大統領経済諮問委員会⁴³⁴

⁴³⁴ 同上。 (p. 15) Figure 8

図 10 GDP に占めるヘルスケア関連支出の推移（1980～2040 年）



出所：大統領経済諮問委員会⁴³⁵

景気後退による失業率の上昇も作用して、現在 4,600 万人の米国人が無保険状態となっており、医療制度改革を放置すればこの数字はさらに上昇すると予想されている⁴³⁶。これは高額かつ増加の一途にあるヘルスケアコストにその理由の一つがある⁴³⁷。日本と異なり国民皆保険制度が整備されていない米国では、雇用主からの医療保険の提供に大きく依存しているが、特に中小企業はこのコスト負担が経営を圧迫している⁴³⁸。これに関して、図 11 は、企業規模が小さい程、雇用主による医療保険の支給率が低下する事実を示している。

⁴³⁵ 同上。(p. 8) Figure 1

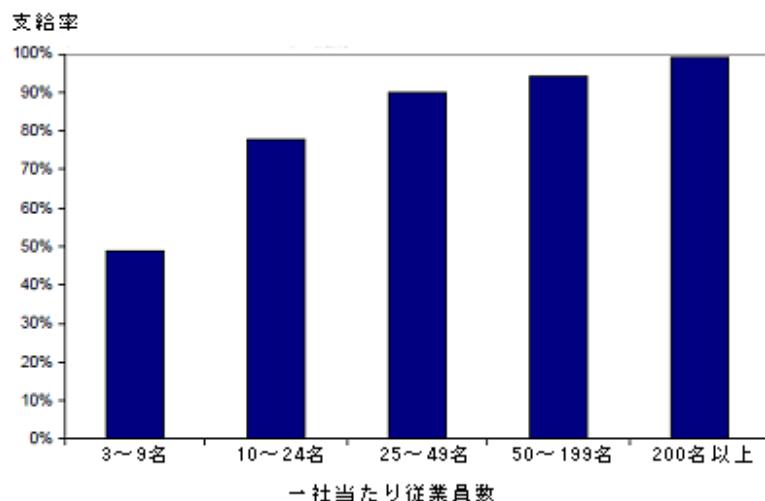
⁴³⁶ 同上。(p. 6) I. Introduction の部分。

⁴³⁷ 同上。(p. 12) D. Trends in Insurance Coverage の部分。

⁴³⁸ 大統領経済諮問委員会(2009年7月25日)医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果 (The Economic Effects of Health Care Reform on Small Businesses and their Employees) :

<http://www.whitehouse.gov/assets/documents/CEA-smallbusiness-july24.pdf> (p. 17) F. Improvements in Workplace Productivity and Reduced Absenteeism の部分。

図 11 企業規模別に見る雇用主による健康保険支給率（2008 年）



出所：大統領経済諮問委員会⁴³⁹

2009 年 6 月に発表された大統領経済諮問委員会 (Council of Economic Advisors) が作成した報告書「医療制度改革の経済分析 (The Economic Case for Health Care Reform)」によると、従業員数 50 名以上の企業の約 96%が従業員に対して医療保険を支給している一方、3~9 名以下の企業では 49%に止まるという。また、中小企業の従業員に対する健康保険支給率は 2001 年のピークを境に徐々に減少しつつある。更に同報告書は、医療制度改革が行われないままでは、雇用主が負担する医療保険料が現在の水準から低下する事はないと予測される事から、2040 年までに医療保険を提供する雇用主は 20%以下にまで落ち込むと分析している⁴⁴⁰。

同委員会が 2009 年 7 月に発表した別の報告書「医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果 (The Economic Effects of Health Care Reform on Small Business and Their Employees)」は、中小企業の負担する保険料が大企業に比べて 18%も高く設定されていると指摘している。その理由の一つとして、契約数の多い大企業の保険と比較すると中小企業対象の保険は仲介料 (broker fee) や事務管理費 (administrative costs) が割高になることが挙げられている⁴⁴¹。なお 2009 年における従業員 1 人当たりにかかる医療保険料を見ると、従業員数 199 人以下の企業では 4,092 ドル、200 人以上の企業では 4,022 ドルとなっている（表 29 参照）。

⁴³⁹ 大統領経済諮問委員会（2009 年 7 月 25 日）医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果 (The Economic Effects of Health Care Reform on Small Businesses and their Employees) :

<http://www.whitehouse.gov/assets/documents/CEA-smallbusiness-july24.pdf> (p.8) Figure 2

⁴⁴⁰ 大統領経済諮問委員会、医療制度改革の経済的側面 (The Economic Case for Health Care Reform) (p. 13)

⁴⁴¹ 大統領経済諮問委員会、医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果 (The Economic Effects of Health Care Reform on Small Businesses and their Employees) (p. 2) The current health care system is not working well for small businesses and their workers. の部分。

表 29 従業員 1 人当たりの医療保険料（2009 年）

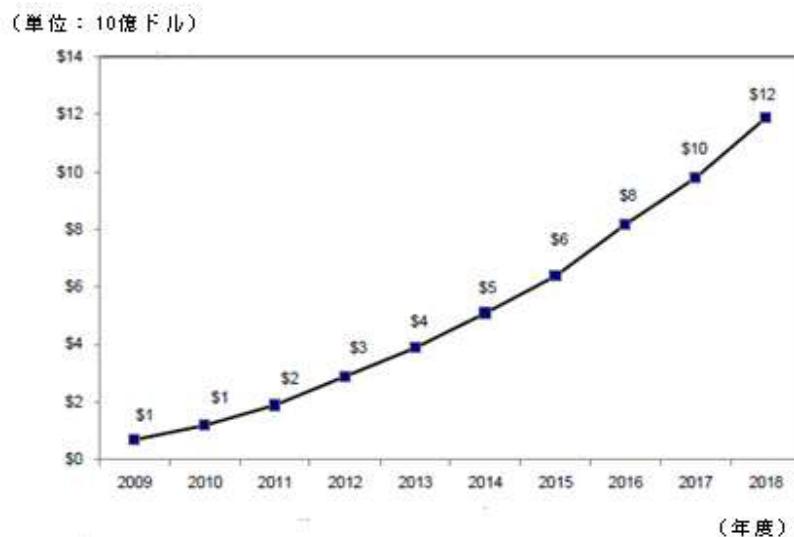
企業規模（従業員数）	企業負担額	従業員負担額	保険料合計
1 から 199 人	\$4,092	\$625	\$4,717
200 以上	\$4,022	\$854	\$4,876

出所：Kaiser Family Foundation. “Employer Health Benefits 2009”.

<http://ehbs.kff.org/pdf/2009/7936.pdf> をもとに作成

また、同委員会の報告者は、医療制度改革を実行しない場合、中小企業に対する保険料の高額設定が継続する事で中小企業が被る損失額は、2010 年で約 10 億ドルであるのに対し、2018 年には約 120 億ドルに膨れ上がると予想している（図 12 参照）。

図 12 ヘルスケアコストによる中小企業の収益損失額（2009～2018 年）



出所：大統領経済諮問委員会⁴⁴²

6.4.2. 医療制度改革が中小企業にもたらす利点

前出の大統領経済諮問委員会による 2009 年 7 月発表の報告書「医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果」には、当時議会で審議されていた医療制度改革法案が中小企業に及ぼす影響もまとめられている。同報告書によると、医療制度改革が中小企業にもたらす利点は表 30 の通りとされる。

⁴⁴² 大統領経済諮問委員会、医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果 (The Economic Effects of Health Care Reform on Small Businesses and their Employees) (p.10) Figure 4

表 30 医療制度改革が中小企業にもたらす利点

<p>より低価格でより充実した保険プランを購入できるようにする：一定の基準を満たす中小企業が、医療保険の監督機関兼市場である「米国保険エクスチェンジ（national insurance exchange）」を通して医療保険を購入できる。現行の制度では中小企業団体（保険）向けの医療保険の選択肢は限られているが、米国保険エクスチェンジが整備されると、より多くの選択肢へのアクセスが可能となり、医療保険会社同士での価格競争が起こることが予想される。</p>
<p>医療保険購入において税控除を提供する：従業員に対して医療保険を提供する中小企業の多くを事業税控除（small business tax credit）の対象とし、従業員への医療保険の提供の動機付けにする。この税控除措置は平均賃金が一定未満の従業員を抱える中小企業に限定する。</p>
<p>医療保険を提供しない企業に対する罰則条項から中小企業を除外する：中堅企業や大企業が従業員に医療保険を提供しない場合、国庫へ一定割合の拠出を求める「ペイ・オア・プレイ（pay-or-play）」条項を整備する。給与または雇用水準がある一定値を満たさない企業（中小企業の大半を想定）はペイ・オア・プレイ条項から免責される。</p>
<p>雇用主から医療保険が提供されない中小企業の従業員が、低価で保険を購入できるようにする：医療保険を提供しない中小企業の従業員に対して、「保険エクスチェンジ」を通じて、質の高い低価格の保険を直接購入できるようにする。また低収入の個人やその家族へは、医療保険購入を支援するためのスライド制補助金（sliding scale subsidies）を支給する。さらに、医療保険会社が、保険加入予定者に対して既往症確認のために事前審査（screen）を行うことを禁止する。</p>
<p>中小企業従業員の健康状態が改善される：医療保険の拡大支給（expanded coverage）により、国民の健康状態が改善し、欠勤率の低下と労働生産性の改善が期待出来る。これは特に中小企業の利益となる。</p>

出所：大統領経済諮問委員会⁴⁴³

また、これらの施策によって、個人が医療保険を維持することを容易にし、雇用主が提供する医療保険を失うのを恐れるあまり、現在の職場を退職できないという「ジョブ・ロック（job lock）」現象が抑制されることも期待されている⁴⁴⁴。

6.4.3. 関連法案

オバマ政権発足後、景気対策法の下で金融市場の回復、中小企業の融資状況回復等が優先的に進められたが、前述の大統領経済諮問委員会による2つの報告書が発表された時期から、医療制度改革に向けた上院両議会における動きが本格化している。

⁴⁴³ 大統領経済諮問委員会、医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果（The Economic Effects of Health Care Reform on Small Businesses and their Employees）(p.3) Health care reform as envisioned in current draft legislation would reduce the current burdens on small firms and their workers. の部分。

⁴⁴⁴ 大統領経済諮問委員会、医療制度改革が中小企業と従業員に与える経済効果（The Economic Effects of Health Care Reform on Small Businesses and their Employees）(p.3) Health care reform as envisioned in current draft legislation would reduce the current burdens on small firms and their workers. の部分。

議会における民主党・共和党間の攻防、民主党内での分裂等の険しい審議環境を経て、まず下院が 2009 年 11 月 7 日に「米国における手頃なヘルスケアを可能にする法案 (Affordable Health Care for America Act、H. R. 3962)」を 220 対 215 の僅差で通過させた。続いて上院は、同 12 月 23 日に議案を本会議採決に持ち込むための「審議打ち切り動議」を賛成 60 票により決議し、翌 24 日に、「患者の保護及び入手可能な医療法案 (Patient Protection and Affordable Care Act、H. R. 3590)」を賛成 60 票で可決した。

表 31 に、下院・上院をそれぞれ通過した法案について、中小企業に関連があるポイントをまとめている。

表 31 上下両院における医療制度改革法案比較表

ポイント	下院法案 (H. R. 3962)	上院法案 (H. R. 3590)
今後 10 年間の予算	1 兆 500 億ドル	8,710 億ドル
2019 年までにカバーされる 65 歳以下の米国市民及び永住者	96%	94%
今後 10 年間の政府赤字削減効果	1,300 億ドル超	1,300 億ドル超
既往症	保険会社は既往症の有無に関わらず、希望者全員に保険を付与せねばならない。	保険会社は既往症の有無に関わらず、希望者全員に保険を付与せねばならない。
税導入による資金源確保	所得額が 50 万ドルを超える個人及び 100 万ドルを超える夫婦を対象とした所得税加算税 (income tax surcharge) の導入。	雇用主が従業員に対して過度に保証内容を手厚くした医療保険を提供した場合、厳しい物品税 (Excise tax) を課す。
医療費の抑制	高齢者を対象とした公的医療制度であるメディケア (Medicare) のパイロット事業実施を通じて最適の仕組みを決定する方針。	医療費抑制を目指す「メディケア独立諮問委員会 (Medicare Independent Advisory Board)」を設立し、メディケアの改革に関する提言を策定する。
補助金	低所得者は上院法案より低価格・高品質の健康保険を得る事が可能。特に低所得に対する保険料等の補助金は上院法案より格段に良いものとなっている。	下院法案に比べると、中所得者層に対する補助金が充実。
雇用主の義務	雇用主は保険料の大部分を支払わねばならず、最低保険水準を満たす義務が課される。従業員に健康保険を支給しなかった場合のペナルティーは上院法案より厳しい。 2019 年までに健康保険を持つ労働者数が 600 万人増加すると予測。	従業員に医療保険を支給しなかつた場合のペナルティーは下院法案より緩やかで、医療保険を持つ労働者数が 400 万人減少する可能性あり。

医療保険エクスチェンジの設立	国家保険エクスチェンジ（単一）を設立。国家基準を満たす州政府がエクスチェンジを運営できるようにする。	連邦政府監督下で、各州が独自のエクスチェンジを設立できるようにする。
公的医療保険プラン (Public Plan)	医療保険における選択肢を増やし、低価で高質の医療保険が国民に供給される環境を整備することを目的に、公的医療保険を設立する。	公的医療保険プランの設立は法案に含まれていない

出所：法案情報などをもとに作成⁴⁴⁵

なお、米国議会予算局（Congressional Budget Office）は、上・下院の法案をもとに中小企業への税控除額を下記の通り推計している。中小企業に対する税控除効果に関しては、上院法案の方が高いものとなっている事が分かる。

表 32 下院法案による中小企業への税控除効果

(単位：ドル)

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
0	0	0	40 億	80 億	50 億	20 億	20 億	20 億	20 億	250 億

出所：議会予算局⁴⁴⁶

表 33 上院法案による中小企業への税控除効果

(単位：ドル)

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
20 億	40 億	50 億	60 億	50 億	40 億	30 億	30 億	40 億	40 億	400 億

出所：議会予算局⁴⁴⁷

両院を通過した法案に関しては、現在一本化に向けた調整作業が行われている。両法案共、全ての国民が医療保険を持てる様、保険会社には既往症の有無に関わらず希望者全員に保険を

⁴⁴⁵ 上院案全文：http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_bills&docid=f:h3590eas.txt.pdf；下院案全文：http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_bills&docid=f:h3962pcs.txt.pdf；ニューヨークタイムズ掲載記事（2009年12月26日）“The Next Step on Health Reform”：http://www.nytimes.com/2009/12/27/opinion/27sun1.html?_r=2

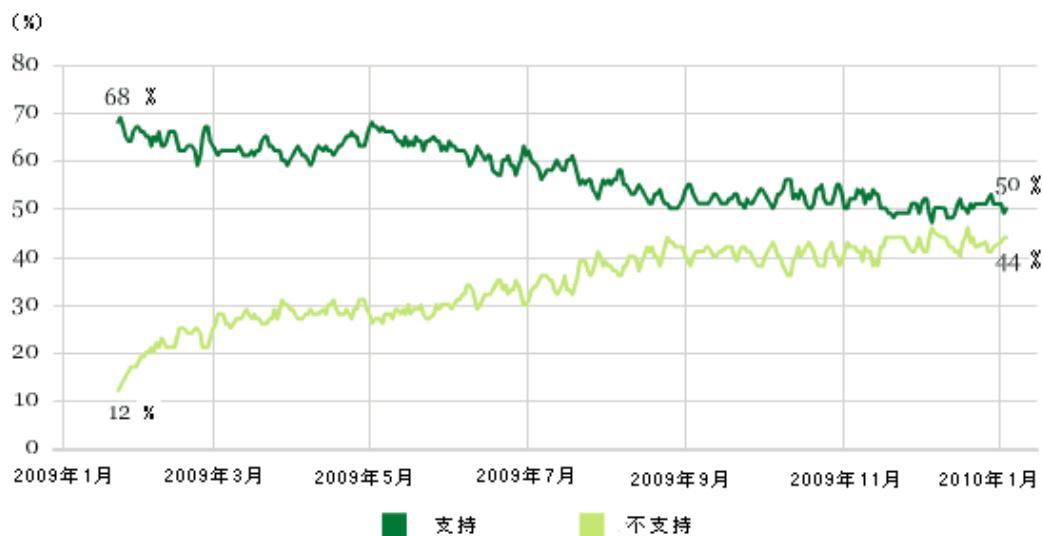
⁴⁴⁶ 議会予算局（Congressional Budget Office）から下院議員ジョン・ディングル（John D. Dingell、ミシガン州選出）宛てに発出されたH.R. 3962 のコスト面の分析に関する書簡（2009年11月20日）：<http://www.cbo.gov/ftpdocs/107xx/doc10741/hr3962Revised.pdf> (p.8) Table 3 の “Small Employer Tax Credits /e” 部分。

⁴⁴⁷ 議会予算局からハリー・リード上院議員（Harry Reid、ネバダ州選出）宛てに発出されたH.R. 3590 のコスト面の分析に関する書簡（2009年12月19日）：http://www.cbo.gov/ftpdocs/108xx/doc10868/12-19-Reid_Letter_Managers_Correction_Noted.pdf (p. 3) Table 4 の “Small Employer Tax Credits /e” 部分。

提供する事を義務付け、雇用主に対してはペイ・オア・プレイの原則を貫き、保険料の低減を目指して国家保険エクスチェンジの創設を盛り込んでいる。主な差異は、上院法案は当初今回の改革の目玉となるはずだった公的医療保険の設立を法案通過のために最終的に削除し、その代用策とも取れる独立委員会の強化による医療費の抑制策等を打ち出した点である。また、下院法案が無保険者が保険を購入しやすくする措置を重視している一方、上院法案は医療費の高騰を抑制するアプローチが強化されたものとなっている⁴⁴⁸。

ヘルスケア法案の成立が期待される一方で、政権発足後1年経過し、様々な改革への取り組みにも関わらず、米国雇用情勢は十分な回復を見せていないことからも、2010年1月のギャラップ調査によるとオバマ大統領の支持率が50%にまで落ち込んでおり⁴⁴⁹、その求心力の低下が危ぶまれている。

図13 オバマ大統領支持率の推移



出所：ギャラップ⁴⁵⁰

また、上院の勢力図に生じた変化も医療制度改革法案の行方を占う大きな要素である。2010年1月19日のマサチューセッツ州上院補欠選挙における民主党の敗北により、上院における民主党の安定多数（野党の議事妨害を阻止できる60議席）が失われた事により、2009年末に両院でそれぞれ通過した医療制度改革法案が廃案となる可能性まで出てきた。そもそも、この勢力図の変化は、2010年秋の上院選で起こることが危惧されていたが、それが前倒しとなつたため、医療制度改革を推進するオバマ政権と議会民主党陣営にとって大打撃となった。これは、先だって表明されたベテラン有力民主党議員のクリストファー・ドッド（Christopher Dodd、コネチカット州選出）及びバイロン・ドーガン（Byron Dorgan、ノースダコタ州選出）

⁴⁴⁸ ニューヨークタイムズ掲載記事（2009年12月26日）The Next Step on Health Reform:

⁴⁴⁹ ギャラップ調査：<http://www.gallup.com/poll/124949/approval-obama-starts-2010-shaky-spot.aspx>

⁴⁵⁰ 同上。

による 2010 年 11 月の上院選への再選不出馬⁴⁵¹に続く痛手となった。

以上、医療制度改革法案の今後の行方については、法案すり合わせの問題だけでなく、オバマ大統領の支持率、上院の勢力図の変化が大きな影を落とすものと予想される。

6.4.4. 連邦・州レベルでのヘルスケアコストに対する税控除措置

本セクションでは、ヘルスケアコストに関する税控除措置が現在どの程度行われているかを概観する。メディケア・メディケイドといった公的医療保険の運営や、医療保険会社の営業許可の権限が州政府にあることから、本項目については代表的な州政府の取組みも併せて紹介する。

まず、連邦レベルでは、税引前利益を上げている自営業者に対する自営業所得（self-employment income）からの医療費控除⁴⁵²と、雇用調整支援（Trade Adjustment Assistance : TAA）⁴⁵³受給者または、年金保証公社（Pension Benefit Guaranty Corporation）から年金を受給している 55 歳以上の個人に対して、保険料の 80%を控除するヘルスケア税控除（Health Care Tax Credit : HCTC）⁴⁵⁴という 2 つの税控除措置が行われている。一方、州レベルでは、従業員に医療保険を提供する中小企業の雇用主や従業員に対する特別税控除措置が散見される。2009 年 1 月時点で確認された全米 17 州における中小企業、自営業に対する関連インセンティブの例を表 34 にまとめた⁴⁵⁵。

表 34 州のヘルスケア関連税控除プログラム

アラバマ州	中小企業医療保険料控除強化法 Small Business Health Insurance Premium Deduction Enhancement Act
-------	---

⁴⁵¹ ワシントンポスト掲載記事（2010 年 1 月 6 日） “Connecticut Sen. Christopher Dodd won’t seek reelection, will retire at end of term” :

<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2010/01/06/AR2010010600023.html>

⁴⁵² IRS. “Publication 502 – Main Content” .

http://www.irs.gov/publications/p502/ar02.html#en_US_publink1000179150; Allabout.com, “Self-Employment Health Insurance Deduction” :

<http://taxes.about.com/od/deductionscredits/qt/healthinsurance.htm>

⁴⁵³ • 貿易調整支援（TAA）は中小企業に特化した政策ではなく、貿易により解雇や損失等悪影響を受けた個人や企業に対し、研修や医療費補助等の支援を行うプログラムである。

(出所：労働省雇用研修局（U. S. Department of Labor Employment and Training Administration）Fact Sheet: If Imports Cost You Your Job . . . Apply for Trade Adjustment Assistance:

<http://www.dolela.gov/programs/factsht/taa.htm>)

• 景気対策法では TAA 受給対象層の特に中小企業における拡大を図るために単年度で 2 億 3,000 万ドルを充当する等している。

(出所：上院財政委員会プレスリリース（2009 年 2 月 26 日） BAUCUS, RANGEL, GRASSLEY, CAMP HAIL PASSAGE OF EXPANDED TRADE ADJUSTMENT ASSISTANCE:

<http://finance.senate.gov/press/Bpress/2009press/prb022609a.pdf>)

⁴⁵⁴ IRS. “Health Coverage Tax Credit” .

<http://www.irs.gov/individuals/article/0,,id=109960,00.html>

⁴⁵⁵ 全米州議会議員連盟（NCSL: National Conference on State Legislatures）、“Employer Tax Incentives to Offer Health Insurance” : <http://www.ncsl.org/Default.aspx?TabId=13956>

2009 年 1 月に施行された中小企業健康保険料控除強化法 (Small Business Health Insurance Premium Deduction Enhancement Act) の下で開始された税控除措置。従業員数 25 名以下の中小企業の雇用主に対し、従業員向けの医療保険料のうち雇用主負担分の 150%を州所得税から控除する。同時に従業員側も給与 5 万ドル以下の場合は、本人負担分の 150%を州所得税から控除される。

アリゾナ州

医療保険料税控除

Health Insurance Premium Tax Credit

2007 年 1 月開始。中小企業が従業員に医療保険を提供する場合、従業員 1 人あたり 1,000 ドル、家族も保証対象とする場合は、一家族当たり 3,000 ドル、または健康保険料の 50%のうち、低い金額分の税控除を認める。控除の適用を受ける場合、アリゾナ州税務省 (Arizona Department of Revenue) により資格認定証明 (certificate of eligibility) が発行されてから 90 日間以内に従業員へ医療保険が提供されなければならない。

コロラド州

医療保険支出に関する税控除

Credit for Health Benefit Plan Expenses

個人で民間の医療保険を購入した場合、所得税から最大 500 ドルを控除する。当該税控除対象課税年度の前年度中に、少しでも従業員団体健康保険により医療保険が支給されていなかった時期があり、調整後総所得が、扶養家族を持たない個人は年収 2 万 5,000 ドル、扶養家族を持つない夫婦は 3 万ドル、扶養家族を持つ場合は 3 万 5,000 ドル以内のものが対象となっている。

ジョージア州

中小企業雇用主による高額免責（自己負担）型医療保険（HDHP）に対する税控除

Credit for Small Employer High-Deductible Health Plans

HDHP を支給する中小企業（従業員数 1~50 名）事業主に対し、加入従業員 1 名あたり年額 250 ドルを税控除する。従業員は 12 ヶ月間連続して保険に加入していなければならない。2009 年より実施。

アイダホ州

雇用主支給による医療保険に対する税控除

Credit for Employer-provided health insurance

新規雇用数がそれ以前の数年間の平均雇用数を上回る雇用主に対して税控除を付与する。例えば、平均年間時給 15.50 ドルの新規従業員に雇用主が傷害保険や医療保険を提供した場合、従業員 1 人あたり 1,000 ドルの税控除を付与する。

インディアナ州

雇用主支給による新規医療保険に対する税控除

Credit for new employer-provided health insurance

- A) カフェテリア・プラン (Cafeteria Plans) : 従業員へ保険を提供した場合、従業員 1人当たり 50 ドル、年間 250 ドルを上限として税控除を認める。企業の規模に関する制限なし。税控除申請前の 1 年間、従業員に対して医療保険を支給していなかった雇用主が、週労働時間が 30 時間以上の従業員とその扶養家族に医療保険を支給した場合のみ、税控除が適用される。2007 年より開始。
- B) 中小企業健康税控除プログラム (Small Employer Wellness Tax Credit Program) : 従業員 2~100 名を抱える雇用主に対し、基準を満たす健康プログラムを従業員に提供した場合、発生した費用の 50%相当の税控除を付与する。

カンザス州

中小企業雇用主医療保険税控除

Small Employer Health Benefit Plans (Health Insurance) Credit

2004 年 12 月 31 日以降に、新規に従業員へ医療保険を提供したか、あるいは、従業員の医療貯蓄口座 (HSA: Health Savings Account) に資金拠出した雇用主が対象。税控除を申請した直近 2 年間に従業員へ医療保険料または医療貯蓄口座に資金拠出した事がない雇用主に限る。控除対象となる従業員は週あたりの労働時間が 30 時間以上である事が条件で、従業員 1 人あたり月額 70 ドルが控除対象となる。

ケンタッキー州

納税者非課税

Taxpayer exclusion

法人以外の納税者が、課税年度中に本人、配偶者、扶養家族のために医療保険料を負担した場合、保険料に相当する額を確定申告内の際の収入から除外できる（通常であれば医療保険料差し引き前の額で税金算出が行われる）。

メイン州

中小企業雇用主医療保険

Small employer health plan

従業員数が 5 名以下の中小企業が従業員の扶養家族に医療保険を提供する場合、①扶養者医療保険の 20%、または②扶養者の保険料を支払う低所得従業員（1 週間あたりの労働時間が 30 時間以上、または 1 年間あたり 1,000 時間以上が条件）1 人あたり年間 125 ドル、のうち低い金額を税控除対象とする。雇用主による負担額 (contribution) 要件がある。2001 年より実施。

モンタナ州

中小企業医療保険税控除

Credit for Small Business Health Insurance

団体医療保険 (group health insurance) 費用を負担する中小企業に法人所得税控除を認める。州政府が設置した中小企業医療保険基金 (small business health insurance pool、後掲) からの医療保険料補助を受け取っていない雇用主は、毎月従業員及びその配偶者 1 人当たり各 100 ドル、配偶者を除いた扶養家族 2 名までについて 1 人当たり 40 ドルを上限として、税控除を申請する事が出来る。2005 年度から開始。

ミシガン州

保険料の納税者非課税

Taxpayer Exclusion for health premiums

傷害保険（accident insurance）または健康保険の加入者は、課税年度中の扶養家族の保険負担額（雇用主負担分は除く）を所得から控除出来る。

ミズーリ州	自営業者対象の医療保険税控除 Self-Employed Health Insurance Tax Credit
	連邦政府は、税引前利益を上げている自営業者に対して、自営業所得（self-employment income）からの医療費控除を認めているが ⁴⁵⁶ 、純損失を出しているなどの理由で連邦政府の医療費税控除の対象とならない自営業納税者は、医療保険に支払った金額を個人所得税から控除出来る。2007年8月より開始。
ノースカロライナ州	中小企業医療保険 Small Business Health Insurance
	2007・2008課税年度が対象。従業員数26名以下で、全ての従業員へ医療保険を支給する中小企業に対して、州法人税、個人所得税、または法人フランチャイズ税から、医療保険料相当の控除を認める。
ノースカロライナ州	医療保険に関するインセンティブ計画及び間接事業税控除 Incentive plans & Featured Indirect business credit tied to health insurance coverage
	新規雇用、従業員研修、設備投資、不動産投資等を行った中小企業を対象に税控除を付与する。それら控除対象事由に係る従業員に対し、医療保険が提供されている事が条件。
オクラホマ州	基礎医療保険に関する雇用主対象の州税控除 State Tax Credit for Employers in Basic Health Plan
	州が認可した基礎医療保険に従業員を加入させた場合、保険料の雇用主負担額に対して税控除を付与する。従業員一人当たり毎月15ドルを2年間に渡り控除する。
サウスカロライナ州	自営業個人に対する州税控除 State tax credit for individuals self-employed
	ミズーリ州と同様に、連邦政府による自営業所得からの医療費控除が認められなかった自営業者に対して、医療保険料を、州の課税対象所得から控除。
ユタ州	雇用主医療保険控除 Credit for Providing Employee Health Insurance
	エンタープライズ・ゾーン（enterprise zone）に所在する法人の従業員への健康保険支給額を、非還付型の税控除（nonrefundable credit）対象とする。電気・ガス・水道等の公益事業や小売業、建設業は対象外。
ウィスコンシン州	(プログラム名はなし)

⁴⁵⁶ IRS. “Publication 502 – Main Content”.

http://www.irs.gov/publications/p502/ar02.html#en_US_publink1000179150; Allabout.com, “Self-Employment Health Insurance Deduction”:
<http://taxes.about.com/od/deductionscredits/qt/healthinsurance.htm>

従業員と雇用主がそれぞれ一部負担する医療保険料について控除を認める。2008年には10%、2009年には25%、2010年には45%、2011年以降には100%と段階的に控除率を引き上げる。

出所：全米州議会議員連盟⁴⁵⁷

6.4.5. 州政府による中小企業向け保険料補助

州政府によるヘルスケアコスト支援の取り組みの一環として、保険料補助の面でも中小企業を対象としたものが見られる。この保険料補助を行う州政府は、実施理由として、①多くの低所得者は雇用主が保険料の大部分を負担する保険の受領資格があるものの、従業員本人に負担額（employee contribution）の支払い能力がない事、②州政府の保険料補助は、連邦議会において導入が検討されていた国民医療保険制度（public plan）が実施された場合に民間保険からの顧客の大量流出を防止し、民間保険市場の安定化に資する事、③国民医療保険制度よりも、州政府による保険料補助策の方が公共の資金をより効果的に使う事が出来る、といった点を挙げている⁴⁵⁸。表35に州政府による代表的な中小企業向け保険料補助プログラムを挙げる。

表35 州政府による中小企業向け保険料補助プログラム

アーカンソー州	ARHealthNetworks
	直近12ヶ月間、団体医療保険（group health plan）を支給していない中小企業（従業員数2~500名）に勤務し、収入が連邦政府貧困レベル（federal poverty Level : FPL）200%以下の従業員を対象に、医療保険料を一定額補助する。従業員の配偶者も支給対象となる場合がある。
アイダホ州	Access to Health Insurance
	従業員に医療保険を支給しない中小企業（従業員数2~50名）に勤務し、FPL185%以下の低収入の成人を対象とした保険料支援プログラム。雇用主の保険料負担額は50%、州による負担額は従業員1人とその配偶者、及び子供最大3人まで1カ月当たり1人100ドル、不足分は従業員本人の負担となる。プログラム全体の定員は1,000人。
ケンタッキー州	Insurance Coverage, Affordability and Relief to Small Employers (ICARE)
	直近12ヶ月間従業員に保険を提供しておらず、かつ従業員の平均給与がFPLの300%以下の中小企業（従業員数2~25名）の雇用主を補助対象とする。雇用主は少なくとも保険料の50%を負担し、州が従業員1名あたり毎月40~60ドルを負担する。
メイン州	DirigoChoice

⁴⁵⁷ 全米州議会議員連盟 “Employer Tax Incentives to Offer Health Insurance”

⁴⁵⁸ 全米州議会議員連盟 “State Programs to Subsidize or Reduce the Cost of Health Insurance for Small Businesses” : <http://www.ncsl.org/Default.aspx?TabId=14526>

	中小企業（従業員数 2~25 名）、自営業等に、州政府が後援する医療保険を低価で提供する。この保険に加入するには雇用主が医療保険料の 6 割以上を負担しなければならない。
メリーランド州	Working Families and Small Business Health Coverage Act 中小企業（従業員数が 2~9 名）を対象とし、保険料の最大 50% を補助するとともに、メディケイド（Medicaid）の受給対象を一部拡大する。
マサチューセッツ州	Insurance Partnership 直近 6 ヶ月間、従業員に対して医療保険を支給しなかった中小企業（従業員数 2~50 名）の雇用主が従業員へ保険を提供する場合、保険料の雇用者負担分が 50% を超えることを条件に州政府が医療保険料を補助する。給与が FPL の 300% を下回る従業員が 1 人以上いることも条件。
モンタナ州	Insure Montana 中小企業（従業員数 2~9 名）を対象に、既に従業員に対して医療保険を提供している企業に対しては税額控除、従業員に医療保険を提供していない企業に対しては、保険料の一部を補助する。従業員一人当たりの平均給与が 7 万 5,000 ドル以下である事も条件。タバコ税基金（tobacco tax funds：タバコ税収入を基にして創設された特別基金）を財源にしている。
ニューメキシコ州	State Coverage Insurance (SCI) ニューメキシコ州在住の労働者に医療保険を提供することを目的に設立されたプログラム。同州で事業を行なう中小企業（従業員数 50 名以下）は SCI が提供する医療保険に加入できる。雇用主は毎月 75 ドル、従業員は収入に応じて 35 ドル以内の保険料を支払う（雇用主が従業員の分も支払うことは可能） ⁴⁵⁹ 。
オ克拉ホマ州	Insure Oklahoma 中小企業（従業員数 2~99 名）に勤務する、FPL の 200% 以内の成人に保険料支援を行う。現在、対象を FPL250% 以内へ引き上げるため、連邦政府の承認待ち。

出所：全米州議会議員連盟⁴⁶⁰

⁴⁵⁹ State Coverage Insurance. <http://www.insurenewmexico.state.nm.us/SCISummaryofBenefits.htm>

⁴⁶⁰ 全米州議会議員連盟、“State Health Programs To Cover The Uninsured”：
<http://www.ncsl.org/default.aspx?tabid=13878>

第7章 中小企業の活躍する市場と成功事例

7.1. 米国中小企業が活躍する市場の動向

米国経済の低迷が続く一方で、ユニークなサービスの提供やニッチな分野への進出、そして、優れた技術の利用により成長を遂げる中小企業が数多く見られる。特に、これまでのIT、バイオ、ナノといったベンチャー企業が牽引してきた産業だけでなく、オバマ政権が重点産業分野として捉える環境・エネルギー・ヘルスケアの分野、そして宇宙産業といったハイテク製造業関連において中小・ベンチャー企業の台頭は目覚しく、今後も中小企業による大きな活躍が期待できる分野と考えられている。

まず、環境・エネルギーに関しては、オバマ政権がグリーン雇用(green job)を推進する方針を打ち出したこと、また、景気対策法から環境保護庁に72億2,000万ドル⁴⁶¹、エネルギー省に367億ドル⁴⁶²といった大型予算の充当が行われており、中小企業に対する連邦調達機会の拡大が、景気対策法の拠出期限となる2010年度末(2010年9月末)まで続くことが期待されている。

さらにヘルスケアに関しては、2009年2月に成立した「ハイテク法(HITECH Act)」⁴⁶³の下、医療手続きの簡便化・迅速化、及び、医療保険に対する医者や患者による不正請求の防止などに向けて、電子カルテ(EHR: Electronic Health Records)の全国導入という一大事業の実施が計画されている。本法の中心は、電子カルテを導入する医師・病院へのインセンティブの提供となっているが、電子カルテに関連する電子医療情報サービスやデバイス分野において、中小企業の参入機会は大きいものとなっている。

その他、宇宙産業では、オバマ政権が2010年2月に、低軌道(Low Earth Orbit: LEO)への有人・無人打ち上げについては、民間企業への委託を今後積極的に進めることを発表している。この結果、これまで防衛・航空宇宙業界で政府調達の大部分を受けてきたボーイング社(Boeing)、ロッキード・マーチン社(Lockheed Martin)、オービタル・サイエンス社(Orbital Sciences Corporation)といった大企業だけでなく、スペースX社(SpaceX)や、アルマジロ・エアロスペース社(Armadillo Aerospace)などといった航空宇宙ベンチャーが既に独自のロケットや飛翔体の研究開発に取り組んでおり、今後、NASAからの資金支援及び調達機会の拡大が行われることで、さらに、中小企業・ベンチャー企業が宇宙産業市場におけるシェアを伸ばしていくことが期待されている。

⁴⁶¹ 環境保護庁、景気対策法関連資料(2009年5月15日) “American Recovery and Reinvestment Act of 2009 Environmental Protection Agency Recovery Act Plan: A Strong Economy and a Clean Environment” :

<http://www.epa.gov/recovery/plans/EPA.pdf> (p.1)

⁴⁶² エネルギー省、景気対策法関連ページ：<http://www.energy.gov/recovery/index.htm>

⁴⁶³ 民間健康保険会社であるエトナヘルス(athenahealth, Inc.)による資料(2009年3月) “A Summary of the HITECH Act Whitepaper” :

http://www.athenahealth.com/_doc/pdf/HITECH_Fact_Sheet_Whitepaper.pdf

特に景気対策法では米国企業における雇用機会の拡大を目指し、調達機会やインセンティブの提供が様々な分野で行われているが、2009年9月4日の商務省の発表によると、景気対策法による新たな連邦調達機会の内 25 億ドル、総額の 23.1%が中小企業に拠出されているという⁴⁶⁴。オバマ政権では、中小企業を雇用やイノベーション創出の鍵として捉えており、経済低迷から脱出するために中小企業・ベンチャー企業を支援することが必要であるとみなしている。事実、1990～1991 年、2000～2001 年の米国経済低迷期の後、3 年間に渡って見られた雇用回復のほとんどは、従業員 20 人以下の中小企業における雇用の増加によって達成されている⁴⁶⁵。このため、オバマ政権においても、早い段階での景気回復を達成するためにも、特定の技術研究開発に対する補助金といった直接的な資金投入だけでなく、税制、医療、人材育成といった様々なメカニズムを通じた中小企業支援を手厚く行うことを謳っている。これらの支援を通じて、前述した環境・エネルギー、ヘルス、宇宙といった成長分野を中心に、様々な産業分野において中小企業におけるイノベーションが推進されると期待されている。

以下に、米国で活躍している中小企業の成功事例を取り上げる。中小企業庁の支援を受けて活躍している企業、最近注目を集めている中小企業の中でも、特に数々の賞を受賞している企業、IPO を達成、または IPO に近いレベルまで達した中小企業など、特色ある中小企業を取り上げている。また、最後に、現在、世界的な潮流のひとつといえるソーシャルアントレプレナー（社会起業家）の台頭について取り上げる。米国では、不況下においても、起業が行われ、事業の拡大やグローバル化への対応など、さまざまな分野において力強い企業活動が展開されており、米国のダイナミックな中小企業の様相がうかがえる。

中小企業庁の支援を受けて活躍する企業
(1) TruTouch Technologies (体内アルコールレベル計測機器開発・製造)
(2) Nexamp Inc. (クリーンエネルギー関連コンサルティング・施工サービス)
(3) Quantum Simulations Inc (教育ソフトウェア開発、AI 開発)
最近注目されている中小企業
(1) American Physicians Service Group (医師向け医療損害賠償保険サービス)
(2) NVE Corp. (半導体・部品製造・研究開発)
(3) Royal Gold Inc. (貴金属探査・製造)
(4) Medifast Inc. (ビタミン剤等健康関連製品製造販売)
(5) Transcend Services (医療情報サービス支援)
(6) AGM Container Controls (湿気・圧力等制御監視部品製造)
(7) Neogen Corp (食品・動物安全薬物製造)
(8) NIC Inc. (ウェブコンサルティングサービス)
(9) Meridian Bioscience (医薬品・診断機器製造)
(10) Somanetics Corp (医療用品機器開発製造)
VC の支援で IPO を達成した企業

⁴⁶⁴ 商務省マイノリティビジネス開発局 (U.S. Department of Commerce Minority Business Development Agency) ウェブサイトより :

<http://www.mbda.gov/documents/pdf/FACTSheetStakeholderOutreachInitiative.pdf> (p. 2)

⁴⁶⁵ Testimony of Richard A. Bendis, President and CEO, Innovation America, Before House Committee on Small Business, Subcommittee on Contracting and Technology. Thursday, July 9, 2009.

<http://www.innovationamerica.us/index.php/initiatives/r-a-d-tax-credit>

	(1) SolarWinds, Inc. (コンピュータネットワーキングのモニタリング・修繕ソフト開発・提供)
	(2) OpenTable, Inc. (レストラン向け情報管理システムの提供)
	(3) Medidata Solutions (臨床試験を支援する製品・サービスの提供)
	(4) LogMeIn (遠隔アクセスソフトウェア・サービスの提供)
ソーシャルアントレプレナー（非営利）	
	(1) Kiva (途上国の起業家向け小額貸付ファンドの運営)
	(2) The Institute for OneWorld Health (途上国向け新薬の開発・提供)
	(3) Mercy Corps (人道援助・開発活動：小口金融機関を対象とした銀行の運営等)
	(4) Sustainable Health Enterprises: SHE (途上国、特に女性の生活向上支援)

7.2. 中小企業庁の支援を受けて活躍している企業

(1) TruTouch Technologies

プロフィール
本社：ニューメキシコ州アルバカーキ 創立：2005年 従業員：6名（一時は20名いたが、削減） 分野：体内アルコールレベル計測機器の開発・製造 URL： http://trutouchtechnologies.com/
沿革
トゥルータッチ・テクノロジーズ社(TruTouch Technologies)は、体内アルコールレベルを非侵襲的（痛みを伴わない）方法で正確かつ容易に計測する機器の開発と製造、販売を行っている。この技術の開発には、10年の歳月と6,000万ドルの資金が投じられた。同社は2007年に機器の販売を開始し、2008年半ばまでに320万ドルの収益をあげたものの、生産コストの増加や、マーケティング戦略の失敗などにより、赤字となった。そのため、2009年初期に同社の会長であるDave Durgin氏が他の投資家らとともに経営の建て直しに着手し、約110万ドルの新たな投資を得て、新たな市場に向けた販売戦略の展開を開始した。また、コスト低下と製品の改善にも取り組み、2009年9月には当初の製品よりも安く生産できる製品の開発に成功している。
業務内容
トゥルータッチ・テクノロジーズ社が開発し、特許を取得したTruTouch Guardianと呼ばれるアルコール濃度計測機器を使うと、採血などの侵襲的手法を使わずに、体内のアルコール濃度を迅速に検査できる。この機器は、無害の近赤外線(Near Infrared: NIR)を腕に当て、その反射を分析することによって体内のアルコールレベルを計測できる仕組みで、検査には準備や消耗品なども一切必要無い。さらに、同社が新たに開発したTruTouch 2000という機器は、被験者が指を置くだけで15秒以内に正確なアルコールレベルの計測が可能である。TruTouch 2000は、生産コストが高すぎて収益につながりにくかったTruTouch Guardianに比べて生産コストが低く抑えられており、収益が見込めるという。
同社は、これらのアルコールレベル計測機器を警察や油田掘削、軍隊、交通管理などの市場で販売している。同社は、飲酒による事故や危険性を道路や作業場などから取り除くことに役立つ機器として売り込んでおり、今後はさらに、救急医療施設や病院などにも販路を拡大する方針としているが、医療機関へ販売する前に同社は食品医薬品局(Food and Drug Administration: FDA)の認可を受ける必要がある。
利用施策
SBIR： 2006年に21万8,000ドルに上るSBIR補助金を受給している。

(2) Nexamp Inc.

プロフィール

本社：マサチューセッツ州ノースアンドバー

創立：2006 年

従業員：45 名

分野：クリーンエネルギー関連サービス（ソーラーパネルの設置、およびビルの省エネ化プロジェクトの分析・設計から設置・維持まで一括した総合的サービスを提供）

URL：<http://www.nexamp.com/>

沿革

ネクサンプ社 (Nexamp) の前身は、2006 年に大学院を卒業して間もないダン・レリー氏 (Dan Leary) が設立したネクストジェン・エネルギー・ソリューションズ社 (NextGen Energy Solutions) であった。この会社は当初、ソーラーパネル設置業者であったが、RCG ベンチャーズ社 (RCG Ventures) というクリーンエネルギー投資会社の施設にソーラーパネルを設置した事がきっかけで、レリー氏が同投資会社のベンチャーキャピタリスト、H.C. ベイリー氏 (H.C. Bailly) と意気投合し、クリーンエネルギー業界ではベテランの RCG ベンチャーズ社がネクストジェン・エネルギー・ソリューションズ社を買収する形でネクサンプ社が誕生した。現在は、ベイリー氏が会長、レリー氏が社長兼 COO を務めている。その後ネクサンプ社は建物のエネルギー効率化プロジェクトを総合的に手がける企業へと成長し、ビルの省エネ化プロジェクトや再生可能エネルギー導入などの可能性調査から設置・維持まで、プロジェクト全体を一括して引き受けている。

同社は、マサチューセッツ州内の企業に対して技術開発支援を行うマサチューセッツ技術団体 (Massachusetts Technology Collaborative) から約 50 万ドルに上る助成金を受給した。また、企業の施設に大型ソーラー発電システムを無料で設置・維持し、生産した電力をその企業に安く提供するという同州のソーラープログラムにおける設置・維持指定業者として、更にビジネスチャンスに恵まれた。加えて、RCG 社からの資金で事業拡張に伴う人材の確保や器具の購入などを賄うことができた。

さらに同社は、2010 年 2 月 5 日に同州最大のソーラーエネルギープロジェクトの契約を州政府と結び、2,000 万ドルの補助金を受けて同州内 12 カ所の下水処理場に 4.1 メガワットの発電システムを設置することになった。この補助金は、元々は、景気対策法予算の一環として、連邦環境保護庁 (U.S. Environmental Protection Agency: EPA) からマサチューセッツ州に配分された地方支援資金の一部である。

業務内容

ネクサンプ社は、クリーンエネルギー関連のコンサルティングから施工まで包括的なサービスを実施しており、企業や政府、住宅所有者などがエネルギーの効率化と温室効果ガス排出削減のために実施するクリーンエネルギープロジェクトの分析や設計、ファイナンス、設置、維持などを行っている。2008 年度の売上は 500 万ドル。

利用施策

中小企業庁ローン：

陸軍出身のレリー氏は、2007 年に退役軍人支援の目的で導入された中小企業庁の愛国者推進イニシアティブ (Patriot Express Initiative) ローン（上限 50 万ドル）を利用したほか、50 万ドルの 7 (a) ローンも受けることができた。ネクサンプ社は、これら 2 件の中小企業庁ローンを有効活用し、2008 年に売上を 3 倍に増やすことに成功している。

(3) Quantum Simulations Inc

プロフィール

本社：ペンシルバニア州マリーズビル
創立：1998年
従業員：12名
分野：教育ソフトウェア/AI
URL：<http://www.quantumsimulations.com/>

沿革

クオントム・シミュレーションズ社 (Quantum Simulations Inc.) は、1998年に創業された教育ソフトウェア開発業者で、幼稚園から高校までの児童・生徒向けの学習用ソフトウェアのほか、大学や遠隔教育、生涯教育など、幅広い学習者向けに、人工知能 (AI) を用いたチューティング（個人指導）や評価、専門能力開発を行うソフトウェアを開発している。同社のソフトウェアは、入手しやすい価格で、障害などによる特別なニーズにも対応するなど、あらゆる学習者にとって使い易いように配慮されている。

同社はベニー・ジョンソン氏 (Benny G. Johnson、社長兼 CEO、カーネギーメロン大学より理論化学博士号取得、レベッカ・レンショー氏 (Rebecca Renshaw、上級副社長)、デール・ホルダー氏 (Dale A. Holder、Chief Academic Officer、Johnson 社長の高校時代の化学教師) の3人によって共同設立された。従業員数は12人で、2008年度の売上は350万ドルであった。

さらに同社は、2010年2月5日に同州最大のソーラーエネルギープロジェクトの契約を州政府と結び、2,000万ドルの補助金を受けて同州内12カ所の下水処理場に4.1メガワットの発電システムを設置することになった。この補助金は、元々は、景気対策法予算の一環として、連邦環境保護庁 (U.S. Environmental Protection Agency: EPA) からマサチューセッツ州に配分された地方支援資金の一部である。

業務内容

同社は、教科書出版社や教育ソフトウェア業者、通信教育機関などを対象に、最先端の技術を組み合わせたサービスを提供する唯一のAI開発企業であり、「テストの点数が最高50パーセント上昇する」と科学的にも証明された学習用AI製品などを開発している。これまでに教育省 (Department of Education) や国立科学財団 (National Science Foundation: NSF)、国立衛生研究所 (National Institute of Health: NIH) などから計850万ドル以上の研究助成金を得て、新製品の開発に取り組んできており、先端技術研究開発や技術イノベーション、経済的効果などの面で顕著な成果をあげた中小企業に連邦政府から贈られるチビッツ賞 (Tibbitts Award) を2006年に受賞している。

利用施策

SBIR：

同社は450万ドルのSBIR助成金を受給している。創業者らに莫大な個人資産があったわけではなかったため、ジョンソン社長によると、SBIRの助成金を受給していかなければ、基礎研究から次の段階へと進むことは難しかったという。同社の売上は、化学教育製品の商品化に成功した2006年に350%増加し、その後毎年20%増加している。

7.3. 最近注目されている中小企業

(1) American Physicians Service Group

プロフィール
本社：ミシガン州イーストランシング 創立：1975 年 従業員（2008 年）：102 名 分野：医師向け医療損害賠償保険サービス会社 URL： http://www.apassurance.com/
沿革
アメリカン・フィジシャンズ・サービス・グループ社（American Physicians Service Group）は医師による医師向け医療損害賠償保険サービス会社である。1975 年に設立され、現在の CEO はケニス・シフリン氏（Kenneth Shifrin）である。医療損害賠償をめぐる訴訟が増える中、医師向けの損害賠償保険サービスが高騰する一方で、医師らが受ける補償は十分なものではなく、保険加入自体も難しい状況が続き、米国の医療サービス提供者にとって危機とも言える非常事態が発生していた。このため、民間の医師向け損害賠償サービス会社がミシガン州から撤退したのを受け、同州の医師たちが手頃な医療損害賠償保険を求めて、同社を設立した。同社は、まずミシガン州でサービスを実施していたが、その後、中西部だけでなく、テキサス州、アーカンソー州、オクラホマ州などにも事業を拡大している。2000 年には IPO を達成している。
業務内容
アメリカン・フィジシャンズ・サービス・グループ社は全額出資子会社のアメリカン・フィジシャンズ保険会社（American Physicians Insurance Company : API）を通じて医療従事者からの損害賠償保険の引き受けを行っている。およそ 5,000 名の医師・医療機関が保険に加入しており、その大部分がテキサス州の医師である。API が提供する保険は、個人の医師、特定分野の専門医療機関、複数の専門分野をもつ病院など、多様なタイプの医療機関に対応している。アメリカン・フィジシャンズ・サービス・グループ社は、API アドバイザリー（API Advisory）と呼ばれる諮問委員会も設置している。この諮問委員会は、保険加入申し込みから、医療保険費払い戻し申請、経営戦略にいたるまで、事業のさまざまな側面において API に助言する役割を果たしている。医療現場で活躍する立場から、現在の医療状況、医療レベル、業界標準に照らし合わせた専門知識をもつ医師たちで構成される諮問委員会は、同社の保険の質を高め、一般の民間保険業者にはない強みを作り出している。 さらに保険に加えて投資事業も取り扱っており、同社の金融サービス業務を担当する子会社 APS ファイナンシャル社（APS Financial）が、企業や高所得者層個人向けに仲介業務や資産管理業務を行っている。
コアコンピテンス
同社は保険サービスを提供するにあたり、医師と患者とのコミュニケーション、医療現場におけるリスク管理などを含む、医療サービス事業者の業務実態をくまなく調査しており、これにより質の高い事業者のみ保険を販売し、それが同社の成功につながっている。

(2) NVE Corp.

プロフィール
本社：ミネソタ州エデン・プレイリー
創立：1989年
従業員：50名
分野：半導体・部品製造・研究開発事業
URL： http://www.nve.com/index.php
沿革
NVE社は、米国政府機関や民間のエレクトロニクス企業・半導体企業等に対して革新的技術を提供するほか、開発研究委託も受けている。CEOは現在、ダニエル・ベーカー氏（Daniel A. Baker）氏であるが、創業者はIBM社やハネウェル社（Honeywell）で研究開発活動に長年に渡って従事してきたジェームズ・ドートン氏（James M. Daughton）である。1989年、ドートン氏がミネソタ州に本拠を持つベンチャーキャピタル会社のノーウェスト・ベンチャー・キャピタル社（Norwest Venture Capital）から230万ドルの資金調達を行い、起業した。翌年の1990年には米国国立科学財団（NSF）と米国海軍から契約を取り付けている。
業務内容
同社は、ナノテクノロジー技術を駆使し、GMR（Giant Magneto Resistors：巨大磁気抵抗）と呼ばれるスピニン基底電子を組み入れたセンサーを開発している。スピニン基底電子は、従来のように充電するのではなく、回転することで、データの送受信や記録を行う新しい技術である。同社のセンサーは、航空宇宙、自動車、通貨・紙幣検証、工場の自動組み立てなど幅広い分野で使用されている。NVE社は、アナログとデジタルのGMRセンサーに加え、磁気連結器、磁気ランダムアクセスメモリ（MRAM）、オーダーメードのモジュールも提供している。米国政府や病院、民間研究所などが取引先となっており、売り上げの半分は米国内のものである。
コアコンピテンス
同社の強みは、技術力である。創業者がHP（ヒューレット・パッカード）社やIBM社などの大手企業で勤務していた頃から蓄積してきた技術を基礎に、自ら研究を行い、基幹技術を特許化している。同社の技術は、多様な分野に適応できるものであることが事業の成功につながっている。さらに、同社は製品開発のみならず、政府からの委託研究も手がけており、軍関係のR&Dを含め、常に最先端の技術開発に取り組んでいる。このようなことからも、同社は、2009年Top Product of the Year、Top 10 Small Public Companies In Americaに始まり、フォーチュン誌が選ぶ2009年中小企業トップ100ランキングで13位、フォーブス誌の中小企業トップ100ランキングで8位を獲得するなど、認知度も非常に高い。

(3) Royal Gold Inc.

プロフィール
本社：コロラド州デンバー
創立：1986年
従業員（2009年）：19名
分野：貴金属探査および製造
URL： http://www.royalgold.com/
沿革
ロイヤル・ゴールド社（Royal Gold）は、スタンリー・デンプシー氏（Stanley Dempsey）が1986年に設立した企業で、現在のCEOはトニー・ジェンセン氏（Tony Jensen）である。同社は1981年に石油ガス探索・採掘・生産会社のロイヤル・リソーシズ社（Royal Resources Corporation）として創業された。ある程度の成功を収めたものの、石油価格がその後暴落したこともあり、同社は取扱品を石油・ガスから金にシフトし、ロイヤル・ゴールド社の設立に至った。同社は創業後、金生産企業の買収のみならず、金の採掘を狙った用地の買収に積極的に取り組んだ。
業務内容
現在、ロイヤル・ゴールド社は金鉱山を経営するのではなく、「鉱山経営会社からロイヤルティーを得る権利」の購入を事業戦略として進めており、この戦略によって、同社は鉱山探索と開発コストを最小限に抑えている。ロイヤル・ゴールド社は米国だけでなく、アフリカにもロイヤルティー株式を所有しており、その他、米国、アルゼンチン、フィンランド、ロシアにおける探索・開発プロジェクトにも関与している。
コアコンピテンス
費用がかさみ、困難な鉱山経営より、貴重な貴金属資源のロイヤルティー利益を得ることで、ビジネスリスクを低減して事業を展開している。購買力、資金調達、ロイヤルティーをテコに鉱山会社と戦略的に探索同盟を結ぶなど、独自の事業展開を行っており、ロイヤルティー獲得の分野では高い競争力を持つ。フォーチュン誌が選ぶ2009年中小企業トップ100ランクインで10位、フォーブス誌の中小企業トップ100ランクインで83位となっている。

(4) Medifast Inc.

プロフィール
本社：非公開
創立：1980 年
従業員（2009 年）：290 名
分野：ビタミン剤、栄養、その他健康関連製品製造販売
URL： http://www.medifast1.com/
沿革
メディファスト社（Medifast）は、1980 年にウィリアム・ビタル氏（William Vitale）が創業したジェイソン製薬（Jason Pharmaceuticals）をその前身としており、ビタル氏が開発したダイエット・プランが、メディファスト社の中核製品・サービスとなっている。現在、米国では、国民の約 7~8%が肥満気味であるといわれており、肥満対策が重要視されているが、ビタル氏が開発した製品は、患者に直接販売されるものではなく、医師が販売対象となつておらず、医師が肥満患者に処方する形を取る。1980 年以降、2 万人以上の医師がメディファスト社の製品を処方、あるいは薦めており、利用者は 100 万人以上と推定されている。現在の CEO はマイケル・マクデビット氏（Michael S. McDevitt）である。
業務内容
メディファスト社は、「メディファスト」のブランド名で健康食品・ダイエット製品を開発・製造している。食事の代替として摂取するシェークやバーなどの食品や飲料、糖尿病のための疾病管理商品などを同社の子会社であるジェイソン製薬が製造している。メディファストは、スーパー・ヘルスフード関連店舗ではなく、オンラインや医療機関で販売されているほか、子会社のテイク・シェープ・フォー・ライフ社（Take Shape for Life）が、ダイレクトメールとダイエットに成功した利用者の口コミネットワークを通じて、製品を販売している。
減量効果を安易に謳う他の企業と異なって、メディファスト社は、製品の開発・使用に当たり、利用者に医師にまず相談し、同社の製品を使うことの問題点やメリットなどを十分把握するこを強く薦めている。また、同社は急速に増加する糖尿病患者向けの製品をオーダーメードしている。さらに、同社のコールセンターには、栄養士の資格を持つ応答員を配置して、顧客に的確なアドバイスができるような体制をとっている。その他、メディファスト社は、テキサス州、フロリダ州、カリフォルニア州とメリーランド州に「ハイエナジー・ウェイト・コントロール・センター」と呼ばれる販売チェーンをフランチャイズ展開しており、これを足がかりとして全米に拡大することも目指している。
同社は高い業績をおさめ、過去 12 ヶ月における株式配当利回りが 20% を記録するなど、株価実績は業界トップとなっている。
コアコンピテンス
安全性や効能が分かりにくいダイエット製品が氾濫するなか、同社では、製品開発時に医師にアドバイスを受けており、顧客の製品使用に当たっても、医師の指導を受けることを強く薦めることで、その有効性をアピールしており、これが売上の増加につながっている。フォーチューン誌による 2009 年中小企業トップ 100 ランキングで 26 位、フォーブス誌の中小企業トップ 100 ランキングで 6 位となっている。

(5) Transcend Services

プロフィール
本社：ジョージア州アトランタ
創立：1993 年
従業員（2009 年）：749 名
分野：医療情報サービス支援
URL： http://www.transcendservices.com/default.asp
沿革
トランセンド・サービスズ社（Transcend Services）は、1993 年にラリー・ガード氏（Larry Gerdes）と ウォルター・ハフ氏（Walter Huff）が設立した。現在の CEO はダニエル・ベーカー氏（Daniel A. Baker）である。トランセンド・サービスズ社は当初、病院などの医療機関にコンサルティングサービスや情報管理業務のアウトソーシングサービスを提供していた。その後 1998 年より、医師がカセットテープなどに患者の医療情報（診断や治療など）を録音した内容を聞きとり、文章化するトранスクリプション・サービスに特化した。このトランスクリプション・サービスは医療市場においてもニッチな分野で、同社は全米 3 位のシェアを占めるまでに成長した。
業務内容
同社のトランスクリプション・サービスは、現在ではインターネットをベースにした技術を使用して、患者に関する医師の音声記録を文章化するというものである。医師はトランセンド・サービスズ社の「BeyondTXT」という技術を使ったサービスを利用することで、自分が音声にとった記録を、病院でも自宅でも場所を問わずにテキスト文書へ変換することができるようになる。医師がアップロードした音声ファイルは、スピーチ認証ソフトウェアを使って文書に変換された後、文字起こし専門の同社スタッフによる校閲も受ける。トランセンド・サービスズ社は、250 以上の医療機関にサービスを提供しており、同社と契約する医療文書の専門スタッフは 2,100 人ものぼる。
コアコンピテンス
同社の強みは、高い顧客満足度の達成にある。現在の顧客のほとんどが大掛かりな宣伝の結果ではなく、すでに同社のサービスを受けている医療機関による推薦の結果であるという。また、同社の解約率が年 2% 以下であることからも、同社の技術とサービスの質が高く、また顧客満足度が高いことが伺われる。
フォーチュン誌の 2009 年中小企業トップ 100 ランキングで 7 位、フォーブス誌の中小企業トップ 100 ランキングで 6 位となっている。

(6) AGM Container Controls

プロフィール
本社：アリゾナ州ツーソン 創立：1964年 従業員（2009年）：110名 分野：金属部品製造 URL： http://www.agmcontainer.com/
沿革
1964年にロジャー・スチュワート氏（Roger Stewart）によってアリゾナ・ギア製造社（Arizona Gear Manufacturing）として設立された。当時は、密封コンテナ内に過度の圧力がかかりすぎることを防ぐためのブリーザバルブと呼ばれる制御部品のみの製造・販売を行っていたが、現在は、様々な分野で使われる制御部品を多様に取り扱っている。現在のCEOはハワード・スチュワート氏（Howard N. Stewart）。
業務内容
AGM コンテナ・コントロール社（AGM Container Controls, Inc. : AGM）社は湿気、圧力、気圧変化、ショック、振動などを制御・監視する部品を製造する企業である。同社の製品は防衛、航空宇宙、電子、電気工学、産業、商業などの多くの産業において、重要な機器を守るために様々な形状のものが利用されている。 以前は防衛関連製品のみを主軸としていたため、主要取引先は軍関係の政府機関に限られていたものの、現在では、多様な業種に対応できる体制を整えることが可能になった。近年ではヘルスケア製品向けの部品製造も手がけるようになり、ヘルスケア関連企業に顧客層を広げている。車椅子リフトの設計・製造も行うようになり、現在では、同社の年間売上の25%を占める。 従業員株式所有制度を導入しており、従業員は株主として財務会計の説明を受けるため、会社の経営がどういう状態にあるかを常に理解している。新規性のあるコスト削減提案には、現金ボーナスが与えられるなどの社員の姿勢を重視した制度を持つ。
コアコンピテンス
同社は、新規の市場を開拓していく製品開発力、万全の顧客ケア、そして社員へのトレーニングなどの経営力を持つことを強みとしている。そして、製品の応用分野を次々に拡大していく技術力なども高く評価されており、2009年には、米国商工会議所から Blue Ribbon Small Business Award を受賞している。

(7) Neogen Corp

プロフィール
本社：ミシガン州ランシング 創立：1982年 従業員（2009年）：515名。 分野：食品・動物安全薬物製造 URL： http://www.neogen.com/home.html
沿革
ネオジエン社（Neogen）は食品の安全と動物の健康の増進を目的とする製品を製造している。バクテリアや疾病の発生により、食品や動物の安全性が問題視される事態が多発する状況を受け、薬物や毒性を試験する製品を提供する同社は急成長をとげている。1982年にTED・ドーン氏（Ted Doan）氏とジム・ハーバート氏（Jim Herbert）が共同創業した。現在のCEOはジェームス・ハーバート氏（James L. Herbert）。ミシガン州大学財団（Michigan State University Foundation）から投資を受けている。食品と動物の安全に貢献する製品を世界的に供給するリーダー的企業として、現在も飛躍的な成長を遂げている。
業務内容
食品が清潔でかつ腐食しておらず、危険なバクテリア、毒性物質、病原体、アレルギー誘発物質が含まれていないかどうかをいち早く確認するニーズが高くなってきており、その安全確保のための食品試験製品（リトマス紙のような試験キット、瓶入り分析試料など）を販売している。ネオジエン社は、カナダ、米国、ヨーロッパにおいて酪農家、食肉加工者、家畜飼料生産者を含むエンドユーザーに製品を提供している。また、家畜市場向けの薬、ワクチン、診断、装置を製造・販売するほか、ラット駆除用製品、殺菌消毒製品、さらには研究所向けの診断製品をも製造している。
コアコンピテンス
同社の強みは、診断用テスト200製品以上にも及ぶ製品ラインアップを抱えているということだ。顧客にとっても、安全対策のワンストップサービスとなっている。さらに、24時間体制のカスタマーケアも顧客にとって重要なサービスとなっている。フォーチュン誌が選ぶ2009年中小企業トップ100ランキングで21位、フォーブス誌の中小企業トップ100ランキングで87位となっている。

(8) NIC Inc.

プロフィール
本社：カンザス州オレイサ 創立：1992年 従業員（2008年）：473名。 分野：ウェブコンサルティング URL： http://www.nicusa.com/html/
沿革
1992年にジェフリー・フレーザー氏（Jeffery Fraser）によって設立され、現在のCEOはハリー・ヘリントン氏（Harry H. Herington）である。1997年には、5つの異なるウェブサービスを統合して「National Information Consortium」を設立し、1999年にインターネットブームの絶頂期に上場したあと、2002年にNICと改称している。
業務内容
NIC社は州や地方政府向けにウェブポータルサービスを提供する代表的な企業である。同社はおよそ20州で州政府や地方自治体と契約を結び、それらのウェブサイトのデザイン、構築、運営に関する委託を受けている。担当する業務は、税申告システム、オンライン免許更新システム、自動車のナンバープレートから所有者等のデータを読みとる業務、保険会社や金融業者向けのビジネスライセンス発行、リクリエーション許可システムなど、地方行政サービスに関連するシステム一般を取り扱っている。
コアコンピテンス
NIC社は、電子政府市場のみに焦点を当てる世界で唯一の企業である。同社の強みは「Self-funded Model（自己資金モデル）」とよばれるビジネスモデルだ。NIC社は無償で州政府や地方自治体用のウェブサービスを構築し、そのサービスを通して得た手数料収入等を政府と配分するというビジネスモデルであり、財政状況が厳しい州・自治体にとって初期投資が抑えられ、非常に使いやすいサービスとなっている。2009年にはフォーチュン誌より中小企業トップ100ランキングで77位、フォーブス誌中小企業トップ100ランキングで90位につけている。

(9) Meridian Bioscience

プロフィール
本社：オハイオ州シンシナティ 創立：1977年 従業員（2009年）：422名 分野：医薬品・診断機器製造 URL： http://www.meridianbioscience.com/
沿革
微生物診断学の専門家ウィリアム・モット氏（William Motto）とジェリー・ルーアン氏（Jerry Ruyan）が1977年に前身となるメリディアン・ダイアグノスティクス社（Meridian Diagnostics）を設立した。現在のCEOはジョン・クラットラー氏（John Kraeutler）である。同社が商品化に成功した製品の中には、AIDS患者の中で最も多い死因であるニューモシスティス・カリニ肺炎（pneumocystis carinii pneumonia）とマイコプラズマ肺炎のテストキットもある。業界内では、税引き前利益率、純利益率、投資利益率などの指標でトップとなっている。また、売上伸び率や12ヶ月、36ヶ月の株式資本配当率の伸びもトップであり、急成長を遂げている企業といえよう。
業務内容
同社は、研究所、病院、個人診療所向けに免疫診断テストキットと輸送媒体を製造している。同社の製品は、血液、尿、その他体液を分析し、肺炎、インフルエンザなどの呼吸器疾病、潰瘍などの胃腸疾病、単核球症、水疱瘡などのウイルス、および寄生虫などを診断するものとなっている。また、同社のライフサイエンス部門では、研究所などで利用される抗原、抗体、試薬の製造・販売を行っているほか、製薬会社向けに、タンパクやその他の生物製剤の受託製造も行っている。 同社は約150に上る医薬診断製品を製造し、それらの売上高は総収入の80%にも及ぶ。同社は米国内ではダイレクトセールスを行う一方、製品販売網も持っている。またヨーロッパ諸国には営業担当も配置し、その他の海外市場でも地元の流通業者を活用した販売活動を行っている。
コアコンピテンス
同社の強みは技術力である。例えば、世界で初めて、10分で結果の出る連鎖球菌テストキットを作り出した。また、同社の研究者らが潰瘍の原因となるバクテリアを発見して、2005年にノーベル医学生理学賞を受賞するという快挙も達成されている。フォーチューン誌の2009年中小企業トップ100ランキングで34位、フォーブス誌の中小企業トップ100ランキングで55位。

(10) Somanetics Corp

プロフィール
本社：ミシガン州トロイ 創立：1982 年 従業員（2009 年）：133 名 分野：医療用品と機器の開発製造 URL： http://www.somanetics.com/
沿革
現在の CEO はブルース・バレット氏 (Bruce J. Barrett)。詳しい企業の沿革については情報公開されていない。
業務内容
ソマネティクス社 (Somanetics) は脳内、体内中の血液酸素レベルの変化を計測する In Vivo Optical Spectroscopy (INVOS) System Cerebral/Somatic Oximeter の開発と製造、マーケティングに力を注いでいる。同社は営業網と臨床チームを米国に置き、INVOS システム製品をヨーロッパ、カナダ、中東、日本、南アフリカでも販売している。非侵襲性の脳・身体酸素濃度計の製造販売における先駆的企業であり、大人・小児向けの脳酸素濃度計に加え、脳身体連立酸素濃度計も開発・製造する。 同社は過去 12 年間に 2 ケタ台の販売成長率を実現しており、2008 年の売上は過去最高の 4,750 万ドルとなった。INVOS システムは 700 以上の米国の病院で使用されているほか、海外でも 1,200 ケ所以上で利用されている。
コアコンピテンス
ソマネティクス社は、実際に同社の製品を利用している臨床関係者、救急医、外科医、看護婦などの論文（すでに 600 本以上の専門文献が発表されている）を活用して、まだ利用していない医療関係者に同社製品の性能を訴えるマーケティング手法を用いている。同社は、同社の製品が医療サービスの現場でスタンダード（基本的に完備されている）器具となることを狙っている。また、社員の半分以上を医療機関勤務（元看護婦など医療の現場で勤務した経験のある有資格者）経験者で占め、常に製品の改良を目指している。2009 年には、フォーチュン誌が選ぶ中小企業トップ 100 ランキングで 83 位、 Forbes 誌の中小企業トップ 100 ランキングで 43 位。

7.4. VC の支援で IPO を達成した企業

新規株式公開市場の最新動向

2006 年・2007 年と新規株式公開 (Initial Public Offerings: IPO) 市場は活発な動きを見せたものの、2008 年には IPO 件数は前年比 80.7% 減の 57 件、調達総額も前年比 54.9% 減と、不況の影響を大きく受ける結果となった。

2009 年に入ってからも、第 1 四半期には IPO 件数は 2 件と、過去最低を記録するスタートとなったが、第 2 四半期以降に回復を見せ⁴⁶⁶、66 件の IPO が行われるに至っている。特に、2009 年後半に急な回復が見られたが、これは、スポンサー支援 IPO (financial sponsor-backed IPO : 出資するプライベートエクイティー企業やベンチャーキャピタル企業が経営権を持つベンチャー企業の IPO)⁴⁶⁷が 2008 年に比べ著しく回復したことに起因すると見られている。例えば、2009 年第 4 四半期に行われた IPO 32 件のうち、半数以上の 19 件がスポンサー支援 IPO である。

しかし、IPO 市場が回復し始めた 2009 年後半と、IPO がピークとなった 2007 年を比較した場合には、まだまだ IPO 数に大きな開きがあり、例えば、2009 年第 4 四半期に見られた IPO 件数は、2007 年のピーク時の約 3 分の 1 程度でしかないなど⁴⁶⁸、IPO 市場は依然回復途上であることが伺える（図 14 参照）。

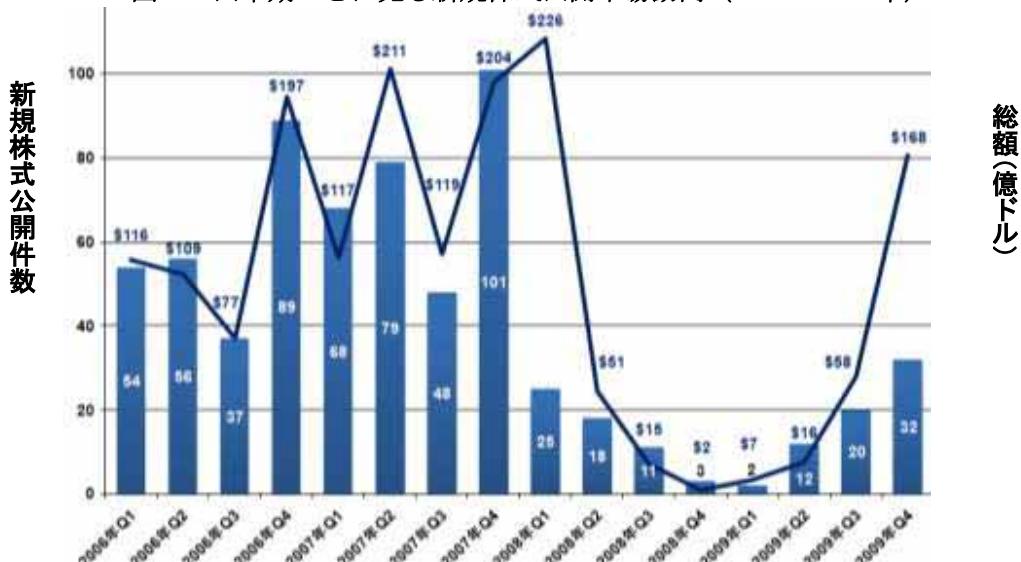
⁴⁶⁶ Pricewaterhousecoopers. “2008 US IPO Watch: Analysis and Trends.” April 2008.

http://www.pwc.com/en_US/us/transaction-services/assets/2008_us_ipo_watch_report.pdf

⁴⁶⁷ このスポンサーには、ベンチャー・キャピタル (venture capital)、買収 (buyout)、メザニン型資金 (mezzanine)、プライベート・エクイティー・ファンド (private equity funds) が含まれる。したがって、ここでは、これらの形式で資金提供を受けた企業の IPO のことを指している。Douglass, Bill and Jo Anne Barrameda (Brainerd Communicators, Inc.). “Return of the IPO market 2009 fourth quarter deal volume and values surge.” Pricewaterhousecoopers. Dec. 18, 2009. <http://www.pwc.com/US/en/press-releases/2009/PricewaterhouseCoopers-US-IPO-Watch.jhtml>

⁴⁶⁸ 同上

図 14 四半期ごとに見る新規株式公開市場動向（2006～2009 年）



出所：Pricewaterhousecoopers の資料を参考に作成

2010 年の IPO 市場は過去数年間よりも活発化するのではないかという期待が市場には見られており、例えば、2009 年 12 月 31 日の時点で、近い将来の IPO 実施を目指して証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission : SEC) に IPO 関連資料を提出している企業の数は 95 社程度にまで増加している。また、ソーシャルネットワーキングサイトの Facebook や LinkedIn、昨年 11 月に eBay が売却したインターネット電話サービスの Skype、レストラン・レビューの Yelp、マイクロブログサイトを提供するツイッター (Twitter) などといった著名な Web 技術系企業が IPO を目指すのではないかと見られ、2010 年の IPO 市場に対する期待が高まっている⁴⁶⁹。

ベンチャー・キャピタリスト (Venture Capitalist: VC) から支援を受け、新規株式公開 (Initial Public Offering: IPO) に成功した、もしくは、IPO を果たしそうな企業を紹介する。

⁴⁶⁹ Conroy, Erin. “IPO comeback in 2009 sets stage for busy 2010.” Associated Press Online. Dec. 31, 2009.

(1) SolarWinds, Inc.

IPO 関連情報	公開日：2009年5月20日 銘柄略称：SWI（ニューヨーク証券取引所） 調達額：1億5,150万ドル（2008年3月にIPO申請をした際には、目標調達額として2億5,000万ドルを挙げていた）
産業・事業分野	IT：コンピュータネットワークのモニタリングと修繕を行うソフトウェアを提供
創業者	ドナルド・ヨンス (Donald Yonce) デイヴィッド・ヨンス (David Yonce)
創業年	1998年
拠点	本社：テキサス州オースティン 欧州拠点：アイルランド アジア拠点：シンガポール 米国内の拠点：オクラホマ州、テキサス州 米国外の拠点：ニュージーランド、インド、チェコ共和国
従業員数	全社300名強
資金調達方法	ベンチャー・キャピタル（資金獲得先は以下の通り） <ul style="list-style-type: none"> ・ バイン・キャピタル (Bain Capital) ・ インサイト・ベンチャーズ (Insight Ventures) ・ オースティン・ベンチャーズ (Austin Ventures)
顧客数	約8万5,000件（米国外の顧客数を除く）
ビジネスモデル	低コスト・ビジネスモデル (Low Cost Business Model)
提携先	戦略パートナー (Strategic Partners)： <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロソフト (Microsoft) ・ シスコ・システムズ (Cisco Systems) 技術パートナー (Technology Partner)： <ul style="list-style-type: none"> ・ シスコ・システムズ (Cisco Systems) ・ ジュピター・ネットワークス (Jupiter Networks) ・ デル (Dell) ・ リバーベッド・テクノロジー (Riverbed Technology) ・ F5 ネットワークス (F5 Networks) ・ 3コム・コーポレーション (3com Corporation) ・ ADTRAN、レフトハンド・ネットワークス (Left Hand Networks) ・ バンズピード (Bandspeed) ・ SMC ネットワークス (SMC Networks) ・ シルバー・ピーク (Silver Peak) ・ アセナ・ファイヤーPAC (ATHENA FireAPC) ・ Elfiq 再販売パートナー (Reselling Partners)： <ul style="list-style-type: none"> ・ シスコ VARS (Cisco VARS)
競合企業	ヒューレットパッカード (Hewlett-Packard)
ウェブサイト	http://www.solarwinds.com/

出所：Austin Business Journal (Texas). “Solarwinds shares perform well on first trading day.” May 20, 2009. ; Duke, Scott. “OpenTable IPO Ends Drought, Brings Hope to

Valley.” *San Jose Mercury News*. May 20, 2009. ; Hamm, Steve. “SolarWinds’ IPO Raises Hope.” *Business Week*. May 20, 2009.
http://www.businessweek.com/technology/content/may2009/tc20090520_648045.htm; Holmes, Robert. “SolarWinds IPO Shines.” *TheStreet.Com*. May 20, 2009.
<http://www.thestreet.com/story/10503496/1/solarwinds-ipo-shines.html>; SolarWinds, Inc. のウェブサイトを参照

ソーラーウインズ社 (SolarWinds) は、オクラホマ州タルサで創業された企業で、業務内容は太陽発電にも風力発電にも関係がないものの、創業者たちの宇宙好きが影響し、太陽から高速で流れる「太陽風」を意味するソーラーウインズと名付けられた⁴⁷⁰。同社は、1998年にネットワーク・エンジニアがリアルタイムで情報集積をし、分析をすることを可能とするツールセット⁴⁷¹の開発・販売、2001年にはオンライン上で利用可能な、ネットワークの作動状況をモニタリングするプログラムを開発・発売している。2005年に、 Bain Capital と Insight Ventures からの投資獲得に成功し⁴⁷²、翌年には 2001～2004年に Austin Ventures のパートナーであったマイケル・S・ベネット氏 (Michael S. Bennett) を最高経営責任者 (CEO) に迎え⁴⁷³、本社をテキサス州オースティンに移転している。

同社は、毎年新製品を発表する他、2007年には IT 管理コミュニティー向けのオンライン・コミュニティー「thwack」も立ち上げている⁴⁷⁴。2008年初旬に IPO を目指す準備に取り掛かり、翌年5月に IPO に成功した⁴⁷⁵。同社の IPO は、米国経済の回復の兆しとして大きく注目されたが、これは、ベンチャーキャピタル (VC) からの投資を獲得して IPO を果たした企業数が、2006年に 56 件、2007年に 86 件と順調な増加を見せた後、2008年には不況のあおりを受け、6 件にまで激減していた⁴⁷⁶ことによる。VC からの投資を獲得後に IPO に成功した企業は、2008年8月の Rackspace Hosting 以来約 9 カ月ぶりとなり、VC 投資による IPO の復活のきざしとして捉えられている⁴⁷⁷。

現在、創業者はソーラーウインズ社の経営等には関わっておらず、同社の現行経営陣は、 Bain Capital 、 Insight Ventures 、 Austin Ventures の 3 社の関係者

⁴⁷⁰ Hamm, Steve. “SolarWinds’ IPO Raises Hope.” *Business Week*. May 20, 2009.

http://www.businessweek.com/technology/content/may2009/tc20090520_648045.htm

⁴⁷¹ SolarWinds. “More than 30,000 Customers Dramatically Simplify Network Diagnostics and Troubleshooting with SolarWinds Engineer’s Toolset.”

<http://www.solarwinds.com/company/PressReleases/release.aspx?id=1022>

⁴⁷² SolarWinds. “Corporate Fact Sheet.” 2009.

<http://www.solarwinds.com/resources/datasheets/CorporateFactSheet.pdf?method=P0>

⁴⁷³ SolarWinds. “Corporate Governance, Biography.” <http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=220867&p=irol-govBio&ID=182857>

⁴⁷⁴ SolarWinds. “Corporate Fact Sheet.” 2009.

<http://www.solarwinds.com/resources/datasheets/CorporateFactSheet.pdf?method=P0>

⁴⁷⁵ Holmes, Robert. “SolarWinds IPO Shines.” *TheStreet.Com*. May 20, 2009.

<http://www.thestreet.com/story/10503496/1/solarwinds-ipo-shines.html>

⁴⁷⁶ Hamm, Steve. “SolarWinds’ IPO Raises Hope.” *Business Week*. May 20, 2009.

http://www.businessweek.com/technology/content/may2009/tc20090520_648045.htm

⁴⁷⁷ Holmes, Robert. “SolarWinds IPO Shines.” *TheStreet.Com*. May 20, 2009.

<http://www.thestreet.com/story/10503496/1/solarwinds-ipo-shines.html>

や、ベンチャー企業の経営経験がある外部の人材によって占められている⁴⁷⁸。同社は自らの成功の秘訣を、「thwack」を通じ、IT 管理コミュニティーとつながりを構築し、利用者が直面する課題の把握を重視した成果であると考えている⁴⁷⁹。

図 15 IPO 以降の株価推移



出所 : New York Stock Exchange. “SolarWinds, Inc.” Retrieved on Feb. 18, 2010.
<http://www.nyse.com/about/listed/lcddata.html?ticker=swi&fq=D&ezd=1Y&index=5>

図 16 IPO 以降の発行済み株式数推移



出所 : New York Stock Exchange. “SolarWinds, Inc.” Retrieved on Feb. 18, 2010.
<http://www.nyse.com/about/listed/lcddata.html?ticker=swi&fq=D&ezd=1Y&index=5>

⁴⁷⁸ SolarWinds. “Corporate Governance, Management.” <http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=220867&p=irol-govmanage>

⁴⁷⁹ SolarWinds. “SolarWinds: Rewriting the Rules of Network Management.” <http://www.solarwinds.com/company/>

(2) OpenTable, Inc.

IPO 関連情報	公開日：2009年5月21日 銘柄略称：OPEN（NASDAQ） 調達額：6,000万ドル
産業・事業分野	IT：レストラン向けに予約の自動受け付け、テーブル管理、および顧客情報管理システムを提供
創業者	チャック・テンプレトン（Chuck Templeton）
創業年	1998年
拠点	本社：カリフォルニア州サンフランシスコ
従業員数	304名（2008年）
資金調達方法	ベンチャー・キャピタル <ul style="list-style-type: none"> ・ インパクト・ベンチャー（Impact Venture） ・ ベンチマーク・キャピタル（Benchmark Capital） ・ インテグラル・キャピタル・パートナーズ（Integral Capital Partners）
顧客数	1万2,000件 (顧客数には米国だけではなく、カナダ、メキシコ、英国、ドイツ、仏国、スペイン、日本の顧客数が含まれる)
提携先	販売パートナー（Distribution Partners）： <ul style="list-style-type: none"> ・ シカゴ・トリビューン（Chicago Tribune）のmetromix.com、Citysearch.com ・ ロサンゼルス・タイムズ（Los Angeles Times）のcalendarlive.com ・ タイムアウト・ニューヨーク（Time Out New York） ・ サンフランシスコ・クロニクル（San Francisco Chronicle）のsfgate.com ・ AOL ・ シティーガイド（CityGuide） ・ DiRoNA ・ NYC & Co. ・ washingtonpost.com ・ Yahoo!, Inc. 戦略パートナー（Strategic Partners）： <ul style="list-style-type: none"> ・ AOL.COM ・ Boulevards ・ Calendar Live ・ Chicago ・ Tourism ・ Citysearch ・ Digital City ・ DiningGuide ・ DiRoNA ・ GAYOT Publications ・ Harden's ・ Metromix.com ・ NWsource ・ Rearden Commerce ・ San Francisco Convention & Visitors Bureau ・ Time Out New York ・ Tronto.COM ・ Washingtonian Online ・ Washingtonpost.com ・ Yahoo! Inc. ・ Zagat Survey ・ Zarca
ウェブサイト	http://www.opentable.com/default.aspx

出所：Avalos, George. “San Ramon Firms Files for \$100 million IPO.” *San Jose Mercury News*. Aug. 18, 2009.; Business Wire. “OpenTable Founder Speaks to StreetSideInvestor in Private-to-Public.” *BNET*. Dec. 4, 2000.
http://findarticles.com/p/articles/mi_m0EIN/is_2000_Dec_4/ai_67529559/; OpenTable のウェブサイトを参照

カリフォルニア州サンフランシスコに拠点を置く技術系ベンチャー企業のオープンテーブル社（OpenTable）は、1998年に easyeat.comとして創業された⁴⁸⁰。現在、オープンテーブル社の創業者であるチャック・テンプレトン氏（Chuck Templeton）は、同社の経営には関わっておらず、2001年以降、オンラインサービスプロバイダー企業における経営経験を持つ最高経営責任者（CEO）が同社の経営を担っており、2007年には eBay 社やペイパル社（PayPal）で CEO やマネジメント経験のあるジェフリー・ジョーダン氏（Jeffery Jordan）が CEO に就任している⁴⁸¹。

オープンテーブル社の IPO は、2009年におけるNASDAQ の IPO の中では 7 番目、技術系企業としては 4 番目となっており、技術系ベンチャーが密集するベイエリア地域の景気回復に向けた希望を示すニュースとして受け止められた。

図 17 IPO 以降の株価推移（株価単位：米ドル）



出所：NASDAQ. “Interactive Stock Chart - (OPEN).” Retrieved on Feb. 18, 2010.

http://www.nasdaq.com/aspx/dynamic_charts.aspx?symbol=OPEN&selected=OPEN

⁴⁸⁰ Gage, Debora. “OpenTable Sets Its Price at \$20 per Share; Initial Public Offerings.” San Francisco Chronicle. May 21, 2009

⁴⁸¹ OpenTable, Inc. “OpenTable: Who We Are.” <http://www.opentable.com/info/staff.aspx>

(3) Medidata Solutions

IPO 関連情報	公開日：2009年6月25日 銘柄略称：MDSO（ナスダック） 調達額：1億143万ドル
産業・事業分野	医療情報：バイオ技術や製薬、生命科学分野の企業が実施する臨床試験やその他の研究活動を支援する製品とサービスを提供。特に、電子臨床試験データの構築、管理、報告ソリューションに秀でる。サービスはコンサルから、メンテナンス、統合支援やトレーニングまで幅広い。
創業者	グレン・マイケル・デフリース (Glen Michael de Vries) エドワード・イケグチ医師 (Edward Ikeguchi, MD)
創業年	1999年
拠点	本社：ニューヨーク州ニューヨーク 海外拠点：日本、英国
従業員数	不明
資金調達方法	ベンチャー・キャピタル <ul style="list-style-type: none"> ・ インサイト・ベンチャー・パートナーズ (Insight Venture Partners) ・ マイルストーン・ベンチャー (Milestone Venture) ・ ストーンヘンジ・キャピタル (Stonehenge Capital) ・ グローバルネット・パートナーズ (GlobalNet Partners) ・ シリコン・アリー・ベンチャーズ (Silicon Alley Ventures)
顧客数	不明 (顧客には、バイエル・ヘルスケア (Bayer Healthcare)、パレクセル (PAREXEL)、アストラゼネカ (AstraZeneca) などの大手も見られ、2009年12月の時点で、世界製薬大手25社のうち、20社を顧客とする)
提携先	パートナー (Medidata Partners) <ul style="list-style-type: none"> ・ Chiltern ・ CMIC ・ Cognizant ・ Covance ・ eClinical Solutions ・ EPS ・ ICON ・ INC Research AGREX <ul style="list-style-type: none"> ・ Novella Clinical ・ Omnicl Clinical ・ Research ・ PAREXEL ・ PRA ・ Quintiles ・ SCS ・ Clinsys Clinical ・ Research ・ UBS inVentiv Clinical <ul style="list-style-type: none"> ・ BLCP ・ Brightech International ・ GRS ・ Kindle LAXAI ・ Value I 技術パートナー (Technology Partners) <ul style="list-style-type: none"> ・ アルマック・クリニカル・テクノロジーズ (Almac Clinical Technologies) ・ CRFヘルス (CRF Health) ・ エクスコ・インタッチ (Exco InTouch) ・ インヴィヴォデータ (invivodata) PHT <ul style="list-style-type: none"> ・ SAS ・ UBC
競合企業	オラクル社 (Oracle Corporation) データトラック・インターナショナル社 (DATATRACK International, Inc.)

	・ フェーズ・フォワード社 (Phase Forward, Inc.)
ウェブサイト	http://www.mdsol.com/ (米国) http://www.mdsol.com/jp/ (日本)

出所：Business Wire. “Medidata Solutions’ Chief Medical Officer and Co-Founder Named a Pharma VOICE 100 Industry Inspiration.” BNET. Aug. 17, 2005.

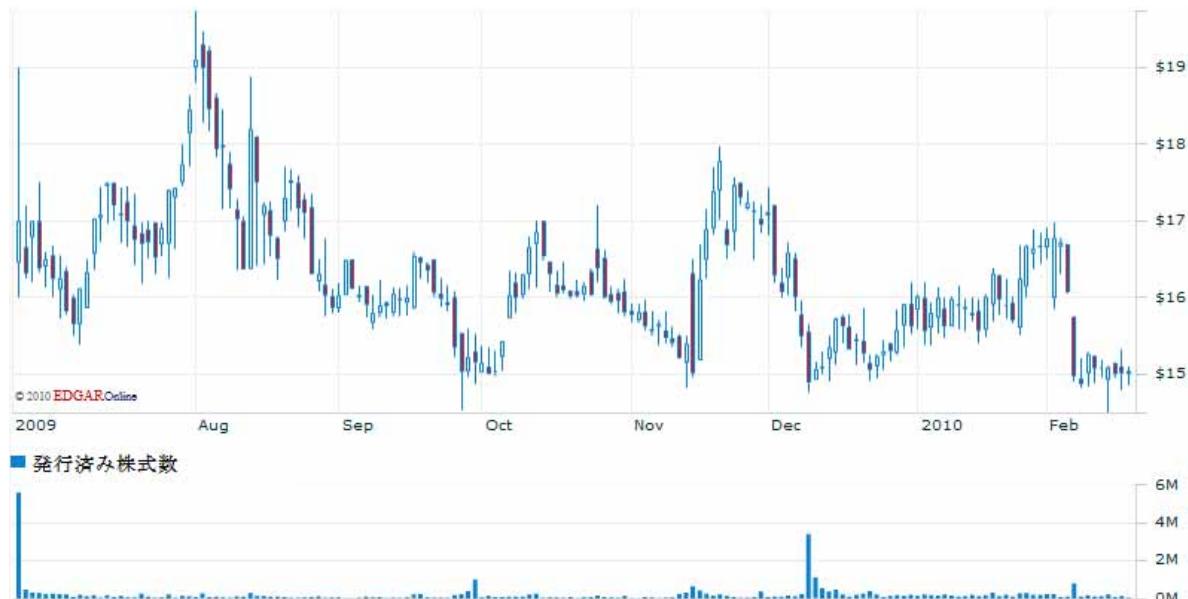
http://findarticles.com/p/articles/mi_m0EIN/is_2005_August_17/ai_n14927680/; Daily Deal/The Deal. “Breaking out VC profits on Medidata IPO.” June 25, 2009.; Financial Deals Tracker. “Medidata Solutions raises \$101.43 million through initial public offering.” July 1, 2009.; Hoovers. “Medidata Solutions, Inc. Overview.”

<http://www.hoovers.com/global/cobrands/nasdaq/factsheet.xhtml?ID=108637>; Medidata Solutions のウェブサイト; Yahoo! Finance. “Industry Center – Healthcare Information Services, Medidata Solutions, Inc. Company Profile.”

<http://biz.yahoo.com/ic/108/108637.html> を参照

メディデータ・ソリューションズ社 (Medidata Solutions) の経営には、創業者のグレン・マイケル・デフリース氏 (Glen Michael de Vries) が社長 (President) として参加している一方で⁴⁸²、もう一人の創設者、エドワード・イケグチ医師 (Edward Ikeguchi, MD) は、同社の株式を所有しているものの、直接経営には関わっていない⁴⁸³。2001年からCEOを務めるタレック・シュレフ氏の下で同社は業績を伸ばし、世界80カ国の臨床試験を支援できるほどの規模にまで成長している⁴⁸⁴。

図 18 IPO 以降の株価・発行済み株式数推移（株価単位：米ドル）



出所：NASDAQ. “Interactive Stock Chart – (MDSO).” Retrieved on Feb. 18, 2010.

http://www.nasdaq.com/aspx/dynamic_charts.aspx?symbol=MDSO&selected=MDSO

⁴⁸² http://www.mdsol.com/about/team_management.htm

⁴⁸³ <http://investor.mdsol.com/secfiling.cfm?filingID=910662-10-54>

⁴⁸⁴ Medidata Solutions, Inc. “Management Team.” http://www.mdsol.com/about/team_management.htm

(4) LogMeIn

IPO 関連情報	公開日：2009 年 7 月 7 日 銘柄略称：LOGM（NASDAQ） 調達額：767 万ドル
産業・事業分野	IT：遠隔アクセスソフトウェアとサービスを提供
創業者	マートン・アンカ（Marton Anka）
創業年	2003 年（創設当時の企業名は、3am Labs, Inc.。2006 年に現在の社名へと変更）
拠点	本社：マサチューセッツ州ウォーバーン 欧州拠点：オランダ（アムステルダム） 環太平洋拠点：オーストラリア（シドニー） 開発拠点：ハンガリー（ブダペスト、セゲド）
従業員数	334 名
資金調達方法	ベンチャー・キャピタル ・ ポラリス・ベンチャー・パートナーズ（Polaris Venture Partners） ・ プリズム・ベンチャーワークス（Prism VentureWorks） ・ 3 TS キャピタル・パートナーズ（3TS Capital Partners）
顧客数	不明 (主要顧客には、3M 社や IBM 社、DHL、HSBC、富士フィルムといった大手多国籍企業も多い。また、同社のシステムやサービスを利用するため登録されているユーザー数は、世界全体で 2,800 万人、そして、同社のシステムを利用している機器は 9,000 万台に上る。)
提携先	インテル（Intel）
競合企業	・ シトリックス・システムズ社（Citrix Systems, Inc.） ・ マイクロソフト社（Microsoft Corporation）
ウェブサイト	https://secure.logmein.com/US/home.aspx （米国） https://secure.logmein.com/JP/home.aspx （日本）

出所：Financial Deals Tracker. “3TS Capital Partners sells stake in LogMeIn.” July 7, 2009. ; LogMeIn ウェブサイト；Yahoo! Finance. “LogMeIn, Inc. (LOGM), Competitors.”

<http://finance.yahoo.com/q/co?s=LOGM>; Yahoo! Finance. “LogMeIn, Inc. (LOGM), Profile.”
<http://finance.yahoo.com/q/pr?s=LOGM> を参照

ログミーイン社（LogMeIn）は、現在、最高技術責任者（Chief Technology Officer : CTO）を務めるマートン・アンカ氏（Marton Anka）によって 2003 年に創設され⁴⁸⁵、マイケル・サイモン氏（Michael Simon）が社長兼 CEO を務め、成長を遂げてきた⁴⁸⁶。2003 年の創設時には、3 エイ・エム・ラブズ社（3am Labs, Inc.）という社名だったが、2006 年にログミーイン社に改称している⁴⁸⁷。同社に対して投資を行ってきた VC 各社の代表者が、現在も取締役会（Board of Directors）の理事に就任している⁴⁸⁸。ログミーイン社の最高財務責任者（Chief

⁴⁸⁵ LogMeIn, Inc. “Biography – Marton Anka.”

<https://secure.logmein.com/US/about/leadership/biographies/martonanka.aspx>

⁴⁸⁶ LogMeIn, Inc. “Biography – Michael Simon.”

<https://secure.logmein.com/US/about/leadership/biographies/michaelsimon.aspx>

⁴⁸⁷ Yahoo! Finance. “LogMeIn, Inc. (LOGM), Profile.” <http://finance.yahoo.com/q/pr?s=LOGM>

⁴⁸⁸ LogMeIn, Inc. “Board of Directors.” <https://secure.logmein.com/US/about/leadership/board.aspx>

Financial Officer) であるジム・ケリハ一氏 (Jim Kelliher) は、同社が IPO 申請を 2008 年に開始してからの 18 カ月間で IPO 申請に要したコストは、130 万～180 万ドルと見積もっている⁴⁸⁹。

図 19 IPO 以降の株価・発行済み株式数推移（株価単位：米ドル）



出所：NASDAQ. “Interactive Stock Chart – (LOGM).” Retrieved on Feb. 18, 2010.
http://www.nasdaq.com/aspx/dynamic_charts.aspx?symbol=LOGM&selected=LOGM

⁴⁸⁹ Bowman, Matt. “A123, LogMeIn reveal IPO costs.” Vator News. Dec. 9, 2009.

7.5. ソーシャルアントレプレナー

米国で現在注目されている現象にソーシャルアントレプレナー（Social Entrepreneur、社会起業家）がある。ソーシャルアントレプレナーの概念は最近出来上がったものではなく、古くからあるが、一般的に、社会的な目的のために市場原理を用いる、営利組織と非営利組織のハイブリッド的な存在であり、様々な定義が存在する。たとえば、1980 年の創立以来、ソーシャルアントレプレナー支援⁴⁹⁰ではパイオニア的存在といわれるアショカ財団（Ashoka Foundation）によれば、ソーシャルアントレプレナーとは、「差し迫った社会問題の解決を政府や企業に委ねるのではなく、革新的な解決策をもって解決する個人」のことを指す⁴⁹¹。同じくソーシャルアントレプレナーへの支援を行っているスコール財団（Skoll Foundation）によれば、通常の起業家が新規市場の創造に価値を見出すのに対し、「ソーシャルアントレプレナーは経済的・社会的に発展が遅れているコミュニティに利益をもたらすような社会変革に価値を見出す」という点である⁴⁹²。そのソーシャルアントレプレナーによって設立・運営されるのが、社会的企業（Social Enterprise）である。

オバマ大統領は、大統領選挙の選挙活動時から、非営利組織に注目しており、非営利組織への投資を公約として掲げているが、その実現手段としてソーシャルアントレプレナーに期待する部分は大きく、ソーシャル・インベストメント・ファンド（Social Investment Fund: SIF）と、全国・地域サービス連邦公社（Corporation for National and Community Service: CNCS）内に非営利ソーシャル・アントレプレナーシップ庁（Social Entrepreneurship Agency for Nonprofit）の設立を通じてこの公約を実現するとしている⁴⁹³。SIF に関しては 2009 年 3 月、The Edward M. Kennedy Serve America Act により設立が決定し^{494 495}、2010 年 2 月 16 日、CNCS は SIF の補助金審査を開始すると発表した⁴⁹⁶。今後、社会的企業への公的資金流入が増加することが見込まれる。

以下に、米国における社会的企業の例をまとめる。

⁴⁹⁰ <http://www.ashoka.org/about>

⁴⁹¹ http://www.ashoka.org/social_entrepreneur

⁴⁹² <http://www.skollfoundation.org/aboutsocialentrepreneur/whatis.asp>

⁴⁹³ http://change.gov/agenda/service_agenda/

⁴⁹⁴ <http://edlabor.house.gov/blog/2009/03/the-edward-m-kennedy-serve-ame.shtml>

⁴⁹⁵ <http://www.nationalservice.gov/about/serveamerica/innovation.asp>

⁴⁹⁶ <http://www.whitehouse.gov/blog/2010/02/17/introducing-social-innovation-fund>

(1) Kiva

プロフィール

所在地：カリフォルニア州サンフランシスコ

URL : <http://www.kiva.org/>

概要

2005 年にマット・フラネリー氏 (Matt Flannery) と、ジェシカ・フラネリー氏 (Jessica Flannery) により設立された非営利団体で、個人からの融資・寄付と、世界に散在する小口金融機関との提携で運営されている。同団体が運営するキヴァ・マイクロファンド (Kiva Microfunds) は、途上国で事業を営む起業家に対して小額の貸付（一口 25 ドルから）を行うために、個人が提供する資金でまかなかわれている。このファンドの資金は、実際には、地元の小口金融機関を通して現地の事業主に配られ、個人の貸付者と途上国の事業主をつなげる役割を果たしている。

キヴァは、フィールド・パートナーと名づけられる、世界各国に存在する小口金融機関に実際の貸付、資金回収業務を委託している。まず、個人の融資者は、キヴァのウェブサイトで、フィールド・パートナーによって厳選された現地の起業家を見て、融資をしたいと考える起業家を選択し、融資を行う。キヴァは、このような個人からの融資額をまとめて、その起業家の管轄となるフィールド・パートナーに資金を送金し、フィールド・パートナーを通して事業者に配分する。フィールド・パートナーはあらかじめ設定された返済スケジュールに従い、起業家から資金を回収する。同時に、フィールド・パートナーは、新たに送られてくる資金を、起業家の返済不履行や為替リスクなどにあてがうことができるようになっている。起業家が返済する資金は、フィールド・パートナーを通して、キヴァに送金され、融資者に返金される。融資者は返済された資金を引き上げてもよいし、キヴァに寄付をしても良いし、またそのまま別の企業へ融資することもできる。

(2) The Institute for OneWorld Health

プロフィール

所在地：カリフォルニア州サンフランシスコ

URL : <http://www.oneworldhealth.org/>

概要

インスティテュート・フォー・ワンワールド・ヘルス（以下、ワンワールド・ヘルス）は、2000 年に、ヴィクトリア・ヘイル博士 (Victoria Hale) により設立された非営利製薬会社。途上国が喉から手が出るほど欲しがっている新薬は、研究開発莫大な費用がかかる、というのが定説だが、同社はその定説を打ち破るべく挑戦を続けている。同社は業界や研究者と提携し、知的財産の寄贈を確保した上で、途上国の科学的能力、製造能力を活用することによって、安価で効果のある新薬の提供を目指している。

経験豊富な薬学の専門家のチームを構成し、有望な薬剤候補・ワクチン候補を選別し、新薬を開発し、企業・病院・NPO と提携して、多くの人々の健康に寄与する新しい治療方法を研究、製造、普及させている。

現在、ラテンアメリカ地域のシャーガス病 (Chagas disease) 向け、インドの内臓リーシュマニア症 (visceral leishmaniasis) 向け、と二つの新薬が開発段階にある。同社が開発した内臓リーシュマニア症向けのパロモマイシン (Paromomycin) は、2005 年に FDA と EMEA の双方から希少疾病用医薬品 (Orphan Drug) と認定された。

(3) Mercy Corps

プロフィール

所在地：オレゴン州ポートランド
URL : <http://www.mercycorps.org/>

概要

1979年、エルスウォース・カルバー (Ellsworth Culver) とダン・オニール (Dan O' Neil) の両氏により設立された非営利組織で、人道援助・開発活動に従事している。3,700人のスタッフを擁し、40カ国以上（対象者は約1,700万人）で活動を展開している。

2008年5月、経営不振に陥っていたインドネシア・バリ島の銀行を買収し、小口金融機関を対象にした卸売銀行として再開業した。いわば「銀行の銀行」だが、そのミッションは、小口金融機関のコストと非効率の削減、サービスの向上、業務拡大に必要となる資本・金融ツール・技術的プラットフォームを提供することである。

(4) Sustainable Health Enterprises: SHE

プロフィール

所在地：ニューヨーク州ニューヨーク
URL : <http://www.sheinnovates.com/>

概要

サステイナブル・ヘルス・エンタープライズ（以下、SHE）は、2008年にエリザベス・シャープ氏 (Elizabeth Scharpf) により設立され、途上国の人々の生活向上をそのミッションとして掲げている。その略称、SHE が示すように、特に女性へのエンパワーメントに注力している。具体的な活動としては、途上国の女性が、安価で高品質かつ環境に優しい生理用ナプキンの製造、流通を自らのビジネスとして立ち上げられるよう支援している。生理用ナプキンの製造にあたっては、輸入品ではなく地元の原料を用い、価格、流通の両面から入手しやすさに配慮している。SHE は、途上国の女性コミュニティが運営・所有する、経済的に持続可能なビジネスモデル、および製品情報を共有し、必要に応じてどこのコミュニティでも再現できるようしている。SHE は、ローカルビジネスを、①既存の女性ネットワークとの提携、②開業資金を必要とする女性たちに対する小口ローンの保証、③ビジネススキル、健康・衛生知識のトレーニング実施、といった方法で支援している。

エコーライジング・グリーン (Echoing Green)⁴⁹⁷という社会起業団体は、SHE を世界でもっとも革新的なソーシャル・ベンチャー20社 (20 most innovative social ventures worldwide)⁴⁹⁸のうちの1社に選定した⁴⁹⁹。

⁴⁹⁷ <http://www.echoinggreen.org/>

⁴⁹⁸ 応募企業は1,500社にのぼった

⁴⁹⁹ http://images.businessweek.com/ss/09/06/0610_stanford_good_social_entrepreneurs/6.htm

第8章 米国中小企業の実態（データ）

8.1. 米国における中小企業の位置づけ

本節では、企業全体に占める中小企業の割合など、米国における中小企業の位置づけを示す統計データをまとめます。

8.1.1. 米国の企業総数に占める中小企業の割合

米国の企業数を従業員規模別で見た場合、2006年の中堅企業（従業員500名未満、個人事業主を除く）は約600万社で、米国における企業総数の99.7%を占める。過去10年間（1997～2006年）の推移を見ても、中小企業の割合は99.7%前後で推移しており、米国企業の大半を中小企業が占めている構図に大きな変化はない。2006年の企業数を見ると従業員数20名未満の企業割合が全体の89.29%、中小企業の89.57%に達している（表40参照）。特に、従業員1～4名の企業が60.9%と最も大きな割合を占めていることがわかる（図20参照）。

一方、「従業員を雇用しない個人事業主（self-employed や、sole proprietaryship, firms without employees, non-employersなどの名称で呼ばれる）」は年々増加し、2006年（最新データ）では、約2,077万人存在する。これら個人事業主（non-employers）と企業（employer firms、約602万社）を併せた総数はおよそ2,680万社である（表36参照）。

表36 米国の従業員規模別企業社数（1997～2006年）

年	個人事業主	総数 (社)	企業 ⁵⁰⁰					企業総数に占める 割合 (%) ⁵⁰¹
			20名未満	500名未満	500名以上	20名 未満	500名 未満	
2006	20,768,555	6,022,127	5,377,631	6,004,056	18,071	89.29%	99.70%	
2005	20,392,068	5,983,546	5,357,887	5,966,069	17,477	89.54%	99.70%	
2004	19,523,741	5,885,784	5,255,844	5,868,737	17,047	89.29%	99.71%	
2003	18,649,114	5,767,127	5,150,316	5,750,201	16,926	89.30%	99.70%	
2002	17,646,062	5,697,759	5,090,331	5,680,914	16,845	89.33%	99.70%	
2001	16,979,498	5,657,774	5,036,845	5,640,407	17,367	89.02%	99.69%	
2000	16,529,955	5,652,544	5,035,029	5,635,391	17,153	89.07%	99.69%	
1999	16,152,604	5,607,743	5,007,808	5,591,003	16,740	89.30%	99.70%	
1998	15,708,727	5,579,177	4,988,367	5,562,799	16,378	89.41%	99.70%	
1997	15,439,609	5,541,918	4,958,641	5,525,839	16,079	89.47%	99.71%	

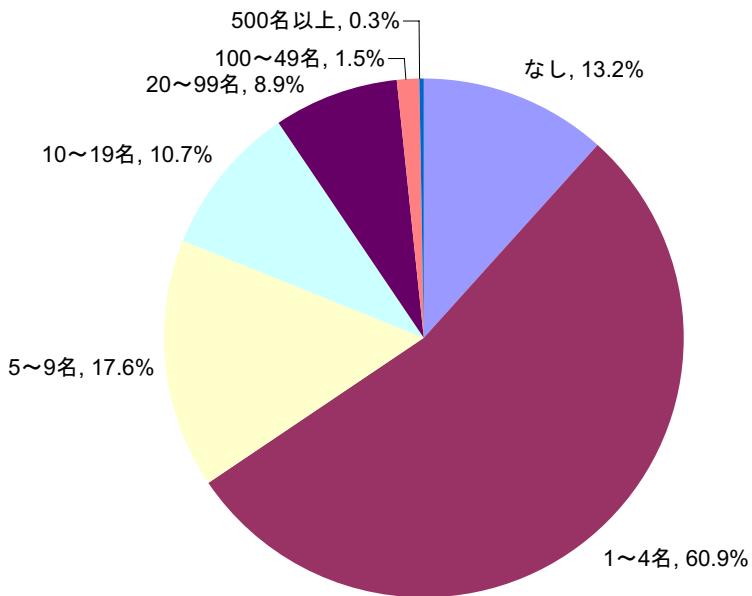
出所：中小企業庁⁵⁰²

図20 米国企業の従業員規模別分布（2006年）

⁵⁰⁰ 「従業員を雇用する企業（employer firms）」を意味する。

⁵⁰¹ 小数点第三位以下は切り捨てとした。

⁵⁰² 中小企業庁、“Private Firms, Establishments, Employment, Annual Payroll and Receipts by Firm Size, 1988–2006”：http://www.sba.gov/advo/research/us88_06.pdf (p.1) Firmsの部分。



出所：中小企業庁⁵⁰³

雇用者数を従業員規模別に見ると、中小企業の雇用者数が米国企業の雇用者総数に占める割合は50%程度となっている（表37参照）。また2006年における産業別の雇用者数を見ると、建設、卸売、不動産などは中小企業による雇用が多く、電力等、情報、金融・保険などは大企業による雇用が主要となっている。一方、専門業、教育、ヘルスケア、芸術関係、ホテル・レストランなどを含むサービス業は、中小企業による雇用が大企業の雇用をわずかに上回っている状況である（表38参照）。

表37 米国企業の従業員規模別雇用者数(1997～2006年)

年	雇用者総数 (人)	従業員数別雇用者数(人)			雇用者総数に占める 割合(%) ⁵⁰⁴	
		20名未満	500名未満	500名以上	20名未満	500名未満
2006	119,917,165	21,609,520	60,223,740	59,693,425	18.02%	50.22%
2005	116,317,003	21,289,196	58,644,585	57,672,418	18.30%	50.41%
2004	115,074,924	21,197,087	58,597,452	56,477,472	18.42%	50.92%
2003	113,398,043	20,830,352	57,447,570	55,950,473	18.36%	50.66%
2002	112,400,654	20,583,371	56,366,292	56,034,362	18.31%	50.14%
2001	115,061,184	20,602,635	57,383,449	57,677,735	17.90%	49.87%
2000	114,064,976	20,587,385	57,124,044	56,940,932	18.04%	50.08%
1999	110,705,661	20,388,287	55,729,092	54,976,569	18.41%	50.34%
1998	108,117,731	20,275,405	55,064,409	53,053,322	18.75%	50.93%
1997	105,229,123	20,118,816	54,545,370	50,753,753	19.11%	51.83%

出所：中小企業庁⁵⁰⁵

⁵⁰³ 同上。(p.1) 2006年のFirmsの部分。

⁵⁰⁴ 小数点第三位以下は切り捨てとした。

表 38 米国の産業別雇用者数（2006年）

産業	総数(人)	雇用者数(人)			各産業の雇用者総数に占める割合 ⁵⁰⁶ (%)	
		20名未満	500名未満	500名以上	20名未満	500名未満
総数	119,917,165	21,609,520	60,223,740	59,693,425	18.02%	50.22%
農林水産業	165,661	-	-	-	-	-
鉱業	554,333	71,886	244,538	309,795	12.96%	44.11%
電力等	614,427	21,268	109,159	505,268	3.46%	17.76%
建設	7,338,799	2,700,949	6,264,657	1,074,142	36.80%	85.36%
製造	13,631,683	1,180,832	6,056,221	7,575,462	8.66%	44.42%
卸売	6,030,647	1,232,197	3,685,678	2,344,969	20.43%	61.11%
小売	15,767,866	2,828,263	6,314,262	9,453,604	17.93%	40.04%
運輸・倉庫	4,306,405	541,809	1,629,628	2,676,777	12.58%	37.84%
情報	3,396,246	250,256	894,006	2,502,240	7.36%	26.32%
金融・保険	6,647,098	788,519	2,183,865	4,463,233	11.86%	32.85%
不動産	2,216,803	786,053	1,521,036	695,767	35.45%	68.61%
サービス	59,217,678	11,106,399	29,835,055	27,408,968	18.75%	50.38%
その他	29,519	-	-	-	-	-

出所：中小企業庁⁵⁰⁷

8.1.2. 米国企業の従業員規模別年間売上の内訳

2002年⁵⁰⁸における米国企業（employer firms）の年間売上を従業員規模別に見ると、従業員500名以上の大企業による売上の総額が米国企業全体の年間売上額の61.2%を占め、500名未満の中小企業による売上は4割にわずかに及ばない（図21参照）。

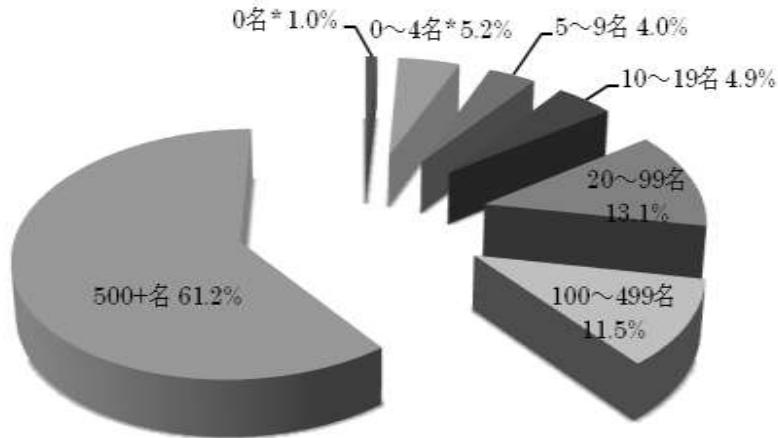
⁵⁰⁵ 同上。（pp. 1-2）Employmentの部分。

⁵⁰⁶ 小数点第三位以下は切り捨てとした。

⁵⁰⁷ 中小企業庁、“Major Industries by NAICs Codes: Private Employer Firms, Establishments, Employment, and Annual Payroll by Firm Size”：http://www.sba.gov/advo/research/us98_01_06n_mi.pdf (pp. 1-2) emp の部分。

⁵⁰⁸ 公開されているデータでは最新のもの。

図 21 米国企業の企業規模別売上総額分布（2002 年）



出所：中小企業庁⁵⁰⁹

* 従業員数がゼロの企業は、統計収集時が創業直後または閉鎖直前で、従業員を雇用していないかった企業、または従業員はなくとも年間収入がある企業等を指す。

8.1.3. 米国企業の従業員規模別給与額推移

米国企業が従業員に支払う年間給与額の推移を表 39 にまとめた。過去 10 年間、中小企業の従業員給与支払額は給与額全体の 45% 前後で推移している。

表 39 米国企業の従業員規模別給与額推移（1997～2006 年）

年	従業員給与額総計 (百万ドル)	従業員別給与額 ⁵¹⁰ (百万ドル)					従業員別給与額 割合 ⁵¹¹ (%)	
		20名未満	20～99名	100～499名	500名未満 小計	500名以上	500名未満 合計に占める割合	500名以上 合計に占める割合
2006	4,792,429	726,060	741,917	660,815	2,128,793	2,663,636	44.42%	55.58%
2005	4,482,722	695,604	700,453	616,524	2,012,581	2,470,140	44.89%	55.10%
2004	4,253,995	659,270	670,418	587,676	1,917,364	2,336,631	45.07%	54.92%
2003	4,040,888	631,221	635,269	552,003	1,818,493	2,222,394	45.00%	54.99%
2002	3,943,179	617,583	623,716	535,749	1,777,049	2,166,130	45.06%	54.93%
2001	3,989,086	603,848	624,313	539,384	1,767,546	2,221,539	44.31%	55.69%
2000	3,879,430	591,123	608,446	527,544	1,727,114	2,152,315	44.52%	55.48%
1999	3,554,692	561,547	564,974	474,607	1,601,129	1,953,563	45.04%	54.95%

⁵⁰⁹ 同上。（p.2）Receipts の部分。

⁵¹⁰ 10 万ドル以下の数値については切り捨てとした。

⁵¹¹ 小数点第三位以下は切り捨てとした。

年	従業員給与額総計 (百万ドル)	従業員別給与額 ⁵¹⁰ (百万ドル)					従業員別給与額割合 ⁵¹¹ (%)	
		20名未満	20-99名	100-499名	500名未満 小計	500名以上	500名未満 合計に占める割合	500名以上 合計に占める割合
2006	4,792,429	726,060	741,917	660,815	2,128,793	2,663,636	44.42%	55.58%
2005	4,482,722	695,604	700,453	616,524	2,012,581	2,470,140	44.89%	55.10%
2004	4,253,995	659,270	670,418	587,676	1,917,364	2,336,631	45.07%	54.92%
2003	4,040,888	631,221	635,269	552,003	1,818,493	2,222,394	45.00%	54.99%
1998	3,309,405	535,184	531,231	446,353	1,512,769	1,796,636	45.71%	54.28%
1997	3,047,907	503,130	494,617	418,452	1,416,200	1,631,707	46.46%	53.53%

出所：中小企業庁⁵¹²

8.2. 米国経済における中小企業の貢献度

本節では、開業・廃業数に占める中小企業の割合など、米国経済における中小企業の貢献度を示す統計データをまとめる。

まず 1992～2002 年にかけての開業数及び廃業数を従業員規模別に見ると、概ね開業数が廃業数を上回っており、米国全体において廃業数が開業数を上回ったのは 2001-2002 年のみである。開業・廃業数を従業員数規模別に見ると、500 名以上の従業員を抱える大企業のほうが、500 名未満の中小企業よりも、廃業数が開業数を超える年が多い一方で、中小企業における実質開業数（開業数から廃業数を引いた数値）は、2005-2006 年では 7 万社程度と、中小企業の元気のよさが目立つ（表 40 参照）。

表 40 米国の従業員数別開業、廃業数（1996～2006 年）

期間 ⁵¹³	開業・廃業	総数 (企業数)	従業員数別開業・廃業数 (企業数)			開業・廃業数に 占める割合(%)	
			20名 未満	500名 未満	500名 以上	20名 未満	500名 未満
2005- 2006	開業数	670,058	640,710	669,841	217	95.6%	100.0%
	廃業数	599,333	573,302	599,078	255	95.7%	100.0%
	実質開業数	70,725	67,408	70,763	▲38	95.3%	-
2004- 2005	開業数	644,122	616,019	643,850	272	95.6%	100.0%
	廃業数	565,745	539,061	565,482	263	95.3%	100.0%
	実質開業数	78,377	76,958	78,368	9	98.2%	100.0%
2003- 2004	開業数	628,917	601,927	628,655	262	95.7%	100.0%
	廃業数	541,047	515,031	540,746	301	95.2%	99.9%
	実質開業数	87,870	86,896	87,909	▲39	98.9%	-
2002- 2003	開業数	612,296	585,552	611,976	320	95.0%	99.9%
	廃業数	540,658	514,565	540,328	330	95.2%	99.9%

⁵¹² 中小企業庁、“Private Firms, Establishments, Employment, Annual Payroll and Receipts by Firm Size, 1988-2006”：http://www.sba.gov/advo/research/us88_06.pdf (p.2) Ann. pay

⁵¹³ 3 月から翌年 2 月まで。例えば「2001-2002」は、2001 年 3 月から 2002 年 2 月末を示す。

期間 ⁵¹³	開業・廃業	総数 (企業数)	従業員数別開業・廃業数 (企業数)			開業・廃業数に 占める割合(%)	
			20名 未満	500名 未満	500名 以上	20名 未満	500名 未満
	実質開業数	71,638	70,987	71,648	▲10	99.1%	-
2001- 2002	開業数	569,750	541,516	568,280	1,470	95.0%	99.7%
	廃業数	586,890	557,133	586,535	355	94.9%	99.9%
	実質開業数	▲17,140	▲15,617	▲18,255	1,115	-	106.5%
2000- 2001	開業数	585,140	558,037	584,837	303	95.4%	99.9%
	廃業数	553,291	523,960	552,839	452	94.7%	99.9%
	実質開業数	31,849	34,077	31,998	▲149	-	-
1999- 2000	開業数	574,300	548,030	574,023	277	95.4%	100.0%
	廃業数	542,831	514,242	542,374	457	94.7%	99.9%
	実質開業数	31,469	33,788	31,649	▲180	-	-
1998- 1999	開業数	579,609	554,288	579,287	322	95.6%	99.9%
	廃業数	544,487	514,293	544,040	447	94.5%	99.9%
	実質開業数	35,122	39,995	35,247	▲125	-	-
1997- 1998	開業数	589,982	564,804	589,706	276	95.7%	100.0%
	廃業数	540,601	511,567	540,112	489	94.6%	99.9%
	実質開業数	49,381	53,237	49,594	▲213	-	-
1996- 1997	開業数	590,644	564,197	590,335	309	95.5%	99.9%
	廃業数	530,003	500,014	529,481	522	94.3%	99.9%
	実質開業数	60,641	64,183	60,854	▲213	-	-

出所：中小企業庁⁵¹⁴

注：▲はマイナスの数値を示す。

8.2.1. 米国企業の従業員規模別実質雇用数の推移

また、1996～2006年における新規雇用数を従業員規模別に見ると、開業による新規雇用は中小企業によるものが圧倒的に多く、常に9割程度を占めている。一方、既存企業の規模拡大による新規雇用は大企業と中小企業が約半分ずつを占めていることが多い（表41参照）。

⁵¹⁴ 中小企業庁、“Employer Firm Births and Deaths by Employment Size of Firm, 1989–2006”：
http://www.sba.gov/advo/research/dyn_b_d8906.pdf (pp. 1-2) Firms の部分。

表 41 米国における雇用数増減の要因と企業規模別内訳でみた推移（1996～2006年）

期間	雇用数増減の要因	増減した雇用数(人)	企業規模別にみた雇用数増減値(人)			雇用数増減に占める企業規模別割合(%)	
			20名未満	500名未満	500名以上	20名未満	500名未満
2005-2006	開業	3,682,455	1,999,214	3,412,404	270,051	54.3%	92.7%
	廃業	▲3,219,966	▲1,710,592	▲2,964,123	▲255,943	53.1%	92.1%
	既存企業の拡大	15,210,462	3,320,715	7,637,379	7,573,083	21.8%	50.2%
	既存企業の縮小	▲12,074,631	▲2,019,791	▲5,560,050	▲6,514,581	16.7%	46.0%
	実質雇用増減数	3,598,320	1,589,546	2,525,610	1,072,710	44.2%	70.2%
2004-2005	開業	3,609,285	1,931,018	3,278,823	330,462	53.5%	90.8%
	廃業	▲3,307,415	▲1,684,505	▲2,981,221	▲326,194	50.9%	90.1%
	既存企業の拡大	13,970,562	3,091,028	6,910,039	7,060,523	22.1%	49.5%
	既存企業の縮小	▲13,031,004	▲2,311,147	▲6,228,539	▲6,802,465	17.7%	47.8%
	実質雇用増減数	1,241,428	1,026,394	979,102	262,326	82.7%	78.9%
2003-2004	開業	3,574,679	1,889,381	3,240,945	333,734	52.9%	90.7%
	廃業	▲3,220,504	▲1,614,965	▲2,867,719	▲352,785	50.1%	89.0%
	既存企業の拡大	11,702,153	3,353,449	6,798,614	4,903,539	28.7%	58.1%
	既存企業の縮小	▲10,380,380	▲2,001,072	▲5,314,770	▲5,065,610	19.3%	51.2%
	実質雇用増減数	1,675,948	1,626,793	1,857,070	▲181,122	97.1%	-
2002-2003	開業	3,667,154	1,855,516	3,174,129	493,025	50.6%	86.6%
	廃業	▲3,324,483	▲1,608,299	▲2,879,797	▲444,686	48.4%	86.6%
	既存企業の拡大	14,677,406	3,438,778	7,641,202	7,036,204	23.4%	52.1%
	既存企業の縮小	▲14,024,418	▲2,112,533	▲5,945,208	▲8,079,210	15.1%	42.4%
	実質雇用増減数	995,659	1,573,462	1,990,326	▲994,667	-	-
2001-2002	開業	3,336,930	1,748,097	3,033,734	336,196	51.9%	90.0%
	廃業	▲3,660,161	▲1,755,255	▲3,256,851	▲403,310	48.0%	89.0%
	既存企業の拡大	15,385,726	3,149,876	7,587,961	7,797,765	20.5%	49.3%
	既存企業の縮小	▲17,756,053	▲2,289,644	▲7,794,376	▲9,961,677	12.9%	43.9%
	実質雇用増減数	▲2,660,558	853,074	▲429,532	▲2,231,026	-	-
2000-2001	開業	3,418,369	1,821,298	3,108,501	309,868	53.3%	90.9%
	廃業	▲3,261,621	▲1,700,677	▲3,049,714	▲211,907	52.1%	93.5%
	既存企業の拡大	14,939,658	3,065,106	7,033,084	7,906,574	20.5%	47.1%
	既存企業の縮小	▲14,096,436	▲2,074,544	▲5,940,996	▲8,155,440	14.7%	42.1%
	実質雇用増減数	999,970	1,111,183	1,150,875	▲150,905	-	-
1999-2000	開業	3,228,804	1,792,946	3,031,079	197,725	55.5%	93.9%
	廃業	▲3,176,609	▲1,653,694	▲2,946,120	▲230,489	52.1%	92.7%
	既存企業の拡大	15,857,582	3,378,838	7,744,430	8,113,152	21.3%	48.8%
	既存企業の縮小	▲12,550,358	▲1,924,624	▲5,323,677	▲7,226,681	15.3%	42.4%
	実質雇用増減数	3,359,419	1,593,466	2,505,712	853,707	47.4%	74.6%
1998-1999	開業	3,247,335	1,763,823	3,011,400	235,935	54.3%	92.7%
	廃業	▲3,267,136	▲1,676,282	▲3,052,630	▲214,506	51.3%	93.4%

期間	雇用数増減の要因	増減した雇用数(人)	企業規模別にみた雇用数増減値(人)			雇用数増減に占める企業規模別割合(%)	
			20名未満	500名未満	500名以上	20名未満	500名未満
	既存企業の拡大	14,843,903	3,245,218	7,266,399	7,577,504	21.9%	49.0%
	既存企業の縮小	▲12,236,364	▲1,969,501	▲5,482,142	▲6,754,222	16.1%	44.8%
	実質雇用者数	2,587,738	1,363,258	1,743,027	844,711	52.7%	67.4%
1997-1998	開業	3,205,451	1,812,103	3,002,401	203,050	56.5%	93.7%
	廃業	▲3,233,412	▲1,661,544	▲2,991,722	▲241,690	51.4%	92.5%
	既存企業の拡大	14,885,560	3,238,047	7,471,622	7,413,938	21.8%	50.2%
	既存企業の縮小	▲12,044,422	▲2,002,313	▲5,747,725	▲6,296,697	16.6%	47.7%
	実質雇用増減数	2,813,177	1,386,293	1,734,576	1,078,601	49.3%	61.7%
1996-1997	開業	3,227,556	1,813,539	3,029,666	197,890	56.2%	93.9%
	廃業	▲3,274,604	▲1,620,797	▲2,960,814	▲313,790	49.5%	90.4%
	既存企業の拡大	16,243,424	3,400,037	8,628,839	7,614,585	20.9%	53.1%
	既存企業の縮小	▲13,092,093	▲2,035,083	▲6,343,489	▲6,748,604	15.5%	48.5%
	実質雇用増減数	3,104,283	1,557,696	2,354,202	750,081	50.2%	75.8%

出所：中小企業庁⁵¹⁵

8.2.2. 米国企業の業種別実質新規雇用数

表 42 は、2005～2006 年⁵¹⁶に新たに創出された実質雇用数を、従業員別及び業種別に表したものである。これによると、500 名未満の中小企業が、全体の 7 割となる 250 万人以上の雇用を創出する一方、500 名以上の大企業における雇用は 100 万人程度となっている。業種別でみると、中小企業による雇用はサービス業が 144 万人と最も多く、その他、建設業、卸売業、不動産業における割合が高い。一方、大企業は小売業における雇用創出に占める割合が高い。

表 42 米国企業の業種別実質新規雇用創出数（2005～2006 年）

業種	総数(人)	従業員規模別業種別雇用数(人)			業種別雇用総数に占める割合(%)		
		20名未満	500名未満	500名以上	20名未満	500名未満	500名以上
総数	3,598,320	1,589,546	2,525,610	1,072,710	44%	70%	30%
農林水産業	-2,328	-	-	-	-	-	-
鉱業	56,906	-	-	-	-	-	-
電力等	-18,016	844	1,538	-19,554	-	-	-
建設	560,992	326,776	513,494	47,498	58%	92%	8%
製造	-7,293	70,868	118,961	-126,254	-	-	-
卸売	56,795	56,736	84,118	-27,323	100%	148%	-

⁵¹⁵ 中小企業庁、“Employer Firm Births and Deaths by Employment Size of Firm, 1989–2006”：
http://www.sba.gov/advo/research/dyn_b_d8906.pdf (pp. 2-3) Employment の部分。

⁵¹⁶ 2000 年 3 月 1 日から 2001 年 2 月末の期間を指す。

業種	総数 (人)	従業員規模別業種別雇用数 (人)			業種別雇用総数 に占める割合(%)		
		20名未満	500名未満	500名以上	20名 未満	500名 未満	500名 以上
小売	446,205	72,966	51,617	394,588	16%	12%	88%
運輸・倉庫	121,090	46,036	66,321	54,769	38%	55%	45%
情報	-12,907	20,658	30,827	-43,734	-	-	-
金融・保険	221,227	54,537	99,964	121,263	25%	45%	55%
不動産	83,395	57,479	77,262	6,133	69%	93%	7%
サービス	2,090,030	865,625	1,441,320	648,710	41%	69%	31%
その他	2,224	-	-	-	-	-	-

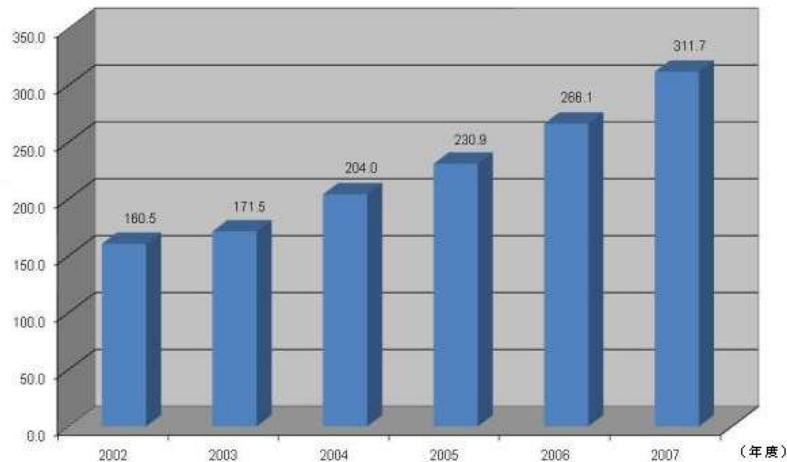
出所：中小企業庁⁵¹⁷

8.3. 米国中小企業における輸出の実態

2007 年度の中小企業による輸出総額は 3,117 億ドルとなっており、2002 年度から右肩上がりに増加傾向にある（図 22 参照）。また、1997～2007 年においては中小企業による輸出額は米国の輸出額全体に対して約 30% を占めていることがわかる（図 23 参照）。

図 22 米国中小企業による輸出額（2002～2007 年）

（単位：10億ドル）



出所：通商代表部⁵¹⁸

⁵¹⁷ 中小企業庁、“Establishment and Employment Changes from Births and Deaths by Firm Size and Major Industry, 2005-2006”：http://www.sba.gov/advo/research/dyn_us06.pdf (p.8) Change in Employment の部分。

⁵¹⁸ 通商代表部、“Exports by Small and Medium Size U.S. Enterprises, 2002-2007”：http://www.ustr.gov/webfm_send/1166

図 23 米国の輸出額及び中小企業による輸出シェア



出所：米国国際貿易委員会（ITC）⁵¹⁹

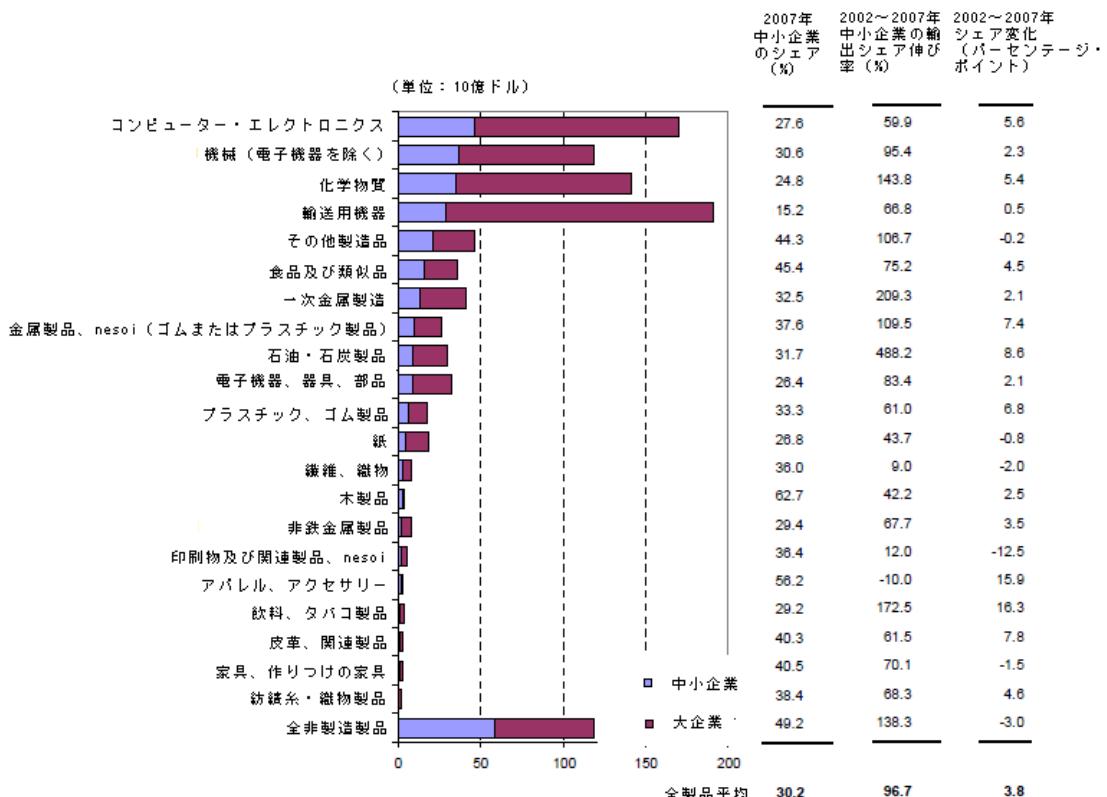
商品別にみると、中小企業はコンピューター・電子機器、機械（電子機器を除く）、化学製品、輸送用機器の輸出が多い（図 24 参照）。また、1997～2007 年の間に大企業によって行われた輸出額の 80～90%は製造業者によるものであったが⁵²⁰、同期間に中小製造業者が輸出に占める割合は 30%程度に留まっている（図 25 参照）。

⁵¹⁹ 米国国際貿易委員会（ITC）（2009 年 1 月 19 日）中小企業と米国輸出（Small and Medium Sized Enterprises:Overview of Participation in U.S. Exports）：

<http://www.usitc.gov/publications/332/pub4125.pdf>

⁵²⁰ 同上（p.45）Figure 3.3

図 24 大規模・中小企業による米国輸出商品



出所：米国国際貿易委員会（ITC）⁵²¹

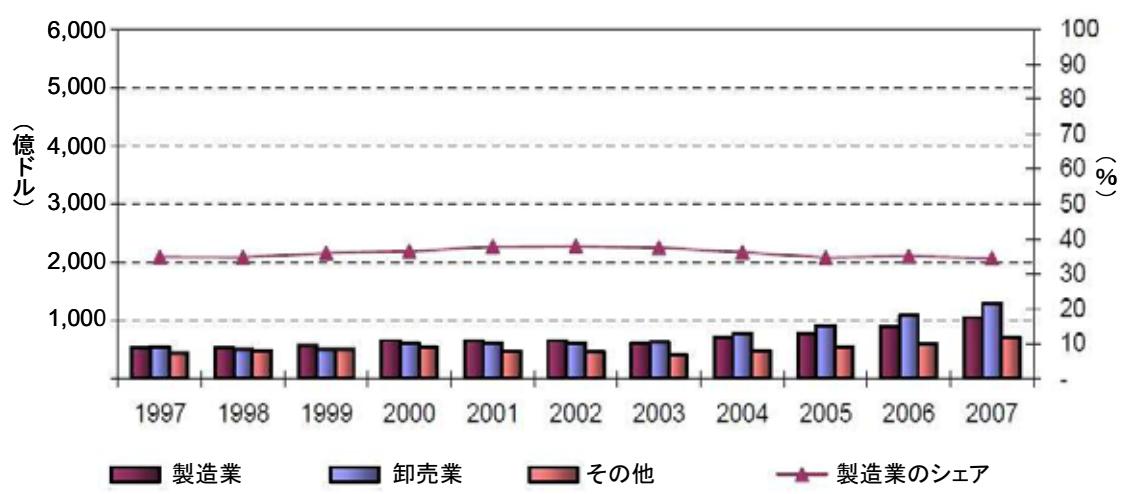


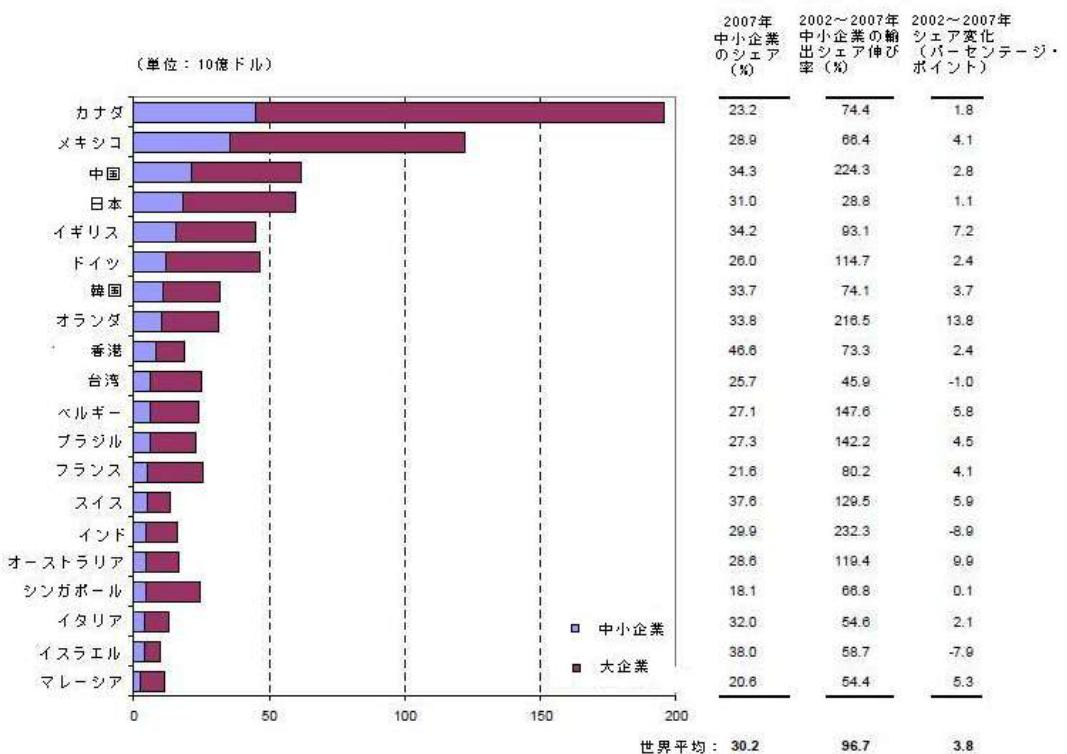
図 25 輸出に占める製造業、卸売、その他の割合（中小企業）

⁵²¹ 同上。 (p. 51) Figure 3.7

出所：米国国際貿易委員会（ITC）⁵²²

中小企業による輸出先に関しては多い国からカナダ、メキシコ、中国、日本という結果が出ており、これは大企業のトレンドと一致している（図 26 参照）。

図 26 米国企業の輸出相手国



出所：米国国際貿易委員会（ITC）⁵²³

⁵²² 同上。 (p. 45) Figure 3.3

⁵²³ 同上。 (p. 48) Figure 3.5

禁無断転載

平成 21 年度
米国中小企業政策と中小企業の実態
～オバマ政権の取り組みと活躍する中小企業～

2010 年 3 月

(実施機関) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 国際統括室
東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル
電話 : 03-5470-2375 E-mail:international@smrj.go.jp
(協力機関) 独立行政法人 日本貿易振興機構 海外調査部
東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 アーク森ビル
ジエトロ・ニューヨーク・センター
42nd Floor, McGraw-Hill Bldg., 1221 Avenue of the Americas,
New York, N.Y. 10020-1079, U.S.A.